

新 独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程			旧 独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程		
目次(略)			目次(略)		
第1章 総則			第1章 総則		
1-1 (略)			1-1 (略)		
1-2 適用			1-2 適用		
この独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程は、独立行政法人自動車技術総合機構法第12条第1号に基づく自動車、共通構造部及び自動車の装置の審査及びこれに附帯する業務について適用する。			独立行政法人自動車技術総合機構法第12条第1号に基づく自動車、共通構造部及び自動車の装置の審査及びこれに附帯する業務については、 <u>道路運送車両法(昭和26年法律第185号)</u> 、 <u>道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第71号)</u> 及び <u>道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)</u> 並びにこれらの法令に基づく国の関係通達によるほか、この独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の定めるところによる。 なお、理事長が自動車の審査に当分の間適用する取扱いとして別に定めたものについては、当該取扱いによることとする。		
1-3 用語の定義			1-3 用語の定義		
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。			この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。		
分類	用語	内容	分類	用語	内容
あ	(略)	(略)	あ	(略)	(略)
	圧縮水素ガス	水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。 <u>(CH2: Compressed Gaseous hydrogen)</u>		圧縮水素ガス	水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
	圧縮天然ガス	メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。 <u>(CNG: Compressed Natural Gas)</u>		圧縮天然ガス	メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
え	(略)	(略)	え	(略)	(略)
	液化石油ガス	プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。 <u>(LPG: Liquefied Petroleum Gas)</u>		液化石油ガス	プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。
	液化天然ガス	メタンガスを主成分とする液化ガスをいう。 <u>(LNG: Liquefied Natural Gas)</u>		(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
き	(略)	(略)	き	(略)	(略)
	吸着天然ガス	ガス容器内の吸着材に吸着させて貯蔵した天然ガスをいう。 <u>(ANG: Adsorbed Natural Gas)</u>		(新設)	(新設)

新旧対照表
1 / 196

新			旧		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
さ	(略)	(略)	さ	(略)	(略)
	細目告示	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)をいう。 なお、 <u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示(平成29年国土交通省告示第1154号)</u> は含まない。		細目告示	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成11年国土交通省告示第619号)をいう。
し	(略)	(略)	し	(略)	(略)
	乗降口に備える扉	自動車の運転者室、客室その他の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるものに備える扉をいう。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、乗車人員が乗降に使用する扉(当該乗降口とは別に設ける乗降口であって、専ら車いすを使用している者の利用に供するものを除く。)をいう。 ① 平成27年1月26日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5トンの自動車 ② 平成30年1月26日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5トンを超える自動車		乗降口に備える扉	次に掲げる自動車以外の自動車の運転者室、客室その他の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるものに備える扉をいう。 ① 平成27年1月26日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5トン以下の自動車 ② 平成30年1月26日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5トンを超える自動車
	(略)	(略)		(略)	(略)
c	(略)	(略)	c	(略)	(略)
	COCペーパー	欧州連合指令70/156/EEC 附則IXパートI、2002/24/EEC 附則IV-A、2007/46/EC 附則IX又は901/2014/EC 附則IVに基づく自動車製作者が発行する車両型式認可(Whole Vehicle Type Approval)を受けた自動車の適合証明書(EC Certificate of Conformity)をいう。 なお、EU加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。		COCペーパー	欧州連合指令70/156/EEC 附則IXパートI、2002/24/EEC 附則IV-A、2007/46/EC 附則IX又は901/2014/EC 附則IVに基づく自動車製作者が発行する車両型式認可(Whole Vehicle Type Approval)を受けた自動車の適合証明書(EC Certificate of Conformity)をいう。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新旧対照表
2 / 196

新			旧		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
E	(略) EU加盟国の自動車検査証等	欧州連合(EU)加盟国の権限ある政府機関が発行した自動車検査証又は自動車登録証をいう。 <u>なお、EU加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。</u>	E	(略) EU加盟国の自動車検査証等	欧州連合(EU)加盟国の権限ある政府機関が発行した自動車検査証又は自動車登録証をいう。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
U	UN R110	圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則をいう。	U	UN R110	圧縮天然ガスを燃料とする自動車に係る協定規則をいう。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	UN R134	圧縮水素ガス燃料自動車に係る協定規則をいう。	(略)	UN R134	水素燃料自動車の安全基準に係る協定規則をいう。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

1-3-1 (略)
1-4~1-6 (略)

第2章~第3章 (略)

第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1 敷地等における秩序維持等

(1) (略)

(2) 受検者は、検査担当者が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

① (略)

② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があった場合にはその指示に従うこと。

③~⑩ (略)

(3) ~ (6) (略)

4-2 自動車検査場における掲示等

(1) ~ (2) (略)

(3) (2) ②のその他必要な事項は、原則として次に掲げる事項とする。
ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。

① 各検査コース共通の受検時の注意事項
ア~ソ (略)

ク 自動車の審査が始まるまでの間に、受検車両の総走行距離計の表示値をボールペン等で自動車検査票1の走行距離計表示値欄に記載して下さい。
また、受検車両の総走行距離計がマイル表示の場合には、「mile」を「O」

1-3-1 (略)
1-4~1-6 (略)

第2章~第3章 (略)

第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1 敷地等における秩序維持等

(1) (略)

(2) 受検者は、検査担当者が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

① (略)

② (新設)

③~⑩ (略)

(3) ~ (6) (略)

4-2 自動車検査場における掲示等

(1) ~ (2) (略)

(3) (2) ②のその他必要な事項は、原則として次に掲げる事項とする。
ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。

① 各検査コース共通の受検時の注意事項
ア~ソ (略)

(新設)

新旧対照表
3 / 196

新	旧
②~⑥ (略)	②~⑥ (略)
(4) (略)	(4) (略)
4-3~4-4 (略)	4-3~4-4 (略)
4-5 製作年月日	4-5 製作年月日
自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。	自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。
(1) 法第59条の規定による新規検査又は法第71条の規定による予備検査に係る審査を行う場合(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。)	(1) 法第59条の規定による新規検査又は法第71条の規定による予備検査に係る審査を行う場合(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。)
① (略)	① (略)
② ①に規定する自動車以外の自動車については、原則として、初めての検査に係る申請書の提出年月日。 ただし、次の各号のいずれかに該当する自動車にあつては、それぞれ当該各号に掲げる製作年月日、発行年月日等とする。 この場合において、複数の製作年月日となる場合は、そのうちの最も古い年月日とする。 ア~イ (略)	② ①に規定する自動車以外の自動車については、原則として、初めての検査に係る申請書の提出年月日。 ただし、次の各号のいずれかに該当する自動車にあつては、それぞれ当該各号に掲げる製作年月日、発行年月日等とする。 この場合において、複数の製作年月日となる場合は、そのうちの最も古い年月日とする。 ア~イ (略)
ウ 輸入自動車にあつては、自動車通関証明書(自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。) <u>又は税関の押印がある輸入(納税)申告書(自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。)</u> に記載された輸入許可年月日(輸入許可年月日の記載がないものは発行年月日)	ウ 輸入自動車にあつては、自動車通関証明書(自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。)に記載された輸入許可年月日(輸入許可年月日の記載がないものは自動車通関証明書の発行年月日)
エ~ケ (略)	エ~ケ (略)
(2) (略)	(2) (略)
4-6 (略)	4-6 (略)
4-7 審査の実施方法等	4-7 審査の実施方法等
4-7-1 審査の実施方法	4-7-1 審査の実施方法
(1) 自動車の審査は、 <u>法、施行規則、保安基準、細目告示及び適用関係告示並びにこれらの法令等に基づく国の関係通達によるほか、この規程に基づき実施する。</u> <u>この場合において、審査を行う項目は別表3「審査の実施の方法」及び第6章から第10章までに規定する項目とし、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。</u> なお、器具の故障等が生じた場合であつて、当該自動車検査場において他に同種の器具を保有するときは、当該器具を用いて審査するものとする。	(1) 自動車の審査は、別表3「審査の実施の方法」及び第6章から第10章までに規定する項目について実施する。 <u>この場合において、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。</u> なお、器具の故障等が生じた場合であつて、当該自動車検査場において他に同種の器具を保有するときは、当該器具を用いて審査するものとする。
(2) ~ (5) (略)	(2) ~ (5) (略)
4-7-2~4-7-3 (略)	4-7-2~4-7-3 (略)
4-8 審査状況等の電磁的な記録	4-8 審査状況等の電磁的な記録
4-8-1 (略)	4-8-1 (略)
4-8-2 画像の取得及び保存	4-8-2 画像の取得及び保存

新旧対照表
4 / 196

新	旧
<p>(1) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査（完成検査終了証の発行後9月を経過した型式指定自動車、法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下4-8-2において「新規検査等」という。）の受検車両にあつては、3次元測定・画像取得装置を用いて画像の取得及び自動車審査高度化施設への保存を行うこと。</p> <p>ただし、自動車検査上屋に入場できない自動車に係る新規検査等の場合又は3次元測定・画像取得装置に障害が発生した場合にあつては、<u>自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラにより当該自動車の外観を撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設へ保存すればよい。</u></p> <p>この場合において、自動車審査高度化施設への画像の保存は、画像の取得後速やかに行うこと。</p> <p>(2) 改造自動車の改造部位、特種用途自動車の特種な設備、乗用から貨物へ改造した自動車の座席及び物品積載設備、その他3次元測定・画像取得装置では画像を取得できない部位であつて、継続検査時等において画像照合による同一性の確認が困難であると認められるものについては、別途、<u>自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラにより当該部位を撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設に保存すること。</u></p> <p>(3) 新規検査等の受検車両であつて7-100(8-100)に規定する鏡その他の装置を備えているもの（次に掲げる①又は②の自動車を除く。）については、<u>自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラにより当該装置の取付状況を撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設に保存すること。</u></p> <p>①～②（略）</p> <p>(4)～(6)（略）</p> <p>4-9～4-11（略）</p> <p>4-12 書面の提出又は提示</p> <p>4-12-1（略）</p> <p>4-12-2 審査に必要な書面</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p>(9) <u>製作年月日の判定資料</u></p> <p><u>初めての検査に係る申請書の提出年月日を製作年月日とする場合を除き、4-5の規定に基づき製作年月日を判定する際の根拠が確認できる資料の提出(4-5(1)①は提示)を求め審査するものとする。</u></p> <p><u>この場合において、4-5(1)②のうち、イからカまでに掲げるものについては、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済であることを表示した場合には、写しをもって代えることができる。</u></p> <p>4-13～4-15（略）</p> <p>4-16 特種用途自動車の審査</p> <p>4-16-1 規定の適用</p>	<p>(1) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査（完成検査終了証の発行後9月を経過した型式指定自動車、法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であつて、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下4-8-2において「新規検査等」という。）の受検車両にあつては、3次元測定・画像取得装置を用いて画像の取得及び自動車審査高度化施設への保存を行うこと。</p> <p>ただし、自動車検査上屋に入場できない自動車に係る新規検査等の場合又は3次元測定・画像取得装置に障害が発生した場合にあつては、デジタルカメラにより当該自動車の外観を撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設へ保存すればよい。</p> <p>この場合において、自動車審査高度化施設への画像の保存は、画像の取得後速やかに行うこと。</p> <p>(2) 改造自動車の改造部位、特種用途自動車の特種な設備、乗用から貨物へ改造した自動車の座席及び物品積載設備、その他3次元測定・画像取得装置では画像を取得できない部位であつて、継続検査時等において画像照合による同一性の確認が困難であると認められるものについては、別途、デジタルカメラにより当該部位を撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設に保存すること。</p> <p>(3) 新規検査等の受検車両であつて7-100(8-100)に規定する鏡その他の装置を備えているもの（次に掲げる①又は②の自動車を除く。）については、デジタルカメラにより当該装置の取付状況を撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設に保存すること。</p> <p>①～②（略）</p> <p>(4)～(6)（略）</p> <p>4-9～4-11（略）</p> <p>4-12 書面の提出又は提示</p> <p>4-12-1（略）</p> <p>4-12-2 審査に必要な書面</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p>(新設)</p> <p>4-13～4-15（略）</p> <p>4-16 特種用途自動車の審査</p> <p>4-16-1 規定の適用</p>

新旧対照表
5 / 196

新	旧
<p>(1) 特種用途自動車に適用する規定については、<u>それぞれの規定において、受検車両の受検時における各々の要素(例：自動車の種別、乗車定員、車両総重量等)を基に判断するものとする。</u></p> <p>この場合において、次のいずれかに該当する特種用途自動車については「貨物の運送の用に供する自動車」とみなして取扱うものとし、<u>それ以外の特種用途自動車については「専ら乗用の用に供する自動車」とみなして取扱うものとする。</u></p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 指定自動車等以外の自動車を架装した特種用途自動車（①及び②の自動車を除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 車両型式認可を受けた時点のカテゴリが「M₁」、「M₂」、「M₃」、「L₁」、「L₂」又は「L₃」以外のもの</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) <u>指定自動車等を架装した特種用途自動車であつて、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する用途が「乗合」であり、かつ、(1)により「専ら乗用の用に供する自動車」とみなして取扱うものについては、受検車両の受検時における乗車定員にかかわらず、「専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員11人以上のもの」として規定の適用を判断することができる。</u></p> <p>4-16-2（略）</p> <p>4-17（略）</p> <p>4-18 破壊試験</p> <p>(削除)</p> <p>この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。</p> <p>ただし、7-13-1-3(3)、7-22-1-2(3)、7-24-1-2(2)、7-25-1-2(2)①から⑤まで、7-27-1(1)、7-28-1(1)、7-29-1(1)、7-30-1(1)、7-31-1(2)②及び7-31-1(2)①に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(削除)</p>	<p>(1) 特種用途自動車に適用する規定については、<u>審査時車両状態</u>における各々の要素を用いて判断するものとする。</p> <p>この場合において、次のいずれかに該当する特種用途自動車については、<u>それぞれの規定において、「貨物の運送の用に供する自動車」とみなして取扱うものとする。</u></p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 指定自動車等以外の自動車を架装した特種用途自動車（①及び②の自動車を除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 車両型式認可を受けた時点のカテゴリが「M₁」、「M₂」、「M₃」、「L₁」、「L₂」又は「L₃」以外のもの</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(新設)</p> <p>4-16-2（略）</p> <p>4-17（略）</p> <p>4-18 破壊試験</p> <p>4-18-1 破壊試験</p> <p>この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。</p> <p>ただし、7-13-1-3(3)、7-22-1-2(3)、7-24-1-2(2)、7-25-1-2(2)①から⑤まで、7-27-1(1)、7-28-1(1)、7-29-1(1)、7-30-1(1)及び7-31-1(2)②に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>4-18-2 書面審査</p> <p>4-18-1に掲げる技術基準等への適合性を書面により審査する場合は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 次のいずれかの書面であること。</p> <p>① <u>当該検査に係る自動車を製作した者が証明した書面の原本</u></p> <p>なお、当該書面が複製の自動車について証明している場合には、当該書面の写しであつて原本と照合済であることを事務所等で行つたものでもよい。</p> <p>② <u>当該検査に係る自動車に、技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外</u></p>

新旧対照表
6 / 196

新	旧
<p>4-19~4-25 (略)</p> <p>第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法 5-1~5-2 (略)</p> <p>5-3 審査結果通知情報 審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。</p> <p>5-3-1~5-3-9 (略)</p> <p>5-3-10 乗車定員、最大積載量及び車両総重量 (1) ~ (11) (略)</p> <p>(12) 自動車の最大積載量は、7-115 (7-115 (5) から (9) までを除く。) により算出した値を次の数値により通知する。 ただし、国際海上コンテナを輸送する被牽引自動車であって、かつ、最大積載量が30,480kgのものに限り、これによらず30,480kgとして通知する。 ①~② (略)</p> <p>③ <u>自動車検査証、自動車整備検査証又は登録簿別情報等通知書に記載されている最大積載量が100, 150, 200, 250, 300, 350, 400, 500, 600, 750, 850, 1,000,</u></p>	<p>国基準に適合している旨のラベル、銘板、防出し等の当該自動車を製作した者による表示がある場合には、当該外国基準に適合している旨を記載した書面</p> <p>③ <u>技術基準等に規定している試験を実施することができる公的試験機関等が発行した試験成績書の原本又は当該試験成績書の写しであって原本と照合できる旨の表示を事務所等で行ったもの</u></p> <p>(2) (1) の書面に必要な記載事項は次のとおりとする。</p> <p>① (1) ①の書面には、当該証明が真正なものであることを確認できるよう、製作者の名称及び所在地、車両番号並びに署名者の氏名、職名、所属、連絡先の電話番号及びファクシミリ番号を明記したものであること。</p> <p>② (1) ②の書面の様式は、原則、別添1「試験規程」に規定されている試験成績書の様式とする。</p> <p>また、試験計画データ、試験を実施した自動車と当該検査に係る自動車の構造・装置が同一であることが確認できる写真(試験実施前)及び試験実施後の構造・装置の状況が確認できる写真が添付されていること。</p> <p>(3) (1) ①の書面の審査にあたっては、次により判断すること。</p> <p>① <u>技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準への適合性が記載されており、かつ、その記載に係る証明が真正なものと判断できる場合には、当該検査に係る自動車が保安基準に適合していると判断する。</u></p> <p>② <u>技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準への適合性が記載されていない場合、又は技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準以外への適合性が記載されている場合には、当該自動車が保安基準に適合していないと判断する。</u></p> <p>4-19~4-25 (略)</p> <p>第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法 5-1~5-2 (略)</p> <p>5-3 審査結果通知情報 審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。</p> <p>5-3-1~5-3-9 (略)</p> <p>5-3-10 乗車定員、最大積載量及び車両総重量 (1) ~ (11) (略)</p> <p>(12) 自動車の最大積載量は、7-115 (7-115 (5) から (9) までを除く。) により算出した値を次の数値により通知する。 ただし、国際海上コンテナを輸送する被牽引自動車であって、かつ、最大積載量が30,480kgのものに限り、これによらず30,480kgとして通知する。 ①~② (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新旧対照表
7 / 196

新	旧												
<p><u>20, 320, 1,000 を超える場合は250刻み(単位はkg)となっている使用の過程にある自動車であって、当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、①又は②にかかわらず、その最大積載量の数値とすることができる。</u></p> <p>5-3-11~5-3-12 (略)</p> <p>5-3-13 燃料の種類 燃料の種類は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン／LPG」、「ガソリン／灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、「軽油・電気」又は「その他」のいずれかとするものとする。 この場合において、それぞれの燃料の種類の間を「/」(1字空白) でつないでいるものは切替式を示し、「・」でつないでいるものは併用式を示す。 また、「その他」とは、当該自動車に用いている燃料の種類が上記に掲げられていない場合に選択するものとし、その際には5-3-16 (1) の規定により自動車検査証の備考欄に記載するよう通知するものとする。</p> <p>5-3-14~5-3-15 (略)</p> <p>5-3-16 備考欄 (1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記載を要する自動車 (略)</th> <th>記載されるべき趣旨 (略)</th> <th>記載例 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 20-1の内容は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを記載する。 なお、近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された騒音値とする。</p> <p>① 二輪自動車 ア~イ (略)</p> <p>ウ <u>細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示がある場合には、当該表示</u></p> <p>② 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びに大型特殊自動車を除く。)</p> <p>ア 指定自動車等 (7) ~ (4) (略)</p> <p>ウ <u>細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示がある場合には、当該表示</u></p> <p>イ 指定自動車等以外の自動車 (7) ~ (4) (略)</p> <p>ウ <u>細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街</u></p>	記載を要する自動車 (略)	記載されるべき趣旨 (略)	記載例 (略)	備考			<p>5-3-11~5-3-12 (略)</p> <p>5-3-13 燃料の種類 燃料の種類は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン／LPG」、「ガソリン／灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、「軽油・電気」又は「その他」のいずれかとするものとする。 この場合において、それぞれの燃料の種類の間を「/」でつないでいるものは切替式を示し、「・」でつないでいるものは併用式を示す。 また、「その他」とは、当該自動車に用いている燃料の種類が上記に掲げられていない場合に選択するものとし、その際には5-3-16 (1) の規定により自動車検査証の備考欄に記載するよう通知するものとする。</p> <p>5-3-14~5-3-15 (略)</p> <p>5-3-16 備考欄 (1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記載を要する自動車 (略)</th> <th>記載されるべき趣旨 (略)</th> <th>記載例 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 20-1の内容は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを記載する。 なお、近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された騒音値とする。</p> <p>① 二輪自動車 ア~イ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)</p> <p>ア 指定自動車等 (7) ~ (4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ 指定自動車等以外の自動車 (7) ~ (4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	記載を要する自動車 (略)	記載されるべき趣旨 (略)	記載例 (略)	備考		
記載を要する自動車 (略)	記載されるべき趣旨 (略)	記載例 (略)											
備考													
記載を要する自動車 (略)	記載されるべき趣旨 (略)	記載例 (略)											
備考													

新旧対照表
8 / 196

新				旧			
<p>※2～※3 (略)</p> <p>(2) 下表の装置の性能等欄に掲げる内容に関し、4-18 ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、適用した規定欄に掲げる規定により判断を行った場合は、備考欄の記載内容欄の例により通知するものとする。</p>				<p>※2～※3 (略)</p> <p>(2) 下表の装置の性能等欄に掲げる内容に関し、4-18-1 ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、適用した規定欄に掲げる規定により判断を行った場合は、備考欄の記載内容欄の例により通知するものとする。</p>			
装置の性能等	適用した規定	備考欄の記載内容	備考欄コード	装置の性能等	適用した規定	備考欄の記載内容	備考欄コード
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
自動車との側面衝突時の乗員保護に係る性能等	(略)	(略)	(略)	自動車との側面衝突時の乗員保護に係る性能等	(略)	(略)	(略)
ボールとの側面衝突時の乗員保護に係る性能等	7-30-1 (3)	この自動車に備える車体及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、ボールとの側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の荷重を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	507	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
歩行者保護に係る性能等	(略)	(略)	(略)	歩行者保護に係る性能等	(略)	(略)	(略)
	7-31-1 (4)	(略)	508		7-31-1 (4)	(略)	二
(3)～(5) (略)				(3)～(5) (略)			
5-3-17 (略)				5-3-17 (略)			
5-4 (略)				5-4 (略)			
第6章 新規検査又は予備検査 (指定自動車等の新車)				第6章 新規検査又は予備検査 (指定自動車等の新車)			
6-1～6-10 (略)				6-1～6-10 (略)			
6-11 走行装置				6-11 走行装置			
7-11の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。				7-11の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) 自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤは、下表に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準。				(2) 自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤは、下表に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準。			
この場合において、表中(1)及び(2)に掲げる自動車に備える空気入ゴムタイヤであって、UN R117-02-S9に基づく「S2WR2」の添字が表示されているものは、これらの基準に適合するものとする。				この場合において、表中(1)及び(2)に掲げる自動車に備える空気入ゴムタイヤであって、UN R117-02-S9に基づく「S2WR2」の添字が表示されているものは、これらの基準に適合するものとする。			
ただし、次の①から③に掲げる自動車にあっては、細目告示別添3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイ				ただし、次の①から④に掲げる自動車にあっては、細目告示別添3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイ			

新旧対照表
9 / 196

新		旧	
<p>ヤの技術基準」及び細目告示別添5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよいものとし、諸元表に記載されているタイヤと異なるもの(タイヤの呼び、タイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等が異なるものをいう。)が装着されている場合であって、当該装着されているタイヤが7-11-1(3)①の空気入ゴムタイヤに加わる荷重に係る規定に適合しているときは、これらの基準への適合性審査を省略することができる。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車であって、次のアからエのいずれかに該当するもの。<u>(適用関係告示第5条第4項関係)</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 平成30年4月1日から平成34年3月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(7) 平成30年3月31日以前の型式指定自動車及び新製届出自動車</p> <p>(4) 平成30年4月1日以降の型式指定自動車及び新製届出自動車であって、平成30年3月31日以前の型式指定自動車及び新製届出自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p> <p><u>(削除) ※ (2) ①イ (イ) → 移動</u></p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5t以下のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの及び被牽引自動車であって車両総重量が3.5t以下のものであって、次のアからオのいずれかに該当するもの。<u>(適用関係告示第5条第5項関係)</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 平成31年4月1日から平成36年3月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(7) 平成31年3月31日以前の型式指定自動車及び新製届出自動車</p> <p>(4) 平成31年4月1日以降の型式指定自動車及び新製届出自動車であ</p>		<p>ヤの技術基準」及び細目告示別添5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよいものとし、諸元表に記載されているタイヤと異なるもの(タイヤの呼び、タイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等が異なるものをいう。)が装着されている場合であって、当該装着されているタイヤが7-11-1(3)①の空気入ゴムタイヤに加わる荷重に係る規定に適合しているときは、これらの基準への適合性審査を省略することができる。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車であって、次のアからオのいずれかに該当するもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 平成30年4月1日から平成34年3月31日までに製作された型式指定自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(7) 平成30年3月31日以前の型式指定自動車</p> <p>(4) 平成30年4月1日以降の型式指定自動車であって、平成30年3月31日以前の型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p> <p>ウ 平成30年4月1日から平成34年3月31日までに製作された新製届出自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(7) 平成30年3月31日以前の型式指定自動車</p> <p>(4) 平成30年4月1日以降の型式指定自動車であって、平成30年3月31日以前の型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5t以下のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの及び被牽引自動車であって車両総重量が3.5t以下のものであって、次のアからオのいずれかに該当するもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 平成31年4月1日から平成36年3月31日までに製作された型式指定自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(7) 平成31年3月31日以前の型式指定自動車</p> <p>(4) 平成31年4月1日以降の型式指定自動車であって、平成31年3月</p>	

新旧対照表
10 / 196

新	旧
<p>って、平成31年3月31日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p> <p><u>(削除) ※ (2) ②イ (1) へ移動</u></p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及び被牽引自動車であって車両総重量が3.5tを超えるものであって、次のアからオのいずれかに該当するもの <u>(適用関係告示第5条第6項関係)</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 平成35年4月1日から平成38年3月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(ア) 平成35年3月31日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車</p> <p>(イ) 平成35年4月1日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成35年3月31日以前の型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p> <p><u>(削除) ※ (2) ②イ (1) へ移動</u></p>	<p>31日以前の型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p> <p>ウ 平成31年4月1日から平成36年3月31日までに製作された新型届出自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(ア) 平成31年3月31日以前の型式指定自動車</p> <p>(イ) 平成31年4月1日以降の型式指定自動車であって、平成31年3月31日以前の型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及び被牽引自動車であって車両総重量が3.5tを超えるものであって、次のアからオのいずれかに該当するもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 平成35年4月1日から平成38年3月31日までに製作された型式指定自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(ア) 平成35年3月31日以前の型式指定自動車</p> <p>(イ) 平成35年4月1日以降の型式指定自動車であって、平成35年3月31日以前の型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p> <p>ウ 平成35年4月1日から平成38年3月31日までに製作された新型届出自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(ア) 平成35年3月31日以前の型式指定自動車</p> <p>(イ) 平成35年4月1日以降の型式指定自動車であって、平成35年3月31日以前の型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p>

新旧対照表
11 / 196

新	旧																		
<p>ウ～エ (略)</p> <p>④ 平成38年3月31日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車 <u>(適用関係告示第5条第7項関係)</u></p> <p>⑤ 平成29年12月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって乗車定員10人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量が3.5tを超える自動車又は車両総重量3.5tを超える被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ及び平成30年1月1日以降に製作されたものうち平成29年12月31日以前に指定を受けたものについては、UN R54-00-S22の3.(3.2.を除く。)及び6.に適合するものであればよい。</p> <p>ただし、速度区分記号がA1からEまでの空気入ゴムタイヤには適用しない。</p> <p><u>(適用関係告示第5条第9項関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="255 1635 782 2116"> <thead> <tr> <th>自動車の区分</th> <th>適用される基準 (強度、滑り止めの性能 保安基準第9条第2項関係)</th> <th>適用される基準 (騒音の大きさ 保安基準第9条第3項関係)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 次に掲げる自動車 ①～③ (略)</td> <td>UN R30-02-S19の3.(3.2.を除く。)及び6.</td> <td>UN R117-02-S9の規則4.(4.3.及び4.4.を除く。)及び6.(6.1.(転がり音)及び6.3.(転がり抵抗)にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。また、6.1.及び6.3.に代えて8.3.及び8.4.に適合するものであってもよい。)ただし、次に掲げるタイヤには適用しない。</td> </tr> <tr> <td>(2) 次に掲げる自動車 ①～④ (略)</td> <td>UN R54-00-S22の3.(3.2.を除く。)及び6.に限る。ただし、速度区分記号がA1からEまでの空気入ゴムタイヤには適用しない。</td> <td>① UN R117に規定するリム径の呼びが10以下又は25以上の空気入ゴムタイヤ</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の区分	適用される基準 (強度、滑り止めの性能 保安基準第9条第2項関係)	適用される基準 (騒音の大きさ 保安基準第9条第3項関係)	(1) 次に掲げる自動車 ①～③ (略)	UN R30-02-S19の3.(3.2.を除く。)及び6.	UN R117-02-S9の規則4.(4.3.及び4.4.を除く。)及び6.(6.1.(転がり音)及び6.3.(転がり抵抗)にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。また、6.1.及び6.3.に代えて8.3.及び8.4.に適合するものであってもよい。)ただし、次に掲げるタイヤには適用しない。	(2) 次に掲げる自動車 ①～④ (略)	UN R54-00-S22の3.(3.2.を除く。)及び6.に限る。ただし、速度区分記号がA1からEまでの空気入ゴムタイヤには適用しない。	① UN R117に規定するリム径の呼びが10以下又は25以上の空気入ゴムタイヤ	<p>装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>④ 平成38年3月31日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車 <u>(新設)</u></p> <table border="1" data-bbox="893 1635 1420 2116"> <thead> <tr> <th>自動車の区分</th> <th>適用される基準 (強度、滑り止めの性能 保安基準第9条第2項関係)</th> <th>適用される基準 (騒音の大きさ 保安基準第9条第3項関係)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 次に掲げる自動車 ①～③ (略)</td> <td>UN R30-02-S18の3.(3.2.を除く。)及び6.</td> <td>UN R117-02-S9の規則4.(4.3.及び4.4.を除く。)及び6.(6.1.(転がり音)及び6.3.(転がり抵抗)にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。また、6.1.及び6.3.に代えて8.3.及び8.4.に適合するものであってもよい。)ただし、次に掲げるタイヤには適用しない。</td> </tr> <tr> <td>(2) 次に掲げる自動車 ①～④ (略)</td> <td>UN R54-00-S21の3.(3.2.を除く。)及び6.に限る。ただし、速度区分記号がA1からEまでの空気入ゴムタイヤには適用しない。</td> <td>① 協定規則第117号に規定するリム径の呼びが10以下又は25以上の空気入ゴムタイヤ</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の区分	適用される基準 (強度、滑り止めの性能 保安基準第9条第2項関係)	適用される基準 (騒音の大きさ 保安基準第9条第3項関係)	(1) 次に掲げる自動車 ①～③ (略)	UN R30-02-S18の3.(3.2.を除く。)及び6.	UN R117-02-S9の規則4.(4.3.及び4.4.を除く。)及び6.(6.1.(転がり音)及び6.3.(転がり抵抗)にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。また、6.1.及び6.3.に代えて8.3.及び8.4.に適合するものであってもよい。)ただし、次に掲げるタイヤには適用しない。	(2) 次に掲げる自動車 ①～④ (略)	UN R54-00-S21の3.(3.2.を除く。)及び6.に限る。ただし、速度区分記号がA1からEまでの空気入ゴムタイヤには適用しない。	① 協定規則第117号に規定するリム径の呼びが10以下又は25以上の空気入ゴムタイヤ
自動車の区分	適用される基準 (強度、滑り止めの性能 保安基準第9条第2項関係)	適用される基準 (騒音の大きさ 保安基準第9条第3項関係)																	
(1) 次に掲げる自動車 ①～③ (略)	UN R30-02-S19の3.(3.2.を除く。)及び6.	UN R117-02-S9の規則4.(4.3.及び4.4.を除く。)及び6.(6.1.(転がり音)及び6.3.(転がり抵抗)にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。また、6.1.及び6.3.に代えて8.3.及び8.4.に適合するものであってもよい。)ただし、次に掲げるタイヤには適用しない。																	
(2) 次に掲げる自動車 ①～④ (略)	UN R54-00-S22の3.(3.2.を除く。)及び6.に限る。ただし、速度区分記号がA1からEまでの空気入ゴムタイヤには適用しない。	① UN R117に規定するリム径の呼びが10以下又は25以上の空気入ゴムタイヤ																	
自動車の区分	適用される基準 (強度、滑り止めの性能 保安基準第9条第2項関係)	適用される基準 (騒音の大きさ 保安基準第9条第3項関係)																	
(1) 次に掲げる自動車 ①～③ (略)	UN R30-02-S18の3.(3.2.を除く。)及び6.	UN R117-02-S9の規則4.(4.3.及び4.4.を除く。)及び6.(6.1.(転がり音)及び6.3.(転がり抵抗)にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。また、6.1.及び6.3.に代えて8.3.及び8.4.に適合するものであってもよい。)ただし、次に掲げるタイヤには適用しない。																	
(2) 次に掲げる自動車 ①～④ (略)	UN R54-00-S21の3.(3.2.を除く。)及び6.に限る。ただし、速度区分記号がA1からEまでの空気入ゴムタイヤには適用しない。	① 協定規則第117号に規定するリム径の呼びが10以下又は25以上の空気入ゴムタイヤ																	

新旧対照表
12 / 196

新		旧	
		② (略) ③ UN R117に規定するプロフェッショナルオフロードタイヤとして設計されたものであって、「POR」と表示された空気入ゴムタイヤ (削除) ④ 予備としてトランクルーム、車体の後面等に備えられている空気入ゴムタイヤ	② (略) ③ <u>協定規則第117号</u> に規定するプロフェッショナルオフロードタイヤとして設計されたものであって、「POR」と表示された空気入ゴムタイヤ ④ <u>前号ハに掲げる空気入ゴムタイヤ</u> ⑤ 予備としてトランクルーム、車体の後面等に備えられている空気入ゴムタイヤ
二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪自動車	UN R75-00-S17の3.(3,2を除く。)及び6.に限る。 ただし、オフロード用に設計されたものであって、「NHS」と表示されたものには適用しない。	二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪自動車	UN R75-00-S16の3.(3,2を除く。)及び6.に限る。 ただし、オフロード用に設計されたものであって、「NHS」と表示されたものには適用しない。
<p><参考1> (略) <参考2> (略)</p> <p>(3) <u>次に掲げる自動車については、それぞれに掲げる基準。</u> <u>ただし、平成30年1月31日以前に製作された自動車については、適用しない。</u> <u>(適用関係告示第5条第3項関係)</u></p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものに備える応急用予備走行装置については、UN R64-03の5.及び6.に定める基準。 <u>なお、視認等により応急用予備走行装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。</u></p> <p>② <u>専ら乗用の用に供する自動車（車両総重量3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものに備えるタイヤ空気圧監視装置</u></p>		<p><参考1> (略) <参考2> (略)</p> <p>(3) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものに備える応急用予備走行装置については、UN R64-02-S2の5.及び6.に定める基準。 <u>ただし、平成30年1月31日以前に製作された自動車については、適用しない。</u> <u>(適用関係告示第5条第3項関係)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	

新旧対照表
13 / 196

新		旧	
<p><u>置については、UN R141-00の5.及び6.に定める基準。</u> <u>なお、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。</u></p> <p>(4) <u>専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に取付けられている空気入りゴムタイヤは、UN R142-00の5.に定める基準に適合すること。</u> <u>この場合において、確実に取付けられている空気入りゴムタイヤにあっては、この基準に適合するものとする。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車には、適用しない。（適用関係告示第5条第4項関係）</u></p> <p>① 平成31年8月31日以前に製作された自動車 ② 平成31年9月1日から平成34年8月31日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成31年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車（空気入りゴムタイヤを備えたものに限る。） イ 平成31年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車（空気入りゴムタイヤを備えたものに限る。）であつて、平成31年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び共通構造部型式指定自動車（空気入りゴムタイヤを備えたものに限る。）と種別、用途、車体の外形、原動機の種別及び主要構造、燃料の種別及び動力用電源装置の種別、動力伝達装置の種別及び主要構造、操縦装置の種別及び主要構造、懸架装置の種別及び主要構造、軸距、主制動装置の種別並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p> <p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が平成34年8月31日以前のもの</u></p>			<p><u>(新設)</u></p>
6-12~6-31 (略)		6-12~6-31 (略)	
6-31の2 <u>バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能</u> <u>7-31の2の規定を適用する。</u>			<u>(新設)</u>
6-32~6-40 (略)		6-32~6-40 (略)	
6-41 座席ベルト等 7-41の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座		6-41 座席ベルト等 7-41の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座	

新旧対照表
14 / 196

新	旧				
<p>席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げる基準。</p> <p>① 7-41-2 (5) の自動車に備える座席ベルトの取付装置については、UN R14-07-S8 の5.、6.及び7.に定める基準。</p> <p>この場合において、UN R14-07-S8 の規定は、当分の間、平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができ、同別添3.1.中「22,300N(後向き座席にあっては8,900N、バス等に備える座席にあっては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、3.2.中「13,500N(後向き座席にあっては5,400N、バス等に備える座席にあっては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1.中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。</p> <p>ただし、乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあっては、7-41-2 (2) ②に適合すればよい。</p> <p>② 7-41-2 (7) の自動車に備える座席ベルトについては、UN R16-07-S1 の6.及び7.に定める基準。</p> <p>ただし、乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、7-41-2 (4) ①から⑥までに定める基準に適合すればよい。</p> <p>この場合において、UN R16-07-S1 の規定は、当分の間、平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」によることができる。</p> <p>6-42 座席ベルト非装着時警報装置</p> <p>7-42の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト(①から④までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、UN R16-07-S1 の8.4.(8.4.1.3.を除く。)に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">座席の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	座席の種類			<p>席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げる基準。</p> <p>① 7-41-2 (5) の自動車に備える座席ベルトの取付装置については、UN R14-07-S7 の5.、6.及び7.に定める基準。</p> <p>この場合において、UN R14-07-S7 の規定は、当分の間、平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができ、同別添3.1.中「22,300N(後向き座席にあっては8,900N、バス等に備える座席にあっては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、3.2.中「13,500N(後向き座席にあっては5,400N、バス等に備える座席にあっては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1.中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。</p> <p>ただし、乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあっては、7-41-2 (2) ②に適合すればよい。</p> <p>② 7-41-2 (7) の自動車に備える座席ベルトについては、UN R16-06-S7 の6.及び7.に定める基準。</p> <p>ただし、乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、7-41-2 (4) ①から⑥までに定める基準に適合すればよい。</p> <p>この場合において、UN R16-06-S7 の規定は、当分の間、平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」によることができる。</p> <p>6-42 座席ベルト非装着時警報装置</p> <p>7-42の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(新設)</p>
自動車の種別	座席の種類				

新旧対照表
15 / 196

新	旧
<p>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの</p> <p>運転者席及びその他の座席</p>	
<p>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの</p> <p>運転者席及びこれと並列の座席</p>	
<p>① 補助座席に備える座席ベルト</p> <p>② UN R16-07-S1 の2.1.4.に定める座席ベルト</p> <p>③ キャンピング車及び農耕車に備える座席であって運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に備える座席ベルト</p> <p>④ 高齢者、障害者等が移動のため車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び車輪送車に備える座席に備える座席ベルト</p> <p>⑤ またがり式の座席に備える座席ベルト</p> <p>⑥ 専ら座席の用に供する床面以外の床面(荷台及び通路を除く。)に設けられる容易に折り畳むことができる座席(座席の後部部分のみが折り畳むことができるものを除く。)に備える座席ベルト</p> <p>⑦ かじ取ハンドルの回転角度がcaじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる1人用の座席に備える座席ベルト</p> <p>⑧ 非常口付近に備えられた座席に備える座席ベルト</p> <p>⑨ 幼児用座席及び児童用座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことができる座席に備える座席ベルト</p> <p>⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第47条の2の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及びUN R16-07-S1 の15.6.に定める座席に備えるもの</p> <p>ア 平成34年8月31日以前に製作された自動車</p> <p>イ 平成34年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(7) 平成34年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>(4) 平成34年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成34年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び</p>	

新旧対照表
16 / 196

新	旧
<p>基本車体構造が同一であるもの</p> <p>(2) 次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であって、座席ベルト非装着時警報装置に係る性能について変更のないもの</p> <p>(a) UN R16に基づく認可証(写しをもって代えることができる。)を有する自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UN R16-06のものに限る。 <p>(b) UN R16に基づくⓂマークを有する自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UN R16-06のものに限る。 <p>(c) (a)又は(b)の自動車と同一の構造を有するもの</p> <p>(d) 諸示表によりUN R16-06に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの</p> <p>(2) 次に掲げる自動車については、(1)にかかわらず(3)の規定を適用する。</p> <p>① 平成32年8月31日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成32年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成32年8月31日以前の型式指定自動車、新製届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 平成32年9月1日以降の型式指定自動車、新製届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成32年8月31日以前の型式指定自動車、新製届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>6-43~6-52 (略)</p> <p>6-53 騒音防止装置</p> <p>7-53の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-S2の6.(6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ2に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。ただし、UN R51-03-S2の6.2.1.1.及び6.2.2.の規定にかかわらず、8.1.2.の規定に適合する構造であればよいものとする。</p> <p>なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を</p>	<p>(新設)</p> <p>(1) (略)</p> <p>6-43~6-52 (略)</p> <p>6-53 騒音防止装置</p> <p>7-53の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-S1の6.(6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ2に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。ただし、UN R51-03-S1の6.2.1.1.及び6.2.2.の規定にかかわらず、8.1.2.の規定に適合する構造であればよいものとする。</p> <p>なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を</p>

新旧対照表
17 / 196

新	旧
<p>確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車については、この限りでない。(適用関係告示第27条第28項関係)</p> <p>①~③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>6-54~6-61 (略)</p> <p>6-62 走行用前照灯</p> <p>7-62の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」(二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」)に定める基準。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①~④ (略)</p> <p>⑤ 次に掲げる自動車(母車走行灯を有するものを除く。)については、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに支持装置の取付装置の技術基準」4.2.7.5.及び4.2.7.7.の規定は適用しない。</p> <p>ア 平成32年4月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、平成33年4月7日)以前に製作された自動車</p> <p>イ 平成32年4月8日から平成33年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車)にあつては、平成33年4月8日から平成35年10月7日)までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>(7) 平成32年4月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車)にあつては、平成33年4月7日)以前の型式指定自動車、新製届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>(4) 平成32年4月8日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車)にあつては、平成33年4月8日)以降の型式指定自動車、新製届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であつて、平成32年4月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車)にあつては、平成33年4月7日)以前の型式指定自動車、新製届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p>	<p>確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車については、この限りでない。(適用関係告示第27条第28項関係)</p> <p>①~③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>6-54~6-61 (略)</p> <p>6-62 走行用前照灯</p> <p>7-62の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」(二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」)に定める基準。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①~④ (略)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
18 / 196

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>車と前照灯の型式が同一であるもの</u></p> <p>ウ <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過しないものに限る。)の発行日が平成 33 年 10 月 7 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車)であっては、平成 35 年 10 月 7 日)以前のもの</u></p> <p>⑩ <u>次に掲げる自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.6.7.4.の規定は適用せず、同別添 4.8.1.の規定にかかわらず、平成 30 年 2 月 9 日付け国土交通省告示第 147 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.8.1.に適合するものであればよい。</u></p> <p>ア <u>平成 31 年 2 月 9 日以前に製作された自動車</u></p> <p>イ <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が平成 31 年 2 月 9 日以前のもの</u></p> <p>(適用関係告示第 29 条第 4 項、第 8 項、第 9 項、第 12 項及び第 22 項、適用関係告示第 30 条第 5 項及び第 10 項、適用関係告示第 31 条第 2 項及び第 6 項、適用関係告示第 32 条第 4 項、第 7 項及び第 9 項、適用関係告示第 33 条第 3 項及び第 6 項、適用関係告示第 35 条第 6 項及び第 10 項、適用関係告示第 36 条第 3 項及び第 4 項、適用関係告示第 37 条第 5 項、第 9 項及び第 11 項、適用関係告示第 38 条第 5 項及び第 8 項、適用関係告示第 39 条第 5 項及び第 8 項、適用関係告示第 40 条第 2 項及び第 5 項、適用関係告示第 41 条の 2 第 2 項及び第 4 項、適用関係告示第 42 条第 5 項、第 10 項及び第 12 項、適用関係告示第 43 条第 3 項及び第 7 項、適用関係告示第 44 条第 5 項から第 8 項及び第 11 項、適用関係告示第 45 条第 8 項、第 15 項、第 17 項及び第 22 項、適用関係告示第 46 条第 3 項、適用関係告示第 47 条第 5 項及び第 9 項、適用関係告示第 48 条第 3 項関係)</p> <p>(2) 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車以外の自動車に備える前照灯については、UN R98-01-S9 の 5.、6.及び 7.に定める基準又は UN R112-01-S8 の 5.、6.、7.及び 8.に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車については UN R98-01-S9 の 5.、6.及び 7.に定める基準、UN R112-01-S8 の 5.、6.、7.及び 8.に定める基準又は UN R113-02 の 5.、6.、及び 7.に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R98-01-S9 の 6.にかかわらず 9.3.、UN R112-01-S8 の 6.にかかわらず 10.2.並びに UN R113-02 の 6.にかかわらず 9.2.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源に関し、UN R98-01-S9 の 5.8.1.及び 5.8.2.、UN R112-01-S8 の 5.3.1.及び 5.3.1.3.並びに UN R113-02 の 5.3.1.及び 5.4.1.は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、UN R98-01-S9 の 5.8.4.、UN R112-01-S8 の 5.3.1.2.並びに UN R113-02 の 5.3.2.及び 5.4.2.にかかわらず、定格電球を使用する場合に</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(適用関係告示第 29 条第 4 項、第 8 項、第 9 項及び第 12 項、適用関係告示第 30 条第 5 項及び第 10 項、適用関係告示第 31 条第 2 項及び第 6 項、適用関係告示第 32 条第 4 項、第 7 項及び第 9 項、適用関係告示第 33 条第 3 項及び第 6 項、適用関係告示第 35 条第 6 項及び第 10 項、適用関係告示第 36 条第 3 項及び第 4 項、適用関係告示第 37 条第 5 項、第 9 項及び第 11 項、適用関係告示第 38 条第 5 項及び第 8 項、適用関係告示第 39 条第 5 項及び第 8 項、適用関係告示第 40 条第 2 項及び第 5 項、適用関係告示第 41 条の 2 第 2 項及び第 4 項、適用関係告示第 42 条第 5 項、第 10 項及び第 12 項、適用関係告示第 43 条第 3 項及び第 7 項、適用関係告示第 44 条第 5 項から第 8 項及び第 11 項、適用関係告示第 45 条第 8 項、第 15 項及び第 17 項、適用関係告示第 46 条第 3 項、適用関係告示第 47 条第 5 項、適用関係告示第 48 条第 3 項関係)</p> <p>(2) 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車以外の自動車に備える前照灯については、UN R98-01-S8 の 5.、6.及び 7.に定める基準又は UN R112-01-S7 の 5.、6.、7.及び 8.に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車については UN R98-01-S8 の 5.、6.及び 7.に定める基準、UN R112-01-S7 の 5.、6.、7.及び 8.に定める基準又は UN R113-01-S6 の 5.、6.、及び 7.に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R98-01-S8 の 6.にかかわらず 9.3.、UN R112-01-S7 の 6.にかかわらず 10.2.並びに UN R113-01-S6 の 6.にかかわらず 9.2.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源に関し、UN R98-01-S8 の 5.8.1.及び 5.8.2.、UN R112-01-S7 の 5.3.1.及び 5.3.1.3.並びに UN R113-01-S6 の 5.3.1.及び 5.4.1.は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、UN R98-01-S8 の 5.8.4.、UN R112-01-S7 の 5.3.1.2.並びに UN R113-01-S6 の 5.3.2.及び 5.4.2.にかかわらず、定格電球を使用する場合に</p>

新旧対照表
19 / 196

新	旧
<p>あっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 次に掲げる自動車については、「UN R98-01-S9」を「UN R98-00-S11」と、「UN R112-01-S8」を「UN R112-00-S10」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 11 項関係)</p> <p>ア〜ウ (略)</p> <p>③ 次に掲げる自動車については「UN R98-01-S9」を「UN R98-00-S12」と、「UN R112-01-S8」を「UN R112-00-S11」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 14 項関係)</p> <p>ア〜ウ (略)</p> <p>④ 次に掲げる自動車については「UN R98-01-S9」を「UN R98-00-S13」と、「UN R112-01-S8」を「UN R112-00-S12」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 16 項関係)</p> <p>ア〜ウ (略)</p> <p>⑤ 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車については「UN R113-02」を「UN R113-00-S10」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 21 項関係)</p> <p>ア〜ウ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>6-63~6-66 (略)</p> <p>6-67 前部霧灯</p> <p>7-67の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備える前部霧灯については、UN R19-04-S10 の 5.、6.、7.及び 8.に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R19-04-S10 の 6.にかかわらず、10.3.5.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源に関し、UN R19-04-S10 の 5.6. (b) 及び 5.7.1.は適用しないこととし、5.5. (a) にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 次に掲げる自動車については、「UN R19-01-S10」を「UN R19-03-S1」と読み替えることができる。(適用関係告示第 30 条第 13 項関係)</p>	<p>あっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 次に掲げる自動車については、「UN R98-01-S8」を「UN R98-00-S11」と、「UN R112-01-S7」を「UN R112-00-S10」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 11 項関係)</p> <p>ア〜ウ (略)</p> <p>③ 次に掲げる自動車については「UN R98-01-S8」を「UN R98-00-S12」と、「UN R112-01-S7」を「UN R112-00-S11」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 14 項関係)</p> <p>ア〜ウ (略)</p> <p>④ 次に掲げる自動車については「UN R98-01-S8」を「UN R98-00-S13」と、「UN R112-01-S7」を「UN R112-00-S12」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 16 項関係)</p> <p>ア〜ウ (略)</p> <p>⑤ 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車については「UN R113-01-S6」を「UN R113-00-S10」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 21 項関係)</p> <p>ア〜ウ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>6-63~6-66 (略)</p> <p>6-67 前部霧灯</p> <p>7-67の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備える前部霧灯については、UN R19-04-S9 の 5.、6.、7.及び 8.に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R19-04-S9 の 6.にかかわらず、10.3.5.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源に関し、UN R19-04-S9 の 5.6. (b) 及び 5.7.1.は適用しないこととし、5.5. (a) にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 次に掲げる自動車については、「UN R19-01-S9」を「UN R19-03-S1」と読み替えることができる。(適用関係告示第 30 条第 13 項関係)</p>

新旧対照表
20 / 196

新	旧
<p>ア〜ウ (略)</p> <p>④ 次に掲げる自動車については「UN R19-04-S10」を「UN R19-03-S2」と読み替えることができる。(適用関係告示第29条第14項関係)</p> <p>ア〜ウ (略)</p> <p>6-68 (略)</p> <p>6-69 側方照射灯</p> <p>7-69の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備える側方照射灯については、UN R119-01-S6の5.(5.4.1.を除く。)、6.、7.及び8.に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R119-01-S6の6.にかかわらず10.3.5.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源に関し、UN R119-01-S6の5.4.1.を適用しないこととし、5.4.3.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するもの(7-69-6が適用されるものを除く。)については、この限りでない。</p> <p>① 平成18年1月1日から平成21年7月10日までに製作された自動車については、UN R119-01-S6の5.4.の規定は、適用しない。(適用関係告示第31条第4項関係)</p> <p>② 平成17年4月6日から平成21年10月14日までに製作された自動車については、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.13.及びUN R119-01-S6の5.3.の規定にかかわらず、平成20年10月15日付け国土交通省告示第1217号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.13.及び細目告示別添102「側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関する技術基準」3.2.の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第31条第5項関係)</p> <p>③ 次に掲げる自動車についてはUN R119-01-S6の6.3.及び7.1.の規定にかかわらず、平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添102「側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関する技術基準」4.1.及び5.3.の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第31条第9項関係)</p> <p>ア〜ウ (略)</p> <p>6-70 低速走行時側方照射灯</p> <p>7-70の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>ア〜ウ (略)</p> <p>④ 次に掲げる自動車については「UN R19-04-S9」を「UN R19-03-S2」と読み替えることができる。(適用関係告示第29条第14項関係)</p> <p>ア〜ウ (略)</p> <p>6-68 (略)</p> <p>6-69 側方照射灯</p> <p>7-69の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備える側方照射灯については、UN R119-01-S5の5.(5.4.1.を除く。)、6.、7.及び8.に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R119-01-S5の6.にかかわらず10.3.5.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源に関し、UN R119-01-S5の5.4.1.を適用しないこととし、5.4.3.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するもの(7-69-6が適用されるものを除く。)については、この限りでない。</p> <p>① 平成18年1月1日から平成21年7月10日までに製作された自動車については、UN R119-01-S5の5.4.の規定は、適用しない。(適用関係告示第31条第4項関係)</p> <p>② 平成17年4月6日から平成21年10月14日までに製作された自動車については、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.13.及びUN R119-01-S5の5.3.の規定にかかわらず、平成20年10月15日付け国土交通省告示第1217号による改正前の細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.13.及び細目告示別添102「側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関する技術基準」3.2.の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第31条第5項関係)</p> <p>③ 次に掲げる自動車についてはUN R119-01-S5の6.3.及び7.1.の規定にかかわらず、平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添102「側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関する技術基準」4.1.及び5.3.の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第31条第9項関係)</p> <p>ア〜ウ (略)</p> <p>6-70 低速走行時側方照射灯</p> <p>7-70の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>

新旧対照表
21 / 196

新	旧
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備える低速走行時側方照射灯については、UN R23-00-S22の5.、6.2.、7.及び8.に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R23-00-S22の6.2.にかかわらず9.2.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源に関し、UN R23-00-S22の5.4.1.を適用しないこととし、5.4.3.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>6-71 車輻灯</p> <p>7-71の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のものについては細目告示別添58「車輻灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車についてはUN R50-00-S20の6.、7.、8.及び9.に定める基準。</p> <p>この場合において、細目告示別添58「車輻灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車輻灯の最小光度については表1の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表1の配光表の最大光度要件の120%値までであればよい。」と、4.1.2.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車輻灯の最小光度については表2の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表2の配光表の最大光度要件の120%値までであればよい。」と読み替えるものとし、UN R50-00-S20の7.にかかわらず最小光度及び最大光度は、10.1.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源に関し、UN R50-00-S20の6.5.1.を適用しないこととし、6.5.3.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、平成32年6月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成27年6月15日付け国土交通省告示第723号による改正前の細目告示別添58「車輻灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第32条第13項関係)</p> <p>6-72 (略)</p> <p>6-72の2 昼間走行灯</p> <p>7-72の2の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備える低速走行時側方照射灯については、UN R23-00-S20の5.、6.2.、7.及び8.に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R23-00-S20の6.2.にかかわらず9.2.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源に関し、UN R23-00-S20の5.4.1.を適用しないこととし、5.4.3.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>6-71 車輻灯</p> <p>7-71の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のものについては細目告示別添58「車輻灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車についてはUN R50-00-S19の6.、7.、8.及び9.に定める基準。</p> <p>この場合において、細目告示別添58「車輻灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車輻灯の最小光度については表1の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表1の配光表の最大光度要件の120%値までであればよい。」と、4.1.2.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車輻灯の最小光度については表2の配光表の最小光度要件の80%値、最大光度については表2の配光表の最大光度要件の120%値までであればよい。」と読み替えるものとし、UN R50-00-S19の7.にかかわらず最小光度及び最大光度は、10.1.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源に関し、UN R50-00-S19の6.5.1.を適用しないこととし、6.5.3.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、平成32年6月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成27年6月15日付け国土交通省告示第723号による改正前の細目告示別添58「車輻灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第32条第13項関係)</p> <p>6-72 (略)</p> <p>6-72の2 昼間走行灯</p> <p>7-72の2の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>

新旧対照表
22 / 196

新	旧
<p>(2) UN R87-00-S20 (6., 7., 8., 9., 10.及び11.に限る。)に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R87-00-S20の7.にかかわらず13.2.に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R87-00-S20の6.5. (6.5.2.及び6.5.3.を除く。)は適用しないこととし、6.5.3.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>6-73～6-75 (略)</p> <p>6-76 番号灯 7-76の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。 この場合において、光度特性に関し、UN R4-00-S19の5., 6.及び9.にかかわらず10.2.並びにUN R50-00-S20の7.にかかわらず10.1.に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R4-00-S19の5.6.1.並びにUN R50-00-S20の6.5.1.は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、UN R4-00-S19の5.6.3.並びにUN R50-00-S20の6.5.3.にかかわらず、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、平成32年6月14日以前に製作された自動車については、平成27年6月15日付け国土交通省告示第723号による改正前の細目告示別添63「番号灯の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。 なお、施行規則第11条第3項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標であって、その機能が正常であるものについては、この限りでない。 (細目告示第49条第1項関係、適用関係告示第36条第8項関係) ① 普通自動車であって、車両総重量が8t以上のもの、最大積載量が5t以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに備える番号灯にあってはUN R4-00-S19の5., 6., 7., 8.及び9. (種別2bに係るものに限る。)に定める基準 ② 自動車(①、③及び④に掲げるもの並びに最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)に備える番号灯にあってはUN R4-00-S19の5., 6., 7., 8.及び9. (種別2aに係るものに限る。)に定める基準 ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあってはUN R50-00-S20の6., 7., 8.及び9. (種別2に係るものに限る。)に定める基準</p> <p>6-77 尾灯 7-77の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>(2) UN R87-00-S19 (6., 7., 8., 9., 10.及び11.に限る。)に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R87-00-S19の7.にかかわらず13.2.に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R87-00-S19の6.5. (6.5.2.及び6.5.3.を除く。)は適用しないこととし、6.5.3.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>6-73～6-75 (略)</p> <p>6-76 番号灯 7-76の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。 この場合において、光度特性に関し、UN R4-00-S18の5., 6.及び9.にかかわらず10.2.並びにUN R50-00-S19の7.にかかわらず10.1.に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R4-00-S18の5.6.1.並びにUN R50-00-S19の6.5.1.は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、UN R4-00-S18の5.6.3.並びにUN R50-00-S19の6.5.3.にかかわらず、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、平成32年6月14日以前に製作された自動車については、平成27年6月15日付け国土交通省告示第723号による改正前の細目告示別添63「番号灯の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。 なお、施行規則第11条第3項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標であって、その機能が正常であるものについては、この限りでない。 (細目告示第49条第1項関係、適用関係告示第36条第8項関係) ① 普通自動車であって、車両総重量が8t以上のもの、最大積載量が5t以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに備える番号灯にあってはUN R4-00-S18の5., 6., 7., 8.及び9. (種別2bに係るものに限る。)に定める基準 ② 自動車(①、③及び④に掲げるもの並びに最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)に備える番号灯にあってはUN R4-00-S18の5., 6., 7., 8.及び9. (種別2aに係るものに限る。)に定める基準 ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあってはUN R50-00-S19の6., 7., 8.及び9. (種別2に係るものに限る。)に定める基準</p> <p>6-77 尾灯 7-77の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>

新旧対照表
23 / 196

新	旧
<p>(1) (略) (2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のものについては細目告示別添64「尾灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあってはUN R50-00-S20の6., 7., 8.及び9.に定める基準。 この場合において、細目告示別添64「尾灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の120%値までとする。」と読み替えるものとし、UN R50-00-S20の7.にかかわらず最小光度及び最大光度は、10.1.に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R50-00-S20の6.5.1.は適用しないこととし、6.5.3.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、平成32年6月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成27年6月15日付け国土交通省告示第723号による改正前の細目告示別添64「尾灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第37条第14項関係)</p> <p>6-78～6-83 (略)</p> <p>6-84 制動灯 7-84の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のものについては細目告示別添70「制動灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあってはUN R50-00-S20の6., 7., 8.及び9.に定める基準。 この場合において、細目告示別添70「制動灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の120%値までとする。」と読み替えるものとし、UN R50-00-S20の7.にかかわらず最小光度及び最大光度は、10.1.に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R50-00-S20の6.5.1.は適用しないこととし、6.5.3.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、平成32年6月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成27年6月15日付け国土交通省告示第723号による改正前の細目告示別添70「制動灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第42条第16項関係)</p>	<p>(1) (略) (2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のものについては細目告示別添64「尾灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあってはUN R50-00-S19の6., 7., 8.及び9.に定める基準。 この場合において、細目告示別添64「尾灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の120%値までとする。」と読み替えるものとし、UN R50-00-S19の7.にかかわらず最小光度及び最大光度は、10.1.に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R50-00-S19の6.5.1.は適用しないこととし、6.5.3.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、平成32年6月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成27年6月15日付け国土交通省告示第723号による改正前の細目告示別添64「尾灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第37条第14項関係)</p> <p>6-78～6-83 (略)</p> <p>6-84 制動灯 7-84の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のものについては細目告示別添70「制動灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあってはUN R50-00-S19の6., 7., 8.及び9.に定める基準。 この場合において、細目告示別添70「制動灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の120%値までとする。」と読み替えるものとし、UN R50-00-S19の7.にかかわらず最小光度及び最大光度は、10.1.に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R50-00-S19の6.5.1.は適用しないこととし、6.5.3.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、平成32年6月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成27年6月15日付け国土交通省告示第723号による改正前の細目告示別添70「制動灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第42条第16項関係)</p>

新旧対照表
24 / 196

新	旧
<p>6-85~6-86 (略)</p> <p>6-87 方向指示器 7-87の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R6-01-S28の6.にかかわらず10.2.並びにUN R50-00-S20の7.にかかわらず10.1.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源に関し、UN R6-01-S28の5.5.1.並びにUN R50-00-S20の6.5.1.は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、UN R6-01-S28の5.5.3.並びにUN R50-00-S20の6.5.3.にかかわらず、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、平成32年6月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあっては、この限りでない。(適用関係告示第45条第21項関係)</p> <p>① 自動車(②及び③に掲げるもの並びに三輪自動車を除く。)に備える方向指示器にあってはUN R6-01-S28の5.、6.、7.及び8.に定める基準 ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器にあってはUN R6-01-S28の5.、6.、7.及び8.に又はUN R50-00-S20の6.、7.、8.及び9.に定める基準 ③ (略)</p> <p>6-88~6-95 (略)</p> <p>6-96 停止表示器材 7-96の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 自動車に備える停止表示器材については、UN R27-04-S1の6.、7.及び8.に定める基準。</p> <p><u>(2) 平成17年3月31日以前に製作された停止表示器材(平成12年3月31日以降に法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた停止表示器材を除く。)については、技術基準通達別添66の2「停止表示器材の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第50条第1項関係)</u></p> <p>(3) 平成29年10月8日以前に製作された停止表示器材及び平成29年10月9日以降に製作されたもののうち平成29年10月8日以前に指定を受けたものについては、平成26年10月9日付国土交通省告示第975号による改正前の細目告示別添77「停止表示器材の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第50条第2項関係)</p>	<p>6-85~6-86 (略)</p> <p>6-87 方向指示器 7-87の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R6-01-S27の6.にかかわらず10.2.並びにUN R50-00-S19の7.にかかわらず10.1.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源に関し、UN R6-01-S27の5.5.1.並びにUN R50-00-S19の6.5.1.は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、UN R6-01-S27の5.5.3.並びにUN R50-00-S19の6.5.3.にかかわらず、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、平成32年6月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあっては、この限りでない。(適用関係告示第45条第21項関係)</p> <p>① 自動車(②及び③に掲げるもの並びに三輪自動車を除く。)に備える方向指示器にあってはUN R6-01-S27の5.、6.、7.及び8.に定める基準 ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器にあってはUN R6-01-S27の5.、6.、7.及び8.に又はUN R50-00-S19の6.、7.、8.及び9.に定める基準 ③ (略)</p> <p>6-88~6-95 (略)</p> <p>6-96 停止表示器材 7-96の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 自動車に備える停止表示器材については、UN R27-04-S1の6.、7.及び8.に定める基準。</p> <p><u>ただし、平成29年10月8日以前に製作された停止表示器材及び平成29年10月9日以降に製作されたもののうち平成29年10月8日以前に指定を受けたものについては、平成26年10月9日付国土交通省告示第975号による改正前の細目告示別添77「停止表示器材の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第50条第2項関係)</u></p>

新旧対照表
25 / 196

新	旧
<p>6-97~6-98 (略)</p> <p>6-98の2 車両接近通報装置 7-98の2の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p><u>(1) 自動車に備える車両接近通報装置については、UN R138-01の6.に定める基準</u></p> <p>6-99~6-116 (略)</p> <p>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1~7-5 (略)</p> <p>7-6 安定性 7-6-1 テスタ等による審査 (1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) (1) ④の規定は、最大安定傾斜角度を、次のいずれかにより計測し、又は算出若しくは算定した値で審査するものとする。 ただし、理事長が指定する自動車にあっては、次のいずれかのうち理事長が定める審査方法に限るものとする。</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 最大安定傾斜角度実測書により算定する場合 ア (略) イ 最大安定傾斜角度実測書は、次に掲げる事項が記載されたものであること。 (7) 計測を行った自動車の車名、型式、車台番号又はシリアル番号及び車両重量 (4) 最大安定傾斜角度の計測値、計測場所及び計測日 (9) 最大安定傾斜角度の計測を行った者の氏名又は名称及び住所</p> <p>エ 最大安定傾斜角度実測書の発行責任者の氏名、所属、電話番号及びFAX番号(Eメールでも可)</p> <p>ウ (略) (4) ~ (5) (略)</p> <p>7-7~7-8 (略)</p> <p>7-9 原動機及び動力伝達装置 7-9-1 性能要件(視認等による審査)</p>	<p>(係)</p> <p>6-97~6-98 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6-99~6-116 (略)</p> <p>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1~7-5 (略)</p> <p>7-6 安定性 7-6-1 テスタ等による審査 (1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) (1) ④の規定は、最大安定傾斜角度を、次のいずれかにより計測し、又は算出若しくは算定した値で審査するものとする。 ただし、理事長が指定する自動車にあっては、次のいずれかのうち理事長が定める審査方法に限るものとする。</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 最大安定傾斜角度実測書により算定する場合 ア (略) イ 最大安定傾斜角度実測書は、次に掲げる事項が記載されたものであること。 (7) 計測を行った自動車の車名、型式、車台番号又はシリアル番号、車両重量、最大安定傾斜角度計測値、計測場所及び計測日</p> <p><u>(新設)</u> (4) 最大安定傾斜角度の計測を行った者の氏名又は名称、住所、最大安定傾斜角度実測書の発行責任者の氏名、所属、電話番号及びFAX番号(Eメールでも可)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ (略) (4) ~ (5) (略)</p> <p>7-7~7-8 (略)</p> <p>7-9 原動機及び動力伝達装置 7-9-1 性能要件(視認等による審査)</p>

新旧対照表
26 / 196

新	旧
<p>(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第8条第1項関係、細目告示第10条第1項関係、細目告示第88条第1項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているもの 【表示】 (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>7-9-2～7-9-7 (略)</p> <p>7-10 (略)</p> <p>7-11 走行装置 7-11-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の走行装置 (空気入ゴムタイヤを除く。) は、強度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第9条第1項関係、細目告示第11条第2項、第89条第1項及び第2項関係)</p> <p>① ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの (細目告示第89条第2項第1号関係)</p> <p>② (略)</p> <p>③ ホイール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの (細目告示第89条第2項第2号関係)</p> <p>④ アクスルに損傷があるもの (細目告示第89条第2項第3号関係)</p> <p>⑤ リム又はサイドリングに損傷があるもの (細目告示第89条第2項第4号関係)</p> <p>⑥ サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの (細目告示第89条第2項第5号関係)</p> <p>⑦ 車輪に著しい振れがあるもの (細目告示第89条第2項第6号関係)</p> <p>⑧ 車輪の回転が円滑でないもの (細目告示第89条第2項第7号関係)</p> <p>(2) 軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1) の「堅ろう」であるものとする。(細目告示第11条第1項、第89条第3項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(3) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次</p>	<p>(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第8条第1項関係、細目告示第10条第1項関係、細目告示第88条第1項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 7-12-1 (3) 又は 7-12-1 (4) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているもの 【表示】 (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>7-9-2～7-9-7 (略)</p> <p>7-10 (略)</p> <p>7-11 走行装置 7-11-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の走行装置 (空気入ゴムタイヤを除く。) は、強度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第9条第1項関係、細目告示第11条第2項関係、細目告示第89条第1項及び第2項関係)</p> <p>① ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの (細目告示第89条第2項第1号)</p> <p>② (略)</p> <p>③ ホイール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの (細目告示第89条第2項第2号)</p> <p>④ アクスルに損傷があるもの (細目告示第89条第2項第3号)</p> <p>⑤ リム又はサイドリングに損傷があるもの (細目告示第89条第2項第4号)</p> <p>⑥ サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの (細目告示第89条第2項第5号)</p> <p>⑦ 車輪に著しい振れがあるもの (細目告示第89条第2項第6号)</p> <p>⑧ 車輪の回転が円滑でないもの (細目告示第89条第2項第7号)</p> <p>(2) 軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1) の「堅ろう」であるものとする。(細目告示第11条第1項、細目告示第89条第3項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(3) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次</p>

新旧対照表
27 / 196

新	旧
<p>の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第9条第2項関係、細目告示第11条第3項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。(細目告示第89条第1項第3号関係)</p> <p>⑤ 空気入ゴムタイヤの空気圧が適正であること。(細目告示第89条第4項第4号関係)</p> <p>⑥ 専ら乗用の用に供する自動車 (車両総重量3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) であって車両総重量3.5t以下のものに備えるタイヤ空気圧監視装置は、UN R141-00の5.及び6.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるタイヤ空気圧監視装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R141-00の5.及び6.に適合するものとする。 なお、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(細目告示第11条第6項、第89条第5項関係)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>7-11-2～7-11-6 (略)</p> <p>7-12 操縦装置 7-12-1 性能要件 7-12-1-1 視認等による審査 (1)～(2) (略) (削除) ※7-12-1-2 (1)～後動</p>	<p>の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第9条第2項関係、細目告示第11条第3項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。(細目告示第89条第1項第3号)</p> <p>⑤ 空気入ゴムタイヤの空気圧が適正であること。(細目告示第89条第4項第4号)</p> <p>⑥ 専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) であって車両総重量3.5t以下のものに備えるタイヤ空気圧監視装置は、UN R64-02-S2の5.及び6.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるタイヤ空気圧監視装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R64-02-S2の5.及び6.に適合するものとする。 なお、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(細目告示第11条第5項、第89条第5項)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>7-11-2～7-11-6 (略)</p> <p>7-12 操縦装置 7-12-1 性能要件 (視認等による審査) (新設) (1)～(2) (略) (3) 自動車 (1) の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (1) に掲げる装置のうち手動により操作するものは、UN R121-01-S1の5.に適合すること。 なお、表1の識別対象装置には、識別表示欄の例に従って表示がなされていること。</p> <p>② (1) に掲げる装置 (手動により操作するものを除く。) は、(2) ①から⑤までの基準に適合すること。</p> <p>③ 表2の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UN R121-01-S1の5.に適合すること。</p> <p>④ 表2の識別対象装置欄に掲げるテルテールの識別表示及びインジケータの識別表示は、運転者が運転者席に着席し、かつ、座席ベルトを装着した状態にお</p>

新旧対照表
28 / 196

新	旧																
<p>(削除) ※7-12-1-2 (2) へ移動</p> <p>(削除) ※7-12-1-2 (3) へ移動</p> <p>7-12-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車 (7-12-1-1 (1) の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、<u>書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第12条第2項関係、細目告示第90条第2項関係)</u></p> <p>① 7-12-1-1 (1) に掲げる装置のうち手動により操作するものは、UN R121-01-S1の5.に適合すること。 なお、表1の識別対象装置には、識別表示欄に従って表示がなされていること。</p> <p>② 7-12-1-1 (1) に掲げる装置(手動により操作するものを除く。)は、7-12-1-1 (2) ①から⑤までの基準に適合すること。</p> <p>③ 表2の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①及び②に定</p>	<p><u>いて容易に識別できる位置に配置されていること。</u></p> <p>表1 <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> </p> <p>表2 <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> </p> <p>注1～注17 (略)</p> <p>(4) 二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示に関し、次の①及び②に掲げる基準に適合すること。</p> <p>① (1) に掲げる装置は、UN R60-00-S5の5.及び6.に適合すること。 なお、表3の識別対象装置には、該当する識別表示の例に従って表示がなされていること。</p> <p>② 表4の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①に定める操作装置の配置、識別表示を妨げないものとして、UN R60-00-S5の5.及び6.に適合すること。</p> <p>表3 <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> </p> <p>表4 <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> </p> <p>(5) 次に掲げる操作装置であって、その機能を相なう相違等のないものは、(3) 及び(4)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられている操作装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた操作装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置</p> <p>(新設) ※7-12-1 (3) から移動</p> <p>(3) 自動車 ((1) の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (1) に掲げる装置のうち手動により操作するものは、UN R121-01-S1の5.に適合すること。 なお、表1の識別対象装置には、識別表示欄の例に従って表示がなされていること。</p> <p>② (1) に掲げる装置(手動により操作するものを除く。)は、(2) ①から⑤までの基準に適合すること。</p> <p>③ 表2の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①及び②に</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)														
(略)	(略)	(略)	(略)														
(略)	(略)	(略)	(略)														
(略)	(略)	(略)	(略)														

新	旧																
<p>める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UN R121-01-S1の5.に適合すること。</p> <p>④ 表2の識別対象装置欄に掲げるテルテールの識別表示及びインジケータの識別表示は、運転者が運転者席に着席し、かつ、座席ベルトを装着した状態において容易に識別できる位置に配置されていること。</p> <p>⑤ <u>次に掲げる書面等により、UN R121-01-S1の5.に定める基準に適合することが明らかである自動車にあっては、①から④までの基準に適合するものとする。</u></p> <p>ア COC ペーパー</p> <p>イ <u>UN R121に基づく認定証(写しをもって代えることができる。)</u> ・UN R121-01以降のものに限る。</p> <p>ウ <u>車両データプレート内又はその近くに表示されているUN R121に基づく⑥マーク</u></p> <p>表1 <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> </p> <p>表2 <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> 注1～注17 (略)</p> <p>(2) 二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、<u>書面等その他適切な方法により審査したときに、次の①及び②に掲げる基準に適合すること。(細目告示第12条第3項関係、細目告示第90条第3項関係)</u></p> <p>① 7-12-1-1 (1) に掲げる装置は、UN R60-00-S5の5.及び6.に適合すること。 なお、表3の識別対象装置には、該当する識別表示に従って表示がなされていること。</p> <p>② 表4の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①に定める操作装置の配置、識別表示を妨げないものとして、UN R60-00-S5の5.及び6.に適合すること。</p> <p>③ <u>次に掲げる書面等により、UN R60-00-S5の5.及び6.に定める基準に適合することが明らかである自動車にあっては、①から②までの基準に適合するものとする。</u></p> <p>ア COC ペーパー</p> <p>・<u>車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。</u> 例：e1*168/2013*12345</p> <p>イ <u>WVA ラベル又はプレート</u></p> <p>・<u>車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。</u> 例：e1*168/2013*12345</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UN R121-01-S1の5.に適合すること。</p> <p>④ 表2の識別対象装置欄に掲げるテルテールの識別表示及びインジケータの識別表示は、運転者が運転者席に着席し、かつ、座席ベルトを装着した状態において容易に識別できる位置に配置されていること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設) ※7-12-1 (3) から移動</p> <p>表1 <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> </p> <p>(新設) ※7-12-1 (3) から移動</p> <p>表2 <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> 注1～注17 (略)</p> <p>(新設) ※7-12-1 (4) から移動</p> <p>(4) 二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示に関し、次の①及び②に掲げる基準に適合すること。</p> <p>① (1) に掲げる装置は、UN R60-00-S5の5.及び6.に適合すること。 なお、表3の識別対象装置には、該当する識別表示の例に従って表示がなされていること。</p> <p>② 表4の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①に定める操作装置の配置、識別表示を妨げないものとして、UN R60-00-S5の5.及び6.に適合すること。</p> <p>(新設)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)														
(略)	(略)	(略)	(略)														
(略)	(略)	(略)	(略)														
(略)	(略)	(略)	(略)														

新	旧																		
<p>② UN R60 に基づく認定証(写しをもって代えることができる)。 ③ 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R60 に基づく ④ マーク</p> <p>表 3 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> </p> <p>表 4 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> </p> <p>(3) 次に掲げる操作装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられている操作装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた操作装置 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置</p> <p>7-12-2～7-12-8 (略) 7-12-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第6条第6項及び第7項関係) ①～② (略)</p> <p>7-12-9-1 性能要件 7-12-1-2 (1)に同じ。ただし、表2における「横滑り防止装置(作動停止)の操作装置」及び「横滑り防止装置(作動停止)のテルテール」に係る規定は適用しない。</p> <p>7-13 かじ取装置 7-13-1 性能要件 7-13-1-1～7-13-1-2 (略) 7-13-1-3 書面等による審査 (1)～(3) (略) (4) 次に掲げるかじ取装置は、(3)の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1-2 (1)が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第91条第2項関係) 【表示】(略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(新設) ※7-12-1 (4) から移動</p> <p>表 3 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> </p> <p>(新設) ※7-12-1 (4) から移動</p> <p>表 4 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> </p> <p>(新設) ※7-12-1 (5) から移動</p> <p>(5) 次に掲げる操作装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(3)及び(4)の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられている操作装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた操作装置 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置</p> <p>7-12-2～7-12-8 (略) 7-12-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第6条第6項及び第7項関係) ①～② (略)</p> <p>7-12-9-1 性能要件 7-12-1 (3)に同じ。ただし、表2における「横滑り防止装置(作動停止)の操作装置」及び「横滑り防止装置(作動停止)のテルテール」に係る規定は適用しない。</p> <p>7-13 かじ取装置 7-13-1 性能要件 7-13-1-1～7-13-1-2 (略) 7-13-1-3 書面等による審査 (1)～(3) (略) (4) 次に掲げるかじ取装置は、(3)の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1 (3)が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第91条第2項関係) 【表示】(略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)															
(略)	(略)	(略)	(略)																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)															
(略)	(略)	(略)	(略)																

新旧対照表
31 / 196

新	旧
<p>①～③ (略) ④ 試験成績書(写しをもって代えることができる)により(1)の基準に適合することが明らかなかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置</p> <p>(5) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置は、(3)の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げるものであればよい。(細目告示第91条第3項関係) ①～④ (略)</p> <p>7-13-2～7-13-8 (略) 7-13-9 従前規定の適用⑤ 次の自動車については、7-13-9-1の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第5項、第6項関係) ①～② (略)</p> <p>7-13-9-1 性能要件 7-13-9-1-1～7-13-9-1-2 (略) 7-13-9-1-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 次に掲げるかじ取装置は、(1)の基準に適合するものとする。 ①～④ (略) ⑤ 試験成績書(写しをもって代えることができる)により(1)の基準に適合することが明らかなかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置</p> <p>(3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置については、7-13-1-3 (5)の規定を適用する。</p> <p>7-13-10 従前規定の適用⑥ 次の自動車については、7-13-10-1の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第7項、第8項関係) ①～② (略)</p> <p>7-13-10-1 性能要件 7-13-10-1-1～7-13-10-1-2 (略) 7-13-10-1-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 次に掲げるかじ取装置は、(1)の基準に適合するものとする。 ①～③ (略) ④ 試験成績書(写しをもって代えることができる)により(1)の基準に適合することが明らかなかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置</p> <p>(3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置については、7-13-1-3 (5)の規定を適用する。</p> <p>7-13-11～7-13-12 (略)</p>	<p>①～③ (略) ④ 4-18-2 (1) ③の書面により、(1)の基準に適合することが明らかなかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置</p> <p>(5) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置は、(3)の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げるものであればよい。(細目告示第91条第3項関係) ①～④ (略)</p> <p>7-13-2～7-13-8 (略) 7-13-9 従前規定の適用⑤ 次の自動車については、7-13-9-1の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第5項、第6項関係) ①～② (略)</p> <p>7-13-9-1 性能要件 7-13-9-1-1～7-13-9-1-2 (略) 7-13-9-1-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 次に掲げるかじ取装置は、(1)の基準に適合するものとする。 ①～④ (略) ⑤ 4-18-2 (1) ③の書面により、(1)の基準に適合することが明らかなかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置</p> <p>(3) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置については、7-13-1-3 (5)の規定を適用する。</p> <p>7-13-10 従前規定の適用⑥ 次の自動車については、7-13-10-1の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第7項、第8項関係) ①～② (略)</p> <p>7-13-10-1 性能要件 7-13-10-1-1～7-13-10-1-2 (略) 7-13-10-1-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 次に掲げるかじ取装置は、(1)の基準に適合するものとする。 ①～③ (略) ④ 4-18-2 (1) ③の書面により、(1)の基準に適合することが明らかなかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置</p> <p>(3) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置については、7-13-1-3 (5)の規定を適用する。</p> <p>7-13-11～7-13-12 (略)</p>

新旧対照表
32 / 196

新	旧
<p>7-14 (略)</p> <p>7-15 トラック・バスの制動装置</p> <p>7-15-1 (略)</p> <p>7-15-2 性能要件</p> <p>7-15-2-1 (略)</p> <p>7-15-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第2項関係、第7項関係、細目告示第93条第2項関係、第8項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 7-12-1-2 (1) 又は7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</p> <p>【表示】(略)</p> <p>7-15-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる自動車(7-15に規定する自動車に限る。)の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、<u>①から③にかかわらず</u>、④の基準に適合するものであればよい。(細目告示第15条第2項関係、細目告示第93条第2項関係、適用関係告示第9条第37項及び第44項関係)</p> <p>① ②から④に掲げる自動車以外のものにあつては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ <u>指定自動車等以外の自動車にあっては、次のアからイに掲げる基準に適合すること。</u></p> <p>ア <u>制動装置は、平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に適合すること。</u></p> <p>イ <u>走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に適合すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるものに備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R131-01-S2の5.及び6.に適合するものでなければならない。</p>	<p>7-14 (略)</p> <p>7-15 トラック・バスの制動装置</p> <p>7-15-1 (略)</p> <p>7-15-2 性能要件</p> <p>7-15-2-1 (略)</p> <p>7-15-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第2項関係、第7項関係、細目告示第93条第2項関係、第8項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 7-12-1 (3) 又は7-12-1 (4) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</p> <p>【表示】(略)</p> <p>7-15-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる自動車(7-15に規定する自動車に限る。)の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、<u>UN R131-11-S14の5.1.1.4後段及び附則13の4.4後段の規定にかかわらず、7-25-9-1-1 (1) ①から④までの</u>基準に適合するものであればよい。(細目告示第15条第2項関係、細目告示第93条第2項関係、適用関係告示第9条第37項及び第44項関係)</p> <p>① ②及び④に掲げる自動車以外のものにあつては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるものに備える衝突被害軽減制動制御装置は、<u>高速道路等において運行しない自動車及び道路維持作業用自動車</u></p>

新旧対照表
33 / 196

新	旧
<p>ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>① <u>高速道路等において運行しない自動車</u></p> <p>② <u>車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</u></p> <p>③ <u>車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u></p> <p>④ <u>指定自動車等以外の自動車</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>7-15-3～7-15-11 (略)</p> <p>【制動装置：細目告示別添10適用】</p> <p>【衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添113適用 (任意装備)】</p> <p>7-15-12 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第18項、第22項、第24項、第25項、第26項、第27項、第28項、第29項、第30項、第31項及び第44項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-15-12-1 (略)</p> <p>7-15-12-2 性能要件</p> <p>7-15-12-2-1～7-15-12-2-2 (略)</p> <p>7-15-12-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるものに衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、UN R131-00の5.及び6.、UN R131-01-S2の5.及び6.又は平成25年11月12日付け国土交通省告示第1100号による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>① <u>高速道路等において運行しない自動車</u></p> <p>② <u>車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</u></p> <p>③ <u>車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u></p> <p>④ <u>指定自動車等以外の自動車</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>【制動装置：UN R13 適用 (車両安定性制御装置 (EVSC) 任意装備)】</p> <p>【衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添113適用 (任意装備)】</p> <p>7-15-13 従前規定の適用④</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第20項、第21項、第23項、第33項、第34項、第35項、第</p>	<p><u>又は緊急自動車であつて車両前部に特殊な装備を有するものを除き、UN R131-01-S2の5.及び6.に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>7-15-3～7-15-11 (略)</p> <p>【制動装置：細目告示別添10適用】</p> <p>【衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添113適用 (任意装備)】</p> <p>7-15-12 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第18項、第22項、第24項、第25項、第26項、第27項、第28項、第29項、第30項及び第31項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-15-12-1 (略)</p> <p>7-15-12-2 性能要件</p> <p>7-15-12-2-1～7-15-12-2-2 (略)</p> <p>7-15-12-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるものに衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、<u>高速道路等において運行しない自動車及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であつて車両前部に特殊な装備を有するものを除き、UN R131-00の5.及び6.、UN R131-01-S2の5.及び6.又は平成25年11月12日付け国土交通省告示第1100号による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>【制動装置：UN R13 適用 (車両安定性制御装置 (EVSC) 任意装備)】</p> <p>【衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添113適用 (任意装備)】</p> <p>7-15-13 従前規定の適用④</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第20項、第21項、第23項、第33項、第34項、第35項、第</p>

新旧対照表
34 / 196

新	旧
<p>36項、第42項及び第44項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-15-13-1 (略)</p> <p>7-15-13-2 性能要件</p> <p>7-15-13-2-1～7-15-13-2-2 (略)</p> <p>7-15-13-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる自動車の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、<u>①から③にかかわらず</u>、④の基準に適合するものであればよい。</p> <p>① <u>②から④</u>に掲げる自動車以外のものについては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ <u>指定自動車等以外の自動車にあっては、次のアからイに掲げる基準に適合すること。</u></p> <p>ア <u>制動装置は、平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に適合すること。</u></p> <p>イ <u>走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添11「アンチロックブレーキシステム」の技術基準」に適合すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるものに衝突被害軽減制動制御装置を備える場合については、UN R131-00の5.及び6.、UN R131-01-S2の5.及び6.又は平成25年11月12日付け国土交通省告示第1100号による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。</p> <p><u>ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。</u></p> <p>① <u>高速道路等において運行しない自動車</u></p> <p>② <u>車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</u></p> <p>③ <u>車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u></p> <p>④ <u>指定自動車等以外の自動車</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>【制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）装備義務付け）】</p>	<p>36項、第42項及び第44項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-15-13-1 (略)</p> <p>7-15-13-2 性能要件</p> <p>7-15-13-2-1～7-15-13-2-2 (略)</p> <p>7-15-13-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる自動車の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、<u>UN R13-11-S14 の5.1.1.4.後段及び別添13の4.4.後段の規定にかかわらず、7-25-9-1-1 (1) ①から④までの基準に適合するものであればよい。</u></p> <p>① <u>②及び③</u>に掲げる自動車以外のものについては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるものに衝突被害軽減制動制御装置を備える場合については、<u>高速道路等において運行しない自動車及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するものを除き</u>、UN R131-00の5.及び6.、UN R131-01-S2の5.及び6.又は平成25年11月12日付け国土交通省告示第1100号による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>【制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）装備義務付け）】</p>

新旧対照表
35 / 196

新	旧
<p>【衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添113 適用（任意装備）】</p> <p>7-15-14 従前規定の適用⑩</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第39項及び第44項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-15-14-1 (略)</p> <p>7-15-14-2 性能要件</p> <p>7-15-14-2-1～7-15-14-2-2 (略)</p> <p>7-15-14-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2)及び(4)の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) 制動装置は、次の①から③に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、<u>①から③にかかわらず</u>、④の基準に適合するものであればよい。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>指定自動車等以外の自動車にあっては、次のアからイに掲げる基準に適合すること。</u></p> <p>ア <u>制動装置は、平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に適合すること。</u></p> <p>イ <u>走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添11「アンチロックブレーキシステム」の技術基準」に適合すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 衝突被害軽減制動制御装置を備える場合については、UN R131-00の5.及び6.、UN R131-01-S2の5.及び6.又は平成25年11月12日付け国土交通省告示第1100号による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。</p> <p><u>ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。</u></p> <p>① <u>高速道路等において運行しない自動車</u></p> <p>② <u>車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</u></p> <p>③ <u>車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u></p> <p>④ <u>指定自動車等以外の自動車</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>【制動装置：細目告示別添10 適用】</p>	<p>【衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 又は細目告示別添113 適用（任意装備）】</p> <p>7-15-14 従前規定の適用⑩</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第39項及び第44項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-15-14-1 (略)</p> <p>7-15-14-2 性能要件</p> <p>7-15-14-2-1～7-15-14-2-2 (略)</p> <p>7-15-14-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2)及び(4)の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) 制動装置は、次の①から③に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、<u>UN R13-11-S14 の5.1.1.4.後段及び別添13の4.4.後段の規定にかかわらず、7-25-9-1-1 (1) ①から④までの基準に適合するものであればよい。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 衝突被害軽減制動制御装置を備える場合については、<u>高速道路等において運行しない自動車及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するものを除き</u>、UN R131-00の5.及び6.、UN R131-01-S2の5.及び6.又は平成25年11月12日付け国土交通省告示第1100号による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>【制動装置：細目告示別添10 適用】</p>

新旧対照表
36 / 196

新	旧
<p>【衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 適用（装備義務付け）】</p> <p>7-15-15 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第24項、第38項及び第44項関係） ①～③（略）</p> <p>7-15-15-1（略） 7-15-15-2 性能要件 7-15-15-2-1～7-15-15-2-2（略） 7-15-15-2-3 書面等による審査 (1)～(4)（略） (5) 自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R131-00の5.及び6.又はUN R131-01-S2の5.及び6.に適合するものでなければならない。</p> <p><u>ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。</u> ① 高速道路等において運行しない自動車 ② 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車 ③ 車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車 ④ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>(6)（略）</p> <p>【制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）装備義務付け）（一部を除く）】 【衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 適用（装備義務付け）】</p> <p>7-15-16 従前規定の適用① 次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第37項、第38項、第40項、第41項、第43項及び第44項関係） ①～③（略）</p> <p>7-15-16-1（略） 7-15-16-2 性能要件 7-15-16-2-1～7-15-16-2-2（略） 7-15-16-2-3 書面等による審査 (1)（略） (2) 制動装置は、次の①から③に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、<u>①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。</u></p> <p>①～③（略） ④ <u>指定自動車等以外の自動車にあっては、次のアからイに掲げる基準に適合すること。</u></p>	<p>【衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 適用（装備義務付け）】</p> <p>7-15-15 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第24項及び第38項関係） ①～③（略）</p> <p>7-15-15-1（略） 7-15-15-2 性能要件 7-15-15-2-1～7-15-15-2-2（略） 7-15-15-2-3 書面等による審査 (1)～(4)（略） (5) 自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置は、<u>高速道路等を行行しない自動車及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するものを除き、</u>UN R131-00の5.及び6.又はUN R131-01-S2の5.及び6.に適合するものでなければならない。</p> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p>(6)（略）</p> <p>【制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）装備義務付け）（一部を除く）】 【衝突被害軽減制動制御装置：UN R131 適用（装備義務付け）】</p> <p>7-15-16 従前規定の適用① 次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第37項、第38項、第40項、第41項、第43項及び第44項関係） ①～③（略）</p> <p>7-15-16-1（略） 7-15-16-2 性能要件 7-15-16-2-1～7-15-16-2-2（略） 7-15-16-2-3 書面等による審査 (1)（略） (2) 制動装置は、次の①から③に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、<u>UN R13-11-S14の5.1.1.4.後段及び附則13の4.4.後段の規定にかかわらず、7-25-9-1-1 (1) ①から④までの基準に適合するものであればよい。</u></p> <p>①～③（略） <u>(新設)</u></p>

新旧対照表
37 / 196

新	旧
<p><u>ア 制動装置は、平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に適合すること。</u></p> <p><u>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に適合すること。</u></p> <p>(3)（略） (4) 自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R131-00の5.及び6.又はUN R131-01-S2の5.及び6.に適合するものでなければならない。</p> <p><u>ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。</u> ① 高速道路等において運行しない自動車 ② 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車 ③ 車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車 ④ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>(5)（略）</p> <p>7-15-17（略）</p> <p>7-16 乗用車の制動装置 7-16-1（略） 7-16-2 性能要件 7-16-2-1（略） 7-16-2-2 視認等による審査 (1)（略） (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第15条第3項関係、細目告示第93条第3項関係） ①～⑤ ⑥ 7-12-1-2 (1) 又は7-12-1-2 (2) が適用される自動車のデルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。 【表示】（略）</p> <p>7-16-2-3（略） 7-16-3～7-16-14（略）</p> <p>7-17 二輪車の制動装置 7-17-1（略） 7-17-2 性能要件 7-17-2-1（略） 7-17-2-2 視認等による審査</p>	<p>(3)（略） (4) 自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置は、<u>高速道路等を行行しない自動車及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するものを除き、</u>UN R131-00の5.及び6.又はUN R131-01-S2の5.及び6.に適合するものでなければならない。</p> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p>(5)（略）</p> <p>7-15-17（略）</p> <p>7-16 乗用車の制動装置 7-16-1（略） 7-16-2 性能要件 7-16-2-1（略） 7-16-2-2 視認等による審査 (1)（略） (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第15条第3項関係、細目告示第93条第3項関係） ①～⑤ ⑥ 7-12-1 (3) 又は7-12-1 (4) が適用される自動車のデルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。 【表示】（略）</p> <p>7-16-2-3（略） 7-16-3～7-16-14（略）</p> <p>7-17 二輪車の制動装置 7-17-1（略） 7-17-2 性能要件 7-17-2-1（略） 7-17-2-2 視認等による審査</p>

新旧対照表
38 / 196

新	旧
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第4項関係、細目告示第93条第4項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 7-12-1-2 (1) 又は7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテルの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</p> <p>【表示】 (略)</p> <p>7-17-2-3 (略)</p> <p>7-17-3～7-17-8 (略)</p> <p>【テルテル：UN R121 又は UN R60 適用前】</p> <p>7-17-9 従前規定の適用⑤</p> <p>平成29年6月30日以前に製作された二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係)</p> <p>7-17-9-1 整備要件 7-17-8-1に同じ。</p> <p>7-17-9-2 性能要件</p> <p>7-17-9-2-1 テスタ等による審査 7-17-8-2-1に同じ。</p> <p>7-17-9-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) 7-17-8-2-2 (1)に同じ。</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 7-17-8-2-2 (2) ①に同じ。</p> <p>② 7-17-8-2-2 (2) ②に同じ。</p> <p>③ 7-17-8-2-2 (2) ③に同じ。</p> <p>④ 7-17-8-2-2 (2) ④に同じ。</p> <p>⑤ 7-17-8-2-2 (2) ⑤に同じ。</p> <p>⑥ 7-17-8-2-2 (2) ⑥に同じ。</p> <p>7-17-9-2-3 書面等による審査 7-17-8-2-3に同じ。</p> <p>7-18 (略)</p> <p>7-19 被牽引自動車の制動装置</p> <p>7-19-1 整備要件</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次の①から③のいずれかに該当する被牽引自動車は、(1)の規定にかかわらず主制動装置を省略することができる。(保安基準第12条第2項関係、細目告示第15条の2第2項、第3項関係、細目告示第16条第3項関係、細目告示第93条の2第2項、第3項関係、細目告示第94条第3項関係)</p> <p>① 当該被牽引自動車の車両総重量が750kg以下であり、かつ、当該被牽引自動</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第4項関係、細目告示第93条第4項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 7-12-1 (3) 又は7-12-1 (1) が適用される自動車のテルテルの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</p> <p>【表示】 (略)</p> <p>7-17-2-3 (略)</p> <p>7-17-3～7-17-8 (略)</p> <p>【テルテル：UN R121 又は UN R60 適用前】</p> <p>7-17-9 従前規定の適用⑤</p> <p>平成29年6月30日以前に製作された二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係)</p> <p>7-17-9-1 整備要件 7-17-1に同じ。</p> <p>7-17-9-2 性能要件</p> <p>7-17-9-2-1 テスタ等による審査 7-17-2-1に同じ。</p> <p>7-17-9-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) 7-17-2-2 (1)に同じ。</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 7-17-2-2 (2) ①に同じ。</p> <p>② 7-17-2-2 (2) ②に同じ。</p> <p>③ 7-17-2-2 (2) ③に同じ。</p> <p>④ 7-17-2-2 (2) ④に同じ。</p> <p>⑤ 7-17-2-2 (2) ⑤に同じ。</p> <p>⑥ 7-17-2-2 (2) ⑥に同じ。</p> <p>7-17-9-2-3 書面等による審査 7-17-2-3に同じ。</p> <p>7-18 (略)</p> <p>7-19 被牽引自動車の制動装置</p> <p>7-19-1 整備要件</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次の①から③のいずれかに該当する被牽引自動車は、(1)の規定にかかわらず主制動装置を省略することができる。(保安基準第12条第2項関係、細目告示第15条の2第2項、第3項関係、細目告示第16条第3項関係、細目告示第93条の2第2項、第3項関係、細目告示第94条第3項関係)</p> <p>① 当該被牽引自動車の車両総重量が750kg以下であり、かつ、当該被牽引自動</p>

新旧対照表
39 / 196

新	旧
<p>車と連結した状態において次のいずれかの基準に適合する制動装置を備えた牽引自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。)により牽引されるもの</p> <p>ア 牽引自動車専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの以外の自動車である場合は、UN R13-11-S14附則4の2.1.2.に適合すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>7-19-2 性能要件</p> <p>7-19-2-1～7-19-2-2 (略)</p> <p>7-19-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 最高速度25km/hを超える牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p><u>ただし、指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が10tを超えるものにあつては、当分の間、UN R13-11-S14の5.1.1.4.後段及び5.1.5.、附則13の4.4.後段並びに附則18の規定にかかわらず、7-25-1-1 (1) ①から④までの基準に適合するものであればよいものとし、車両総重量が10t以下のものにあつては、①から④にかかわらず、⑤に適合するものであればよい。</u>(細目告示第93条第6項第1号関係、適用関係告示第9条第45項及び第46項関係)</p> <p>① 制動装置は、UN R13-11-S14の5.及び6。(連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。</p> <p>② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S14附則13に適合すること。</p> <p>③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S14附則21に適合すること。</p> <p>④ <u>指定自動車等以外の自動車にあつては、次のアからイに掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>ア 制動装置は、平成25年8月30日付付内交通安全告示第826号による改正前の細目告示別添15「トレーラの制動装置の技術基準」に適合すること。</u></p> <p><u>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、平成25年8月30日付付内交通安全告示第826号による改正前の細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に適合すること。</u></p> <p>(3) 最高速度25km/h以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える主制動装置(慣性制動装置を除く。)は、繰り返し制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。</p> <p>この場合において、次のいずれかに適合する制動装置はこの基準に適合するものとする。(細目告示第93条第6項第2号ハ関係)</p> <p>① UN R13-11-S14の5.及び6.のうちフェード性能に係る部分</p>	<p>車と連結した状態において次のいずれかの基準に適合する制動装置を備えた牽引自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。)により牽引されるもの</p> <p>ア 牽引自動車専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの以外の自動車である場合は、UN R13-11-S12附則4の2.1.2.に適合すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>7-19-2 性能要件</p> <p>7-19-2-1～7-19-2-2 (略)</p> <p>7-19-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 最高速度25km/hを超える牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。(細目告示第93条第6項第1号関係)</p> <p>① 制動装置は、UN R13-11-S13の5.及び6。(連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。</p> <p>② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S13附則13に適合すること。</p> <p>③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S13附則21に適合すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 最高速度25km/h以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える主制動装置(慣性制動装置を除く。)は、繰り返し制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。</p> <p>この場合において、次のいずれかに適合する制動装置はこの基準に適合するものとする。(細目告示第93条第6項第2号ハ関係)</p> <p>① UN R13-11-S13の5.及び6.のうちフェード性能に係る部分</p>

新旧対照表
40 / 196

新	旧
<p>② (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>7-19-3 (略)</p> <p>7-19-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる自動車については、7-19-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。</p> <p>① 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された被牽引自動車 (最高速度 25km/h 以下の自動車に牽引されるもの及び平成 27 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。) (適用関係告示第 9 条第 32 項関係)</p> <p>② 指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が 10t 以下のもの (適用関係告示第 9 条第 46 項関係)</p> <p>7-19-5~7-19-9 (略)</p> <p>7-19-10 従前規定の適用⑥</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>① 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された被牽引自動車 (最高速度 25km/h 以下の自動車に牽引されるもの、平成 27 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。) (適用関係告示第 9 条第 32 項関係)</p> <p>② 指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が 10t 以下のもの (適用関係告示第 9 条第 46 項関係)</p> <p>7-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</p> <p>7-20-1 性能要件</p> <p>7-20-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</p> <p>【表示】 (略)</p> <p>7-20-1-2 (略)</p> <p>7-20-2~7-20-24 (略)</p> <p>7-21 (略)</p> <p>7-22 燃料装置</p> <p>7-22-1 性能要件</p> <p>7-22-1-1 (略)</p> <p>7-22-1-2 書面等による審査</p>	<p>② (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>7-19-3 (略)</p> <p>7-19-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる自動車については、7-19-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。</p> <p>① 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された被牽引自動車 (最高速度 25km/h 以下の自動車に牽引されるもの及び平成 27 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。) (適用関係告示第 9 条第 1 項第 32 号関係)</p> <p>② 指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が 10t 以下のもの (適用関係告示第 9 条第 1 項第 45 号関係)</p> <p>7-19-5~7-19-9 (略)</p> <p>7-19-10 従前規定の適用⑥</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>① 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された被牽引自動車 (最高速度 25km/h 以下の自動車に牽引されるもの、平成 27 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。) (適用関係告示第 9 条第 1 項第 32 号関係)</p> <p>② 指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が 10t 以下のもの (適用関係告示第 9 条第 1 項第 45 号関係)</p> <p>7-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</p> <p>7-20-1 性能要件</p> <p>7-20-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ 7-12-1 (3) 又は 7-12-1 (4) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</p> <p>【表示】 (略)</p> <p>7-20-1-2 (略)</p> <p>7-20-2~7-20-24 (略)</p> <p>7-21 (略)</p> <p>7-22 燃料装置</p> <p>7-22-1 性能要件</p> <p>7-22-1-1 (略)</p> <p>7-22-1-2 書面等による審査</p>

新旧対照表
41 / 196

新	旧
<p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車 (乗車定員 11 人以上の自動車、<u>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超える自動車</u>、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03 の 8. 1. 1. は適用しない。(保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 18 条第 2 項関係、細目告示第 96 条第 3 項関係)</p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 (車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。) 及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車 (車両総重量 2.8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに三輪自動車を除く。) については、UN R137-01 の 5.2.6. 及び 5.2.7. 並びに UN R34-03 の 8. 及び 9.6. に適合すること。</u></p> <p>② <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 (車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。) であって、三輪自動車以外のものについては、UN R137-01 の 5.2.6. 及び 5.2.7. に適合すること。</u></p> <p>③ <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車 (車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。) 及び三輪自動車 (車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。) については、UN R137-01 の 5.2.6. 及び 5.2.7. 並びに細目告示別添 17 「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3.2. に適合すること。</u></p> <p>ただし、UN R34-03 の 8. に適合する場合には、細目告示別添 17 「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3.2. に適合することを要しない。</p> <p>④ <u>自動車 (次に掲げる自動車を除く。) については、UN R94-03 の 5.2.6. 及び 5.2.7. に適合すること。</u></p> <p>ア 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</p> <p>イ アの自動車の形状に類する自動車</p> <p>ウ 車両総重量 2.5t を超える自動車</p> <p>エ ウの自動車の形状に類する自動車</p> <p>⑤ <u>座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車 (次に掲げる自動車を除く。) については、UN R95-03-S6 の 5.3.6. に適合すること。</u></p> <p>ア 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</p> <p>イ アの自動車の形状に類する自動車</p> <p>ウ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの</p> <p>エ ウの自動車の形状に類する自動車</p> <p>オ 三輪自動車</p>	<p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車 (乗車定員 11 人以上の自動車、<u>車両総重量が 2.8t を超える自動車</u>、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03 の 8. 1. 1. は適用しない。(保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 18 条第 2 項関係、細目告示第 96 条第 3 項関係)</p> <p>① <u>乗車定員 9 人以下の自動車 (三輪自動車を除く。) については、UN R34-03 の 8. 及び 9.6. に適合すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>② 乗車定員 10 人の自動車及び三輪自動車については、<u>UN R34-03 の 8. 又は細目告示別添 17 「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に適合すること。</u></p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
42 / 196

新	旧
<p>⑥ <u>自動車(次に掲げる自動車を除く。)</u> については、UN R135-01-S1 の 5.5.1. に適合すること。</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する自動車であって、運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22.0 度以上であり、かつ、運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離に対する比が 1.30 以上のもの</p> <p>ウ 車両総重量 3.5t を超える自動車</p> <p>エ アからの自動車の形状に類する自動車</p> <p>オ 三輪自動車</p> <p>(4) 次に掲げる燃料装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3) の基準に適合するものとする。(細目告示第 96 条第 3 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>試験成績書(写しをもって代えることができる。)</u> により (3) の基準に適合することが明らかな燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置</p> <p>(5) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(3) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第 96 条第 4 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-22-2～7-22-3 (略)</p> <p>7-22-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>【衝突に係る適用：細目告示別添 17 適用】</u></p> <p>(4) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-22-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第 12 条第 5 項関係)</p> <p>① 「製作年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分(乗員保護装置を含む。)のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車については、平成 35 年 8 月 31 日以前に製作されたもの</p>	<p>(新設)</p> <p>(4) 次に掲げる燃料装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3) の基準に適合するものとする。(細目告示第 96 条第 3 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>4-18-2 (1) ③ の書面</u> により (3) の基準に適合することが明らかな燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置</p> <p>(5) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(3) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第 96 条第 4 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-22-2～7-22-3 (略)</p> <p>7-22-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
43 / 196

新	旧																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> <th style="text-align: center;">指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車</td> <td style="text-align: center;">H30.8.31</td> <td style="text-align: center;">H30.8.31</td> </tr> <tr> <td>(車両総重量が 3.5t 未満のものに限る)</td> <td style="text-align: center;">H32.8.31</td> <td style="text-align: center;">H32.8.31</td> </tr> <tr> <td>上記以外の自動車</td> <td style="text-align: center;">H35.8.31</td> <td style="text-align: center;">H35.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用】</u></p> <p>(6) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-22-9 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適用関係告示第 12 条第 11 項関係)</p> <p>① 「製作年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と運転者室及び客室を取囲む部分(乗員保護装置を含む。)のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満のものについては、平成 39 年 8 月 31 日以前に製作されたもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> <th style="text-align: center;">指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車</td> <td style="text-align: center;">H32.8.31</td> <td style="text-align: center;">H32.8.31</td> </tr> <tr> <td>上記以外の自動車</td> <td style="text-align: center;">H39.8.31</td> <td style="text-align: center;">H39.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02 適用】</u></p> <p>(6) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-22-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適用関係告示第 12 条第 6 項関係)</p> <p>① 「製作年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</p>	区分	製作年月日	指定等年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車	H30.8.31	H30.8.31	(車両総重量が 3.5t 未満のものに限る)	H32.8.31	H32.8.31	上記以外の自動車	H35.8.31	H35.8.31	区分	製作年月日	指定等年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車	H32.8.31	H32.8.31	上記以外の自動車	H39.8.31	H39.8.31	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
区分	製作年月日	指定等年月日																				
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車	H30.8.31	H30.8.31																				
(車両総重量が 3.5t 未満のものに限る)	H32.8.31	H32.8.31																				
上記以外の自動車	H35.8.31	H35.8.31																				
区分	製作年月日	指定等年月日																				
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車	H32.8.31	H32.8.31																				
上記以外の自動車	H39.8.31	H39.8.31																				

新旧対照表
44 / 196

新	旧									
<p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>製作年月日</th> <th>指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量 2.5t 以下のものに限る。)</td> <td>H30.8.31</td> <td>H30.8.31</td> </tr> <tr> <td>上記以外の自動車</td> <td>H35.8.31</td> <td>H35.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔ボールとの衝突に係る適用：UN R135-00-S1 適用〕</p> <p>(7) 次に掲げる自動車については、7-22-11 (従前規定の適用⑦) の規定を適用する。 (適用関係告示第 12 条第 10 項関係)</p> <p>① 平成 35 年 1 月 19 日以前に製作された自動車 ② 平成 35 年 1 月 20 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成 35 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 イ 平成 35 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 35 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を囲む部分(乗員保護装置を含む。)のボールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>7-22-5～7-22-6 (略)</p> <p>7-22-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 12 条第 4 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-22-7-1 性能要件 7-22-7-1-1 (略) 7-22-7-1-2 書面等による審査 (1)～(3) (略) (4) 次に掲げる燃料装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3)の基準に適合するものとする。 ① (略) ② 試験成績書(写しをもって代えることができる。)により(3)の基準に適合することが明らかな燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置 (5) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-22-1-2 (5) の規定を適用する。 〔衝突に係る適用：組立告示別添 17 適用〕</p>	区分	製作年月日	指定等年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量 2.5t 以下のものに限る。)	H30.8.31	H30.8.31	上記以外の自動車	H35.8.31	H35.8.31	<p>(新設)</p> <p>7-22-5～7-22-6 (略)</p> <p>7-22-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 12 条第 4 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-22-7-1 性能要件 7-22-7-1-1 (略) 7-22-7-1-2 書面等による審査 (1)～(3) (略) (4) 次に掲げる燃料装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3)の基準に適合するものとする。 ① (略) ② 4-18-3 (1) ③の書面により(3)の基準に適合することが明らかな燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置 (5) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-22-1-2 (5) の規定を適用する。 (新設)</p>
区分	製作年月日	指定等年月日								
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量 2.5t 以下のものに限る。)	H30.8.31	H30.8.31								
上記以外の自動車	H35.8.31	H35.8.31								

新旧対照表
45 / 196

新	旧												
<p>7-22-8 従前規定の適用④ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 12 条第 5 項関係)</p> <p>① 「製作年月日」以前に製作された自動車 ② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を囲む部分(乗員保護装置を含む。)のフルフラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車にあつては、平成 35 年 8 月 31 日以前に製作されたもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>製作年月日</th> <th>指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。)</td> <td>H30.8.31</td> <td>H30.8.31</td> </tr> <tr> <td>輸入自動車以外 の自動車</td> <td>H32.8.31</td> <td>H32.8.31</td> </tr> <tr> <td>輸入自動車</td> <td>H35.8.31</td> <td>H35.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-22-8-1 性能要件 7-22-8-1-1 視認等による審査 7-22-8-1-1 に同じ。 7-22-8-1-2 書面等による審査 (1) 7-22-1-2 (1) に同じ。 (2) 7-22-1-2 (2) に同じ。 (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に關し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03 の 5.及び 6.又は 13.に適合するものであるときは、UN R34-03 の 8.1.1.は適用しない。 ① 乗車定員 9 人以下の自動車(三輪自動車を除く。)にあつては、UN R34-03 の</p>	区分	製作年月日	指定等年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。)	H30.8.31	H30.8.31	輸入自動車以外 の自動車	H32.8.31	H32.8.31	輸入自動車	H35.8.31	H35.8.31	
区分	製作年月日	指定等年月日											
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。)	H30.8.31	H30.8.31											
輸入自動車以外 の自動車	H32.8.31	H32.8.31											
輸入自動車	H35.8.31	H35.8.31											

新旧対照表
46 / 196

新	旧									
<p>8.及び9.6.に適合すること。</p> <p>② 乗車定員10人の自動車及び三輪自動車にあっては、UN R34-03の8.又は細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に適合すること。</p> <p>(4) 7-22-1-2 (4) に同じ。</p> <p>(5) 7-22-1-2 (5) に同じ。</p> <p>【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用】</p> <p>7-22-9 従前規定の適用⑤</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-22-9 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適用関係告示第12条第11項関係)</p> <p>① 「製作年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と運転者室及び客室を取囲む部分(乗員保護装置を含む。)のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満のものにあっては、平成39年8月31日以前に製作されたもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> <th style="text-align: center;">指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車</td> <td style="text-align: center;">H32.8.31</td> <td style="text-align: center;">H32.8.31</td> </tr> <tr> <td>上記以外の自動車</td> <td style="text-align: center;">H39.8.31</td> <td style="text-align: center;">H39.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-22-9-1 性能要件</p> <p>7-22-9-1-1 視認等による審査</p> <p>7-22-1-1 に同じ。</p> <p>7-22-9-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 7-22-1-2 (1) に同じ。</p> <p>(2) 7-22-1-2 (2) に同じ。</p> <p>(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車(乗車定員11人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれのないものとし</p>	区分	製作年月日	指定等年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車	H32.8.31	H32.8.31	上記以外の自動車	H39.8.31	H39.8.31	<p style="text-align: center;">(新設)</p>
区分	製作年月日	指定等年月日								
専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車	H32.8.31	H32.8.31								
上記以外の自動車	H39.8.31	H39.8.31								

新旧対照表
47 / 196

新	旧						
<p>て燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、燃料タンク及び配管がUN R34-03の5.及び6.又は13.に適合するものであるときは、UN R34-03の8.1.1.は適用しない。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。)及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が2.8tを超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに三輪自動車を除く。)にあっては、UN R137-00の5.2.6.及び5.2.7.並びにUN R34-03の8.及び9.6.に適合すること。</p> <p>② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(車両総重量が2.8tを超える3.5t未満の自動車に限る。)であつて、三輪自動車以外のものにあつては、UN R137-00の5.2.6.及び5.2.7.に適合すること。</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車(車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。)及び三輪自動車(車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。)にあっては、UN R137-00の5.2.6.及び5.2.7.並びに細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の3.2.に適合すること。</p> <p>ただし、UN R34-03の8.に適合する場合にあっては、細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の3.2.に適合することを要しない。</p> <p>④ 7-22-1-2 (3) ④に同じ。</p> <p>⑤ 7-22-1-2 (3) ⑤に同じ。</p> <p>⑥ 7-22-1-2 (3) ⑥に同じ。</p> <p>(4) 7-22-1-2 (4) に同じ。</p> <p>(5) 7-22-1-2 (5) に同じ。</p> <p>【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02 適用】</p> <p>7-22-10 従前規定の適用⑥</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第12条第6項関係)</p> <p>① 「製作年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> <th style="text-align: center;">指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	製作年月日	指定等年月日				<p style="text-align: center;">(新設)</p>
区分	製作年月日	指定等年月日					

新旧対照表
48 / 196

新			旧
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量 2.5t 以下のものに限る。)	H30.8.31	H30.8.31	
上記以外の自動車	H35.8.31	H35.8.31	
7-22-10-1 性能要件			
7-22-10-1-1 視認等による審査			
7-22-1-1 に同じ。			
7-22-10-1-2 書面等による審査			
(1) 7-22-1-2 (1) に同じ。			
(2) 7-22-1-2 (2) に同じ。			
(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれのないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03 の 8. 1. は適用しない。			
① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。)及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量 2.8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに二輪自動車を除く。)にあっては、UN R137-00 の 5.2.6. 及び 5.2.7. 並びに UN R34-03 の 8. 及び 9.6. に適合すること。			
② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。)であって、三輪自動車以外のものであっては、UN R137-00 の 5.2.6. 及び 5.2.7. に適合すること。			
③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車(車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。)及び三輪自動車(車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。)にあっては、UN R137-00 の 5.2.6. 及び 5.2.7. 並びに細目告示別添 17「衝突時における燃料漏れ防止の技術基準」の 3.2. に適合すること。 ただし、UN R34-03 の 8. に適合する場合には、細目告示別添 17「衝突時における燃料漏れ防止の技術基準」の 3.2. に適合することを要しない。			
④ 自動車(次に掲げる自動車を除く。)にあっては、UN R94-02 の 5. (5.2.8. を除く。)及び 6. に適合すること。 この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、UN R94 によるほか、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤部			

新旧対照表
49 / 196

新			旧
の角度の調整については、別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。 ただし、平成 28 年 6 月 22 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(平成 26 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)にあっては、UN R94-01-S3 の 5. 及び 6. に適合するものであればよい。			
ア 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの			
イ アの自動車の形状に類する自動車			
ウ 車両総重量 2.5t を超える自動車			
エ ウの自動車の形状に類する自動車			
⑤ 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車(次に掲げる自動車を除く。)にあっては、UN R95-03-S6 の 5.3.6. に適合すること。 ただし、平成 28 年 6 月 22 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(平成 26 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)にあっては、細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に適合するものであればよい。			
ア 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの			
イ アの自動車の形状に類する自動車			
ウ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの			
エ ウの自動車の形状に類する自動車			
オ 三輪自動車			
⑥ 7-22-1-2 (3) ⑥ に同じ。			
(4) 7-22-1-2 (4) に同じ。			
(5) 7-22-1-2 (5) に同じ。			
【ボールとの衝突に係る適用：UN R135-00-S1 適用】			(新設)
7-22-11 従前規定の適用②			
次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係を示第 12 条第 10 項関係)			
① 平成 35 年 1 月 19 日以前に製作された自動車			
② 平成 35 年 1 月 20 日以後に製作された自動車であって、次に掲げるもの			
ア 平成 35 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車			
イ 平成 35 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 35 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分(乗員保護装置を含む。)のボールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの			
7-22-11-1 性能要件			
7-22-11-1-1 視認等による審査			
7-22-1-1 に同じ。			

新旧対照表
50 / 196

新	旧
<p>7-22-11-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 7-22-1-2 (1) に同じ。</p> <p>(2) 7-22-1-2 (2) に同じ。</p> <p>(3) <u>ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれのないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03 の 8.1.1. は適用しない。</u></p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2.8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに三輪自動車を除く。）にあっては、UN R137-00 の 5.2.6. 及び 5.2.7. 並びに UN R34-03 の 8. 及び 9.6. に適合すること。</u></p> <p>② <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。）であって、三輪自動車以外のものにあつては、UN R137-00 の 5.2.6. 及び 5.2.7. に適合すること。</u></p> <p>③ <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）にあっては、UN R137-00 の 5.2.6. 及び 5.2.7. 並びに細目告示別添 17「衝突時における燃料漏れ防止の技術基準」の 3.2. に適合すること。</u></p> <p><u>ただし、UN R34-03 の 8. に適合する場合には、細目告示別添 17「衝突時における燃料漏れ防止の技術基準」の 3.2. に適合することを要しない。</u></p> <p>④ 7-22-1-2 (3) ③ に同じ。</p> <p>⑤ 7-22-1-2 (3) ④ に同じ。</p> <p>⑥ <u>自動車（次に掲げる自動車を除く。）にあっては、UN R135-00-S1 の 5.5.1. に適合すること。</u></p> <p>ア <u>専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの</u></p> <p>イ <u>貨物の運送の用に供する自動車であつて、運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22.0 度以上であり、かつ、運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離に対する比が 1.30 以上のもの</u></p> <p>ウ <u>車両総重量 3.5t を超える自動車</u></p> <p>エ <u>アからウの自動車の形状に類する自動車</u></p>	

新旧対照表
51 / 196

新	旧
<p>オ 三輪自動車</p> <p><u>ただし、次の (イ) 及び (ロ) に掲げる自動車にあっては、この基準は適用しない。</u></p> <p><u>(イ) 平成 30 年 6 月 14 日以前に製作された自動車</u></p> <p><u>(ロ) 平成 30 年 6 月 15 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u></p> <p><u>(a) 平成 30 年 6 月 14 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</u></p> <p><u>(b) 平成 30 年 6 月 15 日以後の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成 30 年 6 月 14 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u></p> <p>(4) 7-22-1-2 (4) に同じ。</p> <p>(5) 7-22-1-2 (5) に同じ。</p> <p>7-23 (略)</p> <p>7-24 高圧ガスの燃料装置</p> <p>7-24-1 性能要件</p> <p>7-24-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) <u>高圧ガスを燃料とする自動車（(3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u>（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項関係、細目告示第 98 条第 1 項関係）</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>7-23 (略)</p> <p>7-24 高圧ガスの燃料装置</p> <p>7-24-1 性能要件</p> <p>7-24-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) <u>高圧ガスを燃料とする自動車（(4) に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>ただし、②から⑩までの規定は、圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には適用しない。</u>（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項関係、細目告示第 98 条第 1 項関係）</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>⑩ <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）は、UN R110-01 の 17. に適合すること。</u></p> <p><u>ただし、圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置が UN R110-01 の 6.4. から 6.11. までに適合するときは、UN R110-01 の 17.1.2. は適用しない。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>視認又は図面若しくは写真により UN R110-01 に定める特定構成部品の適合性が確認できるものであつて、その取付けが確実であり、かつ、機能を損なうおそれのある破損及び損傷のないものは、(1) ⑩に適合するものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p>

新旧対照表
52 / 196

新	旧																		
<p>(4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、振認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ（保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第5項関係、細目告示第98条第6項関係）</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第26条第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</p> <p>なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</p> <p>(参考)</p> <p>国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第3）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車載容器総括証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NMP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td>年 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</p> <p>なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</p> <p>(参考)</p> <p>国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第4）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">容器再検査合格証票</th> <th rowspan="2">検査実施者の名称の符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>再検査月</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	公称使用圧力 (NMP)		検査有効期限	年 月	容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月	再検査月	年 月		<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
車載容器総括証票																			
充填すべきガスの名称																			
充填可能期限	年 月																		
公称使用圧力 (NMP)																			
検査有効期限	年 月																		
容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号																	
再検査有効期限	年 月																		
再検査月	年 月																		
<p>(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、振認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ（保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第6項関係、細目告示第98条第7項関係）</p>	<p>(新設)</p>																		

新旧対照表
53 / 196

新	旧																		
<p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第26条第4号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</p> <p>なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</p> <p>(参考)</p> <p>国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第3）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車載容器総括証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NMP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td>年 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</p> <p>なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</p> <p>(参考)</p> <p>国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第4）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">容器再検査合格証票</th> <th rowspan="2">検査実施者の名称の符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>再検査月</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>7-24-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係）</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあっては、</p>	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	公称使用圧力 (NMP)		検査有効期限	年 月	容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月	再検査月	年 月		<p>7-24-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係）</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあっては、</p>
車載容器総括証票																			
充填すべきガスの名称																			
充填可能期限	年 月																		
公称使用圧力 (NMP)																			
検査有効期限	年 月																		
容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号																	
再検査有効期限	年 月																		
再検査月	年 月																		

新旧対照表
54 / 196

新	旧
<p>次に掲げる基準に適合すること。 ただし、7-24-1-1 (3) ①ア (イ) 又は7-24-1-1 (3) ①イ (ロ) のガス容器を備える自動車については、イに掲げるものを除く。 ア～イ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ ガス容器について、国際相互承認に係る容器保安規則第3条第1号に定める基準に適合することが確認できる書面の提示があったときは、7-24-1-1 (3) ①ア (イ) の「国際相互承認に係る容器保安規則第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するもの」に適合するものとする。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績表(写しをもって代えることができる)により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第17条第3項関係、細目告示第20条第4項関係、第98条第4項関係)</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)については、UN R137-01(附則3に限る。)に定める方法及び細目告示別添17「衝突時における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S2(7.2.1.から7.2.3.に限る。)に適合すること。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(新設) <u>③ 圧縮天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第5項関係、細目告示第98条第6項関係)</p> <p>① UN R110-02の18.(18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4.から18.3.6.まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12.及び18.13.を除く。)に定める基準に適合するものであること。</p>	<p>次に掲げる基準に適合すること。 ただし、7-24-1-1 (4) ①ア (イ) 又は7-24-1-1 (4) ①イ (ロ) のガス容器を備える自動車については、イに掲げるものを除く。 ア～イ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ ガス容器について、国際相互承認に係る容器保安規則第3条第1号に定める基準に適合することが確認できる書面の提示があったときは、7-24-1-1 (4) ①ア (イ) の「国際相互承認に係る容器保安規則第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するもの」に適合するものとする。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は4-18-2 (1) ①の書面により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第17条第3項関係、細目告示第20条第4項関係、第98条第4項関係)</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)については、UN R137-00(附則3に限る。)に定める方法及び細目告示別添17「衝突時における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S2(7.2.1.から7.2.3.に限る。)に適合すること。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
55 / 196

新	旧						
<p>ただし、UN R110-02の6.1.(配管に係る規定に限る。)並びに8.1.及び8.3.から8.11.まで(ガス容器、付属品及び付属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。)に適合するものであるときは、UN R110-02の18.1.2.は適用しない。</p> <p>(4) 液化天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第6項関係、細目告示第98条第7項関係)</p> <p>① UN R110-02の18.(18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1.から18.3.3.まで、18.5.、18.7.1.(18.7.1.1.を除く。)、18.7.2.(18.7.2.1.を除く。)、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3.及び18.10.4.を除く。)に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ただし、UN R110-02の6.1.(配管に係る規定に限る。)並びに8.1.及び8.13.から8.22.まで(ガス容器、付属品及び付属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。)に適合するものであるときは、UN R110-02の18.1.2.は適用しない。</p> <p>(5) I-18ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2)の基準にかかわらず次に掲げるものであればよい。(細目告示第98条第5項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-24-2～7-24-3 (略)</p> <p>7-24-4 適用関係の整理 (1)～(4) (略)</p> <p>[衝突に係る適用：GTR13 適用]</p> <p>(5) 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-24-9(従前規定の適用⑤)の規定を適用する。(適用関係告示第13条第9項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車については、平成35年8月31日以前に製作されたもの</p> <table border="1" data-bbox="207 2027 782 2060"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用]</p> <p>(6) 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号</p>	(略)	(略)	(略)	<p>(新設)</p> <p>(3) 4-18-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2)の基準にかかわらず次に掲げるものであればよい。(細目告示第98条第5項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-24-2～7-24-3 (略)</p> <p>7-24-4 適用関係の整理 (1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-24-9(従前規定の適用⑤)の規定を適用する。(適用関係告示第13条第9項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 「製作年月日」以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <table border="1" data-bbox="845 2027 1420 2060"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(新設)</p>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)					

新旧対照表
56 / 196

新	旧																					
<p>のいずれかに該当する自動車については、7-24-10（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第13条第13項関係）</p> <p>① 「製作年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と運転者室及び客室を囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては、平成39年8月31日以前に製作されたもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>製作年月日</th> <th>指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8t以下のものに限る。）</td> <td>H32.8.31</td> <td>H32.8.31</td> </tr> <tr> <td>上記以外の自動車</td> <td>H39.8.31</td> <td>H39.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5】</p> <p>(7) 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-24-11（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第13条第10項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(削除)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>7-24-5～7-24-6 (略)</p> <p>7-24-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第13条第5項、第6項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-24-7-1 性能要件</p> <p>7-24-7-1-1 (略)</p> <p>7-24-7-1-2 書面等による審査</p>	区分	製作年月日	指定等年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8t以下のものに限る。）	H32.8.31	H32.8.31	上記以外の自動車	H39.8.31	H39.8.31	(略)	(略)	(略)				<p>(新設)</p> <p>(6) 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-24-10（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第13条第10項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② 「製作年月日」以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>7-24-5～7-24-6 (略)</p> <p>7-24-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第13条第5項、第6項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-24-7-1 性能要件</p> <p>7-24-7-1-1 (略)</p> <p>7-24-7-1-2 書面等による審査</p>	(略)	(略)	(略)			
区分	製作年月日	指定等年月日																				
専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8t以下のものに限る。）	H32.8.31	H32.8.31																				
上記以外の自動車	H39.8.31	H39.8.31																				
(略)	(略)	(略)																				
(略)	(略)	(略)																				

新旧対照表
57 / 196

新	旧												
<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 指定自動車等に備えられているガス容器、配管その他の水素ガス流路にある装置又は試験成績書(写しをもって代えることができる。)により(1)の基準に適合することが明らかなガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(2)の基準に適合するものとする。</p> <p>(4) 4-18ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-24-1-2 (5)の規定を適用する。</p> <p>7-24-8 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第13条第7項、第8項、第11項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-24-8-1 性能要件</p> <p>7-24-8-1-1 (略)</p> <p>7-24-8-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が発火、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書(写しをもって代えることができる。)により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(3) 7-24-1-2 (5)に同じ。</p> <p>【衝突に係る適用：GIR13適用】</p> <p>7-24-9 従前規定の適用⑤</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第13条第9項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては、平成35年8月31日以前に製作されたもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	(略)				<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 指定自動車等に備えられているガス容器、配管その他の水素ガス流路にある装置又は4-18-2 (1) ③の書面により(1)の基準に適合することが明らかなガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(2)の基準に適合するものとする。</p> <p>(4) 4-18-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-24-1-2 (3)の規定を適用する。</p> <p>7-24-8 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第13条第7項、第8項、第11項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-24-8-1 性能要件</p> <p>7-24-8-1-1 (略)</p> <p>7-24-8-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が発火、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は4-18-2 (1) ③の書面により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(3) 7-24-1-2 (3)に同じ。</p> <p>(新設)</p> <p>7-24-9 従前規定の適用⑤</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第13条第9項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② 「製作年月日」以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)											
(略)	(略)	(略)											

新旧対照表
58 / 196

新	旧						
<p>7-24-9-1 性能要件</p> <p>7-24-9-1-1 視認等による審査 7-24-1-1 (3) に同じ。</p> <p>7-24-9-1-2 書面等による審査 (1) (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が発火、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書(写しをもって代えることができる。)により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) 7-24-1-2 (5) に同じ。</p> <p>【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用】</p> <p>7-24-10 従前規定の適用⑥</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-24-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適用関係告示第13条第13項関係)</p> <p>① 「製作年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と運転者室及び客室を囲む部分(乗員保護装置を含む。)のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車については、平成39年8月31日以前に製作されたもの</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>製作年月日</th> <th>指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の乗用自動車(車両総重量が2.8t以下のものに限</td> <td>H32.8.31</td> <td>H32.8.31</td> </tr> </tbody> </table>	区分	製作年月日	指定等年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の乗用自動車(車両総重量が2.8t以下のものに限	H32.8.31	H32.8.31	<p>7-24-9-1 性能要件</p> <p>7-24-9-1-1 視認等による審査 7-24-1-1 (4) に同じ。</p> <p>7-24-9-1-2 書面等による審査 (1) (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が発火、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は18-2(1)③の書面により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) 7-24-1-2 (3) に同じ。</p> <p>(新設)</p>
区分	製作年月日	指定等年月日					
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の乗用自動車(車両総重量が2.8t以下のものに限	H32.8.31	H32.8.31					

新旧対照表
59 / 196

新	旧												
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>る。]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外の自動車</td> <td>H39.8.31</td> <td>H39.8.31</td> </tr> </table> <p>7-24-10-1 性能要件</p> <p>7-24-10-1-1 視認等による審査 7-24-1-1 (3) に同じ。</p> <p>7-24-10-1-2 書面等による審査 (1) 7-24-1-2 (1) に同じ。</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が発火、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書(写しをもって代えることができる。)により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)については、UN R137-00 (附則3に限る。)に定める方法及び細目告示別添17「衝突時における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S2 (7.2.1.から7.2.3.に限る。)に適合すること。</p> <p>② 7-24-1-2 (2) ②に同じ。</p> <p>③ 7-24-1-2 (2) ③に同じ。</p> <p>④ 7-24-1-2 (2) ④に同じ。</p> <p>⑤ 7-24-1-2 (2) ⑤に同じ。</p> <p>(3) 7-24-1-2 (5) に同じ。</p> <p>【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5 適用】</p> <p>7-24-11 従前規定の適用⑦</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第10項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(削除)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	る。]			上記以外の自動車	H39.8.31	H39.8.31	(略)	(略)	(略)	<p>(新設)</p> <p>7-24-10 従前規定の適用⑥</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第10項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 「製作年月日」以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)
る。]													
上記以外の自動車	H39.8.31	H39.8.31											
(略)	(略)	(略)											
(略)	(略)	(略)											

新旧対照表
60 / 196

新	旧
<p>7-24-11-1 性能要件 7-24-11-1-1 視認等による審査 7-24-1-1 (3) に同じ。 7-24-11-1-2 書面等による審査 (1) (略) (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が発火、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は改動成績書(写しをもって代えることができる。)により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～⑤ (略) (3) 7-24-1-2 (5) に同じ。</p>	<p>7-24-10-1 性能要件 7-24-10-1-1 視認等による審査 7-24-1-1 (4) に同じ。 7-24-10-1-2 書面等による審査 (1) (略) (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が発火、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は4-18-2 (1) ③の書面により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～⑤ (略) (3) 7-24-1-2 (3) に同じ。</p>
<p>7-25 電気装置 7-25-1 性能要件 7-25-1-1 (略) 7-25-1-2 書面等による審査 (1) 電力により作動する原動機を有する自動車(大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条の2第3項関係) ① (略) ② 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、UN R136-00の5.2.及び5.3.並びに6.(客室を有しない自動車にあつては6.4.2.及び6.5.を除外。)に適合するものであること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R136-00の6.2.、6.3.及び6.10に適合するものとする。 なお、次に掲げる自動車にはUN R136-00の規定は適用しない。(保安基準第17条の2第3項関係、細目告示第99条第3項第2号関係、適用関係告示第14条第15項関係) ア 平成32年1月19日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車であつて、次に掲げる自動車以外のもの (7) (略)</p>	<p>7-25 電気装置 7-25-1 性能要件 7-25-1-1 (略) 7-25-1-2 書面等による審査 (1) 電力により作動する原動機を有する自動車(大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条の2第3項関係) ① (略) ② 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、UN R136-00の5.2.及び5.3.並びに6.(客室を有しない自動車にあつては6.4.2.及び6.5.を除外。)に適合するものであること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R136-00の6.2.、6.3.及び6.10に適合するものとする。 なお、次に掲げる自動車にはUN R136-00の規定は適用しない。(保安基準第17条の2第3項関係、細目告示第99条第3項第2号関係、適用関係告示第14条第15項関係) ア 平成32年1月19日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車であつて、次に掲げる自動車以外のもの (7) (略)</p>

新旧対照表
61 / 196

新	旧
<p>(4) 平成30年1月20日以降の新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車であつて電力により作動する原動機を有するもの(平成30年1月20日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。) <u>(削除)</u> イ 平成32年1月19日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車が発火、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条の2第4項関係、細目告示第99条第4項関係、適用関係告示第14条第12項、第13項関係) ① 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車(乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(車両総重量が2.8tを置き3.5t未満の自動車に限る。)については、UN R137-01の5.2.8.に適合すること。 ② 自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量が2.5tを超える自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。))については、UN R94-03の5.2.8.に適合すること。</p>	<p>(4) 平成30年1月19日以前の新型届出自動車であつて電力により作動する原動機を有するもの(平成30年1月20日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。) <u>(4) 平成30年1月19日以前の輸入自動車特別取扱自動車であつて電力により作動する原動機を有するもの(平成30年1月20日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。)</u> イ 平成32年1月19日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)以外の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。)以外の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車が発火、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条の2第4項関係、細目告示第99条第4項関係、適用関係告示第14条第12項、第13項関係) ① 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車(乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。))については、<u>細目告示別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3.</u>に適合すること。 ② 自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量が2.5tを超える自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。))については、UN R94-02-55の5.2.8.に適合すること。 <u>ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R94-02-55の5.2.8.に適合するものであればよい。</u> ア 平成27年8月12日以前に製作された自動車 イ 平成27年8月12日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成27年8月13日以降に製作された自動車のうち、オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの ウ 平成27年8月13日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成27年8月12日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p>

新旧対照表
62 / 196

新	旧
<p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。)及び専ら貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量 1.5t 以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。)については、UN R12-04-S4 の 5.5. 又は UN R94-03 の 5.2.8. に適合すること。</p> <p>⑥～⑧ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</p> <p>なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものについては、①から③の要件は適用しない。(保安基準第 17 条の第 3 項関係、細目告示第 99 条第 4 項関係)</p> <p>① <u>UN R137-01 の 5.2.8. 又は UN R94-03 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パック</u> については、その最前部から車両前部までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(参考図) (略)</p> <p>7-25-2～7-25-3 (略)</p> <p>7-25-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>〔フルラップ衝突に係る適用：細目告示別添 111 適用〕</u></p> <p>(5) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-25-9 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 16 項関係)</p> <p>① 「製作年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を囲む部分(乗員保護装置を含む。)のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車については、平成 35 年 8 月 31 日以前に製作されたもの</p>	<p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。)及び専ら貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量 1.5t 以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。)については、UN R12-04-S4 の 5.5. 又は UN R94-02-S5 の 5.2.8. に適合すること。</p> <p>⑥～⑧ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</p> <p>なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものについては、①から③の要件は適用しない。(保安基準第 17 条の第 3 項関係、細目告示第 99 条第 4 項関係)</p> <p>① <u>細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」のフルラップ前面衝突に関する要件</u>又は UN R94-02-S5 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックについては、その最前部から車両前部までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(参考図) (略)</p> <p>7-25-2～7-25-3 (略)</p> <p>7-25-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新旧対照表
63 / 196

新	旧																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>製作年月日</th> <th>指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。)</td> <td>H30. 8. 31</td> <td>H30. 8. 31</td> </tr> <tr> <td>輸入自動車以外の自動車</td> <td>H32. 8. 31</td> <td>H32. 8. 31</td> </tr> <tr> <td>上記以外の自動車</td> <td>H35. 8. 31</td> <td>H35. 8. 31</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>〔フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用〕</u></p> <p>(6) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-25-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 18 項関係)</p> <p>① 「製作年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と運転者室及び客室を囲む部分(乗員保護装置を含む。)のフルラップ衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満のものについては、平成 39 年 8 月 31 日以前に製作されたもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>製作年月日</th> <th>指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。)</td> <td>H32. 8. 31</td> <td>H32. 8. 31</td> </tr> <tr> <td>上記以外の自動車</td> <td>H39. 8. 31</td> <td>H39. 8. 31</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>〔オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5〕</u></p> <p>(7) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-25-11 (従前規定の適用⑦) の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 17 項関係)</p> <p>① 「製作年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸</p>	区分	製作年月日	指定等年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。)	H30. 8. 31	H30. 8. 31	輸入自動車以外の自動車	H32. 8. 31	H32. 8. 31	上記以外の自動車	H35. 8. 31	H35. 8. 31	区分	製作年月日	指定等年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。)	H32. 8. 31	H32. 8. 31	上記以外の自動車	H39. 8. 31	H39. 8. 31	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
区分	製作年月日	指定等年月日																				
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。)	H30. 8. 31	H30. 8. 31																				
輸入自動車以外の自動車	H32. 8. 31	H32. 8. 31																				
上記以外の自動車	H35. 8. 31	H35. 8. 31																				
区分	製作年月日	指定等年月日																				
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。)	H32. 8. 31	H32. 8. 31																				
上記以外の自動車	H39. 8. 31	H39. 8. 31																				

新旧対照表
64 / 196

新	旧									
<p style="text-align: center;">人自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>製作年月日</th> <th>指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量 2.5t 以下のものに限る。)</td> <td>H30. 8. 31</td> <td>H30. 8. 31</td> </tr> <tr> <td>上記以外の自動車</td> <td>H35. 8. 31</td> <td>H35. 8. 31</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-25-5~7-25-6 (略)</p> <p>7-25-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 4 項、第 5 項及び第 6 項関係) ①~③ (略)</p> <p>7-25-7-1 性能要件 7-25-7-1-1 (略)</p> <p>7-25-7-1-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 指定自動車等に備えられている電気装置又は試験成績書(写しをもって代えることができる。)により(1)の基準に適合することが明らかな電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。 (3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-25-1-2 (4) の規定を適用する。 (4) (略)</p> <p>7-25-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 11 項関係) ①~⑤ (略)</p> <p>7-25-8-1 性能要件 7-25-8-1-1 (略)</p> <p>7-25-8-1-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。 ①~③ (略) ④ 試験成績書(写しをもって代えることができる。)により(1)の基準に適合することが明らかな電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置 (3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置</p>	区分	製作年月日	指定等年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量 2.5t 以下のものに限る。)	H30. 8. 31	H30. 8. 31	上記以外の自動車	H35. 8. 31	H35. 8. 31	<p>7-25-5~7-25-6 (略)</p> <p>7-25-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 4 項、第 5 項及び第 6 項関係) ①~③ (略)</p> <p>7-25-7-1 性能要件 7-25-7-1-1 (略)</p> <p>7-25-7-1-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 指定自動車等に備えられている電気装置又は4-18-2 (1) ③の書面により(1)の基準に適合することが明らかな電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。 (3) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-25-1-2 (4) の規定を適用する。 (4) (略)</p> <p>7-25-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 11 項関係) ①~⑤ (略)</p> <p>7-25-8-1 性能要件 7-25-8-1-1 (略)</p> <p>7-25-8-1-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。 ①~③ (略) ④ 4-18-2 (1) ⑤の書面により、(1)の基準に適合することが明らかな電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置 (3) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装</p>
区分	製作年月日	指定等年月日								
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量 2.5t 以下のものに限る。)	H30. 8. 31	H30. 8. 31								
上記以外の自動車	H35. 8. 31	H35. 8. 31								

新旧対照表
65 / 196

新	旧												
<p>については、7-25-1-2 (4) の規定を適用する。</p> <p>【フルラップ衝突に係る適用：細目告示別添 111】</p> <p>7-25-9 従前規定の適用⑤ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 16 項関係)</p> <p>① 「製作年月日」以前に製作された自動車 ② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を囲む部分(乗員保護装置を含む。)のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車にあつては、平成 35 年 8 月 31 日以前に製作されたもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>製作年月日</th> <th>指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。)</td> <td>H30. 8. 31</td> <td>H30. 8. 31</td> </tr> <tr> <td>輸入自動車以外の自動車</td> <td>H32. 8. 31</td> <td>H32. 8. 31</td> </tr> <tr> <td>輸入自動車</td> <td>H35. 8. 31</td> <td>H35. 8. 31</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-25-9-1 性能要件 7-25-9-1-1 試験等による審査 7-25-9-1-1 に同じ。 7-25-9-1-2 書面等による審査 (1) 7-25-1-2 (1) に同じ。 (2) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車が発生、他の自動車の衝突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車(乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。)については、細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3. に適合すること</p>	区分	製作年月日	指定等年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。)	H30. 8. 31	H30. 8. 31	輸入自動車以外の自動車	H32. 8. 31	H32. 8. 31	輸入自動車	H35. 8. 31	H35. 8. 31	<p>置については、7-25-1-2 (4) の規定を適用する。</p> <p>(新設)</p>
区分	製作年月日	指定等年月日											
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。)	H30. 8. 31	H30. 8. 31											
輸入自動車以外の自動車	H32. 8. 31	H32. 8. 31											
輸入自動車	H35. 8. 31	H35. 8. 31											

新旧対照表
66 / 196

新	旧
<p>② 7-25-1-2 (2) ②に同じ。</p> <p>③ 7-25-1-2 (2) ③に同じ。</p> <p>④ 7-25-1-2 (2) ④に同じ。</p> <p>⑤ 7-25-1-2 (2) ⑤に同じ。</p> <p>⑥ 7-25-1-2 (2) ⑥に同じ。</p> <p>⑦ 7-25-1-2 (2) ⑦に同じ。</p> <p>⑧ 7-25-1-2 (2) ⑧に同じ。</p> <p>(3) 7-25-1-2 (3) に同じ。</p> <p>(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑥の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないように確実に取付けられているものであればよい。</p> <p>なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から⑥の要件は適用しない。</p> <p>① 細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」のフルラップ前面衝突に関する要件又は UN R94-03 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前縁までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置</p> <p>② 7-25-1-2 (4) ②に同じ。</p> <p>③ 7-25-1-2 (4) ③に同じ。</p> <p>【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用】</p> <p>7-25-10 従前規定の適用⑤</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-25-10 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 18 項関係)</p> <p>① 「製作年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と運転者室及び客室を区画する部分(乗員保護装置を含む。)のフルラップ衝突における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満のものにあつては、平成 39 年 8 月 31 日以前に製作されたもの</p>	(新設)

新旧対照表
67 / 196

新	旧									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> <th style="text-align: center;">指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。)</td> <td style="text-align: center;">H32.8.31</td> <td style="text-align: center;">H32.8.31</td> </tr> <tr> <td>上記以外の自動車</td> <td style="text-align: center;">H39.8.31</td> <td style="text-align: center;">H39.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-25-10-1 性能要件</p> <p>7-25-10-1-1 規格等による審査</p> <p>7-25-1-1 に同じ。</p> <p>7-25-10-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 7-25-1-2 (1) に同じ。</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び液牽引自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の衝突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び信頼性に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車(乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。)については、UN R137-00 の 5.2.8. に適合すること。</p> <p>② 7-25-1-2 (2) ②に同じ。</p> <p>③ 7-25-1-2 (2) ③に同じ。</p> <p>④ 7-25-1-2 (2) ④に同じ。</p> <p>⑤ 7-25-1-2 (2) ⑤に同じ。</p> <p>⑥ 7-25-1-2 (2) ⑥に同じ。</p> <p>⑦ 7-25-1-2 (2) ⑦に同じ。</p> <p>⑧ 7-25-1-2 (2) ⑧に同じ。</p> <p>(3) 7-25-1-2 (3) に同じ。</p> <p>(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑥の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないように確実に取付けられているものであればよい。</p> <p>なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から⑥の要件は適用しない。</p> <p>① UN R137-00 の 5.2.8. 又は UN R94-03 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前縁までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置</p> <p>② 7-25-1-2 (4) ②に同じ。</p> <p>③ 7-25-1-2 (4) ③に同じ。</p>	区分	製作年月日	指定等年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。)	H32.8.31	H32.8.31	上記以外の自動車	H39.8.31	H39.8.31	
区分	製作年月日	指定等年月日								
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。)	H32.8.31	H32.8.31								
上記以外の自動車	H39.8.31	H39.8.31								

新旧対照表
68 / 196

新	旧									
<p>【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5】</p> <p>7-25-11 従前規定の適用</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第14条第17項関係）</p> <p>① 「製作年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>製作年月日</th> <th>指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(車両総重量2.5t以下のものに限る。)</td> <td>H30.8.31</td> <td>H30.8.31</td> </tr> <tr> <td>上記以外の自動車</td> <td>H35.8.31</td> <td>H35.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-25-11-1 性能要件</p> <p>7-25-11-1-1 視認等による審査</p> <p>7-25-11-1に同じ。</p> <p>7-25-11-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 7-25-1-2 (1)に同じ。</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に關し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8tを超え3.5t未満の自動車に限る。）については、UN R137-00の5.2.8.に適合すること。</p> <p>② 自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び当該自動車の形状に類する自動車並びに車両総重量が2.5tを超える自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、UN R94-02-S5の5.2.8.に適合すること。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R94-02-S3の5.2.8.に適合するものであればよい。</p>	区分	製作年月日	指定等年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(車両総重量2.5t以下のものに限る。)	H30.8.31	H30.8.31	上記以外の自動車	H35.8.31	H35.8.31	(新設)
区分	製作年月日	指定等年月日								
専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(車両総重量2.5t以下のものに限る。)	H30.8.31	H30.8.31								
上記以外の自動車	H35.8.31	H35.8.31								

新旧対照表
69 / 196

新	旧
<p>ア 平成27年8月12日以前に製作された自動車</p> <p>イ 平成27年8月12日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成27年8月13日以降に製作された自動車のうち、オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの</p> <p>ウ 平成27年8月13日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成27年8月12日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>③ 7-25-1-2 (2) ③に同じ。</p> <p>④ 7-25-1-2 (2) ④に同じ。</p> <p>⑤ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び専ら貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量1.5t以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、UN R12-04-S4の5.5.又はUN R94-02-S5の5.2.8.に適合すること。</p> <p>⑥ 7-25-1-2 (2) ⑥に同じ。</p> <p>⑦ 7-25-1-2 (2) ⑦に同じ。</p> <p>⑧ 7-25-1-2 (2) ⑧に同じ。</p> <p>(3) 7-25-1-2 (3)に同じ。</p> <p>(4) 4-18ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないように確実に取付けられているものであればよい。</p> <p>なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが800mmを超える位置に取付けられたものにあつては、①から⑤の要件は適用しない。</p> <p>① UN R137-00の5.2.8.又はUN R94-02-S5の5.2.8.が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前部から車両前部までの車両中心線に平行な水平距離が420mm以上の位置</p> <p>② 7-25-1-2 (4) ②に同じ。</p> <p>③ 7-25-1-2 (4) ③に同じ。</p> <p>7-26 車枠及び車体</p> <p>7-26-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>(8) 次に掲げる自動車は、(7)の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。（細目告示第22条第7項関係、細目告示第100条第7項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 物品を積載する装置の後面に、荷台の底面からの高さが155cm以上の棚又はこれに類する構造物（折りたたみ式のものをあつては、折りたたんだ状態とする。）</p>	<p>7-26 車枠及び車体</p> <p>7-26-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>(8) 次に掲げる自動車は、(7)の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。（細目告示第22条第7項関係、細目告示第100条第7項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ その後面に、折りたたみ式でない棚であつてその高さが荷台床面から155cm以上のものを備える自動車</p>

新旧対照表
70 / 196

新	旧
<p>を備える自動車 ④～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>最大積載量 500kg 以下の特種用途自動車であって、特種な作業に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための荷台を有するもの</u></p> <p>(9) (7) の「最後の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測した長さとする。(細目告示第 22 条第 6 項関係、細目告示第 100 条第 6 項関係)</p> <p>① 車体には、<u>次に掲げるもの</u>を含むものとして計測する。</p> <p>ア <u>クレーン車のクレーンブーム</u> イ <u>スキーバスの車室外に設けられた物品積載装置</u> ウ <u>追突の衝撃を緩和する装置</u> エ <u>特種用途自動車に備える特種な設備又は作業用の装置</u></p> <p>②～④ (略)</p> <p><u>(10) 追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車 ((8) の自動車以外の自動車に限る。) であって、次に掲げる要件を全て満たすものは (7) の基準に適合するものとする。</u> <u>ただし、平成 24 年 9 月 28 日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、この限りでない。</u></p> <p>① <u>自動車の最後の車軸中心から、追突の衝撃を緩和する装置を除いた車体の後面までの水平距離が後軸軸距の 2 分の 1 以下 (小型自動車にあっては 20 分の 1 以下) であるもの</u></p> <p>② <u>自動車の最後の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最前軸距の 3 分の 2 以下であるもの</u></p> <p>7-26-2～7-26-4 (略)</p> <p>7-26-5 従前規定の適用① 昭和 34 年 9 月 15 日以前に製作された自動車 (最後の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行う場合を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p>7-26-5-1 性能要件 (1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>④～⑤ (略) <u>(新設)</u></p> <p>(9) (7) の「最後の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測した長さとする。(細目告示第 22 条第 6 項関係、細目告示第 100 条第 6 項関係)</p> <p>① 車体には、<u>クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置</u>を含むものとして計測する。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p>②～④ (略) <u>(新設)</u></p> <p>7-26-2～7-26-4 (略)</p> <p>7-26-5 従前規定の適用① 昭和 34 年 9 月 15 日以前に製作された自動車 (最後の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行う場合を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p>7-26-5-1 性能要件 (1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(5) 次に掲げるものは、(2) の基準に適合しないものとする。</u></p> <p>① <u>乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) 及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車 (いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等) の後部に備えるバンパ (その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。) であって、次に該当しないもの</u> ア <u>車体の凹部に組み込まれているもの</u> イ <u>車体とのすき間が 20mm を超えず、かつ、直径 100mm の球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、</u></p>

新旧対照表
71 / 196

新	旧
<p><u>(5) 最後の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行った自動車については、7-26-6-1 (5) から (8) の基準を適用する。</u></p> <p>7-26-6 従前規定の適用② 昭和 19 年 6 月 30 日以前に製作された自動車 (回転部分が突出する改造を行ったものを除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 2 項第 2 号関係)</p> <p>7-26-6-1 性能要件 (1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる自動車は、(5) の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>物品を積載する装置の後面に、荷台の床面からの高さが 155cm 以上の幅又はこれに類する構造物 (折りたためるものにあつては、折りたたんだ状態とする。)</u>を備える自動車</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>最大積載量 500kg 以下の特種用途自動車であって、特種な作業に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための荷台を有するもの</u></p> <p>(7) (5) の「最後の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測した長さとする。</p> <p>① 車体には、<u>次に掲げるもの</u>を含むものとして計測する。</p> <p>ア <u>クレーン車のクレーンブーム</u> イ <u>スキーバスの車室外に設けられた物品積載装置</u></p>	<p><u>その端部付近の部分が車体側に曲げられているもの</u></p> <p>② <u>地上 1.8m 以下に備えられているアンテナの取付部であつて、その附近の車体の最外側から突出しているもの</u></p> <p>(6) 最後の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行った自動車については、7-26-6-1 (5) から (7) の基準を適用する。</p> <p>7-26-6 従前規定の適用② 昭和 49 年 6 月 30 日以前に製作された自動車 (回転部分が突出する改造を行ったものを除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 2 項第 2 号関係)</p> <p>7-26-6-1 性能要件 (1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(5) 次に掲げるものは、(2) の基準に適合しないものとする。</u></p> <p>① <u>乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) 及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車 (いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等) の後部に備えるバンパ (その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。) であつて、次に該当しないもの</u> ア <u>車体の凹部に組み込まれているもの</u> イ <u>車体とのすき間が 20mm を超えず、かつ、直径 100mm の球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部付近の部分が車体側に曲げられているもの</u></p> <p>② <u>地上 1.8m 以下に備えられているアンテナの取付部であつて、その附近の車体の最外側から突出しているもの</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 次に掲げる自動車は、(5) の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>その後面に、折りたたみ式でない幅であつてその高さが荷台床面から 155cm 以上のものを備える自動車</u></p> <p>④～⑤ (略) <u>(新設)</u></p> <p>(8) (5) の「最後の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測した長さとする。</p> <p>① 車体には、<u>クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置</u>を含むものとして計測する。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>

新旧対照表
72 / 196

新	旧
<p>ウ 追突の衝撃を緩和する装置 エ 特種用途自動車に備える特種な設備又は作業用の装置</p> <p>②～④ (略)</p> <p><u>(8) 追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車(6)の自動車以外の自動車に限る。</u>であって、次に掲げる要件を全て満たすものは(5)の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、平成24年9月28日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車については、この限りでない。</p> <p>① 自動車の最後部の車軸中心から、追突の衝撃を緩和する装置を除いた車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1以下(小型自動車にあっては20分の1以下)であるもの</p> <p>② 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の3分の2以下であるもの</p> <p>7-26-7 従前規定の適用③ 平成20年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第1項第1号関係)</p> <p>7-26-7-1 性能要件 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる自動車は、(5)の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>物品を積載する装置の後面に、荷台の床面からの高さが155cm以上の幅又はこれに相当する構造物(折りたたみ式のものは、折りたたんだ状態とする。)</u>を備える自動車</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>最大積載量500kg以下の特種用途自動車であって、特種な作業に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための荷台を有するもの</u></p> <p>(7) (5)の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測した長さとする。</p> <p>① 車体には、次に掲げるものを含むものとして計測する。</p> <p>ア <u>クレーン車のクレーンブーム</u> イ <u>スキーバスの車室外に設けられた物品積載装置</u> ウ <u>追突の衝撃を緩和する装置</u> エ <u>特種用途自動車に備える特種な設備又は作業用の装置</u></p> <p>②～④ (略)</p> <p><u>(8) 追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車(6)の自動車以外の自動車に限る。</u>であって、次に掲げる要件を全て満たすものは(5)の基準に適合するものとする。</p>	<p>(新設) (新設)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>7-26-7 従前規定の適用③ 平成20年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第1項第1号関係)</p> <p>7-26-7-1 性能要件 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる自動車は、(5)の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>その後面に、折りたたみ式でない幅であってその高さが荷台床面から155cm以上のものを備える自動車</u></p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) (5)の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測した長さとする。</p> <p>① 車体には、<u>クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置</u>を含むものとして計測する。</p> <p>(新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
73 / 196

新	旧
<p>ただし、平成24年9月28日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車については、この限りでない。</p> <p>① 自動車の最後部の車軸中心から、追突の衝撃を緩和する装置を除いた車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1以下(小型自動車にあっては20分の1以下)であるもの</p> <p>② 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の3分の2以下であるもの</p> <p>7-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>7-27-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>UN R137-01の5.(5.2.6.から5.2.8.を除く。)</u>及び6.に適合するものでなければならぬ。(保安基準第18条第2項関係、細目告示第22条第8項関係、細目告示第100条第8項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、7-12-1-2(1)が適用される自動車のデルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第100条第8項関係)</p> <p>【表示】(略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>試験成績書(写しをもって代えることができる。)</u>により(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第100条第9項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-27-2～7-27-3 (略)</p> <p>7-27-4 適用関係の整理 (1)～(3) (略)</p> <p>【細目告示別添23適用】</p> <p><u>(4) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-27-8(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第15条第26項関係)</u></p> <p>① 「製作年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p>	<p>7-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>7-27-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準</u>に適合するものでなければならぬ。(保安基準第18条第2項関係、細目告示第22条第8項関係、細目告示第100条第8項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、7-12-1(3)が適用される自動車のデルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第100条第8項関係)</p> <p>【表示】(略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>4-18-2(1)③の書面</u>により、(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第100条第9項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-27-2～7-27-3 (略)</p> <p>7-27-4 適用関係の整理 (1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
74 / 196

新			旧		
<p>エ 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新製届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新製届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新製届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては、平成35年8月31日以前に製作されたもの</p>					
区分	製作年月日	指定等年月日			
専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車	輸入自動車以外の自動車	H30.8.31	H30.8.31		
人未満の自動車（車両総重量が3.5t未満のものに限る。）	輸入自動車	H32.8.31	H32.8.31		
上記以外の自動車		H35.8.31	H35.8.31		
【UN R137-00 適用】			(新設)		
<p>(5) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-27-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第31項関係）</p> <p>① 「製作年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新製届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新製届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新製届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満のものにあっては、平成39年8月31日以前に製作されたもの</p>					
区分	製作年月日	指定等年月日			
専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が3.5t未満のものに限る。）		H32.8.31	H32.8.31		

新旧対照表
75 / 196

新			旧		
<p>ものに限る。）</p> <p>上記以外の自動車</p> <p>7-27-5 (略)</p> <p>【フルラップ前面衝突の旧基準適用】</p> <p>7-27-6 従前規定の適用②</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第23項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-27-6-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 試験成績書（写しをもって代えることができる。）により(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-27-1(3)の規定を適用する。</p> <p>7-27-7 (略)</p> <p>【細目告示別添23適用】</p> <p>7-27-8 従前規定の適用④</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第26項関係）</p> <p>① 「製作年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新製届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新製届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新製届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては、平成35年8月31日以前に製作されたもの</p>					
区分	製作年月日	指定等年月日			
専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車	輸入自動車以外の自動車	H30.8.31	H30.8.31		
人未満の自動車（車両総重量が3.5t未満のものに限る。）	輸入自動車	H32.8.31	H32.8.31		
7-27-5 (略)			7-27-5 (略)		
【フルラップ前面衝突の旧基準適用】			【フルラップ前面衝突の旧基準適用】		
7-27-6 従前規定の適用②			7-27-6 従前規定の適用②		
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第23項関係）			次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第23項関係）		
①～② (略)			①～② (略)		
7-27-6-1 性能要件（書面等による審査）			7-27-6-1 性能要件（書面等による審査）		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。			(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。		
①～② (略)			①～② (略)		
③ 試験成績書（写しをもって代えることができる。）により(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体			③ 4-18-2(1)③の書面により、(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体		
(3) 4-18ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-27-1(3)の規定を適用する。			(3) 4-18-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-27-1(3)の規定を適用する。		
7-27-7 (略)			7-27-7 (略)		
【細目告示別添23適用】			(新設)		
<p>7-27-8 従前規定の適用④</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第26項関係）</p> <p>① 「製作年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新製届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新製届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新製届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあっては、平成35年8月31日以前に製作されたもの</p>					
区分	製作年月日	指定等年月日			
専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車	輸入自動車以外の自動車	H30.8.31	H30.8.31		
人未満の自動車（車両総重量が3.5t未満のものに限る。）	輸入自動車	H32.8.31	H32.8.31		

新旧対照表
76 / 196

新		旧	
3.5c 未満のものに限る。）			
上記以外の自動車	H35. 8. 31	H35. 8. 31	
7-27-8-1 性能要件（書面等による審査）			
(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。			
① 7-27-1 (1) ①に同じ。			
② 7-27-1 (1) ②に同じ。			
③ 7-27-1 (1) ③に同じ。			
④ 7-27-1 (1) ④に同じ。			
⑤ 7-27-1 (1) ⑤に同じ。			
⑥ 7-27-1 (1) ⑥に同じ。			
⑦ 7-27-1 (1) ⑦に同じ。			
⑧ 7-27-1 (1) ⑧に同じ。			
⑨ 7-27-1 (1) ⑨に同じ。			
(2) 7-27-1 (2) に同じ。			
(3) 7-27-1 (3) に同じ。			
[UN R137-00 適用]			
7-27-9 従前規定の適用⑤			
次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 31 項関係）			
① 「製作年月日」以前に製作された自動車			
② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの			
ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車			
イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの			
ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満のものにあつては、平成 39 年 8 月 31 日以前に製作されたもの			
		(新設)	

新旧対照表
77 / 196

新		旧	
区分	製作年月日	指定等年月日	
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 3.5c 未満のものに限る。）	H32. 8. 31	H32. 8. 31	
上記以外の自動車	H39. 8. 31	H39. 8. 31	
7-27-9-1 性能要件（書面等による審査）			
(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-00 の 5. (5. 2. 6. から 5. 2. 8. を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。			
① 7-27-1 (1) ①に同じ。			
② 7-27-1 (1) ②に同じ。			
③ 7-27-1 (1) ③に同じ。			
④ 7-27-1 (1) ④に同じ。			
⑤ 7-27-1 (1) ⑤に同じ。			
⑥ 7-27-1 (1) ⑥に同じ。			
⑦ 7-27-1 (1) ⑦に同じ。			
⑧ 7-27-1 (1) ⑧に同じ。			
⑨ 7-27-1 (1) ⑨に同じ。			
(2) 7-27-1 (2) に同じ。			
(3) 7-27-1 (3) に同じ。			
7-28 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能		7-28 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	
7-28-1 性能要件（書面等による審査）		7-28-1 性能要件（書面等による審査）	
(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-03 の 5. (5. 2. 6. から 5. 2. 8. を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。		(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-02-SS の 5. (5. 2. 8. を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。	
この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 22 条第 9 項関係、細目告示第 100 条第 10 項関係）		この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 22 条第 9 項関係、細目告示第 100 条第 10 項関係）	
①～⑧（略）		①～⑧（略）	
(2) 次に掲げる車枠及び車体であつて、かつ、そのオフセット衝突時の衝撃吸収性能を		(2) 次に掲げる車枠及び車体であつて、かつ、そのオフセット衝突時の衝撃吸収性能を	

新旧対照表
78 / 196

新	旧									
<p>損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のデルテール^①の識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第100条第10項関係)</p> <p>【表示】(略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>試験成績書(写しをもって代えることができる。)</u>により(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第100条第11項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-28-2～7-28-3 (略)</p> <p>7-28-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>[UN R94-02-S5 適用]</u></p> <p>(5) <u>次の表の区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-28-9 (従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第15条第27項関係)</u></p> <p>① <u>「製作年月日」以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</u></p> <p>イ <u>「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> <th style="text-align: center;">指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10人未満の自動車(車両総重量2.5t以下のものに限る。)</td> <td style="text-align: center;">H30.8.31</td> <td style="text-align: center;">H30.8.31</td> </tr> <tr> <td>上記以外の自動車</td> <td style="text-align: center;">H35.8.31</td> <td style="text-align: center;">H35.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-28-5 (略)</p> <p>【旧細目告示別添 104 適用】</p> <p>7-28-6 従前規定の適用②</p> <p>平成24年6月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第11項関係)</p> <p>7-28-6-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) (略)</p>	区分	製作年月日	指定等年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員 10人未満の自動車(車両総重量2.5t以下のものに限る。)	H30.8.31	H30.8.31	上記以外の自動車	H35.8.31	H35.8.31	<p>損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、7-12-1 (3) が適用される自動車のデルテール^①の識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第100条第10項関係)</p> <p>【表示】(略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>4-18-2 (1) ③の書面</u>により、(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第100条第11項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-28-2～7-28-3 (略)</p> <p>7-28-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>7-28-5 (略)</p> <p>【旧細目告示別添 104 適用】</p> <p>7-28-6 従前規定の適用②</p> <p>平成24年6月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第11項関係)</p> <p>7-28-6-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) (略)</p>
区分	製作年月日	指定等年月日								
専ら乗用の用に供する乗車定員 10人未満の自動車(車両総重量2.5t以下のものに限る。)	H30.8.31	H30.8.31								
上記以外の自動車	H35.8.31	H35.8.31								

新旧対照表
79 / 196

新	旧						
<p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、そのオフセット衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>試験成績書(写しをもって代えることができる。)</u>により(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-28-1 (3)の規定を適用する。</p> <p><u>[UN R94-01-S3 適用]</u></p> <p>7-28-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第15項及び第16項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-28-7-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、そのオフセット衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>試験成績書(写しをもって代えることができる。)</u>により(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-28-1 (3)の規定を適用する。</p> <p>7-28-8 (略)</p> <p><u>[UN R94-02-S5 適用]</u></p> <p>7-28-9 従前規定の適用③</p> <p><u>次の表の区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第27項関係)</u></p> <p>① <u>「製作年月日」以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</u></p> <p>イ <u>「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> <th style="text-align: center;">指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10人未満の自動車(車両総重量2.5t以下のものに限る。)</td> <td style="text-align: center;">H30.8.31</td> <td style="text-align: center;">H30.8.31</td> </tr> </tbody> </table>	区分	製作年月日	指定等年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員 10人未満の自動車(車両総重量2.5t以下のものに限る。)	H30.8.31	H30.8.31	<p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、そのオフセット衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>4-18-2 (1) ③の書面</u>により、(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-28-1 (3)の規定を適用する。</p> <p><u>[UN R94-01-S3 適用]</u></p> <p>7-28-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第15項及び第16項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-28-7-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、そのオフセット衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>4-18-2 (1) ③の書面</u>により、(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-28-1 (3)の規定を適用する。</p> <p>7-28-8 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
区分	製作年月日	指定等年月日					
専ら乗用の用に供する乗車定員 10人未満の自動車(車両総重量2.5t以下のものに限る。)	H30.8.31	H30.8.31					

新旧対照表
80 / 196

新	H35. 8. 31	H35. 8. 31	旧
<p>上記以外の自動車</p> <p>7-28-9-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者座席の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者座席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-02-S5 の 5. (5. 2. b. を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨格骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。</p> <p>① 7-28-1 (1) ①に同じ。 ② 7-28-1 (1) ②に同じ。 ③ 7-28-1 (1) ③に同じ。 ④ 7-28-1 (1) ④に同じ。 ⑤ 7-28-1 (1) ⑤に同じ。 ⑥ 7-28-1 (1) ⑥に同じ。 ⑦ 7-28-1 (1) ⑦に同じ。 ⑧ 7-28-1 (1) ⑧に同じ。</p> <p>(2) 7-28-1 (2) に同じ。 (3) 7-28-1 (3) に同じ。</p> <p>7-29 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>7-29-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であつて、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 100 条第 12 項関係）</p> <p>【表示】（略）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 試験成績書（写しをもって代えることができる。）により (1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。（細目告示第 100 条第 13 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-29-2～7-29-3 (略)</p> <p>7-29-4 適用関係の整理</p>			<p>7-29 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>7-29-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であつて、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、7-12-1 (3) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 100 条第 12 項関係）</p> <p>【表示】（略）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 4-18-2 (1) ④の書面により、(1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。（細目告示第 100 条第 13 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-29-2～7-29-3 (略)</p> <p>7-29-4 適用関係の整理</p>

新旧対照表
81 / 196

新	旧
<p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>〔自動車との側面衝突の旧基準適用②〕</p> <p>(3) 次に掲げる自動車については、7-29-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 3 項第 6 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 指定自動車等以外の自動車（平成 28 年 6 月 23 日以降に製作された電力により作動する原動機を有する自動車を除く。）</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>〔自動車との側面衝突：UN R95-03-S2〕</p> <p>(6) 次に掲げる自動車については、7-29-10（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 21 項関係）</p> <p>① 平成 27 年 8 月 12 日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成 27 年 8 月 13 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成 27 年 8 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの</p> <p>イ 平成 27 年 8 月 13 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成 27 年 8 月 12 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>〔テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前〕</p> <p>(7) 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、7-29-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 32 項関係）</p> <p>7-29-5 (略)</p> <p>〔自動車との側面衝突の旧基準適用①〕</p> <p>7-29-6 従前規定の適用②</p> <p>平成 15 年 9 月 30 日以前に製作された自動車（輸入自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 3 項第 1 号及び第 6 項関係）</p> <p>7-29-6-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、技術基準通達別添 18 の 2「側面衝突時の乗員保護の技術基準」、平成 16 年 4 月 23 日付け国土交通省告示第 499 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」、平成 17 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1337 号による改正前の細目告示別添 21「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」又は平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>〔自動車との側面衝突の旧基準適用②〕</p> <p>(3) 次に掲げる自動車については、7-29-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 3 項第 6 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前〕</p> <p>(6) 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、7-29-10（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 31 項関係）</p> <p>7-29-5 (略)</p> <p>〔自動車との側面衝突の旧基準適用①〕</p> <p>7-29-6 従前規定の適用②</p> <p>平成 15 年 9 月 30 日以前に製作された自動車（輸入自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 3 項第 1 号及び第 6 項関係）</p> <p>7-29-6-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成 16 年 4 月 23 日付け国土交通省告示第 499 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」、平成 17 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1337 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」又は平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p>

新旧対照表
82 / 196

新	旧
<p>の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>試験成績書(写しをもって代えることができる。)</u>により(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-29-1(3)の規定を適用する。</p> <p>【自動車との側面衝突の旧基準適用②】</p> <p>7-29-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第6項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>指定自動車等以外の自動車(平成28年6月23日以後に製作された電力により作動する原動機を有する自動車を除く。)</u></p> <p>7-29-7-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>試験成績書(写しをもって代えることができる。)</u>により(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-29-1(3)の規定を適用する。</p> <p>【自動車との側面衝突の旧基準適用③】</p> <p>7-29-8 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第8項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-29-8-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>試験成績書(写しをもって代えることができる。)</u>により(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-29-1(3)の規定を適用する。</p> <p>【自動車との側面衝突の旧基準適用④】</p>	<p>①～⑩ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>4-18-2(1)③の書面</u>により、(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-29-1(3)の規定を適用する。</p> <p>【自動車との側面衝突の旧基準適用②】</p> <p>7-29-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第6項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>7-29-7-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>4-18-2(1)③の書面</u>により、(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-29-1(3)の規定を適用する。</p> <p>【自動車との側面衝突の旧基準適用③】</p> <p>7-29-8 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第8項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-29-8-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>4-18-2(1)③の書面</u>により、(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-29-1(3)の規定を適用する。</p> <p>【自動車との側面衝突の旧基準適用④】</p>

新旧対照表
83 / 196

新	旧
<p>7-29-9 従前規定の適用⑤</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第17項及び第18項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-29-9-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>試験成績書(写しをもって代えることができる。)</u>により(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-29-1(3)の規定を適用する。</p> <p>【自動車との側面衝突：UN R95-03-S2 適用】</p> <p>7-29-10 従前規定の適用⑥</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第21項関係)</p> <p>① <u>平成27年8月12日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>平成27年8月13日以後に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>平成27年8月12日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの</u></p> <p>イ <u>平成27年8月13日以後の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成27年8月12日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u></p> <p>7-29-10-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) <u>座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車(次に掲げるものを除く。)</u>の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれのないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>UN R95-03-S2の5。(6.3.6.を除く。)</u>に適合するものでなければならない。</p> <p>① <u>7-29-1(1)①に同じ。</u></p> <p>② <u>7-29-1(1)②に同じ。</u></p> <p>③ <u>7-29-1(1)③に同じ。</u></p> <p>④ <u>7-29-1(1)④に同じ。</u></p> <p>⑤ <u>7-29-1(1)⑤に同じ。</u></p> <p>⑥ <u>7-29-1(1)⑥に同じ。</u></p> <p>⑦ <u>7-29-1(1)⑦に同じ。</u></p>	<p>7-29-9 従前規定の適用⑤</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第17項及び第18項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-29-9-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>4-18-2(1)③の書面</u>により、(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-29-1(3)の規定を適用する。</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
84 / 196

新	旧
<p>⑧ 7-29-1 (1) 項に同じ。 ⑨ 7-29-1 (1) ⑨に同じ。 <u>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> ① 7-29-1 (2) ①に同じ。 ② 7-29-1 (2) ②に同じ。 ③ 7-29-1 (2) ③に同じ。 ④ 7-29-1 (2) ④に同じ。 (3) 7-29-1 (3) に同じ。 【テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前】 7-29-11 従前規定の適用② 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 32 項関係) 7-29-11-1 性能要件 (視認等による審査) (1) ～ (3) (略) 7-30 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-30-1 性能要件 (書面等による審査) (1) (略) (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 100 条第 14 項関係) 【表示】(略) ①～③ (略) ④ <u>試験成績書(写しをもって代えることができる)</u>により (1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体 (3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第 100 条第 16 項関係) ①～② (略) 7-30-2～7-30-5 (略) 【ポールとの側面衝突の旧基準適用】 7-30-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 25 項関係) ① <u>平成 35 年 1 月 19 日以前に製作された自動車</u> ② <u>平成 35 年 1 月 20 日以前に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア、平成 35 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車</p>	<p>【テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前】 7-29-10 従前規定の適用② 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 31 項関係) 7-29-10-1 性能要件 (視認等による審査) (1) ～ (3) (略) 7-30 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-30-1 性能要件 (書面等による審査) (1) (略) (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1 (3) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 100 条第 14 項関係) 【表示】(略) ①～③ (略) ④ <u>4-18-2 (1) ③の書面</u>により、(1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体 (3) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第 100 条第 16 項関係) ①～② (略) 7-30-2～7-30-5 (略) 【ポールとの側面衝突の旧基準適用】 7-30-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 25 項関係) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>

新旧対照表
85 / 196

新	旧
<p><u>車特別取扱自動車</u> <u>イ 平成 35 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 35 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分(乗員保護装置を含む)のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> 7-30-6-1 性能要件 (書面等による審査) (1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135-00 の 5。(5.5.を除く。)に適合するものでなければならない。 ①～⑨ (略) (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ①～③ (略) ④ <u>試験成績書(写しをもって代えることができる)</u>により (1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体 (3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-30-1 (3) の規定を適用する。 7-30-7 (略) 7-31 車枠及び車体の歩行者保護性能 7-31-1 性能要件 (書面等による審査) (1) (略) (2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 22 条第 13 項関係、細目告示第 100 条第 17 項関係) ① (略) ② UN R127-02 の 5. に適合すること。<u>(使用の過程にある自動車を除く。)</u> (3) ボンネット(ボンネットを有さない自動車については、フロントパネル等ボンネットに相当する部分)及びバンパの材質及び構造が指定自動車等と同一の車枠及び車体又は <u>試験成績書(写しをもって代えることができる)</u> により (2) ②の基準に適合することが明らかなものと同じ構造を有する車枠及び車体であって、かつ、歩行者の頭部及び脚部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) ②の基準に適合するものとする。(細目告示第 100 条第 17 項関係) (4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ②の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第 100 条第 18 項関係) ①～② (略)</p>	<p>7-30-6-1 性能要件 (書面等による審査) (1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135 の 5。(5.5.を除く。)に適合するものでなければならない。 ①～⑨ (略) (2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ①～③ (略) ④ <u>4-18-2 (1) ③の書面</u>により、(1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体 (3) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-30-1 (3) の規定を適用する。 7-30-7 (略) 7-31 車枠及び車体の歩行者保護性能 7-31-1 性能要件 (書面等による審査) (1) (略) (2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準 <u>(使用の過程にある自動車にあっては、④に掲げる基準)</u> に適合するものでなければならない。(細目告示第 22 条第 13 項関係、細目告示第 100 条第 17 項関係) ① (略) ② UN R127-01 の 5. に適合すること。 (3) ボンネット(ボンネットを有さない自動車にあっては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分)及びバンパの材質及び構造が指定自動車等と同一の車枠及び車体又は <u>4-18-2 (1) ③の書面</u> により (2) ②の基準に適合することが明らかなものと同じ構造を有する車枠及び車体であって、かつ、歩行者の頭部及び脚部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) ②の基準に適合するものとする。(細目告示第 100 条第 17 項関係) (4) 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ②の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第 100 条第 18 項関係) ①～② (略)</p>

新旧対照表
86 / 196

新	旧
<p>7-31-2～7-31-3 (略)</p> <p>7-31-4 適用関係の整理 (1)～(3) (略)</p> <p><u>[UN R127-01 適用]</u></p> <p><u>(4) 次に掲げる自動車については、7-31-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第15条第29項関係)</u></p> <p>① 平成29年12月31日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成30年1月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成29年12月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 平成30年1月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成29年12月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と種別、車体の外形、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの</p> <p>7-31-5 (略)</p> <p><u>[歩行者脚部保護の適用除外]</u></p> <p>7-31-6 従前規定の適用②</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第14項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-31-6-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添99「歩行者頭部保護の技術基準」に適合すること。<u>(使用の過程にある自動車を除く。)</u></p> <p>(3) ボンネット (ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分) の材質及び構造が指定自動車等同一の車枠及び車体又は<u>試験成績書 (写しをもって代えることができる。)</u>により (2) ②の基準に適合することが明らかなものと同一の構造を有する車枠及び車体であつて、かつ、歩行者の頭部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) ②の基準に適合するものとする。</p> <p>(4) 4-18ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ②の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>[歩行者保護の旧基準適用]</u></p> <p>7-31-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示</p>	<p>7-31-2～7-31-3 (略)</p> <p>7-31-4 適用関係の整理 (1)～(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>7-31-5 (略)</p> <p><u>[歩行者脚部保護の適用除外]</u></p> <p>7-31-6 従前規定の適用②</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第14項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-31-6-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準 <u>(使用の過程にある自動車にあつては、①に掲げる基準)</u> に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添99「歩行者頭部保護の技術基準」に適合すること。</p> <p>(3) ボンネット (ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分) の材質及び構造が指定自動車等同一の車枠及び車体又は <u>4-18-2 (1) ③の書面</u> により (2) ②の基準に適合することが明らかなものと同一の構造を有する車枠及び車体であつて、かつ、歩行者の頭部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) ②の基準に適合するものとする。</p> <p>(4) 4-18-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ②の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>[歩行者保護の旧基準適用]</u></p> <p>7-31-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示</p>

新旧対照表
87 / 196

新	旧
<p>示第15条第22項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-31-7-1 歩行者保護性能</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ボンネット (ボンネットを有しない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分) 及びバンパの材質及び構造が指定自動車等同一の車枠及び車体又は <u>試験成績書 (写しをもって代えることができる。)</u> により (2) ②の基準に適合することが明らかなものと同一の構造を有する車枠及び車体であつて、かつ、歩行者の頭部及び脚部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) ②の基準に適合するものとする。</p> <p>(4) 4-18ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-31-1 (4) の規定を適用する。</p> <p><u>[UN R127-01 適用]</u></p> <p><u>7-31-8 従前規定の適用④</u></p> <p><u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第29項関係)</u></p> <p>① 平成29年12月31日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成30年1月1日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成29年12月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 平成30年1月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成29年12月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と種別、車体の外形、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの</p> <p>7-31-8-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 7-31-1 (1) に同じ。</p> <p>(2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 7-31-1 (2) ①に同じ。</p> <p>② UN R127-01 の5.に適合すること。<u>(使用の過程にある自動車を除く。)</u></p> <p>(3) 7-31-1 (3) に同じ。</p> <p>(4) 7-31-1 (4) に同じ。</p> <p>7-31 の2 <u>バスの車面転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能</u></p> <p>7-31 の2-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) <u>自動車 (次に掲げるものを除く。)</u> の車枠及び車体は、当該自動車の車体の上部が転覆等により変形を生じた場合において、乗車人員に過度の傷害を与えるおそれのないものとして、乗車人員の保護に係る性能に關し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R66-02 の5.に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、補助座席のうち座席ベルトを備えるものにあつては、当該座席は取付け</p>	<p>示第15条第22項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-31-7-1 歩行者保護性能</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ボンネット (ボンネットを有しない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分) 及びバンパの材質及び構造が指定自動車等同一の車枠及び車体又は <u>1-18-2 (1) ③の書面</u> により (2) ②の基準に適合することが明らかなものと同一の構造を有する車枠及び車体であつて、かつ、歩行者の頭部及び脚部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) ②の基準に適合するものとする。</p> <p>(4) 4-18-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-31-1 (4) の規定を適用する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新旧対照表
88 / 196

新	旧
<p>られていないものとみなしてUN R66-02に基づく試験重量を算出することができる。 (保安基準第18条第7項関係)</p> <p>① 乗車定員17人以下の自動車 ② 車両総重量12t以下の自動車 ③ 立席を有する自動車 ④ 二階建ての自動車 ⑤ 貨物の運送の用に供する自動車 ⑥ ①から⑤までに掲げる自動車の形状に類する自動車 ⑦ 二輪自動車 ⑧ 側車付二輪自動車 ⑨ 三輪自動車 ⑩ 大型特殊自動車</p> <p>(2) 次に掲げる車体及び車体であって、かつ、その車両転覆時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第100条第19項関係)</p> <p>① 運転者席及び客室を取囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車体及び車体 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車両転覆時の乗員保護装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有するもの ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた車両転覆時の乗員保護装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有するもの</p> <p>7-31の2-2 欠番 7-31の2-3 欠番 7-31の2-4 適用関係の整理 【転覆時の乗員保護の適用除外】 (1) 次に掲げる自動車については、7-31の2-5(従前規定の適用④)の規定を適用する。 (適用関係告示第15条第30項関係)</p> <p>① 平成30年9月30日以前に製作された自動車 ② 平成30年10月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 平成30年9月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車 イ 平成30年10月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成30年9月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と車体及び車体の主要構造の車両転覆時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p>	

新旧対照表
89 / 196

新	旧
<p>ウ 指定自動車等以外の自動車であって、平成35年9月30日以前に製作されたもの</p> <p>【転覆時の乗員保護の適用除外】 7-31の2-5 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、自動車の車体の上部が転覆等により変形を生じた場合における乗車人員の保護性能に係る基準は適用しない。(適用関係告示第15条第30項関係)</p> <p>① 平成30年9月30日以前に製作された自動車 ② 平成30年10月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 平成30年9月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車 イ 平成30年10月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成30年9月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と車体及び車体の主要構造の車両転覆時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車であって、平成35年9月30日以前に製作されたもの</p> <p>7-32 車体表示 7-32-1 性能要件(視認等による審査) (1) 自動車の車体の後面には、最大積載量(タンク自動車にあっては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名)を表示しなければならない。(保安基準第18条第8項、細目告示第22条第16項、細目告示第100条第22項) (2) 専ら小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第10項に規定する小規模保育事業若しくは同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車(乗車定員11人以上のものに限る。)の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。(保安基準第18条第9項関係、細目告示第22条第17項関係、細目告示第100条第23項関係) ①～③(略) 様式の例(略) (3)(略)なし。 7-32-2～7-32-4(略)</p> <p>7-33 巻込防止装置</p>	<p>7-32 車体表示 7-32-1 性能要件(視認等による審査) (1) 自動車の車体の後面には、最大積載量(タンク自動車にあっては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名)を表示しなければならない。(保安基準第18条第6項、細目告示第22条第13項、細目告示第100条第17項) (2) 専ら小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第10項に規定する小規模保育事業若しくは同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車(乗車定員11人以上のものに限る。)の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。(保安基準第18条第7項関係、細目告示第22条第14項関係、細目告示第100条第18項関係) ①～③(略) 様式の例(略) (3)(略)</p> <p>7-32-2～7-32-4(略)</p> <p>7-33 巻込防止装置</p>

新旧対照表
90 / 196

新	旧
<p>7-33-1～7-33-3 (略)</p> <p>7-33-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和48年11月30日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上のものを除く。)については、7-33-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第16条第3項関係)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-33-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和48年11月30日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上のものを除く。)については、次の基準に適合する巻込防止装置を備えていなければならない。(適用関係告示第16条第3項関係)</p> <p>7-33-5-1～7-33-5-3 (略)</p> <p>7-33-6～7-33-7 (略)</p> <p>7-34 突入防止装置</p> <p>7-34-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車(ボール・トレイラを除く。)、牽引自動車を除く。)の後面には、他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-2の基準に適合する突入防止装置を7-34-3の基準に適合するよう備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車については、この限りでない。(保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第24条第2項関係、細目告示第102条第2項関係)</p> <p>(1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及びボール・トレイラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレイラの車枠の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。</p> <p><u>この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置(灯火器等が取り付けられたものを含む。)の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>7-34-2 (略)</p> <p>7-34-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車(ボール・トレイラを除く。))及び牽引自動車を除く。)に備える突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第18条</p>	<p>7-33-1～7-33-3 (略)</p> <p>7-33-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和43年7月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上のものを除く。)については、7-33-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第16条第3項関係)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-33-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和43年7月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上のものを除く。)については、次の基準に適合する巻込防止装置を備えていなければならない。(適用関係告示第16条第3項関係)</p> <p>7-33-5-1～7-33-5-3 (略)</p> <p>7-33-6～7-33-7 (略)</p> <p>7-34 突入防止装置</p> <p>7-34-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車(ボール・トレイラを除く。)、牽引自動車を除く。)の後面には、他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-2の基準に適合する突入防止装置を7-34-3の基準に適合するよう備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車については、この限りでない。(保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第24条第2項関係、細目告示第102条第2項関係)</p> <p>(1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及びボール・トレイラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレイラの車枠の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>7-34-2 (略)</p> <p>7-34-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車(ボール・トレイラを除く。))及び牽引自動車を除く。)に備える突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第18条</p>

新旧対照表
91 / 196

新	旧
<p>の2第4項関係、細目告示第24条第3項及び第4項関係、細目告示第102条第3項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 突入防止装置は、その平面部から空車状態において地上1,500mm以下にある車体後面(車体後面からの突出量が50mm以上のフック、ヒンジ等の附属物を有する自動車にあっては当該積荷物の後端から前方50mm)までの水平距離が300mm以下であって、取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられていること。</p> <p>この場合において、次に掲げる自動車にあっては、それぞれに掲げる基準に適合するように取付けられていること。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-34-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる自動車については、7-34-10(従前規定の適用⑥)の規定を適用する。(適用関係告示第17条第10項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成31年9月1日から平成33年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u></p> <p>7-34-5～7-34-6 (略)</p> <p>7-34-7 従前規定の適用③</p> <p>平成17年8月31日(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、かつ、高さ2.0m以下の自動車にあっては平成19年8月31日)以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第17条第1項第2号関係)</p> <p>7-34-7-1 (略)</p> <p>7-34-7-2 性能要件</p> <p>7-34-7-2-1 視認等による審査</p> <p>突入防止装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-34-7-2-2 書面等による審査</p> <p><u>貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が7t以上のもの(牽引自動車を除く。)に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、技術基準通達別添19「突入防止装置の技術基準」に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>この場合において、次に掲げる突入防止装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u></p> <p>① 指定自動車等に備えられている突入防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一</p>	<p>の2第4項関係、細目告示第24条第3項及び第4項関係、細目告示第102条第3項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 突入防止装置は、その平面部から空車状態において地上1,500mm以下にある車体後面(車体後面からの突出量が50mm以上のフック、ヒンジ等の附属物を有する自動車にあっては当該積荷物の後端から前方50mm)までの水平距離が300mm以下であって、取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられていること。</p> <p>この場合において、次に掲げる自動車にあっては、それぞれに掲げる基準に適合するように取付けられていること。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-34-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる自動車については、7-34-10(従前規定の適用⑥)の規定を適用する。(適用関係告示第17条第10項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成31年9月1日から平成33年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>7-34-5～7-34-6 (略)</p> <p>7-34-7 従前規定の適用③</p> <p>平成17年8月31日(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、かつ、高さ2.0m以下の自動車にあっては平成19年8月31日)以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第17条第1項第2号関係)</p> <p>7-34-7-1 (略)</p> <p>7-34-7-2 性能要件</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>突入防止装置は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新旧対照表
92 / 196

新	旧
<p>の位置又はそれより後方に備えられた突入防止装置</p> <p>② 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置</p> <p>③ 国土交通大臣が認める識別記号が付されている突入防止装置</p> <p>④ 「突入防止装置の識別要領書について」(平成24年5月22日付け四自技第86号国自客第511号)に規定された、識別標識リベットが取り付けられた突入防止装置又は計算書が提出された突入防止装置</p> <p>7-34-7-3 取付要件 突入防止装置は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～③ (略)</p> <p>④ 突入防止装置は、その全ての平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端(ロープフック、物品積載装置に係るセンシ及びロック等を除く。)との水平距離が400mm以内であって取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられていること。 (例) (略)</p> <p>7-34-8 従前規定の適用④ 平成24年7月10日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第17条第5項関係、第7項関係)</p> <p>7-34-8-1 装備要件 貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量3.5t以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。)及びボール・トレーラの後面には、他の自動車と衝突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-8-2の基準に適合する突入防止装置を7-34-8-3の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車と衝突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車については、この限りでない。 (1) 車両総重量が7t以上の自動車については、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 <u>この場合において、衝突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置(灯火器等が取り付けられたものを含む。)の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。</u> ①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-34-8-2 性能要件 7-34-8-2-1 視認等による審査 (1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (略) ② 7-34-8-2-2に規定する突入防止装置は、突入防止装置の平面部の車両中心面</p>	<p>7-34-7-3 取付要件 突入防止装置は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ①～③ (略) (新設)</p> <p>(例) (略)</p> <p>7-34-8 従前規定の適用④ 平成24年7月10日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第17条第5項関係、第7項関係)</p> <p>7-34-8-1 装備要件 貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量3.5t以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。)及びボール・トレーラの後面には、他の自動車と衝突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-8-2の基準に適合する突入防止装置を7-34-8-3の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車と衝突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車については、この限りでない。 (1) 車両総重量が7t以上の自動車については、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 ①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-34-8-2 性能要件 7-34-8-2-1 視認等による審査 (1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (略) ② 7-34-2-2に規定する突入防止装置は、突入防止装置の平面部の車両中心面に</p>

新旧対照表
93 / 196

新	旧
<p>に平行な鉛直面による断面の高さが100mm以上であること。 ③～④ (略)</p> <p>7-34-8-2-2 (略)</p> <p>7-34-8-3 (略)</p> <p>7-34-9 従前規定の適用⑤ 平成27年7月25日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第17条第9項関係)</p> <p>7-34-9-1 装備要件 貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量3.5t以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。)及びボール・トレーラの後面には、他の自動車と衝突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-9-2の基準に適合する突入防止装置を7-34-9-3の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車と衝突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車については、この限りでない。 (1) 車両総重量が7t以上の自動車については、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 <u>この場合において、衝突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置(灯火器等が取り付けられたものを含む。)の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。</u> ①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-34-9-2～7-34-9-3 (略)</p> <p>7-34-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第17条第10項関係) ① (略) ② 平成31年9月1日から平成33年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>7-34-10-1 装備要件 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))及び牽引自動車を除く。の後面には、他の自動車と衝突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-10-2の基準に適合する突入防止装置を7-34-10-3の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車と衝突した場合に</p>	<p>に平行な鉛直面による断面の高さが100mm以上であること。 ③～④ (略)</p> <p>7-34-8-2-2 (略)</p> <p>7-34-8-3 (略)</p> <p>7-34-9 従前規定の適用⑤ 平成27年7月25日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第17条第9項関係)</p> <p>7-34-9-1 装備要件 貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量3.5t以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。)及びボール・トレーラの後面には、他の自動車と衝突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-9-2の基準に適合する突入防止装置を7-34-9-3の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車と衝突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車については、この限りでない。 (1) 車両総重量が7t以上の自動車については、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 ①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-34-9-2～7-34-9-3 (略)</p> <p>7-34-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第17条第10項関係) ① (略) ② 平成31年9月1日から平成33年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) (新設)</p> <p>7-34-10-1 装備要件 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))及び牽引自動車を除く。の後面には、他の自動車と衝突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-10-2の基準に適合する突入防止装置を7-34-10-3の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車と衝突した場合に</p>

新旧対照表
94 / 196

新	旧
<p>追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) 車両総重量が7t以上の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車体の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。</p> <p><u>この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置（灯火器等が取り付けられたものを含む。）の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。</u></p> <p>①～③（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>7-34-10-2 性能要件 7-34-10-2-1～7-34-10-2-2（略） 7-34-10-3（略） 7-35～7-36（略）</p> <p>7-37 乗車装置 7-37-1 性能要件 7-37-1-1（略） 7-37-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、7-43に規定する頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。</p> <p>ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、UN R129-02-S1の6.3.1.2、又はUN R44-04-S12の6.1.6.に適合するものであればよい。（保安基準第20条第4項関係、細目告示第26条第2項及び第104条第2項関係、適用関係告示第18条第1項関係）</p> <p>(2)～(8)（略） 7-37-2～7-37-6（略）</p> <p>7-38（略）</p> <p>7-39 座席 7-39-1 性能要件 7-39-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。</p> <p>この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。（保安基準第22条第1項関係、細目告示第28条第1項関係、細目告示第106条第1項関係）</p>	<p>追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) 車両総重量が7t以上の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車体の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。</p> <p>①～③（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>7-34-10-2 性能要件 7-34-10-2-1～7-34-10-2-2（略） 7-34-10-3（略） 7-35～7-36（略）</p> <p>7-37 乗車装置 7-37-1 性能要件 7-37-1-1（略） 7-37-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、7-43に規定する頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。</p> <p>ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、UN R129-01の6.3.1.2、又はUN R44-04-S12の6.1.6.に適合するものであればよい。（保安基準第20条第4項関係、細目告示第26条第2項及び第104条第2項関係、適用関係告示第18条第4項関係）</p> <p>(2)～(8)（略） 7-37-2～7-37-6（略）</p> <p>7-38（略）</p> <p>7-39 座席 7-39-1 性能要件 7-39-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。</p> <p>この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。（保安基準第22条第1項関係、細目告示第28条第1項関係、細目告示第106条第1項関係）</p>

新旧対照表
95 / 196

新	旧																		
<p>ア～ウ（略）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。</p> <p>ア～キ（略）</p> <p>ク 乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものを除く。）であって車両総重量10tを超える自動車（横向きに備えられた座席であってUN R80-03-S3の7.4.に適合するものに限る。）</p> <p>④～⑤（略）</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>7-39-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる①から③に規定する自動車の座席（座席取付装置を含む。）は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1)表中の①から③に掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、UN R17-08-S3の規定については、当分の間、細目告示別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。</p> <p>ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。（保安基準第22条第3項関係、細目告示第28条第6項関係、細目告示第106条第7項関係）</p> <p>ア～キ（略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別 (略)</th> <th style="text-align: center;">座席の種類 (略)</th> <th style="text-align: center;">座席及び座席取付装置の基準 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(③、④及び⑤)に掲げるものを除く。</td> <td style="vertical-align: top;">7-39-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)</td> <td style="vertical-align: top;">次のいずれかに掲げる基準 ア(略) イ UN R80-03-S3の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉</td> <td style="vertical-align: top;">7-39-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)</td> <td style="vertical-align: top;">次のいずれかに掲げる基準 ア～イ(略) ウ UN R80-03-S3の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別 (略)	座席の種類 (略)	座席及び座席取付装置の基準 (略)	② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(③、④及び⑤)に掲げるものを除く。	7-39-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア(略) イ UN R80-03-S3の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準	③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉	7-39-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア～イ(略) ウ UN R80-03-S3の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準	<p>ア～ウ（略）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。</p> <p>ア～キ（略）</p> <p>ク 乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものを除く。）であって車両総重量10tを超える自動車（横向きに備えられた座席であってUN R80-03-S2の7.4.に適合するものに限る。）</p> <p>④～⑤（略）</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>7-39-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる①から③に規定する自動車の座席（座席取付装置を含む。）は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1)表中の①から③に掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、UN R17-08-S3の規定については、当分の間、細目告示別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。</p> <p>ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。（保安基準第22条第3項関係、細目告示第28条第6項関係、細目告示第106条第7項関係）</p> <p>ア～キ（略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別 (略)</th> <th style="text-align: center;">座席の種類 (略)</th> <th style="text-align: center;">座席及び座席取付装置の基準 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(③、④及び⑤)に掲げるものを除く。</td> <td style="vertical-align: top;">7-39-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)</td> <td style="vertical-align: top;">次のいずれかに掲げる基準 ア(略) イ UN R80-03-S2の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉</td> <td style="vertical-align: top;">7-39-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)</td> <td style="vertical-align: top;">次のいずれかに掲げる基準 ア～イ(略) ウ UN R80-03-S2の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別 (略)	座席の種類 (略)	座席及び座席取付装置の基準 (略)	② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(③、④及び⑤)に掲げるものを除く。	7-39-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア(略) イ UN R80-03-S2の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準	③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉	7-39-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア～イ(略) ウ UN R80-03-S2の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準
自動車の種別 (略)	座席の種類 (略)	座席及び座席取付装置の基準 (略)																	
② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(③、④及び⑤)に掲げるものを除く。	7-39-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア(略) イ UN R80-03-S3の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準																	
③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉	7-39-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア～イ(略) ウ UN R80-03-S3の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準																	
自動車の種別 (略)	座席の種類 (略)	座席及び座席取付装置の基準 (略)																	
② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(③、④及び⑤)に掲げるものを除く。	7-39-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア(略) イ UN R80-03-S2の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準																	
③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉	7-39-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア～イ(略) ウ UN R80-03-S2の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準																	

新旧対照表
96 / 196

新			旧		
施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、③に掲げるものを除く。			施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、③に掲げるものを除く。		
④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	(略) 7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	(略) UN R80-03-S3の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準	④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	(略) 7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	(略) UN R80-03-S2の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準
⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、③に掲げるものを除く。)	(略) 7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	(略) 次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-08-S3の5.3.に定める基準 イ UN R80-03-S3の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準	⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、③に掲げるものを除く。)	(略) 7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	(略) 次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-08-S3の5.3.に定める基準 イ UN R80-03-S2の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)			(2) (略)		
(3) 次に掲げるものは(2)③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。			(3) 次に掲げるものは(2)③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。		
① (略)			① (略)		
② 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-08-S3の5.2.4.の規定、UN R80-03-S3付録1の1.2.及び付録5の1.3.3.の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。			② 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-08-S3の5.2.4.の規定、UN R80-03-S2付録1の1.2.及び付録5の1.3.3.の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。		
③ (略)			③ (略)		
7-39-2~7-39-9 (略)			7-39-2~7-39-9 (略)		
7-39-10 従前規定の適用⑥			7-39-10 従前規定の適用⑥		

新旧対照表
97 / 196

新	旧
平成19年6月30日(乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車)については平成24年6月30日)以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 ただし、平成24年6月30日以前に製作された乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車については、7-39-10-1-1 (10) 及び(11)の規定は適用しない。(適用関係告示第19条第1項及び第2項第3号関係)	平成19年6月30日(乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車)については平成24年6月30日)以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 ただし、平成24年6月30日以前に製作された乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車については、7-39-10-1 (10) 及び(11)の規定は適用しない。(適用関係告示第19条第1項及び第2項第3号関係)
7-39-10-1 性能要件	7-39-10-1 性能要件
7-39-10-1-1 視認等による審査	(新設)
(1) ~ (12) (略)	(1) ~ (12) (略)
7-39-10-1-2 書面等による審査	(新設)
(1) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重に十分耐えるものとして、書面等その他適切な方法により審査したときに、技術基準通達別添22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するものでなければならない。 ただし、7-39-10-1-1 (10) ①から⑦までに掲げる座席及び当該座席の取付装置にあっては、この限りでない。	
(2) (1)の自動車の座席(頭部後傾抑止装置を含む。)の後部部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれのない構造として、書面等その他適切な方法により審査したときに、技術基準通達別添23「シートバック後部の衝撃吸収の技術基準」に適合するものでなければならない。 ただし、7-39-10-1-1 (10) ①から⑦までに掲げる座席の後部部分にあっては、この限りでない。	
(3) 指定自動車等に備えられている座席(頭部後傾抑止装置を含む。)及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席及び座席取付装置であって、その機能、強度を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。	
7-39-11~7-39-12 (略)	7-39-11~7-39-12 (略)
7-40 (略)	7-40 (略)
7-41 座席ベルト等	7-41 座席ベルト等
7-41-1 (略)	7-41-1 (略)
7-41-2 性能要件(書面等による審査)	7-41-2 性能要件(書面等による審査)
(1) 7-41-1に規定する座席ベルトの取付装置(乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員10人の福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備え	(1) 7-41-1に規定する座席ベルトの取付装置(乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員10人の福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備え

新旧対照表
98 / 196

新	旧
<p>る座席ベルトの取付装置を除く。)は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合、UN R14-07-S8 の 5.、6.及び7.に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の3第2項関係、細目告示第30条第2項関係、細目告示第108条第4項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) 7-41-1及び7-41-2(1)の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。</p> <p>この場合において、UN R14-07-S8 の 5.4.2.4.の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-07-S8 の 6.4.3.にあっては、試験重量を乗車定員1名分の座席重量に735Nを加えた重量に4を乗じた重量とすることができる。</p> <p>① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員10人以上のものに限る。)に備える座席ベルトの取付装置(②に掲げるものを除く。)にあってはUN R14-07-S8 の 5.2.1.、5.4.1.から5.4.2.5.まで、5.4.3.、5.4.3.2.から5.4.3.4.まで、6.3.2.から6.3.4.まで、6.4.3.、7.1.、7.2.及び7.3.に定める基準</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 7-41-1に規定する座席ベルト(乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員10人の福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。)は、当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-07-S1 の 6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで(補助座席のうち通路に設けられるものについては6.及び7.に限る。)に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の3第3項関係、細目告示第30条第4項関係、細目告示第108条第6項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4) ～ (8) (略)</p> <p>(9) 次に掲げるものは(1)③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。</p> <p>① UN R14-07-S8 の 5. (5.2.3.3.及び5.2.3.4.を除く。)、6.及び7.適合する装置</p> <p>② (略)</p> <p>③ 通路に設けられる補助座席にあっては、UN R14-07-S8 の規定は、当分の間、</p>	<p>る座席ベルトの取付装置を除く。)は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合、UN R14-07-S7 の 5.、6.及び7.に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の3第2項関係、細目告示第30条第2項関係、細目告示第108条第4項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) 7-41-1及び7-41-2(1)の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。</p> <p>この場合において、UN R14-07-S7 の 5.4.2.4.の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-07-S7 の 6.4.3.にあっては、試験重量を乗車定員1名分の座席重量に735Nを加えた重量に4を乗じた重量とすることができる。</p> <p>① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員10人以上のものに限る。)に備える座席ベルトの取付装置(②に掲げるものを除く。)にあってはUN R14-07-S7 の 5.2.1.、5.4.1.から5.4.2.5.まで、5.4.3.、5.4.3.2.から5.4.3.4.まで、6.3.2.から6.3.4.まで、6.4.3.、7.1.、7.2.及び7.3.に定める基準</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 7-41-1に規定する座席ベルト(乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員10人の福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。)は、当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-06-S7 の 6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで(補助座席のうち通路に設けられるものについては6.及び7.に限る。)に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の3第3項関係、細目告示第30条第4項関係、細目告示第108条第6項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4) ～ (8) (略)</p> <p>(9) 次に掲げるものは(1)③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。</p> <p>① UN R14-07-S7 の 5. (5.2.3.3.及び5.2.3.4.を除く。)、6.及び7.適合する装置</p> <p>② (略)</p> <p>③ 通路に設けられる補助座席にあっては、UN R14-07-S7 の規定は、当分の間、</p>

新旧対照表
99 / 196

新	旧						
<p>平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。</p> <p>この場合において、同別添3.1.中「22,300N(後向き座席にあっては8,900N、バス等に備える座席にあっては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、3.2.中「13,500N(後向き座席にあっては5,400N、バス等に備える座席にあっては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1.中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。</p> <p>(10) 次に掲げるものは(3)③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。</p> <p>この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあっては、UN R16-07-S1 の 8.1.から8.3.4. (8.2.2.5.を除く。)に適合するものでなければならない。</p> <p>① UN R16-07-S1 の 6.及び7.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成14年8月30日付け国自技第180号国自審第631号国自整第100号)による改正前の技術基準通達別添25「座席ベルトの技術基準」又は平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>7-41-3～7-41-13 (略)</p> <p>7-42 座席ベルト非装着時警報装置</p> <p>7-42-1 装備要件</p> <p>次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト(①)から④までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者座席の運転者に警報するものとして、7-42-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第22条の3第5項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">座席の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの</td> <td>運転者席及びその他の座席</td> </tr> <tr> <td>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの</td> <td>運転者席及びこれと並列の座席</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 補助座席に備える座席ベルト</p> <p>② UN R16-07-S1 の 2.1.4.に定める座席ベルト</p> <p>③ キャンピング車及び警備車に備える座席であって運転者座席及びこれと並列の座席以外の座席に備える座席ベルト</p> <p>④ 高齢者、障害者等が移動のため車内その他の用具を使用したまま車内に乗り</p>	自動車の種別	座席の種類	専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの	運転者席及びその他の座席	専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの	運転者席及びこれと並列の座席	<p>平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。</p> <p>この場合において、同別添3.1.中「22,300N(後向き座席にあっては8,900N、バス等に備える座席にあっては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、3.2.中「13,500N(後向き座席にあっては5,400N、バス等に備える座席にあっては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1.中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。</p> <p>(10) 次に掲げるものは(3)③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。</p> <p>この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあっては、UN R16-06-S7 の 8.1.から8.3.4. (8.2.2.5.を除く。)に適合するものでなければならない。</p> <p>① UN R16-06-S6 の 6.及び7.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成14年8月30日付け国自技第180号国自審第631号国自整第100号)による改正前の技術基準通達別添25「座席ベルトの技術基準」又は平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>7-41-3～7-41-13 (略)</p> <p>7-42 座席ベルト非装着時警報装置</p> <p>7-42-1 装備要件</p> <p>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定員10人未満の自動車には、7-42-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第22条の3第5項関係)</p>
自動車の種別	座席の種類						
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの	運転者席及びその他の座席						
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの	運転者席及びこれと並列の座席						

新旧対照表
100 / 196

新	旧
<p>込むことが可能な自動車、緊急自動車及び患者輸送車に備える座席に備える座席ベルト</p> <p>⑤ またがり式の座席に備える座席ベルト</p> <p>⑥ 専ら座席の用に供する床面以外の床面（荷台及び通路を除く。）に設けられる容易に折り畳むことができる座席（座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）に備える座席ベルト</p> <p>⑦ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる1人用の座席に備える座席ベルト</p> <p>⑧ 非常口付近に備えられた座席に備える座席ベルト</p> <p>⑨ 幼児用座席及び車輪が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことができる座席に備える座席ベルト</p> <p>⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第47条の2の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及びUN R16-07-S1の15.6.に定める座席に備えるもの</p> <p>ア 平成31年8月31日以前に製作された自動車</p> <p>イ 平成34年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(ア) 平成34年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>(イ) 平成34年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成34年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの</p> <p>(ロ) 次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であって、座席ベルト非装着時警報装置に係る性能について要するもの</p> <p>(a) UN R16に基づく認可証（写しをもって代えることができる。）を有する自動車</p> <p>・UN R16-06のものに限る。</p> <p>(b) UN R16に基づくeマークを有する自動車</p> <p>・UN R16-06のものに限る。</p> <p>(c) (a)又は(b)の自動車と同一の構造を有するもの</p> <p>(d) 請求表によりUN R16-06に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの</p> <p>7-42-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 座席ベルトの非装着時警報装置は、警報性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、7-42-1の規定により座席ベルトの非装着時警報装置を備える座席の座席ベルトが装着されていない場合（座席ベルトのバックルが結合されていない状態をいう。）にその旨を運転者席の運転者に警報するものでなければならない。</p> <p>なお、警報は表示又は音によるものとし、各々の座席で表示や音色を区分しなくてもよい。</p> <p>(2) 次の各号に掲げる装置は、(1)の基準に適合しないものとする。（細目告示第30条第10項関係、細目告示第108条第12項関係）</p> <p>① 7-42-1の規定により座席ベルトの非装着時警報装置を備える座席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、当該座席に乗車人員が着座しているかどうかにかかわらず警報を発しない装置</p> <p>② 7-42-1の規定により座席ベルトの非装着時警報装置を備える座席の座席ベルトが装着されたとき（他の座席の座席ベルトと兼用している警報装置の場合には、兼用している全ての座席の座席ベルトが装着されたとき）に、警報が停止しない装置</p> <p>③ (略)</p> <p>7-42-3 (略)</p> <p>7-42-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる自動車については、7-42-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第20条第21項、第22項関係）</p> <p>① 平成32年8月31日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成32年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成32年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 平成32年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成32年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの</p> <p>7-42-5～7-42-6 (略)</p> <p>7-42-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第20条第21項、第22項関係）</p> <p>① 平成32年8月31日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成32年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成32年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 平成32年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別</p>	<p>7-42-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>7-42-1の座席ベルトの非装着時警報装置は、警報性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、7-42-1の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合（座席ベルトのバックルが結合されていない状態又は座席ベルト</p> <p>7-42-2 (略)</p> <p>7-42-3 (略)</p> <p>7-42-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>7-42-5～7-42-6 (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>ない状態又は座席ベルト巻取装置から引き出された座席ベルトの長さが10cm以下の状態をいう。）にその旨を運転者席の運転者に警報するものでなければならない。</p> <p>なお、警報は表示又は音によるものとし、各々の座席で表示や音色を区分しなくてもよい。</p> <p>(2) 次の各号に掲げる装置は、(1)の基準に適合しないものとする。（細目告示第30条第10項関係、細目告示第108条第12項関係）</p> <p>① 7-42-1の規定により座席ベルトの非装着時警報装置を備える座席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、当該座席に乗車人員が着座しているかどうかにかかわらず警報を発しない装置</p> <p>② 7-42-1の規定により座席ベルトの非装着時警報装置を備える座席の座席ベルトが装着されたとき（他の座席の座席ベルトと兼用している警報装置の場合には、兼用している全ての座席の座席ベルトが装着されたとき）に、警報が停止しない装置</p> <p>③ (略)</p> <p>7-42-3 (略)</p> <p>7-42-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる自動車については、7-42-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第20条第21項、第22項関係）</p> <p>① 平成32年8月31日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成32年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成32年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 平成32年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成32年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの</p> <p>7-42-5～7-42-6 (略)</p> <p>7-42-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第20条第21項、第22項関係）</p> <p>① 平成32年8月31日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成32年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成32年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 平成32年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別</p>	<p>巻取装置から引き出された座席ベルトの長さが10cm以下の状態をいう。）にその旨を運転者席の運転者に警報するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次の各号に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。（細目告示第30条第10項関係、細目告示第108条第12項関係）</p> <p>① 運転者席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置</p> <p>② 運転者席の座席ベルトが装着されたときに警報が停止しない装置〔小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車を除く。）に備える装置であって、電源投入後8秒以内に停止するものを除く。〕</p> <p>③ (略)</p> <p>7-42-3 (略)</p> <p>7-42-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>7-42-5～7-42-6 (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成32年8月31日以前の型式指定自動車、新製品出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの</p> <p>7-42-7-1 装備要件 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定員10人未満の自動車には、7-42-7-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。</p> <p>7-42-7-2 性能要件（視認等による審査） 7-42-7-1の座席ベルトの非装着時警報装置は、警報性能等に関し、視認等その他適当な方法により審査したときに、7-41-1の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合（座席ベルトのバックルが結合されていない状態又は座席ベルト採取装置から引き出された座席ベルトの長さが10cm以下の状態をいう。）にその旨を運転者席の運転者に警報するものでなければならない。 この場合において、次の各号に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。 ① 運転者席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置 ② 運転者席の座席ベルトが装着されたときに、警報が停止しない装置（小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車を除く。）に備える装置であって、電源投入後8秒以内に停止するものを除く。） ③ 発する警報を運転者席において容易に判別できない装置</p> <p>7-43 頭部後傾抑止装置等 7-43-1～7-43-6（略）</p> <p>7-43-7 従前規定の適用③ 昭和48年11月30日以前に製作された自動車及び昭和45年3月31日以前に製作された自動車であって、専ら乗用の用に供するものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第21条第3項関係）</p> <p>7-43-7-1 装備要件 自動車（普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）、乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（7-39-11-1-2（1）③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。 ただし、当該座席が7-43-8-2-1（1）①及び②の基準に適合するものであるときは、この限りでない。</p> <p>7-43-7-2 性能要件 7-43-8-2-1に同じ。</p> <p>7-43-8 従前規定の適用④</p>	<p>別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成32年8月31日以前の型式指定自動車、新製品出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの</p> <p>7-42-7-1 装備要件 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定員10人未満の自動車には、7-42-7-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。</p> <p>7-42-7-2 性能要件（視認等による審査） 7-42-7-1の座席ベルトの非装着時警報装置は、警報性能等に関し、視認等その他適当な方法により審査したときに、7-41-1の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合（座席ベルトのバックルが結合されていない状態又は座席ベルト採取装置から引き出された座席ベルトの長さが10cm以下の状態をいう。）にその旨を運転者席の運転者に警報するものでなければならない。 この場合において、次の各号に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。 ① 運転者席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置 ② 運転者席の座席ベルトが装着されたときに、警報が停止しない装置（小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車を除く。）に備える装置であって、電源投入後8秒以内に停止するものを除く。） ③ 発する警報を運転者席において容易に判別できない装置</p> <p>7-43 頭部後傾抑止装置等 7-43-1～7-43-6（略）</p> <p>7-43-7 従前規定の適用③ 昭和48年11月30日以前に製作された自動車及び昭和45年3月31日以前に製作された自動車であって、専ら乗用の用に供するものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第21条第3項関係）</p> <p>7-43-7-1 装備要件 自動車（普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）、乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（7-39-11-1-2（1）③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。 ただし、当該座席が7-43-8-2（1）①及び②の基準に適合するものであるときは、この限りでない。</p> <p>7-43-7-2 性能要件 7-43-8-2に同じ。</p> <p>7-43-8 従前規定の適用④</p>

新旧対照表
103 / 196

新	旧
<p>平成24年6月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第21条第1項関係）</p> <p>7-43-8-1 装備要件 自動車（普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）、乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（7-39-11-1-2（1）③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。 ただし、当該座席が7-43-8-2-1（1）①及び②の基準に適合するものであるときは、この限りでない。</p> <p>7-43-8-2 性能要件 7-43-8-2-1 視認等による審査 (1)～(2)（略）</p> <p>7-43-8-2-2 書面等による審査 (1) 頭部後傾抑止装置は、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、当該自動車の乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止することのできるものとして、書面等その他適切な方法により審査したときに、技術基準通達別添27「頭部後傾抑止装置の技術基準」に適合するものであること。 ただし、昭和58年10月1日以前に製作された自動車にあっては7-43-8-2-1（1）①に適合するものであればよい。 (2) 次に掲げる頭部後傾抑止装置であって、乗車人員の頭部等に障害を与えるおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられた頭部後傾抑止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた頭部後傾抑止装置 ② JIS D 4606「自動車乗車用ヘッドレストレイント」又はこれと同程度以上の規格に適合した頭部後傾抑止装置であって、的確に備えられたもの</p> <p>7-44 年少者用補助乗車装置等 7-44-1（略）</p> <p>7-44-2 性能要件（書面等による審査） (1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R14-07-S8の5.、6.及び7.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとし、7-44-1ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、UN R14-07-S8の5.3.8.の規定を適用しない。（保安基準第22条の5第2項関係、細目告示第32条第1項関係、細目告示第110条第1項関係） ①～③（略）</p> <p>(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動</p>	<p>平成24年6月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第21条第1項関係）</p> <p>7-43-8-1 装備要件 自動車（普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）、乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（7-39-11-1-2（1）③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。 ただし、当該座席が7-43-8-2（1）①及び②の基準に適合するものであるときは、この限りでない。</p> <p>7-43-8-2 性能要件 (新設) (1)～(2)（略） (新設)</p> <p>7-44 年少者用補助乗車装置等 7-44-1（略）</p> <p>7-44-2 性能要件（書面等による審査） (1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R14-07-S7の5.、6.及び7.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとし、7-44-1ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、UN R14-07-S7の5.3.8.の規定を適用しない。（保安基準第22条の5第2項関係、細目告示第32条第1項関係、細目告示第110条第1項関係） ①～③（略）</p> <p>(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動</p>

新旧対照表
104 / 196

新	旧
<p>車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-02-S1の4、6及び7、又はUN R44-04-S12の4、6から8、まで及び15、に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の5第3項関係、細目告示第32条第2項関係、細目告示第110条第2項関係、適用関係告示第22条第10項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げるものは(1)③に定める「これに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具」とする。</p> <p>① UN R14-07-S8の5、6及び7。(5.2.3.3.及び5.2.3.4.の規定を除く。)に適合する年少者用補助乗車装置取付具</p> <p>② (略)</p> <p>(5) 次に掲げる自動車については、(1)本文中「UN R14-07-S8の5、6及び7。」とあるのを、「UN R14-07-S8の5、6及び7。(5.2.4.5.を除き、UN R14-07-S1の5.2.4.5.を含む。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第22条第5項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(6) 平成25年4月12日以前に製作された自動車については、(1)本文中「UN R14-07-S8の5、6及び7。」とあるのを、「UN R14-07-S8の5、6及び7。(5.3.8.を除き、UN R14-07-S1の5.3.8.を含む。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第22条第7項関係)</p> <p>7-44-3 (略)</p> <p>7-44-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる自動車については、7-44-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第22条第12項関係)</p> <p>① 平成34年8月31日以前に製作された自動車</p> <p>② 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が平成34年8月31日以前のもの</p> <p>③ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が平成34年8月31日以前のもの</p> <p>7-44-5～7-44-7 (略)</p> <p>7-44-8 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第22条第12項関係)</p> <p>① 平成34年8月31日以前に製作された自動車</p> <p>② 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が平成34年8月31日以前のもの</p>	<p>車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-01の4、6及び7、又はUN R44-04-S12の4、6から8、まで及び15、に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の5第3項関係、細目告示第32条第2項関係、細目告示第110条第2項関係、適用関係告示第22条第10項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げるものは(1)③に定める「これに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具」とする。</p> <p>① UN R14-07-S7の5、6及び7。(5.2.3.3.及び5.2.3.4.の規定を除く。)に適合する年少者用補助乗車装置取付具</p> <p>② (略)</p> <p>(5) 次に掲げる自動車については、(1)本文中「UN R14-07-S7の5、6及び7。」とあるのを、「UN R14-07-S7の5、6及び7。(5.2.4.5.を除き、UN R14-07-S1の5.2.4.5.を含む。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第22条第5項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(6) 平成25年4月12日以前に製作された自動車については、(1)本文中「UN R14-07-S7の5、6及び7。」とあるのを、「UN R14-07-S7の5、6及び7。(5.3.8.を除き、UN R14-07-S1の5.3.8.を含む。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第22条第7項関係)</p> <p>7-44-3 (略)</p> <p>7-44-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>7-44-5～7-44-7 (略)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
105 / 196

新	旧
<p>検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が平成34年8月31日以前のもの</p> <p>③ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が平成34年8月31日以前のもの</p> <p>7-44-8-1 整備要件</p> <p>7-44-1に同じ。</p> <p>7-44-8-2 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) 7-44-2(1)に同じ。</p> <p>(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-01の4、6及び7、又はUN R44-04-S12の4、6から8、まで及び15、に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>① 7-44-2(2)①に同じ。</p> <p>② 7-44-2(2)②に同じ。</p> <p>③ 7-44-2(2)③に同じ。</p> <p>(3) 7-44-2(3)に同じ。</p> <p>(4) 7-44-2(4)に同じ。</p> <p>(5) 7-44-2(5)に同じ。</p> <p>(6) 7-44-2(6)に同じ。</p> <p>7-45～7-46 (略)</p> <p>7-47 乗降口</p> <p>7-47-1～4-47-3 (略)</p> <p>7-47-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 次に掲げる自動車については、7-47-13(従前規定の適用⑨)の規定を適用する。(適用関係告示第24条第6項、第7項関係)</p> <p>① 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 平成28年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(7) 平成28年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>(4) (略)</p>	<p>検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が平成34年8月31日以前のもの</p> <p>③ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が平成34年8月31日以前のもの</p> <p>7-45～7-46 (略)</p> <p>7-47 乗降口</p> <p>7-47-1～4-47-3 (略)</p> <p>7-47-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 次に掲げる自動車については、7-47-13(従前規定の適用⑨)の規定を適用する。(適用関係告示第24条第6項関係)</p> <p>① 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 平成28年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(7) 平成28年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、乗降口の扉の開放防止に係る性能について変更のないもの</p> <p>(4) (略)</p>

新旧対照表
106 / 196

新	旧
<p>② 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの ア (略) イ 平成 30 年 1 月 27 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (7) 平成 30 年 1 月 26 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>(イ) (略)</p> <p>7-47-5~4-47-8 (略)</p> <p>7-47-9 従前規定の適用⑤ 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 1 項関係)</p> <p>7-47-9-1 (略)</p> <p>7-47-9-2 性能要件 7-47-9-2-1 (略)</p> <p>7-47-9-2-2 書面等による審査 (1) 自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の乗降口に備える扉は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、技術基準通達別添 29 の 2 「とびらの開放防止の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 (2) ~ (3) (略)</p> <p>7-47-10~7-47-11 (略)</p> <p>7-47-12 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 4 項関係)</p> <p>①~② (略)</p> <p>7-47-12-1 (略)</p> <p>7-47-12-2 性能要件 7-47-12-2-1 (略)</p> <p>7-47-12-2-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 次に掲げる扉であってその機能、強度を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。 ①~③ (略) ④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-47-13 (略)</p> <p>7-47-13 従前規定の適用⑨</p>	<p>② 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの ア (略) イ 平成 30 年 1 月 27 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (7) 平成 30 年 1 月 26 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、乗降口の扉の開放防止に係る性能について変更のないもの (イ) (略)</p> <p>7-47-5~4-47-8 (略)</p> <p>7-47-9 従前規定の適用⑤ 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 1 項関係)</p> <p>7-47-9-1 (略)</p> <p>7-47-9-2 性能要件 7-47-9-2-1 (略)</p> <p>7-47-9-2-2 書面等による審査 (1) 自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の乗降口に備える扉は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、技術基準通達別添 29 「とびらの開放防止の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 (2) ~ (3) (略)</p> <p>7-47-10~7-47-11 (略)</p> <p>7-47-12 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 4 項関係)</p> <p>①~② (略)</p> <p>7-47-12-1 (略)</p> <p>7-47-12-2 性能要件 7-47-12-2-1 (略)</p> <p>7-47-12-2-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 次に掲げる扉であってその機能、強度を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。 ①~③ (略) ④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-47-13 (略)</p> <p>7-47-13 従前規定の適用⑨</p>

新旧対照表
107 / 196

新	旧
<p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 6 項、第 7 項関係)</p> <p>① 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの ア (略) イ 平成 28 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (7) 平成 28 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>(イ) (略)</p> <p>② 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの ア (略) イ 平成 30 年 1 月 27 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (7) 平成 30 年 1 月 26 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>(イ) (略)</p> <p>7-47-13-1~7-47-13-2 (略)</p> <p>7-48 (略)</p> <p>7-49 物品積載装置 7-49-1 性能要件(視認等による審査) (1) 自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものとして強度、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる構造でなければならない。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第 27 条第 1 項関係、細目告示第 37 条第 1 項関係、細目告示第 115 条第 1 項関係) ①~③ (略) ④ ①、②及び③のいずれにも該当しない専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車(②の自動車を除く。)であって、後傾、側傾等の荷台(傾斜するものに限る。)の一部が高くなり、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。 ア (略) イ 積載物の飛散を防止するための装置であって、次の(7)から(9)の要件を満足するもの。 ただし、荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えておらず、かつ、当該装置を任意の位置で停止させる</p>	<p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 4 項関係)</p> <p>① 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの ア (略) イ 平成 28 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (7) 平成 28 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、乗降口の扉の開放防止に係る性能について変更のないもの (イ) (略)</p> <p>② 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの ア (略) イ 平成 30 年 1 月 27 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (7) 平成 30 年 1 月 26 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、乗降口の扉の開放防止に係る性能について変更のないもの (イ) (略)</p> <p>7-47-13-1~7-47-13-2 (略)</p> <p>7-48 (略)</p> <p>7-49 物品積載装置 7-49-1 性能要件(視認等による審査) (1) 自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものとして強度、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる構造でなければならない。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第 27 条第 1 項関係、細目告示第 37 条第 1 項関係、細目告示第 115 条第 1 項関係) ①~③ (略) ④ ①、②及び③のいずれにも該当しない専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車(②の自動車を除く。)であって、後傾、側傾等の荷台(傾斜するものに限る。)の一部が高くなり、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。 ア (略) イ 積載物の飛散を防止するための装置であって、次の(7)から(9)の要件を満足するもの。 ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えておらず、かつ、</p>

新旧対照表
108 / 196

新		旧	
<p>ことができないものにあつては、(7) から (9) の要件を満足するものであればよい。</p> <p>(7) 布又はビニール製のシートを取付けたものであること。</p> <p>(4) 木製、金属製又はゴム製等の板状のものが取付けられていないこと。</p> <p>(9) 車両中心線と平行な回転軸を備えたものであり、垂直に立てた状態から荷台内側方向に旋回できる構造であること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「直角」と読み替える。)</p> <p>(二) 固定するための金具等を備える場合にあつては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。</p> <p>なお、垂直に立てた状態から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。</p> <p>(十) 必要以上の強度を有していないものであること。 この場合において、垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。 なお、当該装置を固定するための金具等、手動で操作するための握り手及びヒンジ部と枠材を接合する部分であつて半径 10cm までの円の範囲については、この限りでない。</p>		<p>当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあつては、(7) から (9) の要件を満足するものであればよい。</p> <p>(7) <u>金属等の枠組み</u>に布又はビニール製のシートを取付けたものであること。</p> <p>(4) <u>金属等の枠組み</u>には木製、金属製又はゴム製等の板状のものが取付けられていないこと。</p> <p>(9) <u>積載物の飛散を防止するための装置</u>は、車両中心線と平行方向の回転軸を備えたものであり、垂直に立てた状態から荷台内側方向に旋回できる構造であること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(二) <u>積載物の飛散を防止するための装置</u>を固定するための金具等を備える場合にあつては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。 なお、<u>固定位置</u>については、<u>積載物の飛散を防止するための装置</u>を垂直に立てた状態から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(十) <u>枠組み</u>は必要以上の強度を有していないものであること。 この場合において、<u>積載物の飛散を防止するための装置</u>を垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。 なお、当該装置を固定するための金具等、手動で操作するための握り手及び<u>回転軸</u>と枠材を接合する部分であつて半径 10cm までの円の範囲については、この限りでない。</p>	
1	部位 <u>外枠、中枠(水平)及びヒンジ部</u>	参照 (略)	条件 (略)
2	部位 中枠(<u>水平以外</u>)及び補強材	参照 (略)	条件 (略)
3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔(次に掲げるものを除く。) (1) 煽上面に備える <u>ヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠</u> にあつては、 <u>当該外枠</u> (図1-1) (2) 煽上面以外に備える <u>ヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠</u> であつて次に掲げるもの ① 煽側面に備えるものにあつては、 <u>当該外枠</u> (図1-2)	下図 c	20cm 以上 (※1)
1	部位 <u>枠組みで使用されている枠材の外側、煽上面と水平方向の中枠及び回転軸</u>	参照 (略)	条件 (略)
2	部位 <u>煽上面から垂直方向及び斜め方向の中枠及び補強材</u>	参照 (略)	条件 (略)
3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔(次に掲げるものを除く。) (1) 煽上面に備える <u>回転軸と外枠が兼用のもの</u> にあつては、 <u>煽上面の直上の回転軸又は外枠</u> (図1-1) (2) 煽上面以外に備える <u>回転軸と外枠が兼用のもの</u> であつて次に掲げるもの ① <u>回転軸と外枠</u> を煽側面に備えるものにあつては、 <u>回転軸又は外枠</u> (図	下図 c	20cm 以上

新旧対照表
109 / 196

新		旧	
2	煽上方に備えるものにあつては、 <u>当該外枠</u>		
(3)	煽上面に備える <u>ヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないもの</u> にあつては、 <u>下段の外枠</u> (図2-1)		
(4)	煽上面以外に備える <u>ヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないもの</u> にあつては、 <u>下段の外枠</u> (図2-2)		
4	煽上面から上方30cmまでの間(下図範囲A)	垂直方向の各枠間の内法間隔(外枠と隣接する中枠の間隔を除く。)	下図 d 25cm 以上 (※1)
5	煽上面と平行方向幅 25cm までの断面における枠材の数	(略)	3 本以下 (※1) (※2)
6	煽上面から垂直方向幅 30cm までの断面における枠材の数	(略)	(略)
7	<u>回転軸の延長線上の外枠</u> と枠材を接合する部分が半径 10cm までの円の範囲にある取付部位	(略)	(略)
<p>(削除)</p> <p>※1 <u>外枠に近接若しくは隣接するシートを取付けるための枠材であつて直径又は幅が 1cm 以下のものは、これを枠材又は補強材とはみなさないものとする。</u></p> <p>※2 近接又は隣接する複数の枠材の直径若しくは幅の合計が 4cm 以下のものにあつては、これを 1 本として数える。</p>		<p>1-2)</p> <p>② <u>回転軸と外枠</u>を煽上方に備えるものにあつては、<u>煽上方の直上の回転軸又は外枠</u></p> <p>(3) 煽上面に備える<u>回転軸と外枠が兼用でないもの</u>にあつては、<u>煽上面の直上の外枠</u>(図2-1)</p> <p>(4) 煽上面以外に備える<u>回転軸と外枠が兼用でないもの</u>にあつては、<u>煽上方の直上の外枠</u>(図2-2)</p>	
4	煽上面から上方30cmまでの間(下図範囲A)	煽上面に垂直な各枠間の内法間隔(最前部の枠材と隣接する枠材の間隔及び最後部の枠材と隣接する枠材の内法間隔を除く。)(※1)	下図 d 25cm 以上
5	煽上面と平行方向幅 25cm までの断面における枠材及び枠材間を結ぶ補強材の数	(略)	3 本以下 (※2) (※3)
6	煽上面から垂直方向幅 30cm までの断面における枠材及び枠材間を結ぶ補強材の数	(略)	(略)
7	<u>回転軸</u> と枠材を接合する部分が半径 10cm までの円の範囲にある <u>回転軸取付部位</u>	(略)	(略)
<p>※1 <u>後面煽に備える積載物の飛散を防止するための装置</u>にあつては、「<u>最前部の枠材</u>」及び「<u>最後部の枠材</u>」を「<u>最外部の枠材</u>」に読み替える。</p> <p>※2 近接又は隣接する複数の枠材の直径又は幅の合計が 4cm 以下のものにあつては、これを 1 本として数える。</p> <p>※3 <u>回転軸又は外枠に近接又は隣接するシートを取付けるための枠材であつて直径又は幅が 1cm 以下のものは、これを本数に含めないものとする。</u></p>		<p>図 1-1 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面に備える <u>ヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠</u>の例) 図 (略)</p> <p>図 1-1 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面に備える <u>回転軸と外枠が兼用のもの</u>の例) 図 (略)</p>	

新旧対照表
110 / 196

新	旧
<p>図 1-2 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面以外に備える <u>ヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠</u>の例)：側面の例 図(略)</p> <p>図 2-1 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面に備える <u>ヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないもの</u>の例) 図(略)</p> <p>図 2-2 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面以外に備える <u>ヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないもの</u>の例)：側面の例 図(略)</p> <p>図 3 記号 E の拡大図の例 図(略) <u>回転軸の延長線上の外枠</u>と枠材を接合する部分半径 10cm までの円の範囲 ウ(略)</p> <p>(2) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和 42 年法律第 131 号)第 4 条に規定する土砂等運搬大型自動車には、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の最大積載量を超えて同法第 2 条第 1 項に規定する土砂等を積載できるものとして次のいずれかに該当する物品積載装置を備えてはならない。(保安基準第 27 条第 2 項関係、細目告示第 37 条第 2 項関係、細目告示第 115 条第 2 項関係) ①～②(略)</p> <p>③ ①及び②のいずれにも該当しない自動車の荷台であって、後煽、側煽等荷台の一部が高くなっており、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。 ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。 ア(略)</p> <p>イ 積載物の飛散を防止するための装置であって、次の(7)から(9)の要件を満足するもの。 ただし、荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えておらず、かつ、当該装置を任意の位置で停止させることができないものにおいては、(7)から(9)の要件を満足するものであればよい。 (7) 布又はビニール製のシートを取付けたものであること。 (8) 木製、金属製又はゴム製の板状のものが取付けられていないこと。</p>	<p>図 1-2 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面以外に備える <u>回転軸と外枠が兼用のもの</u>の例)：側面の例 図(略)</p> <p>図 2-1 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面に備える <u>回転軸と外枠が兼用でないもの</u>の例) 図(略)</p> <p>図 2-2 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面以外に備える <u>回転軸と外枠が兼用でないもの</u>の例)：側面の例 図(略)</p> <p>図 3 記号 E の拡大図の例 図(略) <u>回転軸</u>と枠材を接合する部分半径 10cm までの円の範囲 ウ(略)</p> <p>(2) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和 42 年法律第 131 号)第 4 条に規定する土砂等運搬大型自動車には、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の最大積載量を超えて同法第 2 条第 1 項に規定する土砂等を積載できるものとして次のいずれかに該当する物品積載装置を備えてはならない。(保安基準第 27 条第 2 項関係、細目告示第 37 条第 2 項関係、細目告示第 115 条第 2 項関係) ①～②(略)</p> <p>③ ①及び②のいずれにも該当しない自動車の荷台であって、後煽、側煽等荷台の一部が高くなっており、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。 ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。 ア(略)</p> <p>イ 積載物の飛散を防止するための装置であって、次の(7)から(9)の要件を満足するもの。 ただし、<u>積載物の飛散を防止するための装置</u>が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えておらず、かつ、当該装置を任意の位置で停止させることができないものにおいては、(7)から(9)の要件を満足するものであればよい。 (7) <u>金属等の枠組み</u>に布又はビニール製のシートを取付けたものであること。 (8) <u>金属等の枠組み</u>には木製、金属製又はゴム製の板状のものが取付けられていないこと。</p>

新旧対照表
111 / 196

新	旧																								
<p>(9) 車両中心線と平行に<u>回転軸を備えたものであり、垂直に立てた状態から荷台内側方向に旋回できる構造であること。</u>(後面煽に備えるものにおいては、「平行」を「<u>直角</u>」と読み替える。)</p> <p>(8) 固定するための金具等を備える場合にあっては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。 なお、垂直に立てた状態から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。</p> <p>(7) 必要以上の強度を有していないものであること。 この場合において、垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。 なお、当該装置を固定するための金具等、手動で操作するための握り手及び<u>ヒンジ部</u>と枠材を接合する部分であって半径 10cm までの円の範囲については、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>参照</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 <u>外枠、中枠(水平)及びヒンジ部</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 中枠(<u>水平以外</u>)及び補強材</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔(次に掲げるものを除く。) (1) 煽上面に備える <u>ヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠</u>にあっては、<u>当該外枠</u>(図 1-1) (2) 煽上面以外に備える <u>ヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠</u>であって次に掲げるもの ① 煽側面に備えるものにおいて、<u>当該外枠</u>(図 1-2) ② 煽上方に備えるものにおいて、<u>当該外枠</u> (3) 煽上面に備える <u>ヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないもの</u>にあっては、</td> <td>下図 c</td> <td>40cm 以上 <u>(※2)</u></td> </tr> </tbody> </table>	部位	参照	条件	1 <u>外枠、中枠(水平)及びヒンジ部</u>	(略)	(略)	2 中枠(<u>水平以外</u>)及び補強材	(略)	(略)	3 煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔(次に掲げるものを除く。) (1) 煽上面に備える <u>ヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠</u> にあっては、 <u>当該外枠</u> (図 1-1) (2) 煽上面以外に備える <u>ヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠</u> であって次に掲げるもの ① 煽側面に備えるものにおいて、 <u>当該外枠</u> (図 1-2) ② 煽上方に備えるものにおいて、 <u>当該外枠</u> (3) 煽上面に備える <u>ヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないもの</u> にあっては、	下図 c	40cm 以上 <u>(※2)</u>	<p>(9) <u>積載物の飛散を防止するための装置は、車両中心線と平行方向の回転軸を備えたものであり、垂直に立てた状態から荷台内側方向に旋回できる構造であること。</u>(後面煽に備えるものにおいては、「平行」を「<u>垂直</u>」と読み替える。)</p> <p>(8) <u>積載物の飛散を防止するための装置</u>を固定するための金具等を備える場合にあっては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。 なお、<u>固定位置については、積載物の飛散を防止するための装置</u>を垂直に立てた状態から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。<u>(後面煽に備えるものにおいては、「垂直」を「直角」と読み替える。)</u></p> <p>(7) <u>枠組み</u>は必要以上の強度を有していないものであること。 この場合において、<u>積載物の飛散を防止するための装置</u>を垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。 なお、当該装置を固定するための金具等、手動で操作するための握り手及び<u>回転軸</u>と枠材を接合する部分であって半径 10cm までの円の範囲については、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>参照</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 <u>枠組みで使用されている枠材の外周、煽上面と水平方向の中枠及び回転軸</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 煽上面から垂直方向及び斜め方向の中枠並びに補強材</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔(次に掲げるものを除く。) (1) 煽上面に備える <u>回転軸と外枠が兼用のもの</u>にあっては、<u>煽上面の直上の回転軸又は外枠</u>(図 1-1) (2) 煽上面以外に備える <u>回転軸と外枠が兼用のもの</u>であって次に掲げるもの ① <u>回転軸と外枠</u>を煽側面に備えるものにおいて、<u>回転軸又は外枠</u>(図 1-2) ② <u>回転軸と外枠</u>を煽上方に備えるものにおいて、<u>煽上方の直上の回転軸又は外枠</u> (3) 煽上面に備える <u>回転軸と外枠が兼用でないもの</u>にあっては、<u>煽上面の直上の外枠</u></td> <td>下図 c</td> <td>40cm 以上</td> </tr> </tbody> </table>	部位	参照	条件	1 <u>枠組みで使用されている枠材の外周、煽上面と水平方向の中枠及び回転軸</u>	(略)	(略)	2 煽上面から垂直方向及び斜め方向の中枠並びに補強材	(略)	(略)	3 煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔(次に掲げるものを除く。) (1) 煽上面に備える <u>回転軸と外枠が兼用のもの</u> にあっては、 <u>煽上面の直上の回転軸又は外枠</u> (図 1-1) (2) 煽上面以外に備える <u>回転軸と外枠が兼用のもの</u> であって次に掲げるもの ① <u>回転軸と外枠</u> を煽側面に備えるものにおいて、 <u>回転軸又は外枠</u> (図 1-2) ② <u>回転軸と外枠</u> を煽上方に備えるものにおいて、 <u>煽上方の直上の回転軸又は外枠</u> (3) 煽上面に備える <u>回転軸と外枠が兼用でないもの</u> にあっては、 <u>煽上面の直上の外枠</u>	下図 c	40cm 以上
部位	参照	条件																							
1 <u>外枠、中枠(水平)及びヒンジ部</u>	(略)	(略)																							
2 中枠(<u>水平以外</u>)及び補強材	(略)	(略)																							
3 煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔(次に掲げるものを除く。) (1) 煽上面に備える <u>ヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠</u> にあっては、 <u>当該外枠</u> (図 1-1) (2) 煽上面以外に備える <u>ヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠</u> であって次に掲げるもの ① 煽側面に備えるものにおいて、 <u>当該外枠</u> (図 1-2) ② 煽上方に備えるものにおいて、 <u>当該外枠</u> (3) 煽上面に備える <u>ヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないもの</u> にあっては、	下図 c	40cm 以上 <u>(※2)</u>																							
部位	参照	条件																							
1 <u>枠組みで使用されている枠材の外周、煽上面と水平方向の中枠及び回転軸</u>	(略)	(略)																							
2 煽上面から垂直方向及び斜め方向の中枠並びに補強材	(略)	(略)																							
3 煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔(次に掲げるものを除く。) (1) 煽上面に備える <u>回転軸と外枠が兼用のもの</u> にあっては、 <u>煽上面の直上の回転軸又は外枠</u> (図 1-1) (2) 煽上面以外に備える <u>回転軸と外枠が兼用のもの</u> であって次に掲げるもの ① <u>回転軸と外枠</u> を煽側面に備えるものにおいて、 <u>回転軸又は外枠</u> (図 1-2) ② <u>回転軸と外枠</u> を煽上方に備えるものにおいて、 <u>煽上方の直上の回転軸又は外枠</u> (3) 煽上面に備える <u>回転軸と外枠が兼用でないもの</u> にあっては、 <u>煽上面の直上の外枠</u>	下図 c	40cm 以上																							

新旧対照表
112 / 196

新				旧			
	<p>下段の外枠 (図 2-1)</p> <p>(4) 煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものにあつては、下段の外枠 (図 2-2)</p>				(図 2-1)		
4	煽上面から上方 60cm までの間 (下図範囲 A)	垂直方向の各枠間の内法間隔 (外枠と隣接する中柱の間隔を除く。)	下図 d	50cm 以上 <u>(※2)</u>	4	煽上面から上方 60cm までの間 (下図範囲 A)	煽上面に垂直な各枠間の内法間隔 (最前部の枠材と隣接する枠材の間隔及び最後部の枠材と隣接する枠材の内法間隔を除く。)(※2)
5		煽上面と平行方向幅 50cm までの断面における枠材の数	(略)	3 本以下 <u>(※2)</u> <u>(※3)</u>	5		煽上面と平行方向幅 50cm までの断面における枠材及び枠材間を結ぶ補強材の数
6		煽上面から垂直方向幅 60cm までの断面における枠材の数	(略)	(略)	6		煽上面から垂直方向幅 60cm までの断面における枠材及び枠材間を結ぶ補強材の数
7		回転軸の延長線上の外枠と枠材を接合する部分が半径 10cm までの円の範囲にある取付部位	(略)	(略)	7		回転軸と枠材を接合する部分が半径 10cm までの円の範囲にある回転軸取付部位
<p>※1 煽上面と煽上面直上の外枠下縁の間隔 (下図 e) が 20cm を超える場合にあつては、当該外枠は「直径又は幅 4cm 以下」を「直径又は幅 8cm 以下」に読み替えることができる。 <u>(削除)</u></p> <p>※2 外枠に近接若しくは隣接するシートを取付けるための枠材であつて直径又は幅が 1cm 以下のものは、これを枠材又は補強材とはみなさないものとする。</p> <p>※3 近接又は隣接する複数の枠材の直径若しくは幅の合計が 4cm 以下のものにあつては、これを 1 本として数える。</p>				<p>※1 煽上面と煽上面直上の枠材下縁の間隔 (下図 e) が 20cm を超える場合にあつては、煽上面の枠材は「直径又は幅 4cm 以下」を「直径又は幅 8cm 以下」に読み替えることができる。</p> <p>※2 後面側に備える積載物の飛散を防止するための装置にあつては、「最前部の枠材」及び「最後部の枠材」を「最外部の枠材」に読み替える。</p> <p>※3 近接又は隣接する複数の枠材の直径又は幅の合計が 4cm 以下のものにあつては、これを 1 本として数える。</p> <p>※4 回転軸又は外枠に近接又は隣接するシートを取付けるための枠材であつて直径又は幅が 1cm 以下のものは、これを本数に含めないものとする。</p>			
<p>図 1-1 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠の例) 図 (略)</p> <p>図 1-2 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上の外枠の例)：側面の例 図 (略)</p>				<p>図 1-1 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のもの例) 図 (略)</p> <p>図 1-2 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のもの例)：側面の例 図 (略)</p>			

新旧対照表
113 / 196

新		旧	
図 2-1	積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものの例) 図 (略)	図 2-1	積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例) 図 (略)
図 2-2	積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面以外に備えるヒンジ部の回転軸の延長線上に外枠を有さないものの例)：側面の例 図 (略)	図 2-2	積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例)：側面の例 図 (略)
図 3	記号 E の拡大図の例 図 (略)	図 3	記号 E の拡大図の例 図 (略)
<p>回転軸の延長線上の外枠と枠材を接合する部分半径 10cm までの円の範囲 ウ (略)</p> <p>7-49-2~7-49-6 (略)</p> <p>7-50~7-52 (略)</p>		<p>ウ (略)</p> <p>7-49-2~7-49-6 (略)</p> <p>7-50~7-52 (略)</p>	
<p>7-53 騒音防止装置</p> <p>7-53-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑制するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-53-2-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 (保安基準第 30 条第 2 項関係)</p> <p>7-53-2 性能要件</p> <p>7-53-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車 (被牽引自動車を除く。) は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 使用の過程にある自動車であつて次に掲げるもの (排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものを除く。) は、それぞれに定める構造であること。 ア 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの 別添 9「近接排気騒音の測定方法 (絶対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発生しない構造であること。 ただし、細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車</p>		<p>7-53 騒音防止装置</p> <p>7-53-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑制するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-53-2-2 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 (保安基準第 30 条第 2 項関係)</p> <p>7-53-2 性能要件</p> <p>7-53-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車 (被牽引自動車を除く。) は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 使用の過程にある自動車であつて次に掲げるもの (排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものを除く。) は、それぞれに定める構造であること。 ア 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの 別添 9「近接排気騒音の測定方法 (絶対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発生しない構造であること。 ただし、別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車</p>	

新旧対照表
114 / 196

新		旧																			
<p>動車のうち、二輪自動車及び使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車についてはイに定める基準、二輪自動車以外のものについてはウに定める基準を適用するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>二輪自動車及び二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったもの</td> <td>自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が89dBを超えるもの 自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が89dBを超えないもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>記載値+5 94</td> </tr> </tbody> </table>		自動車の種別	騒音の大きさ	(略)	(略)	二輪自動車及び二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が89dBを超えるもの 自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が89dBを超えないもの		記載値+5 94	<p>ら、二輪自動車及び使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車についてはイに定める基準、二輪自動車以外のものについてはウに定める基準を適用するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>二輪自動車及び二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったもの</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>94</td> </tr> </tbody> </table>		自動車の種別	騒音の大きさ	(略)	(略)	二輪自動車及び二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったもの	(新設)		(新設)		94
自動車の種別	騒音の大きさ																				
(略)	(略)																				
二輪自動車及び二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が89dBを超えるもの 自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が89dBを超えないもの																				
	記載値+5 94																				
自動車の種別	騒音の大きさ																				
(略)	(略)																				
二輪自動車及び二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったもの	(新設)																				
	(新設)																				
	94																				
<p>イ 二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>別添10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発生しない構造であること。</p> <p>ただし、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合においては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発生しない構造であればよい。</p> <p>ウ 消音器について改造又は交換を行っていない自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)</p> <p>別添10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発生しない構造であること。</p> <p>ただし、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合においては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発生しない構造であればよい。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-53-2-2 (略)</p> <p>7-53-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発生しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係)</p> <p>① (略)</p>		<p>イ 二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>別添10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発生しない構造であること。</p> <p>ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合においては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発生しない構造であればよい。</p> <p>ウ 消音器について改造又は交換を行っていない自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)</p> <p>別添10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発生しない構造であること。</p> <p>ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合においては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発生しない構造であればよい。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-53-2-2 (略)</p> <p>7-53-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発生しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係)</p> <p>① (略)</p>																			

新旧対照表
115 / 196

新	旧
<p>② 新たに運行の用に供しようとする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-S2の6。(6.2.1.2、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ2に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5tを超える自動車(側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア～イ (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>② 新たに運行の用に供しようとする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-S1の6。(6.2.1.2、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ2に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5tを超える自動車(側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア～イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づき書面(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示をし、その後は写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に提示することにより、(5) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあっては、(ウ) 又は (オ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ウ) COC ペーパー</p> <p>・原本又は当該書面の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったものであること。なお、EU加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。</p> <p>(イ) WVA ラベル又はプレート</p> <p>(ウ) UN R9、UN R41、UN R51、78/1015/EEC、97/24/EEC 又は 70/157/EEC に基づく認定証</p> <p>・写しをもって代えることができる。</p> <p>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に</p>

新旧対照表
116 / 196

新	旧
<p>(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5tを超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器</p> <p>ア UN R51-03-S2の6.(6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ2に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び6.2.2.にあつては8.1.2.の規定に適合するものであればよい。)の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ〜ウ (略)</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-S2の6.2.2（フェーズ2に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(7)(イ)(ウ)が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標準確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標準の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(7)〜(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</u></p> <p>(2) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 又は UN R51 に基づくⒺマーク</p> <p><u>(イ) EU 加盟国の自動車検査証等</u></p> <p>・受検車両は、EU 加盟国において生産されたものであること。</p> <p>・原本又は当該書面の写しであつて原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったものであること。なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。</p> <p>(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5tを超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器</p> <p>ア UN R51-03-S1の6.(6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ2に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び6.2.2.にあつては8.1.2.の規定に適合するものであればよい。)の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ〜ウ (略)</p> <p>エ 別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-S1の6.2.2（フェーズ2に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(7)(イ)(ウ)が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標準確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標準の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(7)〜(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えること</u></p>

新旧対照表
117 / 196

新	旧
<p>(7) (8) の自動車以外の自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア〜イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、(7)①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあつては、(9)又は(イ)のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあらることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(7) COC ペーパー</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>(9) UN R9、UN R41、UN R51、78/1015/EEC、97/24/EEC 又は 70/157/EEC に基づく認定証 <u>(写しをもって代えることができる。)</u></p>	<p><u>ができる。)</u>又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R51-03 に適合することが明らかである自動車。</p> <p><u>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</u></p> <p><u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあらることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u></p> <p><u>(7) UN R51、70/157/EEC に基づく認定証</u></p> <p>・写しをもって代えることができる。</p> <p>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であつて、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</p> <p><u>(4) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づくⒺマーク (UN R51-03 以降のものに限る。)</u></p> <p>(7) (8) の自動車以外の自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア〜イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、(7)①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあつては、(9)又は(イ)のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあらることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(7) COC ペーパー</p> <p>・原本又は当該書面の写しであつて原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったものであること。なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(9) UN R9、UN R41、UN R51、78/1015/EEC、97/24/EEC 又は 70/157/EEC に基づく認定証</p>

新旧対照表
118 / 196

新	旧
<p>(削除) ・(略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(十) EU加盟国の自動車検査証等 ・EU加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。 (削除)</p>	<p>・写しをもって代えることができる。 ・(略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(十) EU加盟国の自動車検査証等 ・受検車両は、EU加盟国において生産されたものであること。</p> <p>・原本又は当該書面の写しであつて原本と照合済である旨の表示を事務所等で行つたものであること。なお、EU加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。</p>
<p>(8) 使用の過程にある自動車（二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車に限る。）であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① 次のいずれかに該当する消音器であつて、その機能を損う損傷等のないもの</p> <p>ア〜ウ (略)</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② (略)</p>	<p>(8) 使用の過程にある自動車（二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車に限る。）であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① 次のいずれかに該当する消音器であつて、その機能を損う損傷等のないもの</p> <p>ア〜ウ (略)</p> <p>エ 別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② (略)</p>
<p>(9) (略)</p> <p>(10) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であつて、換装後の原動機用の(4)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(4)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(6)②ア又は(7)②アに準じて確認するものとする。</p>	<p>(9) (略)</p> <p>(10) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であつて、換装後の原動機用の(4)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(4)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示により、(6)②ア又は(7)②アに準じて確認するものとする。</p>
<p>7-53-3〜7-53-15 (略)</p> <p>7-53-16 従前規定の適用①</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第29項関係）</p> <p>①〜③ (略)</p> <p>7-53-16-1 (略)</p> <p>7-53-16-2 性能要件</p> <p>7-53-16-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 使用の過程にある自動車であつて次に掲げるもの（排気管を有しない自動車</p>	<p>7-53-3〜7-53-15 (略)</p> <p>7-53-16 従前規定の適用①</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第29項関係）</p> <p>①〜③ (略)</p> <p>7-53-16-1 (略)</p> <p>7-53-16-2 性能要件</p> <p>7-53-16-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 使用の過程にある自動車であつて次に掲げるもの（排気管を有しない自動車</p>

新旧対照表
119 / 196

新	旧				
<p>及び排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、それぞれに定める構造であること。</p> <p>ア 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。</p> <p>ただし、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車にあつてはイに定める基準を適用するものとする。</p>	<p>及び排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、それぞれに定める構造であること。</p> <p>ア 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。</p> <p>ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車にあつてはイに定める基準を適用するものとする。</p>				
<table border="1" data-bbox="191 1500 766 1534"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>イ 消音器について改造又は交換を行っていない自動車</p> <p>別添10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。</p> <p>ただし、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認表示を有する消音器を備える場合にあつては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であればよい。</p>	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="829 1500 1436 1534"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>イ 消音器について改造又は交換を行っていない自動車</p> <p>別添10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。</p> <p>ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認表示を有する消音器を備える場合にあつては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であればよい。</p>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				
<p>(2)〜(3) (略)</p> <p>7-53-16-2-2 (略)</p> <p>7-53-16-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S2の6.(6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ1に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>ただし、技術的許容質量が2.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が660cm³を超え1495cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で0.3mから1.5mの間に位置し、地面からのRポイントの高さが0.8m以上あるものであつて、後輪駆動であるものにあつては、UN R51-03-S2の6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が74dBを超えない構造であればよい。</p> <p>なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。</p>	<p>(2)〜(3) (略)</p> <p>7-53-16-2-2 (略)</p> <p>7-53-16-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S1の6.(6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ1に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>ただし、技術的許容質量が2.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が660cm³を超え1495cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で0.3mから1.5mの間に位置し、地面からのRポイントの高さが0.8m以上あるものであつて、後輪駆動であるものにあつては、UN R51-03-S1の6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が74dBを超えない構造であればよい。</p> <p>なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。</p>				

新旧対照表
120 / 196

新	旧
<p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5tを超える自動車(側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器</p> <p>ア UN R51-03-S2の6.(6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ1に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び6.2.2.にあつては8.1.2.の規定に適合するものであればよい。)の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ <u>細目告示</u>別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-S2の6.2.2.(フェーズ1に係る要件に限る。)に定める基準に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(7)(イ)(ウ)が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標準章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標準章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標準章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(7)～(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5tを超える自動車(側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次に掲げるいずれかの消音器であつて、その機能を損なう損傷等のない消音器</p> <p>ア UN R51-03-S1の6.(6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ1に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び6.2.2.にあつては8.1.2.の規定に適合するものであればよい。)の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-S1の6.2.2.(フェーズ1に係る要件に限る。)に定める基準に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(7)(イ)(ウ)が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標準章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標準章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標準章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(7)～(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R51-03に適合することが明らかである自動車。</u></p> <p><u>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</u></p> <p><u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u></p> <p><u>(7) UN R51、70/157/EECに基づく認定証</u></p> <p><u>・写しをもって代えることができる。</u></p>

新旧対照表
121 / 196

新	旧
<p>(7) (略)</p> <p>(8) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装(指定自動車等に備えられた消音器等であつて、換装後の原動機用の(4)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。)は、(4)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(5)②に準じて確認するものとする。</p> <p>7-53-17 従前規定の適用⑬</p> <p>次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第30項及び第31項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-53-17-1 (略)</p> <p>7-53-17-2 性能要件</p> <p>7-53-17-2-1～7-53-17-2-2 (略)</p> <p>7-53-17-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 次に掲げる消音器は、(4)の基準に適合するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)の提示又は表示により、(5)①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあつては、(7)又は(ウ)のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p>	<p>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であつて、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</p> <p><u>(イ) 車両データプレート内又はその近くに表示されているUN R51に基づくEマーク(UN R51-03以降のものに限る。)</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装(指定自動車等に備えられた消音器等であつて、換装後の原動機用の(4)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。)は、(4)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により、(5)②に準じて確認するものとする。</p> <p>7-53-17 従前規定の適用⑬</p> <p>次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第30項及び第31項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-53-17-1 (略)</p> <p>7-53-17-2 性能要件</p> <p>7-53-17-2-1～7-53-17-2-2 (略)</p> <p>7-53-17-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 次に掲げる消音器は、(4)の基準に適合するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)の提示又は表示により、(5)①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあつては、(7)又は(ウ)のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p>

新旧対照表
122 / 196

新	旧
<p>(7) COC ペーパー <u>(削除)</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) UN R9、UN R41、UN R51、78/1015/EEC、97/24/EEC 又は 70/157/EEC に基づく認定証 <u>(写しをもって代えることができる。)</u> <u>(削除)</u></p> <p>・(略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) EU 加盟国の自動車検査証等 ・EU 加盟国<u>以外</u>の国において生産された<u>自動車</u>の場合には適用しない。 <u>(削除)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装(指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の(4)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。)は、(4)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。 なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は<u>その</u>写しの提示を求め、(5)②アに準じて確認するものとする。</p> <p>7-54~7-55 (略)</p> <p>7-56 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 7-56-1~7-56-11 (略)</p> <p>7-56-12 従前規定の適用③ 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって①から③に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第28条第168項関係) ①~③ (略)</p> <p>7-56-12-1 性能要件 7-56-12-1-1 (略)</p>	<p>(7) COC ペーパー ・原本又は当該書面の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったものであること。なお、EU加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) UN R9、UN R41、UN R51、78/1015/EEC、97/24/EEC 又は 70/157/EEC に基づく認定証 ・写しをもって代えることができる。 ・(略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) EU 加盟国の自動車検査証等 ・検査車両は、EU加盟国において生産されたものであること。</p> <p>・原本又は当該書面の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったものであること。なお、EU加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。</p> <p>③ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装(指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の(4)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。)は、(4)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。 なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により、(5)②アに準じて確認するものとする。</p> <p>7-54~7-55 (略)</p> <p>7-56 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 7-56-1~7-56-11 (略)</p> <p>7-56-12 従前規定の適用③ 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって①から③に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第28条第168項関係) ①~③ (略)</p> <p>7-56-12-1 性能要件 7-56-12-1-1 (略)</p>

新旧対照表
123 / 196

新	旧
<p>7-56-12-1-2 書面等による審査 (1) (略)</p> <p>(2) 軽油を燃料とする自動車であって、次に掲げるものは(1)の「当該装置及び他の装置の機能を損なわないもの」に該当するものとして取扱うこととする。 ①~② (略)</p> <p>③ 触媒方式による連続再生式 DPF であって次のいずれかに該当するものを用いるもの ア フィルターの溶損を起こす温度以上に至る粒子状物質の堆積を防止するための強制的なフィルター再生制御を行う構造であり、当該制御機能に支障が生じた場合に、(1)①に規定する警報装置が作動するもの イ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>[排出ガス非認証車等の OBD 適用猶予] (3) 普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車(7-55-1-2(3)の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。)並びに軽自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)①の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。 なお、この場合には、8-56-1(1)③の規定を準用する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>7-57~7-61 (略)</p> <p>7-62 走行用前照灯 7-62-1 装備要件 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が UN R123-01-S9 の 6.3.及び 7.に適合するものを備える自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係)</p> <p>7-62-2~7-62-8 (略)</p> <p>7-63 すれ違い用前照灯 7-63-1 装備要件 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 32 条第 4 項関係、細目告示第 42 条第 5 項関係、細目告示第 120 条第 5 項関係)</p>	<p>7-56-12-1-2 書面等による審査 (1) (略)</p> <p>(2) 軽油を燃料とする自動車であって、次に掲げるものは(1)の「当該装置及び他の装置の機能を損なわないもの」に該当するものとして取扱うこととする。 ①~② (略)</p> <p>③ 触媒方式による連続再生式 DPF であって次のいずれかに該当するものを用いるもの ア フィルターの溶損を起こす温度以上に至る粒子状物質の堆積を防止するための強制的なフィルター再生制御を行う構造であり、当該制御機能に支障が生じた場合に、(1)③に規定する警報装置が作動するもの イ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>[排出ガス非認証車等の OBD 適用猶予] (3) 普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車(7-55-1-2(3)の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。)並びに軽自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)②の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。 なお、この場合には、8-56-1(1)④の規定を準用する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>7-57~7-61 (略)</p> <p>7-62 走行用前照灯 7-62-1 装備要件 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が UN R123-01-S8 の 6.3.及び 7.に適合するものを備える自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係)</p> <p>7-62-2~7-62-8 (略)</p> <p>7-63 すれ違い用前照灯 7-63-1 装備要件 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 32 条第 4 項関係、細目告示第 42 条第 5 項関係、細目告示第 120 条第 5 項関係)</p>

新旧対照表
124 / 196

新	旧
<p>① 配光可変型前照灯であつて、灯光の色、明るさ等が UN R123-01-S9 に適合するものを備える自動車</p> <p>② (略)</p> <p>7-63-2 (略)</p> <p>7-63-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第 32 条第 6 項関係)</p> <p>この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 42 条第 7 項関係、細目告示第 120 条第 7 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く)に備える歩行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が 10km/h を超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。</p> <p>この場合において、前照灯の操作装置に消灯位置が設定されていないことが確認できる場合には、この基準に適合するものとみなす。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-63-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる自動車(歩行用前照灯を有するものを除く。)については、7-63-10(従前規定の適用⑥)の規定を適用する。(適用関係告示第 29 条第 22 項関係)</p> <p>① 平成 32 年 4 月 7 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車)にあっては、平成 33 年 4 月 7 日)以前に製作された自動車</p> <p>② 平成 32 年 4 月 8 日から平成 33 年 10 月 7 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車)にあっては、平成 33 年 4 月 8 日から平成 35 年 10 月 7 日)までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成 32 年 4 月 7 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車)にあっては、平成 33 年 4 月 7 日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 平成 32 年 4 月 8 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車)にあっては、平成 33 年 4 月 8 日)以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p>	<p>① 配光可変型前照灯であつて、灯光の色、明るさ等が UN R123-01-S8 に適合するものを備える自動車</p> <p>② (略)</p> <p>7-63-2 (略)</p> <p>7-63-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第 32 条第 6 項関係)</p> <p>この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 42 条第 7 項関係、細目告示第 120 条第 7 項)</p> <p>①～② (新設)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-63-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
125 / 196

新	旧
<p>動車であつて、平成 32 年 4 月 7 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車)にあっては、平成 33 年 4 月 7 日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と前照灯の型式が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過しないものに限る。)の発行日が平成 33 年 10 月 7 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車)にあっては、平成 35 年 10 月 7 日)以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載された保安基準適用年月日が平成 33 年 10 月 7 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t を超える自動車)にあっては、平成 35 年 10 月 7 日)以前のもの</p> <p>7-63-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 1 号関係)</p> <p>7-63-5-1 (略)</p> <p>7-63-5-2 性能要件</p> <p>(1) 7-63-5-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。</p> <p>この場合において、すれ違い用前照灯試験機にて配光を確認した結果、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインのすべてが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとみなす。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(削除)</p> <p>7-63-5-3 (略)</p> <p>7-63-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係)</p> <p>7-63-6-1 (略)</p> <p>7-63-6-2 性能要件</p> <p>(1) 7-63-6-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>7-63-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 1 号関係)</p> <p>7-63-5-1 (略)</p> <p>7-63-5-2 性能要件</p> <p>(1) 7-63-5-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 右側通行用の配光である前照灯が取付けられているもの</p> <p>7-63-5-3 (略)</p> <p>7-63-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係)</p> <p>7-63-6-1 (略)</p> <p>7-63-6-2 性能要件</p> <p>(1) 7-63-6-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p>

新旧対照表
126 / 196

新	旧
<p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。</u> この場合において、すれ違い用前照灯試験機にて配光を確認した結果、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインのすべてが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとみなす。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。 ①～② (略) (削除)</p> <p>7-63-6-3 (略)</p> <p>7-63-7 従前規定の適用③ 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第2項第1号及び第3項第4号関係)</p> <p>7-63-7-1 (略)</p> <p>7-63-7-2 性能要件 (1) 7-63-7-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③ (略)</p> <p>④ <u>すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。</u> この場合において、すれ違い用前照灯試験機にて配光を確認した結果、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインのすべてが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとみなす。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。 ①～② (略) (削除)</p> <p>7-63-7-3 (略)</p> <p>7-63-8 従前規定の適用④ 平成10年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車(輸入自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第2項第2号関係)</p> <p>7-63-8-1 (略)</p> <p>7-63-8-2 性能要件 (1) 7-63-8-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③ (略)</p> <p>④ <u>すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。</u> この場合において、すれ違い用前照灯試験機にて配光を確認した結果、照明</p>	<p>①～③ (略) (新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。 ①～② (略)</p> <p>③ <u>右側通行用の配光である前照灯が取付けられているもの</u></p> <p>7-63-6-3 (略)</p> <p>7-63-7 従前規定の適用③ 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第2項第1号及び第3項第4号関係)</p> <p>7-63-7-1 (略)</p> <p>7-63-7-2 性能要件 (1) 7-63-7-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③ (略)</p> <p>④ <u>右側通行用の配光である前照灯が取付けられているもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。 ①～② (略)</p> <p>③ <u>右側通行用の配光である前照灯が取付けられているもの</u></p> <p>7-63-7-3 (略)</p> <p>7-63-8 従前規定の適用④ 平成10年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車(輸入自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第2項第2号関係)</p> <p>7-63-8-1 (略)</p> <p>7-63-8-2 性能要件 (1) 7-63-8-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③ (略)</p> <p>④ <u>右側通行用の配光である前照灯が取付けられているもの</u></p>

新旧対照表
127 / 196

新	旧
<p><u>部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインのすべてが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとみなす。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。 ①～② (略) (削除)</p> <p>7-63-8-3 (略)</p> <p>7-63-9 従前規定の適用⑤ 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第1項第3号から第7号まで及び第3項第5号関係)</p> <p>7-63-9-1 (略)</p> <p>7-63-9-2 性能要件 (1) 7-63-9-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③ (略)</p> <p>④ <u>すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。</u> この場合において、すれ違い用前照灯試験機にて配光を確認した結果、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインのすべてが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとみなす。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。 ①～② (略) (削除)</p> <p>7-63-9-3 (略)</p> <p>7-63-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車(格闘車行灯を有するものを除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第22項関係)</p> <p>① 平成32年4月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、平成33年4月7日)以前に製作された自動車</p> <p>② 平成32年4月8日から平成33年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、平成33年4月8日から平成35年10月7日)までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成32年4月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車にあつては、平成33年4月7日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。 ①～② (略)</p> <p>③ <u>右側通行用の配光である前照灯が取付けられているもの</u></p> <p>7-63-8-3 (略)</p> <p>7-63-9 従前規定の適用⑤ 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第1項第3号から第7号まで及び第3項第5号関係)</p> <p>7-63-9-1 (略)</p> <p>7-63-9-2 性能要件 (1) 7-63-9-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③ (略)</p> <p>④ <u>右側通行用の配光である前照灯が取付けられているもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。 ①～② (略)</p> <p>③ <u>右側通行用の配光である前照灯が取付けられているもの</u></p> <p>7-63-9-3 (略) (新設)</p>

新旧対照表
128 / 196

新	旧
<p>取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 平成32年4月8日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車)については、平成33年4月8日)以降の型式指定自動車、新車届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成32年4月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車)については、平成33年4月7日)以前の型式指定自動車、新車届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と前照灯の型式が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過しないものに限る。)の発行日が平成33年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車)については、平成35年10月7日)以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある自動車であって、自動車検査等の備考欄に記載された保安基準適用年月日が平成33年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車)については、平成35年10月7日)以前のもの</p> <p>7-63-10-1 整備要件 7-63-1に同じ。</p> <p>7-63-10-2 性能要件 7-63-2に同じ。</p> <p>7-63-10-3 取付要件(視認等による審査) (1) 7-63-3(1)(⑬を除く。)に同じ。 (2) 7-63-3(2)に同じ。</p> <p>7-64 配光可変型前照灯 7-64-1 (略) 7-64-2 性能要件 7-64-2-1 テスタ等による審査 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第8項関係、細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係) ① 配光可変型前照灯であって、UN R123-01-S9の6.3.及び7.に適合する走行用ビームを発するものは、夜間に当該走行用ビームを照射した場合において、当該自動車の前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するもので</p>	<p>7-64 配光可変型前照灯 7-64-1 (略) 7-64-2 性能要件 7-64-2-1 テスタ等による審査 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第8項関係、細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係) ① 配光可変型前照灯であって、UN R123-01-S8の6.3.及び7.に適合する走行用ビームを発するものは、夜間に当該走行用ビームを照射した場合において、当該自動車の前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するもので</p>

新旧対照表
129 / 196

新	旧
<p>あること。(細目告示第120条第9項第1号)</p> <p>② (略)</p> <p>7-64-2-2 (略)</p> <p>7-64-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 配光可変型前照灯は、UN R123-01-S9の5.(5.3.3、5.3.4及び5.8.を除く。)、6.及び7.に適合するものでなければならない。 この場合において、UN R123-01-S9の5.3.2.1.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、UN R123-01-S9の6.にかかわらず、最小光度及び最大光度は、UN R123-01-S9の9.2.に適合すればよいものとする。 ただし、平成21年7月10日以前に製作された自動車については、UN R123-01-S9の5.3.1.は適用しない。(細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係、適用関係告示第29条第7項関係)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-64-3 取付要件(視認等による審査) (1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第32条第9項関係、細目告示第42条第9項関係、細目告示第120条第11項関係) ①～⑭ (略) ⑮ 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)に備える配光可変型前照灯は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が10km/hを超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。 この場合において、前照灯の操作装置に消灯位置が設定されていないことが確認できる場合には、この基準に適合するものとみなす。 (図) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-64-4 適用関係の整理 (1)～(2) (略) (3) 次に掲げる自動車(昼間走行灯を有するものを除く。)については、7-64-7(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第29条第22項関係) ① 平成32年4月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車)については、平成33年4月7日)以前に製作された自動車 ② 平成32年4月8日から平成33年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自</p>	<p>あること。(細目告示第120条第9項第1号)</p> <p>② (略)</p> <p>7-64-2-2 (略)</p> <p>7-64-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 配光可変型前照灯は、UN R123-01-S8の5.(5.3.3、5.3.4及び5.8.を除く。)、6.及び7.に適合するものでなければならない。 この場合において、UN R123-01-S8の5.3.2.1.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、UN R123-01-S8の6.にかかわらず、最小光度及び最大光度は、UN R123-01-S8の9.2.に適合すればよいものとする。 ただし、平成21年7月10日以前に製作された自動車については、UN R123-01-S8の5.3.1.は適用しない。(細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係、適用関係告示第29条第7項関係)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-64-3 取付要件(視認等による審査) (1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第32条第9項関係、細目告示第42条第9項関係、細目告示第120条第11項関係) ①～⑭ (略) (新設)</p> <p>(図) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-64-4 適用関係の整理 (1)～(2) (略) (新設)</p>

新旧対照表
130 / 196

新	旧
<p>自動車については、平成32年4月8日から平成35年10月7日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>② 平成32年4月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車）については、平成33年4月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>③ 平成32年4月8日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車）については、平成33年4月8日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成32年4月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と前照灯の型式が同一であるもの</p> <p>④ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>⑤ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過しないものに限る。）の発行日が平成33年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車）については、平成35年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車）以前のもの</p> <p>⑥ 使用の過程にある自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載された保安基準適用年月日が平成33年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車）以前のものは、平成35年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車）以前のもの</p> <p>7-64-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、7-64-7において、「UN R123-01-S3」を「UN R123-01-S3」と読み替えることができる。（適用関係告示第29条第15項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <p>7-64-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、7-64-7において、「UN R123-01-S4」を「UN R123-01-S4」と読み替えることができる。（適用関係告示第29条第17項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <p>7-64-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車（保安走行灯を有するものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第29条第22項関係）</p> <p>① 平成32年4月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車）及び貨</p>	<p>7-64-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、7-64-2-1①及び7-64-2-3(2)において、「UN R123-01-S3」を「UN R123-01-S3」と読み替えることができる。（適用関係告示第29条第15項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <p>7-64-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、7-64-2-1①及び7-64-2-3(2)において、「UN R123-01-S4」を「UN R123-01-S4」と読み替えることができる。（適用関係告示第29条第17項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
131 / 196

新	旧
<p>物の運送の用に供する車両総重量が3.5tを超える自動車については、平成33年4月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>② 平成32年4月8日から平成35年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>③ 平成32年4月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成32年4月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と前照灯の型式が同一であるもの</p> <p>④ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>⑤ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過しないものに限る。）の発行日が平成33年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車）以前のものは、平成35年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車）以前のもの</p> <p>⑥ 使用の過程にある自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載された保安基準適用年月日が平成33年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車）以前のものは、平成35年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車）以前のもの</p> <p>7-64-7-1 装備要件 7-64-1に同じ。</p> <p>7-64-7-2 性能要件 7-64-2に同じ。</p> <p>7-64-7-3 取付要件（視認等による審査） (1) 7-64-3(1)（②を除く。）に同じ。 (2) 7-64-3(2)に同じ。</p> <p>7-65～7-70（略）</p> <p>7-71 車幅灯</p>	<p>7-65～7-70（略）</p> <p>7-71 車幅灯</p>

新旧対照表
132 / 196

新	旧
<p>7-71-1~7-71-5 (略)</p> <p>7-71-6 従前規定の適用② 昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第32条第3項第1号関係)</p> <p>7-71-6-1 装備要件 自動車(二輪自動車及び最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。 ただし、すれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から650mm以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。</p> <p>7-71-6-2~7-71-6-3 (略)</p> <p>7-71-7~7-71-10 (略)</p> <p>7-72~7-75 (略)</p> <p>7-76 番号灯 7-76-1 (略)</p> <p>7-76-2 性能要件(視認等による審査) (1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第36条第2項関係、細目告示第49条第1項関係、細目告示第127条第1項関係)</p> <p>① 番号灯は、夜間後方20mの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。 この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。 ア 自動車(イに掲げるものを除く。)に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が8ルクス(lx)以上のもの又はUN R4-00-S19の9。(種別2に係るものに限る。)に基づく番号標板面の輝度が2cd/m²以上のものであり、その機能が正常であるもの。 イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が15ルクス(lx)以上のもの又はUN R50-00-S20の附則5(種別2に係るものに限る。)に基づく番号標板面の輝度が1.6cd/m²以上のものであり、その機能が正常であるもの。</p> <p>②~③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-76-3~7-76-6 (略)</p> <p>7-77~7-79 (略)</p>	<p>7-71-1~7-71-5 (略)</p> <p>7-71-6 従前規定の適用② 昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第32条第3項第1号関係)</p> <p>7-71-6-1 装備要件 自動車(二輪自動車及び最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。 ただし、すれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から650mmとなるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。</p> <p>7-71-6-2~7-71-6-3 (略)</p> <p>7-71-7~7-71-10 (略)</p> <p>7-72~7-75 (略)</p> <p>7-76 番号灯 7-76-1 (略)</p> <p>7-76-2 性能要件(視認等による審査) (1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第36条第2項関係、細目告示第49条第1項関係、細目告示第127条第1項関係)</p> <p>① 番号灯は、夜間後方20mの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。 この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。 ア 自動車(イに掲げるものを除く。)に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が8ルクス(lx)以上のもの又はUN R4-00-S19の9。(種別2に係るものに限る。)に基づく番号標板面の輝度が2cd/m²以上のものであり、その機能が正常であるもの。 イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が15ルクス(lx)以上のもの又はUN R50-00-S19の附則5(種別2に係るものに限る。)に基づく番号標板面の輝度が1.6cd/m²以上のものであり、その機能が正常であるもの。</p> <p>②~③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-76-3~7-76-6 (略)</p> <p>7-77~7-79 (略)</p>

新旧対照表
133 / 196

新	旧
<p>7-98の2 車両接近通報装置 7-98の2-1 装備要件 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)には、当該自動車の接近を歩行者等に通報するものとして、<u>車両接近通報装置を備えなければならない。</u> ただし、0km/hを超える速度で走行しているときに常に内燃機関が作動する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第43条の7関係)</p> <p>7-98の2-2 性能要件(視認等による審査) (1) 車両接近通報装置は、当該自動車の接近を歩行者等に通報するものとして、その機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第43条の7関係、細目告示第145条の3第1項関係)</p> <p>① 車両接近通報装置は、歩行時において確実に機能するものであること。 この場合において、受検車両の停止時の四圍音と発進時の四圍音を比較した際に車両接近通報装置の作動音が確認できるものは、この基準に適合するものとみなす。</p> <p>② 車両接近通報装置は、当該装置の作動を停止させることのできる機能を有さないものであること。</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両接近通報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第145条の3第2項関係)</p> <p>7-98の2-3 欠番 7-98の2-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、7-98の2-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第51条の3第1項関係)</p> <p>① 平成30年3月7日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成30年3月8日から平成32年10月7日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成30年3月7日以前の型式指定自動車、新製品出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 平成30年3月8日以降の型式指定自動車、新製品出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であつて、平成30年3月7日以前の型式指定自動車、新製品出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と歩行者等への当該自動車の接近に係る機能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であつて、出荷</p>	<p>(新設)</p>

新旧対照表
134 / 196

新	旧
<p>検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が平成32年10月7日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が平成32年10月7日以前のもの</p> <p>7-98の2-5 従前規定の適用①</p> <p>次に掲げる自動車については、車両接近通報装置に係る規定は適用しない。(適用関係告示第51条の3第1項関係)</p> <p>① 平成30年3月7日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成30年3月8日から平成32年10月7日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成30年3月7日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 平成30年3月8日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と歩行者等への当該自動車の接近に係る機能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が平成32年10月7日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が平成32年10月7日以前のもの</p> <p>7-99～7-114 (略)</p> <p>7-115 最大積載量</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 最大積載量の算定については、次により行うものとする。(細目告示第81条第2項第1号関係、細目告示第159条第2項第1号関係)</p> <p>① 貨物自動車の最大積載量の算定(②に掲げる場合を除く。)については、次によって行うものとする。</p> <p>この場合において、指定自動車等であって、車体構造等を変更したものの(道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う車両総重量が20トンを超える改造等の取扱いについて)(平成5年11月25日付け自技第165号)、「車両総重量が8トンクラスの自動車の最大積載量の指定について(依命通達)」(平成7年1月27日付け自技第12号)、「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて(依命通達)」(平</p>	<p>7-99～7-114 (略)</p> <p>7-115 最大積載量</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 最大積載量の算定については、次により行うものとする。(細目告示第81条第2項第1号関係、細目告示第159条第2項第1号関係)</p> <p>① 貨物自動車の最大積載量の算定(②に掲げる場合を除く。)については、次によって行うものとする。</p> <p>この場合において、指定自動車等であって、車体構造等を変更したものの(道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う車両総重量が20トンを超える改造等の取扱いについて)(平成5年11月25日付け自技第165号)、「車両総重量が8トンクラスの自動車の最大積載量の指定について(依命通達)」(平成7年1月27日付け自技第12号)、「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて(依命通達)」(平</p>

新旧対照表
135 / 196

新	旧
<p>成10年3月31日付け自技第61号)及び「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」(平成27年3月31日付け国自技第201号国自整第350号)が適用される自動車を除く。)については、当該自動車の車台を使用する標準車の最大積載量及び許容限度を超えない範囲内で指定するものとする。</p> <p>ただし、当該自動車に装着されているタイヤが、当該自動車の型式内に設定があるタイヤ又は当該タイヤの負荷能力以上の負荷能力を有するタイヤであることの確認ができる場合には、「標準車の最大積載量及び許容限度」を「標準車の最大積載量、許容限度及び装着されているタイヤの負荷能力」に替えることができる。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>② 乗用自動車又は乗合自動車から貨物自動車に用途の変更を行う場合の最大積載量の算定(特種用途自動車に最大積載量を指定する場合を含む。)については、①アによるほか、次により行うものとする。</p> <p>ア 指定自動車等のうち、諸元表等により車両総重量及び軸重の許容限度が明確な自動車にあつては、当該許容限度を超えない範囲内で指定する。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3)～(11) (略)</p> <p>7-116 (略)</p> <p>第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査(改造等による変更のない使用過程車)</p> <p>8-1～8-8 (略)</p> <p>8-9 原動機及び動力伝達装置</p> <p>8-9-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第8条第1項関係、細目告示第166条第1項関係)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 7-12-1-2 (1)又は7-12-1-2 (2)が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているもの</p> <p>【表示】(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>8-9-2～8-9-7 (略)</p> <p>8-10 (略)</p>	<p>成10年3月31日付け自技第61号)及び「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」(平成27年3月31日付け国自技第201号国自整第350号)が適用される自動車を除く。)については、当該自動車の車台を使用する標準車の最大積載量を超えない範囲内で指定するものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>② 乗用自動車又は乗合自動車から貨物自動車に用途の変更を行う場合の最大積載量の算定(特種用途自動車に最大積載量を指定する場合を含む。)については、①アによるほか、次により行うものとする。</p> <p>ア 指定自動車等のうち、諸元表等により車両総重量及び軸重の許容限度が明確な自動車にあつては、当該許容限度を超えない範囲内で指定する。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3)～(11) (略)</p> <p>7-116 (略)</p> <p>第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査(改造等による変更のない使用過程車)</p> <p>8-1～8-8 (略)</p> <p>8-9 原動機及び動力伝達装置</p> <p>8-9-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第8条第1項関係、細目告示第166条第1項関係)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 7-12-1 (3)又は7-12-1 (4)が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているもの</p> <p>【表示】(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>8-9-2～8-9-7 (略)</p> <p>8-10 (略)</p>

新旧対照表
136 / 196

新	旧
<p>8-11 走行装置</p> <p>8-11-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の走行装置 (空気入ゴムタイヤを除く。)は、強度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第9条第1項関係、細目告示第167条第1項及び第2項関係)</p> <p>① ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの (細目告示第167条第2項第1号関係)</p> <p>② (略)</p> <p>③ ホイール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの (細目告示第167条第2項第2号関係)</p> <p>④ アクスルに損傷があるもの (細目告示第167条第2項第3号関係)</p> <p>⑤ リム又はサイドリングに損傷があるもの (細目告示第167条第2項第4号関係)</p> <p>⑥ サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの (細目告示第167条第2項第5号関係)</p> <p>⑦ 車輪に著しい振れがあるもの (細目告示第167条第2項第6号関係)</p> <p>⑧ 車輪の回転が円滑でないもの (細目告示第167条第2項第7号関係)</p> <p>(2) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第9条第2項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。(細目告示第167条第4項第3号関係)</p> <p>③ 空気入ゴムタイヤの空気圧が適正であること。(細目告示第167条第4項第4号関係)</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する自動車 (車両総重量3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものに備えるタイヤ空気圧監視装置は、タイヤの空気圧が適正でない旨を示す警報及び当該装置が正常に作動しない旨を示す警報が適正に作動するものであること。</p> <p>なお、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(細目告示第167条第5項関係)</p> <p>8-11-2~8-11-4 (略)</p> <p>8-12 操縦装置</p>	<p>8-11 走行装置</p> <p>8-11-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の走行装置 (空気入ゴムタイヤを除く。)は、強度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第9条第1項関係、細目告示第167条第1項及び第2項)</p> <p>① ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの (細目告示第167条第2項第1号)</p> <p>② (略)</p> <p>③ ホイール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの (細目告示第167条第2項第2号)</p> <p>④ アクスルに損傷があるもの (細目告示第167条第2項第3号)</p> <p>⑤ リム又はサイドリングに損傷があるもの (細目告示第167条第2項第4号)</p> <p>⑥ サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの (細目告示第167条第2項第5号)</p> <p>⑦ 車輪に著しい振れがあるもの (細目告示第167条第2項第6号)</p> <p>⑧ 車輪の回転が円滑でないもの (細目告示第167条第2項第7号)</p> <p>(2) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第9条第2項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。(細目告示第167条第4項第3号)</p> <p>③ 空気入ゴムタイヤの空気圧が適正であること。(細目告示第167条第4項第4号)</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものに備えるタイヤ空気圧監視装置は、タイヤの空気圧が適正でない旨を示す警報及び当該装置が正常に作動しない旨を示す警報が適正に作動するものであること。</p> <p>なお、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(細目告示第167条第5項)</p> <p>8-11-2~8-11-4 (略)</p> <p>8-12 操縦装置</p>

新旧対照表
137 / 196

新	旧
<p>8-12-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 自動車 (1)の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、(2)で定める基準は、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第168条第2項関係)</p> <p>①~③ (略)</p> <p>(4) 二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、(2)で定める基準は、次の①及び②に掲げる基準とする。(細目告示第168条第3項関係)</p> <p>①~② (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>8-12-2~8-12-4 (略)</p> <p>8-13 かじ取装置</p> <p>8-13-1 性能要件</p> <p>8-13-1-1</p> <p>8-13-1-2 視認等による審査</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) かじ取装置の機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2)の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、7-12-1-2 (1)が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第169条第2項関係)</p> <p>【表示】(略)</p> <p>8-13-2~8-13-12 (略)</p> <p>8-14 (略)</p> <p>8-15トラック・バスの制動装置</p> <p>8-15-2 性能要件</p> <p>8-15-2-1 (略)</p> <p>8-15-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量3.5t以下のものに備える制動装置は、8-16の基準に適合するものであってもよいものとする。(細目告示第171条第2項関係)</p> <p>①~⑥ (略)</p> <p>⑦ 7-12-1-2 (1)又は7-12-1-2 (2)が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</p> <p>【表示】(略)</p>	<p>8-12-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 自動車 (1)の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、(2)で定める基準は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①~③ (略)</p> <p>(4) 二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示に関し (2)で定める基準は、次の①及び②に掲げる基準とする。</p> <p>①~② (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>8-12-2~8-12-4 (略)</p> <p>8-13 かじ取装置</p> <p>8-13-1 性能要件</p> <p>8-13-1-1</p> <p>8-13-1-2 視認等による審査</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) かじ取装置の機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2)の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、7-12-1 (3)が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第169条第2項関係)</p> <p>【表示】(略)</p> <p>8-13-2~8-13-12 (略)</p> <p>8-14 (略)</p> <p>8-15トラック・バスの制動装置</p> <p>8-15-2 性能要件</p> <p>8-15-2-1 (略)</p> <p>8-15-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量3.5t以下のものに備える制動装置は、8-16の基準に適合するものであってもよいものとする。(細目告示第171条第2項関係)</p> <p>①~⑥ (略)</p> <p>⑦ 7-12-1 (3)又は7-12-1 (4)が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</p> <p>【表示】(略)</p>

新旧対照表
138 / 196

新	旧
<p>8-16 乗用車の制動装置</p> <p>8-16-1 (略)</p> <p>8-16-2 性能要件</p> <p>8-16-2-1 (略)</p> <p>8-16-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 3 項関係)</p> <p>①～⑤</p> <p>⑥ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテルの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</p> <p>【表示】(略)</p> <p>8-16-3～8-16-14 (略)</p> <p>8-17 二輪車の制動装置</p> <p>8-17-1 (略)</p> <p>8-17-2 性能要件</p> <p>8-17-2-1 (略)</p> <p>8-17-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 4 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテルの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</p> <p>【表示】(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>8-17-3～8-17-9 (略)</p> <p>8-18～8-19 (略)</p> <p>8-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</p> <p>8-20-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、8-15-2-1 (3) ①の基準及び次の基準に適合しなければならない。(細目告示第 172 条第 2 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテルの識別表示</p>	<p>8-16 乗用車の制動装置</p> <p>8-16-1 (略)</p> <p>8-16-2 性能要件</p> <p>8-16-2-1 (略)</p> <p>8-16-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 3 項関係)</p> <p>①～⑤</p> <p>⑥ 7-12-1 (3) 又は 7-12-1 (4) が適用される自動車のテルテルの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</p> <p>【表示】(略)</p> <p>8-16-3～8-16-14 (略)</p> <p>8-17 二輪車の制動装置</p> <p>8-17-1 (略)</p> <p>8-17-2 性能要件</p> <p>8-17-2-1 (略)</p> <p>8-17-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 4 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 7-12-1 (3) 又は 7-12-1 (4) が適用される自動車のテルテルの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</p> <p>【表示】(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>8-17-3～8-17-9 (略)</p> <p>8-18～8-19 (略)</p> <p>8-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</p> <p>8-20-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、8-15-2-1 (3) ①の基準及び次の基準に適合しなければならない。(細目告示第 172 条第 2 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 7-12-1 (3) 又は 7-12-1 (4) が適用される自動車のテルテルの識別表示の</p>

新旧対照表
139 / 196

新	旧
<p>示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</p> <p>【表示】(略)</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>8-20-2～8-20-24 (略)</p> <p>8-21 (略)</p> <p>8-22 燃料装置</p> <p>8-22-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、<u>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超える自動車</u>、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料タンク及び配管は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造でなければならない。</p> <p>この場合において、燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 174 条第 3 項関係)</p> <p>8-22-2～8-22-4 (略)</p> <p>8-23 (略)</p> <p>8-24 高圧ガスの燃料装置</p> <p>8-24-1 性能要件</p> <p>8-24-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 高圧ガスを燃料とする自動車 (<u>(2)、(5) 及び (6) に掲げる自動車を除く。</u>) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 1 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは 8-24-1-1 (2) ③、④、⑦及び⑧に適合するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)</u>の燃料装置の強度、構造、取付方法に関</p>	<p>示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</p> <p>【表示】(略)</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>8-20-2～8-20-24 (略)</p> <p>8-21 (略)</p> <p>8-22 燃料装置</p> <p>8-22-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、<u>車両総重量が 3.5t を超える自動車</u>、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料タンク及び配管は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造でなければならない。</p> <p>この場合において、燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 174 条第 3 項関係)</p> <p>8-22-2～8-22-4 (略)</p> <p>8-23 (略)</p> <p>8-24 高圧ガスの燃料装置</p> <p>8-24-1 性能要件</p> <p>8-24-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 高圧ガスを燃料とする自動車 (<u>(3) に掲げる自動車を除く。</u>) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 1 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) <u>視認又は図面若しくは写真により JIS R110-01 に定める特定構成部品の適合性が確認できるものであって、その取付けが確実であり、かつ、機能を損なうおそれのある破損及び損傷のないものは、(1) ②及び③に適合するものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは 8-24-1-1 (3) ③、④、⑦及び⑧に適合するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
140 / 196

新	旧																	
<p>し、根拠等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第5項関係）</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器別細目告示第26条第3号に規定する車載容器総括証券が燃料充填口近傍に貼付されていること。</p> <p>なお、当該証券において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</p> <p>（参考） 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器別細目告示様式第3）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車載容器総括証券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 (AWP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td>年 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器別細目告示第57条に規定する容器再検査合格証券が燃料充填口近傍に貼付されているもの。</p> <p>なお、当該証券において示された再検査有効期限及び車載容器総括証券において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</p> <p>（参考） 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器別細目告示様式第4）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">容器再検査合格証券</th> <th rowspan="2">検査実施者の名称 の符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>再検査月</td> <td>年 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>② ガス容器及び配管等（ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、③から⑥において同じ。）の取付部に錆み及び損傷がないこと。</p> <p>③ 配管等は、ガス容器のガス充填圧力の1.5倍の圧力に耐えるものであること。この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、配管等に圧力がかかった状態において、高圧部から原動機に至るまでの配管等の確認可能な箇所においてガス検知器又は検知液（石けん水等）を用いてガス漏れの検知を行いガス漏れが検知されないものは、この基準に適合するものとみなす。</p>	車載容器総括証券		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	公称使用圧力 (AWP)		検査有効期限	年 月	容器再検査合格証券		検査実施者の名称 の符号	再検査有効期限	年 月	再検査月	年 月	
車載容器総括証券																		
充填すべきガスの名称																		
充填可能期限	年 月																	
公称使用圧力 (AWP)																		
検査有効期限	年 月																	
容器再検査合格証券		検査実施者の名称 の符号																
再検査有効期限	年 月																	
再検査月	年 月																	

新旧対照表
141 / 196

新	旧				
<p>④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車にあっては、自動車の前面、後面及び左側（左ハンドルにあっては右側）のドアの外側に次の表示を備えること。</p> <p>〔表示〕</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>備考</p> <p>(1) 色彩は、縁及び文字を白色とし、地を緑色とする。</p> <p>(2) 寸法は、上記及び径の幅は4mmから6mm、文字の幅は4mm以上とする。</p> <p>(3) 文字は中央に配置するものとする。</p> <p>⑤ ガス容器及び配管等は損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、かつ、その覆いに機能を損なう損傷又は故障がないこと。</p> <p>⑥ ガス容器及び配管等の防熱装置又は覆いその他の適当な目上けにその機能を損なう損傷がないこと。</p> <p>⑦ 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは②、⑤及び⑥に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(6) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法に關し、根拠等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第6項関係）</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器別細目告示第26条第4項に規定する車載容器総括証券が燃料充填口近傍に貼付されていること。</p> <p>なお、当該証券において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</p> <p>（参考） 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器別細目告示様式第3）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車載容器総括証券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	車載容器総括証券		充填すべきガスの名称		<p>(新設)</p>
車載容器総括証券					
充填すべきガスの名称					

新旧対照表
142 / 196

新	旧												
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公称吐出圧力 (GPa)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> </table> <p>① 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器別種目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。 (参考) 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器別種目告示指式第 4）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">容器再検査合格証票</td> <td style="text-align: center;">検査実施者の名称 の符号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再検査月</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> </table> <p>② ガス容器及び配管等（ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、(2)から(6)において同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。 ③ 配管等は、ガス容器のガス充填圧力の1.5倍の圧力に耐えるものであること。この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、配管等に圧力がかかった状態において、高圧部から原動機に至るまでの配管等の確認可能な箇所においてガス検知器又は検知板（石けん水等）を用いてガス漏れの検知を行いガス漏れが検知されないものは、この基準に適合するものとみなす。 ④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車にあっては、自動車の前面、後面及び左側（左ハンドルにあっては右側）のドアの外側に次の表示を備えること。 (表示)</p> <div style="text-align: center;"> <p>110mm~150mm 90mm~110mm 20mm 以上</p> </div> <p>備考</p>	充填可能期限	年 月	公称吐出圧力 (GPa)		検査有効期限	年 月	容器再検査合格証票	検査実施者の名称 の符号	再検査有効期限	年 月	再検査月	年 月	
充填可能期限	年 月												
公称吐出圧力 (GPa)													
検査有効期限	年 月												
容器再検査合格証票	検査実施者の名称 の符号												
再検査有効期限	年 月												
再検査月	年 月												

新旧対照表
143 / 196

新	旧		
<p>(1) 色彩は、縁及び文字を白色とし、地を緑色とする。 (2) 寸法は、上記及び縁の幅は4mmから6mm、文字の幅は4mm以上とする。 (3) 文字は中央に配置するものとする。</p> <p>⑤ ガス容器及び配管等は損傷を受けるおそれのある部分が適当な覆いで保護されており、かつ、その覆いに機能を損なう損傷又は故障がないこと。 ⑥ ガス容器及び配管等の防熱装置又は覆いその他の適当な目よけにその機能を損なう損傷がないこと。 ⑦ 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは②、⑤及び⑥に定める基準に適合するものとする。</p> <p>8-24-1-2 書面等による審査 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、公的試験機関等が実施した試験等の結果を記載した書面により、次の①から③までの基準に適合することが明らかであるものは、8-24-1-1 (2) ⑥及び⑦の規定に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係） ①～③（略）</p> <p>8-24-2～8-24-4（略）</p> <p>8-25～8-26（略）</p> <p>8-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-27-1 性能要件（視認等による審査） (1)（略） (2) 車枠及び車体の前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 178 条第 8 項関係） 【表示】（略）</p> <p>8-27-2～8-27-3（略） 8-27-4 適用関係の整理 (1)～(3)（略） 【細目告示別添 23 適用】 (4) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、8-27-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 26 項関係）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>① 「製作年月日」以前に製作された自動車</td> </tr> <tr> <td>② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるものア「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車</td> </tr> </table>	① 「製作年月日」以前に製作された自動車	② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるものア「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車	<p>8-24-1-2 書面等による審査 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、公的試験機関等が実施した試験等の結果を記載した書面により、次の①から③までの基準に適合することが明らかであるものは、8-24-1-1 (3) ⑤及び⑥の規定に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係） ①～③（略）</p> <p>8-24-2～8-24-4（略）</p> <p>8-25～8-26（略）</p> <p>8-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-27-1 性能要件（視認等による審査） (1)（略） (2) 車枠及び車体の前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1 (3) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 178 条第 8 項関係） 【表示】（略）</p> <p>8-27-2～8-27-3（略） 8-27-4 適用関係の整理 (1)～(3)（略） (新設)</p>
① 「製作年月日」以前に製作された自動車			
② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるものア「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車			

新旧対照表
144 / 196

新		旧																			
<p>車特別取扱自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては、平成35年8月31日以前に製作されたもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>製作年月日</th> <th>指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が3.5t未満のものに限る。）</td> <td>H30.8.31</td> <td>H30.8.31</td> </tr> <tr> <td>輸入自動車</td> <td>H32.8.31</td> <td>H32.8.31</td> </tr> <tr> <td>上記以外の自動車</td> <td>H35.8.31</td> <td>H35.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>【UN R137-00 適用】</p> <p>(5) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、8-27-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第31項関係）</p> <p>① 「製作年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造型式指定自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造型式指定自動車であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造型式指定自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては、平成39年8月31日以前に製作されたもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>製作年月日</th> <th>指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が3.5t未満のものに限る。）</td> <td>H32.8.31</td> <td>H32.8.31</td> </tr> </tbody> </table>		区分	製作年月日	指定等年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が3.5t未満のものに限る。）	H30.8.31	H30.8.31	輸入自動車	H32.8.31	H32.8.31	上記以外の自動車	H35.8.31	H35.8.31	区分	製作年月日	指定等年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が3.5t未満のものに限る。）	H32.8.31	H32.8.31		
区分	製作年月日	指定等年月日																			
専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が3.5t未満のものに限る。）	H30.8.31	H30.8.31																			
輸入自動車	H32.8.31	H32.8.31																			
上記以外の自動車	H35.8.31	H35.8.31																			
区分	製作年月日	指定等年月日																			
専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が3.5t未満のものに限る。）	H32.8.31	H32.8.31																			
		(新設)																			

新旧対照表
145 / 196

新		旧														
<p>上記以外の自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>製作年月日</th> <th>指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H39.8.31</td> <td>H39.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>8-27-5～8-27-7 (略)</p> <p>【細目告示別添23 適用】</p> <p>8-27-8 従前規定の適用④</p> <p>7-27-8の規定を適用する。</p> <p>【UN R137-00 適用】</p> <p>8-27-9 従前規定の適用⑤</p> <p>7-27-9の規定を適用する。</p> <p>8-28 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>8-28-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 車枠及び車体の前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、7-12-1(1)が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第178条第9項関係）</p> <p>【表示】(略)</p> <p>8-28-2～8-28-3 (略)</p> <p>8-28-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>【UN R94-02-S5 適用】</p> <p>(5) 次の表の区分に応じた自動車であつて、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、8-28-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第27項関係）</p> <p>① 「製作年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>製作年月日</th> <th>指定等年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量2.5t以下のものに限る。）</td> <td>H30.8.31</td> <td>H30.8.31</td> </tr> <tr> <td>上記以外の自動車</td> <td>H35.8.31</td> <td>H35.8.31</td> </tr> </tbody> </table>		製作年月日	指定等年月日	H39.8.31	H39.8.31	区分	製作年月日	指定等年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量2.5t以下のものに限る。）	H30.8.31	H30.8.31	上記以外の自動車	H35.8.31	H35.8.31	<p>8-27-5～8-27-7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>8-28 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>8-28-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 車枠及び車体の前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、7-12-1(3)が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第178条第9項関係）</p> <p>【表示】(略)</p> <p>8-28-2～8-28-3 (略)</p> <p>8-28-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p>	
製作年月日	指定等年月日															
H39.8.31	H39.8.31															
区分	製作年月日	指定等年月日														
専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量2.5t以下のものに限る。）	H30.8.31	H30.8.31														
上記以外の自動車	H35.8.31	H35.8.31														
8-28-5～8-28-8 (略)		8-28-5～8-28-8 (略)														

新旧対照表
146 / 196

新	旧
<p>[UN R94-02-S5 適用] 8-28-9 従前規定の適用⑤ <u>7-28-9の規定を適用する。</u></p> <p>8-29 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-29-1 性能要件（視認等による審査） (1) (略) (2) 車枠及び車体の側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1-2 (1)が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第178条第10項関係) 【表示】(略)</p> <p>8-29-2～8-29-3 (略) 8-29-4 適用関係の整理 (1)～(2) (略) (3) 次に掲げる自動車については、8-29-7 (従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第15条第3項第6項関係) ①～② (略) ③ <u>指定自動車等以外の自動車(平成28年6月23日以降に製作された電力により作動する原動機を有する自動車を除く)。</u></p> <p>(4)～(5) (略) [自動車との側面衝突：UN R95-03-S2] (6) 次に掲げる自動車については、8-29-10 (従前規定の適用⑥)の規定を適用する。 (適用関係告示第15条第31項関係) ① <u>平成27年8月12日以前に製作された自動車</u> ② <u>平成27年8月13日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 平成27年8月12日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの</u> <u>イ 平成27年8月13日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成27年8月12日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの。</u></p> <p>【テルテール：UN R121又はUN R60 適用前】 (7) 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、8-29-11 (従前規定の適用⑦)の規定を適用する。(適用関係告示第15条第32項関係)</p> <p>8-29-5～8-29-9 (略) [自動車との側面衝突：UN R95-03-S2] 8-29-10 従前規定の適用⑥</p>	<p>(新設)</p> <p>8-29 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-29-1 性能要件（視認等による審査） (1) (略) (2) 車枠及び車体の側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1 (3)が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第178条第10項関係) 【表示】(略)</p> <p>8-29-2～8-29-3 (略) 8-29-4 適用関係の整理 (1)～(2) (略) (3) 次に掲げる自動車については、8-29-7 (従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第15条第3項第6項関係) ①～② (略) ③ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>(4)～(5) (略) (新設)</p> <p>【テルテール：UN R121又はUN R60 適用前】 (6) 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、8-29-10 (従前規定の適用⑥)の規定を適用する。(適用関係告示第15条第31項関係)</p> <p>8-29-5～8-29-9 (略) (新設)</p>

新旧対照表
147 / 196

新	旧
<p><u>7-29-10の規定を適用する。</u></p> <p>【テルテール：UN R121又はUN R60 適用前】 8-29-11 従前規定の適用⑦ 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第32項関係)</p> <p>8-29-11-1 性能要件（視認等による審査） (1)～(2) (略)</p> <p>8-30 ボールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-30-1 性能要件（視認等による審査） (1) (略) (2) 車枠及び車体の側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1-2 (1)が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第178条第11項関係) 【表示】(略)</p> <p>8-30-2～8-30-7 (略)</p> <p>8-31 (略)</p> <p>8-31の2 バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能 [審査事項なし]</p> <p>8-32 車体表示 8-32-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあっては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。(保安基準第18条第8項、細目告示第178条第16項) (2) 専ら小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業若しくは同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員11人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。(保安基準第18条第9項関係、細目告示第178条第17項関係) ①～③ (略) 様式の例 (略)</p> <p>(3) (略) 8-32-2～8-32-4 (略)</p>	<p>【テルテール：UN R121又はUN R60 適用前】 8-29-10 従前規定の適用⑥ 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第31項関係)</p> <p>8-29-10-1 性能要件（視認等による審査） (1)～(2) (略)</p> <p>8-30 ボールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-30-1 性能要件（視認等による審査） (1) (略) (2) 車枠及び車体の側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。 ただし、7-12-1 (3)が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第178条第11項関係) 【表示】(略)</p> <p>8-30-2～8-30-7 (略)</p> <p>8-31 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>8-32 車体表示 8-32-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあっては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。(保安基準第18条第6項、細目告示第178条第13項) (2) 専ら小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業若しくは同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員11人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。(保安基準第18条第7項関係、細目告示第178条第14項関係) ①～③ (略) 様式の例 (略)</p> <p>(3) (略) 8-32-2～8-32-4 (略)</p>

新旧対照表
148 / 196

新	旧						
<p>8-33～8-41 (略)</p> <p>8-34 突入防止装置</p> <p>8-34-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)、牽引自動車を除く。)の後面には、他の自動車に追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、8-34-2の基準に適合する突入防止装置を8-34-3の基準に適合するよう備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車に追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車については、この限りでない。(保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第180条第2項関係)</p> <p>(1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及びボール・トレーラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。</p> <p><u>この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置(灯火器等が取り付けられたものを含む。)の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>8-34-2～8-34-4 (略)</p> <p>8-35～8-41 (略)</p> <p>8-42 座席ベルト非装着時警報装置</p> <p>8-42-1 装備要件</p> <p>次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト(①から④までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、8-42-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第22条の3第5項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">座席の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの</td> <td>運転者席及びその他の座席</td> </tr> <tr> <td>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員</td> <td>運転者席及びこれ</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	座席の種類	専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの	運転者席及びその他の座席	専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員	運転者席及びこれ	<p>8-33～8-41 (略)</p> <p>8-34 突入防止装置</p> <p>8-34-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)、牽引自動車を除く。)の後面には、他の自動車に追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、8-34-2の基準に適合する突入防止装置を8-34-3の基準に適合するよう備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車に追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車については、この限りでない。(保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第180条第2項関係)</p> <p>(1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及びボール・トレーラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>8-34-2～8-34-4 (略)</p> <p>8-35～8-41 (略)</p> <p>8-42 座席ベルト非装着時警報装置</p> <p>8-42-1 装備要件</p> <p><u>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定員10人未満の自動車には、</u>8-42-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第22条の3第5項関係)</p>
自動車の種別	座席の種類						
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの	運転者席及びその他の座席						
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員	運転者席及びこれ						

新	旧		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">と並列の座席</td> </tr> </table> <p>① 補助座席に備える座席ベルト</p> <p>② UN R16-07-S1の2.1.4.に定める座席ベルト</p> <p>③ キャンピング車及び運搬車に備える座席であって運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に備える座席ベルト</p> <p>④ 高齢者、障害者等が移動のため車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことができる自動車、緊急自動車及び患者輸送車に備える座席に備える座席ベルト</p> <p>⑤ またがり式の座席に備える座席ベルト</p> <p>⑥ 専ら座席の用に供する床面以外の床面(荷台及び通路を除く。)に設けられる容易に折り畳むことができる座席(座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)に備える座席ベルト</p> <p>⑦ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる1人用の座席に備える座席ベルト</p> <p>⑧ 非常口付近に備えられた座席に備える座席ベルト</p> <p>⑨ 幼児用座席及び座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことができる座席に備える座席ベルト</p> <p>⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第47条の2の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及びUN R16-07-S1の15.6.に定める座席に備えるもの</p> <p>ア 平成31年8月31日以前に製作された自動車</p> <p>イ 平成34年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(7) 平成34年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>(4) 平成34年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成34年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトの非装着時警報装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能及び基本車体構造が同一であるもの</p> <p>(9) 次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であって、座席ベルト非装着時警報装置に係る性能について変更のないもの</p> <p>(a) UN R16に基づく認可証(写しをもって代えることができる。)を有する自動車</p> <p style="margin-left: 20px;">- UN R16-06のものに限る。</p> <p>(b) UN R16に基づく⑩マークを有する自動車</p> <p style="margin-left: 20px;">- UN R16-06のものに限る。</p>	10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの	と並列の座席	
10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの	と並列の座席		

新	旧
<p>(c) (a) 又は (b) の自動車と同一の構造を有するもの (d) 諸元素により UN R16-06 に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの</p>	
<p>8-42-2 性能要件 (視認等による審査)</p>	<p>8-42-2 性能要件 (視認等による審査)</p>
<p>(1) 座席ベルトの非装着時警報装置は、警報性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、<u>8-42-1の規定により座席ベルトの非装着時警報装置を備える座席の座席ベルトが装着されていない状態(座席ベルトのバックルが結合されていない状態又は座席ベルト巻取装置から引き出された座席ベルトの長さが10cm以下の状態をいう。)</u>にその旨を運転者席の運転者に警報するものでなければならない。 <u>なお、警報は表示又は音によるものとし、各々の座席で表示や音色を区分しなくてもよい。</u></p>	<p>8-42-1の座席ベルトの非装着時警報装置は、警報性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、<u>8-41-1の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合(座席ベルトのバックルが結合されていない状態又は座席ベルト巻取装置から引き出された座席ベルトの長さが10cm以下の状態をいう。)</u>にその旨を運転者席の運転者に警報するものでなければならない。</p>
<p>(2) 次の各号に掲げる装置は、(1)の基準に適合しないものとする。(細目告示第186条第12項関係)</p>	<p><u>この場合において、</u> 次の各号に掲げる装置は、<u>この基準に適合しないものとする。</u>(細目告示第186条第12項関係)</p>
<p>① <u>8-42-1の規定により座席ベルトの非装着時警報装置を備える座席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、当該座席に乗車人員が着座しているかどうかにかかわらず警報を発しない装置</u></p>	<p>① <u>運転者席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置</u></p>
<p>② <u>8-42-1の規定により座席ベルトの非装着時警報装置を備える座席の座席ベルトが装着されたとき(他の座席の座席ベルトと共用している警報装置の場合には、兼用している全ての座席の座席ベルトが装着されたとき)に、警報が停止しない装置</u></p>	<p>② <u>運転者席の座席ベルトが装着されたときに、警報が停止しない装置〔小型自動車又は軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車を除く。)]に備える装置であって、電源投入後8秒以内に停止するものを除く。〕</u></p>
<p>③ (略)</p>	<p>③ (略)</p>
<p>8-42-3~8-42-4 (略)</p>	<p>8-42-3~8-42-4 (略)</p>
<p>8-43~8-52 (略)</p>	<p>8-43~8-52 (略)</p>
<p>8-53 騒音防止装置</p>	<p>8-53 騒音防止装置</p>
<p>8-53-1 (略)</p>	<p>8-53-1 (略)</p>
<p>8-53-2 性能要件</p>	<p>8-53-2 性能要件</p>
<p>8-53-2-1 テスタ等による審査</p>	<p>8-53-2-1 テスタ等による審査</p>
<p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第196条第1項関係)</p>	<p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第196条第1項関係)</p>
<p>① (略)</p>	<p>① (略)</p>
<p>② 次に掲げる自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。)は、それぞれに定める構造であること。</p>	<p>② 次に掲げる自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。)は、それぞれに定める構造であること。</p>
<p>ア 二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p>	<p>ア 二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p>

新旧対照表
151 / 196

新	旧
<p>別添10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。</p>	<p>別添10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。</p>
<p>ただし、<u>細目告示別添112「後付消音器の技術基準」</u>に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあつては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であればよい。</p>	<p>ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあつては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であればよい。</p>
<p>イ 消音器について改造又は交換を行っていない自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)</p>	<p>イ 消音器について改造又は交換を行っていない自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)</p>
<p>別添10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。</p>	<p>別添10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。</p>
<p>ただし、<u>細目告示別添112「後付消音器の技術基準」</u>に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあつては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であればよい。</p>	<p>ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあつては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であればよい。</p>
<p>(2)~(4) (略)</p>	<p>(2)~(4) (略)</p>
<p>8-53-2-2 (略)</p>	<p>8-53-2-2 (略)</p>
<p>8-53-3~8-53-15 (略)</p>	<p>8-53-3~8-53-15 (略)</p>
<p>8-53-16 従前規定の適用⑩</p>	<p>8-53-16 従前規定の適用⑩</p>
<p>次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第29項関係)</p>	<p>次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第29項関係)</p>
<p>①~③ (略)</p>	<p>①~③ (略)</p>
<p>8-53-16-1 (略)</p>	<p>8-53-16-1 (略)</p>
<p>8-53-16-2 性能要件</p>	<p>8-53-16-2 性能要件</p>
<p>8-53-16-2-1 テスタ等による審査</p>	<p>8-53-16-2-1 テスタ等による審査</p>
<p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>
<p>① 次に掲げる自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものを除く。)は、それぞれに定める構造であること。</p>	<p>① 次に掲げる自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものを除く。)は、それぞれに定める構造であること。</p>
<p>ア 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの 別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。 ただし、<u>細目告示別添112「後付消音器の技術基準」</u>に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自</p>	<p>ア 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの 別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。 ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車にあ</p>

新旧対照表
152 / 196

新	旧
自動車についてはイに定める基準を適用するものとする。 (略) (略)	についてはイに定める基準を適用するものとする。 (略) (略)
イ 消音器について改造又は交換を行っていない自動車 別添 10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であること。 ただし、 <u>細目告示</u> 別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合については、当該表示に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であればよい。 (2)～(3) (略) 8-53-16-2-2 (略) 8-53-17 (略)	イ 消音器について改造又は交換を行っていない自動車 別添 10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であること。 ただし、別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合については、当該表示に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であればよい。 (2)～(3) (略) 8-53-16-2-2 (略) 8-53-17 (略)
8-54～8-61 (略)	8-54～8-61 (略)
8-62 走行用前照灯 8-62-1 装備要件 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が UN R123-01- <u>S9</u> の 6.3. 及び 7. に適合するものを備える自動車については、この限りでない。(保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 198 条第 1 項関係) 8-62-2～8-62-4 (略)	8-62 走行用前照灯 8-62-1 装備要件 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が UN R123-01- <u>S8</u> の 6.3. 及び 7. に適合するものを備える自動車については、この限りでない。(保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 198 条第 1 項関係) 8-62-2～8-62-4 (略)
8-63 すれ違い用前照灯 8-63-1 装備要件 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。ただし、次に掲げる自動車については、この限りでない。(保安基準第 32 条第 4 項関係、細目告示第 198 条第 5 項関係) ① 配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が UN R123-01- <u>S9</u> に適合するものを備える自動車 ② (略) 8-63-2～8-63-4 (略)	8-63 すれ違い用前照灯 8-63-1 装備要件 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。ただし、次に掲げる自動車については、この限りでない。(保安基準第 32 条第 4 項関係、細目告示第 198 条第 5 項関係) ① 配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が UN R123-01- <u>S8</u> に適合するものを備える自動車 ② (略) 8-63-2～8-63-4 (略)
8-64～8-98 (略)	8-64～8-98 (略)
8-98 の 2 <u>車両接近通報装置</u> 8-98 の 2-1 <u>装備要件</u> 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪	(新設)

新旧対照表
153 / 196

新	旧												
自動車、大型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。には、当該自動車の接近を歩行者等に通報するものとして、 <u>車両接近通報装置を備えなければならない。</u> ただし、0km/h を超える速度で走行しているときに常に内燃機関が作動する自動車については、この限りでない。(保安基準第 43 条の 7 関係) 8-98 の 2-2 <u>性能要件(視認等による審査)</u> (1) 車両接近通報装置は、走行時において確実に機能するものであること。 この場合において、受検車両の停止時の周囲音と発進時の周囲音を比較した際に、 <u>車両接近通報装置の作動音が確認できるものは、この基準に適合するものとみなす。</u> (細目告示第 223 条の 3 第 1 項関係) 8-98 の 2-3 <u>欠査</u> 8-98 の 2-4 <u>適用関係の整理</u> 7-98 の 2-4 の規定を適用する。													
8-99～8-116 (略)	8-99～8-116 (略)												
第 9 章～第 11 章 (略)	第 9 章～第 11 章 (略)												
別表 1～別表 2	別表 1～別表 2												
別表 3 (4-7 関係)	別表 3 (4-7 関係)												
審査の実施の方法	審査の実施の方法												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検査の種別</th> <th style="text-align: center;">審査の実施方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規検査又は予備検査</td> <td>1～6 (略) 7 <u>並行輸入自動車の審査(専用の測定コースを有する事務所に限る。)</u> <u>新たに運行の用に供しようとする初めての検査を行う並行輸入自動車については、1 から 5 までに規定する審査を専用の測定コースにおいて実施するものとする。</u> <u>ただし、検査担当者がこれ以外の場所での実施が適当と判断する場合は、この限りでない。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	検査の種別	審査の実施方法	新規検査又は予備検査	1～6 (略) 7 <u>並行輸入自動車の審査(専用の測定コースを有する事務所に限る。)</u> <u>新たに運行の用に供しようとする初めての検査を行う並行輸入自動車については、1 から 5 までに規定する審査を専用の測定コースにおいて実施するものとする。</u> <u>ただし、検査担当者がこれ以外の場所での実施が適当と判断する場合は、この限りでない。</u>	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検査の種別</th> <th style="text-align: center;">審査の実施方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規検査又は予備検査</td> <td>1～6 (略) <u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	検査の種別	審査の実施方法	新規検査又は予備検査	1～6 (略) <u>(新設)</u>	(略)	(略)
検査の種別	審査の実施方法												
新規検査又は予備検査	1～6 (略) 7 <u>並行輸入自動車の審査(専用の測定コースを有する事務所に限る。)</u> <u>新たに運行の用に供しようとする初めての検査を行う並行輸入自動車については、1 から 5 までに規定する審査を専用の測定コースにおいて実施するものとする。</u> <u>ただし、検査担当者がこれ以外の場所での実施が適当と判断する場合は、この限りでない。</u>												
(略)	(略)												
検査の種別	審査の実施方法												
新規検査又は予備検査	1～6 (略) <u>(新設)</u>												
(略)	(略)												
別表 4～別表 9 (略)	別表 4～別表 9 (略)												
様式 1～様式 13 (略)	様式 1～様式 13 (略)												
別添 1 (略)	別添 1 (略)												
別添 2 (4-13 関係)	別添 2 (4-13 関係)												

新旧対照表
154 / 196

新 新規検査等提出書審査要領				旧 新規検査等提出書審査要領			
1.～3. (略)				1.～3. (略)			
4. 事前届出対象自動車 本則1-3で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。				4. 事前届出対象自動車 本則1-3で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。			
(1) 技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車） 指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限る。）に適合しているかどうかを、書面等により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。				(1) 技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車） 指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限る。）に適合しているかどうかを、書面等により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。			
ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。				ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。			
また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。				また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。			
①～⑤ (略)				①～⑤ (略)			
保安基準	審査事務規程	技術基準等（細目告示別添及び協定規則）		保安基準	審査事務規程	技術基準等（細目告示別添及び協定規則）	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第9条 走行装置等	6-11、7-11 走行装置	UN R141	タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第17条 高圧ガス燃料装置	6-24、7-24 高圧ガスの燃料装置	UN R110	圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則	第17条 高圧ガス燃料装置	6-24、7-24 高圧ガスの燃料装置	UN R110	圧縮天然ガスを燃料とする自動車に係る協定規則
		細目告示別添100	(略)			細目告示別添100	(略)
		UN R134	圧縮水素ガス燃料自動車に係る協定規則			(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第18条 車枠及び車体	(略)	(略)	(略)	第18条 車枠及び車体	(略)	(略)	(略)
	6-31の2、7-31の2 転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能	UN R66	バスの車両転覆時の車体強度に係る協定規則		(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新旧対照表
155 / 196

新				旧			
第43条の7 車両接近警報装置	6-98の2、7-98の2 車両接近警報装置	UN R138	静音性車内に係る協定規則	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2)～(4) (略)				(2)～(4) (略)			
5. (略)				5. (略)			
附則1 (略)				附則1 (略)			
附則2 事前提出書面の審査 (技術基準等の審査を要する自動車)				附則2 事前提出書面の審査 (技術基準等の審査を要する自動車)			
1.～7. (略)				1.～7. (略)			
8. 書面審査の決裁等				8. 書面審査の決裁等			
8.1.～8.3. (略)				8.1.～8.3. (略)			
8.4. 書面審査が終了した届出書等の保管				8.4. 書面審査が終了した届出書等の保管			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) 書面審査に要した届出書等の書面一式(第9号様式(その1)を除く)をPDFファイルに変換し、自動車機構検査部長が別途定める共有ネットワークサーバに登録するものとする。				(2) 書面審査に要した届出書等の書面一式をPDFファイルに変換し、自動車機構検査部長が別途定める共有ネットワークサーバに登録するものとする。			
附則3～附則4 (略)				附則3～附則4 (略)			
第1号様式 (略)				第1号様式 (略)			
第2号様式 (別添2の5.関係) 連結車両総重量及び牽引重量計算書				第2号様式 (別添2の5.関係) 連結車両総重量及び牽引重量計算書			
1. 連結車両総重量 (GCW)				1. 連結車両総重量 (GCW)			
(1) 次の算式のいずれにも該当する連結車両総重量 (GCW) を算出するものとする。 (略)				次の算式のいずれにも該当する連結車両総重量 (GCW) を算出するものとする。 (略)			
(2) 最高速度が60km/h以下の牽引自動車で牽引される連結車両(被牽引自動車が車両総重量50t以上のセミトレーラ及びボール・トレーラに限る。)にあつては、(1)にかかわらず、次の算式のいずれにも該当する連結車両総重量 (GCW) を算出するものとする。				(新設)			
$GCW \leq (263.77 \times kW[194 \times PS] - 3040) \times \frac{50}{V_{max}}$							

新旧対照表
156 / 196

新	旧																		
$GCW \leq \frac{0.9 \times Q \times r}{R \times (0.125 + 0.01) \times 9.80665}$ <table border="1"> <tr> <td>kW (PS)</td> <td>: 牽引自動車の原動機の最高出力 ※1</td> <td>kW (PS)</td> </tr> <tr> <td>Vmax</td> <td>: 牽引自動車の最高速度 (km/h 未満は切捨てる。) ※1</td> <td>km/h</td> </tr> <tr> <td>Q</td> <td>: 牽引自動車の原動機の最大トルク ※1</td> <td>N·m</td> </tr> <tr> <td>r</td> <td>: 牽引自動車の最低変速段における全減速比 ※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R</td> <td>: 牽引自動車の駆動輪の有効回転半径 (動荷重半径が定められているものにあつてはその値) ※1</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>GCW</td> <td>: 連結車両総重量 ※2</td> <td>kg</td> </tr> </table> <p>※1 諸元表等の値をいう。 ※2 10kg 未満を切り捨てた値とする。</p>	kW (PS)	: 牽引自動車の原動機の最高出力 ※1	kW (PS)	Vmax	: 牽引自動車の最高速度 (km/h 未満は切捨てる。) ※1	km/h	Q	: 牽引自動車の原動機の最大トルク ※1	N·m	r	: 牽引自動車の最低変速段における全減速比 ※1		R	: 牽引自動車の駆動輪の有効回転半径 (動荷重半径が定められているものにあつてはその値) ※1	m	GCW	: 連結車両総重量 ※2	kg	
kW (PS)	: 牽引自動車の原動機の最高出力 ※1	kW (PS)																	
Vmax	: 牽引自動車の最高速度 (km/h 未満は切捨てる。) ※1	km/h																	
Q	: 牽引自動車の原動機の最大トルク ※1	N·m																	
r	: 牽引自動車の最低変速段における全減速比 ※1																		
R	: 牽引自動車の駆動輪の有効回転半径 (動荷重半径が定められているものにあつてはその値) ※1	m																	
GCW	: 連結車両総重量 ※2	kg																	
2. (略)	2. (略)																		
第3号様式～第10-3号様式 (略)	第3号様式～第10-3号様式 (略)																		
別表第1 (略)	別表第1 (略)																		
別紙1 (略)	別紙1 (略)																		
別添3 (4-14 関係)	別添3 (4-14 関係)																		
並行輸入自動車審査要領	並行輸入自動車審査要領																		
1.～5. (略)	1.～5. (略)																		
6. 書面審査	6. 書面審査																		
並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。	並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。																		
6.1.～6.2. (略)	6.1.～6.2. (略)																		
6.3. 自動車通関証明書等 (写)	6.3. 自動車通関証明書等 (写)																		
(1) (略)	(1) (略)																		
(2) 現車審査が終了するまでの間に原本の提示を求め、 <u>事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示するものとする。</u>	(2) 現車審査が終了するまでの間に原本の提示を求め、 <u>当該書面の写しに原本と照合済である旨の表示を行うものとする。</u>																		
なお、複数の並行輸入自動車の記載がある二輪自動車等の自動車通関証明書等にあつては、同証明書等の写しに輸入者 (打刻届出書にあつては、打刻の届出者) が原	なお、複数の並行輸入自動車の記載がある二輪自動車等の自動車通関証明書等にあつては、同証明書等の写しに輸入者 (打刻届出書にあつては、打刻の届出者) が原																		

新旧対照表
157 / 196

新	旧
本と相違ない旨の記載又は原本と照合した旨の記載及び印鑑を押印し又は署名したものをもち、原本に代えることができる。	本と相違ない旨の記載又は原本と照合した旨の記載及び印鑑を押印し又は署名したものをもち、原本に代えることができる。
6.4. (略)	6.4. (略)
6.5. 製作年月日の判定資料	6.5. 製作年月日の判定資料
本則 4-5 の規定に基づき製作年月日を判定する際の根拠が確認できるものであること。	本則 4-5 の規定に基づき製作年月日を判定する際の根拠が確認できるものであること。
<u>この場合において、本則 4-5 (1) ②のうち、イからカまでに掲げるものについては、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。</u>	
6.6.～6.9. (略)	6.6.～6.9. (略)
6.10. 騒音規制への適合性に関する書面等	6.10. 騒音規制への適合性に関する書面等
平成 29 年 1 月 1 日以降に製作された二輪自動車及び平成 34 年 9 月 1 日以降 (貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあつては平成 35 年 9 月 1 日以降) に製作された自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く) について適用する。	平成 29 年 1 月 1 日以降に製作された二輪自動車及び平成 34 年 9 月 1 日以降 (技術的許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては平成 35 年 9 月 1 日以降) の自動車について適用する。
ただし、6.2.9. (2) の旨が記載されている場合にあつては、この限りではない。	ただし、6.2.9. (2) の旨が記載されている場合にあつては、この限りではない。
(1) 次に掲げるいずれかにより、本則 7-53-2-3 (1) ①又は② (本則 7-53-17-2-3 (1) ②) の規定に適合していることが確認できるものであること。	(1) 次に掲げるいずれかにより、本則 7-53-2-3 (1) ①又は② (本則 7-53-17-2-3 (1) ②) の規定に適合していることが確認できるものであること。
ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあつては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。	ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあつては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。
①～② (略)	①～② (略)
③ COC ペーパー (原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。)	③ COC ペーパーの原本又は当該書面の写しであつて原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったもの。 なお、EU加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。
(略)	(略)
④～⑥ (略)	④～⑥ (略)
(2)～(3) (略)	(2)～(3) (略)
(4) 加速走行騒音試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が (5) に基づき発行した原本 (試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの) であること。	(4) 加速走行騒音試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が (5) に基づき発行した原本 (試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの) の写しであつて原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったものであること。
ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。	
なお、当該書面には、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されていないなければならない。	なお、当該書面には、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されていないなければならない。
①～④ (略)	①～④ (略)
(5)～(8) (略)	(5)～(8) (略)
6.11. 排出ガス試験結果成績表	6.11. 排出ガス試験結果成績表
排出ガス規制が適用される自動車について適用する。	排出ガス規制が適用される自動車について適用する。
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
(8) 特種用途自動車にあつては、自動車製作者が製作工場から出荷した状態の自動車に	(8) 特種用途自動車にあつては、自動車製作者が製作工場から出荷した状態の自動車に

新旧対照表
158 / 196

新	旧
<p>適用される排出ガス規制を適用するものとする。 この場合において、次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、自動車製作者が製作工場から出荷した状態が乗用車として取扱うものとする。</p> <p>① (略) ② COC ペーパーに記載されたカテゴリが M₁ または M₂ (乗車定員 10 人以下のものに限る。) であるもの ③～④ (略)</p> <p>6.12. 技術基準等への適合性を証する書面 6.12.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類 (1) 技術基準等への適合性を証する書面は、当該並行輸入自動車に適用される技術基準等に適合していることが確認できるものであり、次に掲げるいずれかの書面であること。 ① 当該自動車又は当該装置の試験成績書 ② 同一構造を有する自動車の試験成績書 ③ 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書 (第 10 号様式とする。) ④ 協定規則に基づく認定証 ⑤ 当該自動車と変更前の自動車の比較による適合説明書 ⑥ 当該自動車と他の自動車の比較による適合説明書 ⑦ 計算による適合説明書 ⑧ 基準適合性について判断できるその他の適切な書面 (2) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等について、別表第 1 に掲げる書面等が添付されている場合には、当該技術基準等に係る部位に変更がない場合限り、(1) の書面として取扱うものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、添付された書面等により次に掲げる内容が確認できる場合には、当該技術基準</p>	<p>適用される排出ガス規制を適用するものとする。 この場合において、次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、自動車製作者が製作工場から出荷した状態が乗用車として取扱うものとする。</p> <p>① (略) ② COC ペーパーに記載されたカテゴリが M₁ または M₂ (乗車定員 10 人以下のものに限る。) であるもの ③～④ (略)</p> <p>6.12. 技術基準等への適合性を証する書面 6.12.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類 (1) 技術基準等への適合性を証する書面は、当該並行輸入自動車に適用される技術基準等に適合していることが確認できるものであり、次に掲げるいずれかの書面であること。 ① 当該並行輸入自動車の試験成績書 (新設) ② 技術基準等適合証明書 (第 10 号様式とする。) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (2) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、別表第 1 の「技術基準等への適合性を証する書面に代えることができる場合」欄に掲げる場合であって、次に掲げる書面等が添付されている場合には、当該技術基準等に係る (1) の書面に代えることができる。 ① COC ペーパーの原本又は当該書面の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったもの。 なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。 ② WVA ラベル又はプレート撮影した写真等及び車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ③ 協定規則又は欧州連合指令に基づく認定証 (写しをもって代えることができる。) ④ E-マーク又は e-マークを撮影した写真等 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等の原本又は当該書面の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったもの。 なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。 ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等 (3) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、添付された書面等により次に掲げる内容が確認できる場合には、当該技術基準</p>

新旧対照表
159 / 196

新	旧
<p>等に係る (1) の書面に代えることができる。 ①～③ (略) (削除)</p> <p>(4) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、本則又は別表第 1 の規定により技術基準等への適合性を現車審査時に確認することができるものについては、当該技術基準等に係る (1) の書面を省略することができる。</p> <p>6.12.2. (略) 6.12.3. 試験成績書 (1) 試験成績書は、次に掲げる試験機関が発行した原本であること。 ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。 ①～③ (略) ④ 当該試験を行うために必要な組織及び能力を有していることが書面等により確認できる機関 (2) 試験成績書は、次のいずれにも該当するものであること。 ① (略) ② 本則 18 に規定する破壊試験の試験成績書にあっては、次の書面が添付されたものであること。 ア～イ (略) (3) ～ (5) (略)</p> <p>6.13. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等 平成 22 年 4 月 1 日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車 (乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車及び大型特殊自動車並びに 6.10. の書面を提出する自動車を除く。) について適用する。 (1) 当該並行輸入自動車に備える消音器が本則 7-53-2-3 (4) (本則 7-53-17-2-3 (5)) の規定に該当するものであることが確認できるものであること。 この場合において、WVA ラベル又はプレート、E-マーク又は e-マークにより確認するものについては、それらを撮影した写真等が添付されていなければならない。 (2) 当該並行輸入自動車に備える消音器が本則 7-53-2-3 (7) ㉔ウ (本則 7-53-17-2-3 (5) ㉔ウ) の規定に該当する場合には、(1) に加え、本則 7-53-2-3 (7) ㉔ウ (本則 7-53-17-2-3 (5) ㉔ウ) の「この場合において」以降の内容が確認できるものであること。 (3) 加速走行騒音試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が (4) に基づき発行した原本 (試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの) であること。 ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。 なお、当該書面には、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されて</p>	<p>等に係る (1) の書面に代えることができる。 ①～③ (略) ④ 他の自動車の試験成績書の提出があり、かつ、当該技術基準等に係る部位について、試験自動車の構造・装置と当該並行輸入自動車の構造・装置が同一である場合 (新設)</p> <p>6.12.2. (略) 6.12.3. 試験成績書 (1) 試験成績書は、次に掲げる試験機関が発行した原本又は当該書面の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったものであること。 ①～③ (略) (新設) (2) 試験成績書は、次のいずれにも該当するものであること。 ① (略) ② 別表第 1 の (1)、(2) (協定規則第 12 号を適用する場合に限る。)、(4) から (7)、(9)、(11) から (13)、(30)、(33) 及び (37) の試験成績書にあっては、次の書面が添付されたものであること。 ア～イ (略) (3) ～ (5) (略)</p> <p>6.13. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等 平成 22 年 4 月 1 日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車 (乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車及び大型特殊自動車並びに 6.10. の書面を提出する自動車を除く。) について適用する。 (1) 当該並行輸入自動車に備える消音器が本則 7-53-2-3 (4) (本則 7-53-17-2-3 (5)) の規定に該当するものであることが確認できるものであること。 この場合において、加速走行騒音試験結果成績表以外の場合にあっては、6.12.1. (2) に準じた書面等であること。 (2) 当該並行輸入自動車に備える消音器が本則 7-53-2-3 (6) ㉔ウ又は (7) ㉔ウ (本則 7-53-17-2-3 (5) ㉔ウ) の規定に該当する場合には、(1) に加え、本則 7-53-2-3 (6) ㉔ウ又は (7) ㉔ウ (本則 7-53-17-2-3 (5) ㉔ウ) の「この場合において」以降の内容が確認できるものであること。 (3) 加速走行騒音試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が (4) に基づき発行した原本 (試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの) の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったものであること。 なお、当該書面には、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されて</p>

新旧対照表
160 / 196

新	旧
<p>いなければならない。 ①～④ (略)</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p>6.14. 熱害試験結果成績表 昭和50年4月1日以降に製作されたガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車の一酸化炭素等発散防止装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように施される遮熱板等の取付け並びに当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合に作動するように備えられる警報装置について適用する。 ただし、次の自動車を除く。 ①～③ (略)</p> <p>(1) 熱害試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が発行した原本(試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの)であること。 <u>ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。</u> ①～④ (略)</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>6.15. ～6.16. (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 現車審査 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則4-7及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。</p> <p>8.1. 車名 次のいずれかに該当する場合は、6.2.2. (1)及び(2)にかかわらず、車名を「不明」とする。 ①～② (略)</p> <p>8.2. ～8.4. (略)</p> <p>8.5. 技術基準等への適合性 (1) 次に掲げる場合には、技術基準等への適合性が確認できないものとして取扱う。 <u>(削除)</u> ① 6.12.の書面等との一致が確認できない又は相違している場合 ② <u>技術基準等に適合している指定自動車等の構造・装置と相違している場合</u></p> <p>(2) <u>本則7-15から7-17まで及び7-19に規定された技術基準等の試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の試験成績書として添付している場合には、試験成績書に添付された写真等により比較したときに、次のものに相違がないこと。</u> ①～⑤ (略)</p> <p>8.6. ～8.9. (略)</p> <p>9. (略)</p>	<p>いなければならない。 ①～④ (略)</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p>6.14. 熱害試験結果成績表 昭和50年4月1日以降に製作されたガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車の一酸化炭素等発散防止装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように施される遮熱板等の取付け並びに当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合に作動するように備えられる警報装置について適用する。 ただし、次の自動車を除く。 ①～③ (略)</p> <p>(1) 熱害試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が発行した原本(試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの)又は当該書面の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったものであること。 ①～④ (略)</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>6.15. ～6.16. (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 現車審査 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則4-7及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。</p> <p>8.1. 車名 次のいずれかに該当する場合は、6.2.2.にかかわらず、車名を「不明」とする。 ①～② (略)</p> <p>8.2. ～8.4. (略)</p> <p>8.5. 技術基準等への適合性 (1) <u>技術基準等への適合性を証する書面に代えている場合であって、次に掲げるものは、当該技術基準等に適合しないものとする。</u> ① <u>技術基準等に適合している指定自動車等の構造・装置と相違している場合</u> ② 6.12.1. (2)の書面等との一致が確認できない又は相違している場合 <u>(新設)</u></p> <p>(2) <u>別表第1の④から⑦まで及び⑩の試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の試験成績書として添付している場合には、試験成績書に添付された写真等により比較したときに、次のものに相違がないこと。</u> ①～⑤ (略)</p> <p>8.6. ～8.9. (略)</p> <p>9. (略)</p>

新旧対照表
161 / 196

新	旧																																								
<p>別表第1(第1項の6.12.別項)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規定の項</th> <th>変更の内容及び</th> <th>技術基準等の名称</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第13条の2 検査官</td> <td>7-5 検査官</td> <td>検査官検査官111 車引自動車の検査に当する 技術基準</td> <td>==</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第13条 燃料及び 動力伝達装置</td> <td>7-9 燃料及び動力伝達装置</td> <td>完全車検査規格第1 自動車の大規模な技術基準</td> <td>==</td> </tr> <tr> <td>7-10 燃料伝達装置</td> <td>完全車検査規格第2 油圧駆動の走行性能の技術基準</td> <td>==</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第13条 走行装置</td> <td>7-11 走行装置</td> <td>UN R141-00 タイムアップ性能試験に 係る規定</td> <td>① UN R141-00 タイムアップ又はタイムアップのみの制限。 ② UN R141-00又はタイムアップを制限した写真等。車引型式認可を受けた時点のカメラが確認できる資料。 ③ カメラ又はタイムアップのみの制限。 ④ UN R141-00に基づく認定証 ⑤ UN R141-00に基づくタイムアップを制限した写真等 ⑥ UN R141-00又はタイムアップを制限した写真等 ⑦ UN R141-00に基づく認定証 ⑧ UN R141-00に基づくタイムアップを制限した写真等 ⑨ UN R141-00又はタイムアップのみの制限。 ⑩ UN R141-00に基づく認定証</td> </tr> <tr> <td>7-12 検査官</td> <td>UN R141-00 タイムアップ性能試験に 係る規定</td> <td>① UN R141-00 タイムアップ又はタイムアップのみの制限。 ② UN R141-00又はタイムアップを制限した写真等。車引型式認可を受けた時点のカメラが確認できる資料。 ③ カメラ又はタイムアップのみの制限。 ④ UN R141-00に基づく認定証 ⑤ UN R141-00に基づくタイムアップを制限した写真等 ⑥ UN R141-00又はタイムアップを制限した写真等 ⑦ UN R141-00に基づく認定証 ⑧ UN R141-00に基づくタイムアップを制限した写真等 ⑨ UN R141-00又はタイムアップのみの制限。 ⑩ UN R141-00に基づく認定証</td> </tr> </tbody> </table>	規定の項	変更の内容及び	技術基準等の名称		第13条の2 検査官	7-5 検査官	検査官検査官111 車引自動車の検査に当する 技術基準	==	第13条 燃料及び 動力伝達装置	7-9 燃料及び動力伝達装置	完全車検査規格第1 自動車の大規模な技術基準	==	7-10 燃料伝達装置	完全車検査規格第2 油圧駆動の走行性能の技術基準	==	第13条 走行装置	7-11 走行装置	UN R141-00 タイムアップ性能試験に 係る規定	① UN R141-00 タイムアップ又はタイムアップのみの制限。 ② UN R141-00又はタイムアップを制限した写真等。車引型式認可を受けた時点のカメラが確認できる資料。 ③ カメラ又はタイムアップのみの制限。 ④ UN R141-00に基づく認定証 ⑤ UN R141-00に基づくタイムアップを制限した写真等 ⑥ UN R141-00又はタイムアップを制限した写真等 ⑦ UN R141-00に基づく認定証 ⑧ UN R141-00に基づくタイムアップを制限した写真等 ⑨ UN R141-00又はタイムアップのみの制限。 ⑩ UN R141-00に基づく認定証	7-12 検査官	UN R141-00 タイムアップ性能試験に 係る規定	① UN R141-00 タイムアップ又はタイムアップのみの制限。 ② UN R141-00又はタイムアップを制限した写真等。車引型式認可を受けた時点のカメラが確認できる資料。 ③ カメラ又はタイムアップのみの制限。 ④ UN R141-00に基づく認定証 ⑤ UN R141-00に基づくタイムアップを制限した写真等 ⑥ UN R141-00又はタイムアップを制限した写真等 ⑦ UN R141-00に基づく認定証 ⑧ UN R141-00に基づくタイムアップを制限した写真等 ⑨ UN R141-00又はタイムアップのみの制限。 ⑩ UN R141-00に基づく認定証	<p>別表第1(第1項の6.12.別項)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規定の項</th> <th>変更の内容及び</th> <th>技術基準等の名称</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第13条の2 検査官</td> <td>7-5 検査官</td> <td>検査官検査官111 車引自動車の検査に当する 技術基準</td> <td>==</td> </tr> <tr> <td>7-9 燃料及び動力伝達装置</td> <td>完全車検査規格第1 自動車の大規模な技術基準</td> <td>==</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第13条 走行装置</td> <td>7-11 走行装置</td> <td>UN R141-00 タイムアップ性能試験に 係る規定</td> <td>① UN R141-00 タイムアップ又はタイムアップのみの制限。 ② UN R141-00又はタイムアップを制限した写真等。車引型式認可を受けた時点のカメラが確認できる資料。 ③ カメラ又はタイムアップのみの制限。 ④ UN R141-00に基づく認定証 ⑤ UN R141-00に基づくタイムアップを制限した写真等 ⑥ UN R141-00又はタイムアップを制限した写真等 ⑦ UN R141-00に基づく認定証 ⑧ UN R141-00に基づくタイムアップを制限した写真等 ⑨ UN R141-00又はタイムアップのみの制限。 ⑩ UN R141-00に基づく認定証</td> </tr> <tr> <td>7-12 検査官</td> <td>UN R141-00 タイムアップ性能試験に 係る規定</td> <td>① UN R141-00 タイムアップ又はタイムアップのみの制限。 ② UN R141-00又はタイムアップを制限した写真等。車引型式認可を受けた時点のカメラが確認できる資料。 ③ カメラ又はタイムアップのみの制限。 ④ UN R141-00に基づく認定証 ⑤ UN R141-00に基づくタイムアップを制限した写真等 ⑥ UN R141-00又はタイムアップを制限した写真等 ⑦ UN R141-00に基づく認定証 ⑧ UN R141-00に基づくタイムアップを制限した写真等 ⑨ UN R141-00又はタイムアップのみの制限。 ⑩ UN R141-00に基づく認定証</td> </tr> </tbody> </table>	規定の項	変更の内容及び	技術基準等の名称		第13条の2 検査官	7-5 検査官	検査官検査官111 車引自動車の検査に当する 技術基準	==	7-9 燃料及び動力伝達装置	完全車検査規格第1 自動車の大規模な技術基準	==	第13条 走行装置	7-11 走行装置	UN R141-00 タイムアップ性能試験に 係る規定	① UN R141-00 タイムアップ又はタイムアップのみの制限。 ② UN R141-00又はタイムアップを制限した写真等。車引型式認可を受けた時点のカメラが確認できる資料。 ③ カメラ又はタイムアップのみの制限。 ④ UN R141-00に基づく認定証 ⑤ UN R141-00に基づくタイムアップを制限した写真等 ⑥ UN R141-00又はタイムアップを制限した写真等 ⑦ UN R141-00に基づく認定証 ⑧ UN R141-00に基づくタイムアップを制限した写真等 ⑨ UN R141-00又はタイムアップのみの制限。 ⑩ UN R141-00に基づく認定証	7-12 検査官	UN R141-00 タイムアップ性能試験に 係る規定	① UN R141-00 タイムアップ又はタイムアップのみの制限。 ② UN R141-00又はタイムアップを制限した写真等。車引型式認可を受けた時点のカメラが確認できる資料。 ③ カメラ又はタイムアップのみの制限。 ④ UN R141-00に基づく認定証 ⑤ UN R141-00に基づくタイムアップを制限した写真等 ⑥ UN R141-00又はタイムアップを制限した写真等 ⑦ UN R141-00に基づく認定証 ⑧ UN R141-00に基づくタイムアップを制限した写真等 ⑨ UN R141-00又はタイムアップのみの制限。 ⑩ UN R141-00に基づく認定証
規定の項	変更の内容及び	技術基準等の名称																																							
第13条の2 検査官	7-5 検査官	検査官検査官111 車引自動車の検査に当する 技術基準	==																																						
第13条 燃料及び 動力伝達装置	7-9 燃料及び動力伝達装置	完全車検査規格第1 自動車の大規模な技術基準	==																																						
	7-10 燃料伝達装置	完全車検査規格第2 油圧駆動の走行性能の技術基準	==																																						
第13条 走行装置	7-11 走行装置	UN R141-00 タイムアップ性能試験に 係る規定	① UN R141-00 タイムアップ又はタイムアップのみの制限。 ② UN R141-00又はタイムアップを制限した写真等。車引型式認可を受けた時点のカメラが確認できる資料。 ③ カメラ又はタイムアップのみの制限。 ④ UN R141-00に基づく認定証 ⑤ UN R141-00に基づくタイムアップを制限した写真等 ⑥ UN R141-00又はタイムアップを制限した写真等 ⑦ UN R141-00に基づく認定証 ⑧ UN R141-00に基づくタイムアップを制限した写真等 ⑨ UN R141-00又はタイムアップのみの制限。 ⑩ UN R141-00に基づく認定証																																						
	7-12 検査官	UN R141-00 タイムアップ性能試験に 係る規定	① UN R141-00 タイムアップ又はタイムアップのみの制限。 ② UN R141-00又はタイムアップを制限した写真等。車引型式認可を受けた時点のカメラが確認できる資料。 ③ カメラ又はタイムアップのみの制限。 ④ UN R141-00に基づく認定証 ⑤ UN R141-00に基づくタイムアップを制限した写真等 ⑥ UN R141-00又はタイムアップを制限した写真等 ⑦ UN R141-00に基づく認定証 ⑧ UN R141-00に基づくタイムアップを制限した写真等 ⑨ UN R141-00又はタイムアップのみの制限。 ⑩ UN R141-00に基づく認定証																																						
規定の項	変更の内容及び	技術基準等の名称																																							
第13条の2 検査官	7-5 検査官	検査官検査官111 車引自動車の検査に当する 技術基準	==																																						
	7-9 燃料及び動力伝達装置	完全車検査規格第1 自動車の大規模な技術基準	==																																						
第13条 走行装置	7-11 走行装置	UN R141-00 タイムアップ性能試験に 係る規定	① UN R141-00 タイムアップ又はタイムアップのみの制限。 ② UN R141-00又はタイムアップを制限した写真等。車引型式認可を受けた時点のカメラが確認できる資料。 ③ カメラ又はタイムアップのみの制限。 ④ UN R141-00に基づく認定証 ⑤ UN R141-00に基づくタイムアップを制限した写真等 ⑥ UN R141-00又はタイムアップを制限した写真等 ⑦ UN R141-00に基づく認定証 ⑧ UN R141-00に基づくタイムアップを制限した写真等 ⑨ UN R141-00又はタイムアップのみの制限。 ⑩ UN R141-00に基づく認定証																																						
	7-12 検査官	UN R141-00 タイムアップ性能試験に 係る規定	① UN R141-00 タイムアップ又はタイムアップのみの制限。 ② UN R141-00又はタイムアップを制限した写真等。車引型式認可を受けた時点のカメラが確認できる資料。 ③ カメラ又はタイムアップのみの制限。 ④ UN R141-00に基づく認定証 ⑤ UN R141-00に基づくタイムアップを制限した写真等 ⑥ UN R141-00又はタイムアップを制限した写真等 ⑦ UN R141-00に基づく認定証 ⑧ UN R141-00に基づくタイムアップを制限した写真等 ⑨ UN R141-00又はタイムアップのみの制限。 ⑩ UN R141-00に基づく認定証																																						

		品	目	品	目	
第13条 乗用車内の 制動装置	制動装置の 制動装置	ブレーキ制動装置の技術 基準	<p>① CNCペーハーフ ・0 カテゴリのものに限る。</p> <p>② WTA ラベル又はプレートに印刷した文字等・車内型式認可を受けた時点のカテゴリが適用できる資料 ・0 カテゴリのものに限る。</p> <p>③ EV R13に基づく認定書</p> <p>④ 欧州適合指令 71/220/EEC、91/422/EEC、98/142/EEC 又は 2007/78/EC に基づく認定書</p> <p>⑤ EV R13 に基づくマークを印刷した写真等</p> <p>⑥ 欧州適合指令 71/220/EEC、91/422/EEC、98/142/EEC 又は 2007/78/EC に基づくマークを印刷した写真等</p> <p>⑦ EU 加盟国の自動車検査官等</p> <p>⑧ 技術基準等に準ずる性能を有する上料牌である外国基準 EV R13、71/220/EEC、91/422/EEC、98/142/EEC、2007/78/EC</p>	の制動装置の技術基準上	<p>① ①の上のものは平成13年6月30日以前である場合 ② CNCペーハーフ (0、0₁、0₂又は0₃)のものに限る。]が貼付された場合 (少量生産車を除く。)</p> <p>③ WTA ラベル又はプレート (0、0₁、0₂又は0₃)のものに限る。]が貼付されている場合 (少量生産車を除く。)</p> <p>④ 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査官等が貼付された場合 (少量生産車を除く。)</p>	EU 指令 71/220、91/422、98/142 又は 2007/78
	制動装置別 11 アンチロックブレーキシステム の技術基準	制動装置別 11 アンチロックブレーキシステム の技術基準	<p>① CNCペーハーフ ・0 カテゴリのものに限る。</p> <p>② WTA ラベル又はプレートに印刷した文字等・車内型式認可を受けた時点のカテゴリが適用できる資料 ・0 カテゴリのものに限る。</p> <p>③ EV R13に基づく認定書</p> <p>④ 欧州適合指令 71/220/EEC、91/422/EEC、98/142/EEC、91/422/EEC、98/142/EEC に基づく認定書</p> <p>⑤ EV R13 に基づくマークを印刷した写真等</p> <p>⑥ 欧州適合指令 71/220/EEC、91/422/EEC、98/142/EEC、91/422/EEC、98/142/EEC に基づくマークを印刷した写真等</p> <p>⑦ EU 加盟国の自動車検査官等</p> <p>⑧ 技術基準等に準ずる性能を有する上料牌である外国基準 EV R13、71/220/EEC、91/422/EEC、98/142/EEC、91/422/EEC、98/142/EEC、2007/78/EC</p>	(新設)		
	EV R13-11 トクワット、0 ₂ 又はトクワットの制動装置に係る認定規則	EV R13-11 トクワット、0 ₂ 又はトクワットの制動装置に係る認定規則	<p>① CNCペーハーフ ・0 カテゴリのものに限る。</p> <p>② WTA ラベル又はプレートに印刷した文字等・車内型式認可を受けた時点のカテゴリが適用できる資料 ・0 カテゴリのものに限る。</p> <p>③ EV R13-11に基づく認定書</p> <p>④ EV R13-11に基づくマークを印刷した写真等</p> <p>⑤ 技術基準等に準ずる性能を有する上料牌である外国基準 EV R13、71/220/EEC、91/422/EEC、98/142/EEC、91/422/EEC、98/142/EEC、2007/78/EC</p>	(新設)		
第13条 乗用車内の 制動装置	7-20 乗用自動車及び軽自動車 の制動装置	制動装置別 93 乗用車内の制動装置に係る技術基準	<p>① CNCペーハーフ ・0 カテゴリのものに限る。</p> <p>② WTA ラベル又はプレートに印刷した文字等・車内型式認可を受けた時点のカテゴリが適用できる資料 ・0 カテゴリのものに限る。</p> <p>③ EU 加盟国の自動車検査官等</p> <p>④ 技術基準等に準ずる性能を有する上料牌である外国基準 EV R13、71/220/EEC、91/422/EEC、98/142/EEC、91/422/EEC、98/142/EEC、2007/78/EC</p>	(新設)	<p>① 軽乗用車別 93 (乗用車) 及び軽乗用車別 93 (軽乗用車) の技術基準 ② 制動装置別 93 (乗用車) の技術基準 ③ CNCペーハーフ (0、0₁、0₂又は0₃)のものに限る。]が貼付された場合 (少量生産車を除く。)</p> <p>④ WTA ラベル又はプレート (0、0₁、0₂又は0₃)のものに限る。]が貼付されている場合 (少量生産車を除く。)</p> <p>⑤ EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査官等が貼付された場合 (少量生産車を除く。)</p>	
		EV R13-11 トクワット、0 ₂ 又はトクワットの制動装置に係る認定規則	<p>① CNCペーハーフ ・0 カテゴリのものに限る。</p> <p>② WTA ラベル又はプレートに印刷した文字等・車内型式認可を受けた時点のカテゴリが適用できる資料 ・0 カテゴリのものに限る。</p> <p>③ EV R13-11に基づく認定書</p> <p>④ EV R13-11に基づくマークを印刷した写真等</p> <p>⑤ 技術基準等に準ずる性能を有する上料牌である外国基準 EV R13、71/220/EEC、91/422/EEC、98/142/EEC、91/422/EEC、98/142/EEC、2007/78/EC</p>	(新設)		

新旧対照表
169 / 196

		品	目	品	目	
第15条 保安装置	制動装置	制動装置別 16 乗用車用マスタック製 防タンクの技術基準	<p>① CNCペーハーフ ・0 カテゴリのものに限る。</p> <p>② WTA ラベル又はプレートに印刷した文字等・車内型式認可を受けた時点のカテゴリが適用できる資料 ・0 カテゴリ又は0₁カテゴリのものに限る。</p> <p>③ EV R13に基づく認定書</p> <p>④ EV R13に基づくマークを印刷した写真等</p> <p>⑤ 技術基準等に準ずる性能を有する上料牌である外国基準 EV R13</p>	(10) 制動装置別 16 (乗用車用マスタック製防タンクの技術基準)	<p>① 制動装置別 93 (乗用車) 及び軽乗用車別 93 (軽乗用車) の技術基準 ② CNCペーハーフ (0、0₁、0₂又は0₃)のものに限る。]が貼付された場合 (少量生産車を除く。)</p> <p>③ WTA ラベル又はプレート (0、0₁、0₂又は0₃)のものに限る。]が貼付されている場合 (少量生産車を除く。)</p> <p>④ 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査官等が貼付された場合 (少量生産車を除く。)</p> <p>⑤ 制動装置別 17 (衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準) の試験に適合しており、かつ、自動車製作者が取付したものであることが確認できる場合</p>	EV 規則 No. 31
		EV R13-03 乗用車用マスタック製防 タンクの技術基準	<p>① CNCペーハーフ ・0 カテゴリ、0₁カテゴリ又は0₂カテゴリのものに限る。</p> <p>② WTA ラベル又はプレートに印刷した文字等・車内型式認可を受けた時点のカテゴリが適用できる資料 ・0 カテゴリ、0₁カテゴリ又は0₂カテゴリのものに限る。</p> <p>③ EV R13-03に基づく認定書</p> <p>④ EV R13-03に基づくマークを印刷した写真等</p>	(新設)		
		EV R13-00 フルリアップ制動装置の 技術基準に係る認定規則	<p>① CNCペーハーフ ・0 カテゴリのものに限る。</p> <p>② WTA ラベル又はプレートに印刷した文字等・車内型式認可を受けた時点のカテゴリが適用できる資料 ・0 カテゴリのものに限る。</p> <p>③ EV R13-00に基づく認定書</p> <p>④ EV R13-00に基づくマークを印刷した写真等</p>	(新設)		
		EV R13-01 フルリアップ制動装置の 技術基準に係る認定規則	<p>① CNCペーハーフ ・0 カテゴリのものに限る。</p> <p>② WTA ラベル又はプレートに印刷した文字等・車内型式認可を受けた時点のカテゴリが適用できる資料 ・0 カテゴリのものに限る。</p> <p>③ EV R13-01に基づく認定書</p> <p>④ EV R13-01に基づくマークを印刷した写真等</p>	(新設)		
		EV R13-02 オフセット制動装置の 技術基準に係る認定規則	<p>① CNCペーハーフ ・0 カテゴリのものに限る。</p> <p>② WTA ラベル又はプレートに印刷した文字等・車内型式認可を受けた時点のカテゴリが適用できる資料 ・0 カテゴリのものに限る。</p> <p>③ EV R13-02に基づく認定書</p> <p>④ EV R13-02に基づくマークを印刷した写真等</p>	(新設)		
		EV R13-03 オフセット制動装置の 技術基準に係る認定規則	<p>① CNCペーハーフ ・0 カテゴリのものに限る。</p> <p>② WTA ラベル又はプレートに印刷した文字等・車内型式認可を受けた時点のカテゴリが適用できる資料 ・0 カテゴリのものに限る。</p> <p>③ EV R13-03に基づく認定書</p> <p>④ EV R13-03に基づくマークを印刷した写真等</p>	(新設)		
		EV R13-03 制動装置の系行係に 係る認定規則	<p>① CNCペーハーフ ・0 カテゴリ又は0₁カテゴリのものに限る。</p> <p>② WTA ラベル又はプレートに印刷した文字等・車内型式認可を受けた時点のカテゴリが適用できる資料 ・0 カテゴリ又は0₁カテゴリのものに限る。</p> <p>③ EV R13-03に基づく認定書</p> <p>④ EV R13-03に基づくマークを印刷した写真等</p>	(新設)		

新旧対照表
170 / 196

	甲	乙	丙	丁
	UV R04-03 オフセット前面衝突時の乗員保護に係る規定事項	① UV R04-02に基づくマークを参照した写真等 ② CMCペーパー ・見カテゴリーのみに限る。 ③ WTA ラベル又はフレートを参照した写真等+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・見カテゴリーのみに限る。 ④ UV R04-01に基づく規定値 ⑤ UV R04-02に基づくマークを参照した写真等	(新設)	
	UV R05-03 前面衝突時の乗員保護に係る規定事項	① CMCペーパー ・見カテゴリー又は見カテゴリーのみに限る。 ② WTA ラベル又はフレートを参照した写真等+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・見カテゴリー又は見カテゴリーのみに限る。 ③ UV R05-02に基づく規定値 ④ UV R05-03に基づくマークを参照した写真等	(新設)	
	UV R07-09 オフセット前面衝突時の乗員保護に係る規定事項	① CMCペーパー ・見カテゴリーのみに限る。 ② WTA ラベル又はフレートを参照した写真等+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・見カテゴリーのみに限る。 ③ UV R07-08に基づく規定値 ④ UV R07-09に基づくマークを参照した写真等	(新設)	
	UV R07-04 オフセット前面衝突時の乗員保護に係る規定事項	① CMCペーパー ・見カテゴリーのみに限る。 ② WTA ラベル又はフレートを参照した写真等+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・見カテゴリーのみに限る。 ③ UV R07-03に基づく規定値 ④ UV R07-04に基づくマークを参照した写真等	(新設)	
	UV R08-02 乗員保護に係る規定事項	① 前記乗員保護に関する規定は適用しない。	(新設)	
	UV R08-04 乗員保護に係る規定事項	① 前記乗員保護に関する規定は適用しない。	(新設)	
	UV R08-05 乗員保護に係る規定事項	① 前記乗員保護に関する規定は適用しない。	(新設)	
第13条 規定及び車体	7-27 フルクランプ前面衝突時の車体及び車体の乗員保護性能	① FMSS ラベル又は FMSS ラベルを参照した写真等 ○技術基準等に準ずる性能を有すると同様である理由基準 FMSS 298, CMSS 208	(12) 額定年月日平成11年5月31日(乗車定員10人以下20kg以下)の自動車及び軽自動車による全乗員自動車(車庫後向き車)として貨物の運送の用に供する自動車(注)にあつては平成11年6月30日以前である場合 ② FMSS ラベル又は CMSS ラベルを参照した写真等 ③ 本欄7-27-1(3)の規定による場合	FMSS No. 208 CMSS No. 208
	UV R07-09 オフセット前面衝突時の乗員保護に係る規定事項	① CMCペーパー ・見カテゴリーのみに限る。 ② WTA ラベル又はフレートを参照した写真等+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・見カテゴリーのみに限る。 ③ UV R07-08に基づく規定値 ④ UV R07-09に基づくマークを参照した写真等	(新設)	
	UV R07-04 オフセット前面衝突時の乗員保護に係る規定事項	① CMCペーパー ・見カテゴリーのみに限る。 ② WTA ラベル又はフレートを参照した写真等+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・見カテゴリーのみに限る。 ③ UV R07-03に基づく規定値 ④ UV R07-04に基づくマークを参照した写真等	(新設)	
	7-28 オフセット前面衝突時の乗員保護性能	① 額定年月日平成10年3月31日(乗車定員10人未満の自動車)に適用される場合 ② 額定年月日平成28年3月31日(貨物の運送の用に供する自動車)に適用される場合	(12) 額定年月日平成10年3月31日(乗車定員10人未満の自動車)に適用される場合 ② 額定年月日平成28年3月31日(貨物の運送の用に供する自動車)に適用される場合	UV 規則 No. 24

新旧対照表
173 / 196

	甲	乙	丙	丁
	乗員保護性能	① CMCペーパー ・見カテゴリー又は見カテゴリーのみに限る。 ② WTA ラベル又はフレートを参照した写真等+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・見カテゴリー又は見カテゴリーのみに限る。 ③ UV R04-01に基づく規定値 ④ UV R04-02に基づくマークを参照した写真等 ○技術基準等に準ずる性能を有すると同様である理由基準 UV 205	(12) CMCペーパー (W)又は(V)のみに限る。上記採用された場合(少数生産を除く。) ② WTA ラベル又はフレート (W)又は(V)のみに限る。)が採用されている場合(少数生産を除く。) ③ マークが表示されている場合 ④ 採用品目において存在する自動車であつて、採用品目の自動車検査等が採用された場合(少数生産を除く。) ⑤ 本欄7-27-1(3)の規定による場合	
	UV R04-01 オフセット前面衝突時の乗員保護に係る規定事項	① CMCペーパー ・見カテゴリーのみに限る。 ② WTA ラベル又はフレートを参照した写真等+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・見カテゴリーのみに限る。 ③ UV R04-01に基づく規定値 ④ UV R04-02に基づくマークを参照した写真等	(新設)	
	UV R04-02 オフセット前面衝突時の乗員保護に係る規定事項	① CMCペーパー ・見カテゴリーのみに限る。 ② WTA ラベル又はフレートを参照した写真等+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・見カテゴリーのみに限る。 ③ UV R04-01に基づく規定値 ④ UV R04-02に基づくマークを参照した写真等	(新設)	
	UV R04-01 オフセット前面衝突時の乗員保護に係る規定事項	① CMCペーパー ・見カテゴリーのみに限る。 ② WTA ラベル又はフレートを参照した写真等+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・見カテゴリーのみに限る。 ③ UV R04-01に基づく規定値 ④ UV R04-02に基づくマークを参照した写真等	(新設)	
	7-29 自動車との側面衝突時の乗員保護性能	① 額定年月日平成18年3月31日(乗車定員10人未満の自動車)に適用される場合 ② 額定年月日平成28年3月31日(貨物の運送の用に供する自動車)に適用される場合	(12) 額定年月日平成18年3月31日(乗車定員10人未満の自動車)に適用される場合 ② 額定年月日平成28年3月31日(貨物の運送の用に供する自動車)に適用される場合	UV 規則 No. 25
	UV R05-03 側面衝突時の乗員保護に係る規定事項	① CMCペーパー ・見カテゴリー又は見カテゴリーのみに限る。 ② WTA ラベル又はフレートを参照した写真等+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・見カテゴリー又は見カテゴリーのみに限る。 ③ UV R05-02に基づく規定値 ④ UV R05-03に基づくマークを参照した写真等	(新設)	
	UV R05-02 側面衝突時の乗員保護に係る規定事項	① CMCペーパー ・見カテゴリーのみに限る。 ② WTA ラベル又はフレートを参照した写真等+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・見カテゴリーのみに限る。 ③ UV R05-01に基づく規定値 ④ UV R05-02に基づくマークを参照した写真等	(新設)	

新旧対照表
174 / 196

20		21		
第20条 表示方法	7-37 表示方法	<p>種目告示別添27 内装材持の難燃性の技術基準</p> <p>① CFCペーパー ② WTA ラベル又はプレートに印刷した文字 ③ EU加盟国の自動車検査証等 ④ FWSS ラベル又は CWSS ラベルを印刷した文字</p> <p>※技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 35/28、EBC、COW (92) 201 (Final)-SIN 417、FWSS 302、CWSS 302</p>	<p>① 種目告示別添27「内装材持の難燃性の技術基準」</p> <p>① 種目告示別添27「内装材持の難燃性の技術基準」</p> <p>② CFCペーパー(④のものに限る。)が貼付された場合(少数量生産を除く。)</p> <p>③ WTA ラベル又はプレートが貼付されている場合(少数量生産を除く。)</p> <p>④ EU加盟国において生産された自動車であって、EU加盟国の自動車検査証等が貼付された場合(少数量生産を除く。)</p> <p>⑤ FWSS ラベル又は CWSS ラベルが貼付されている場合</p>	<p>EU 規則 No. 28 又は COW (92) 201 Final-SIN 417 FWSS No. 302 CWSS No. 302</p>
		<p>種目告示別添28 インストルメントパネルの両側吸収の技術基準</p> <p>① CFCペーパー ② WTA ラベル又はプレートに印刷した文字等(車内燃焼試験を受けた時点のカテゴリが確認できる資料) ③ EU加盟国の自動車検査証等 ④ EU加盟国において生産された自動車 ⑤ FWSS ラベル又は CWSS ラベルを印刷した文字等 ⑥ PASS 又は GWR が 4,536kg (10,000ポンド) 以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。</p> <p>※技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN ECE、FWSS 201、CWSS 201</p> <p>※燃焼試験において、インストルメントパネルの表面に燃焼材料でないものであって、かつ、金属等の露出がないことが確認できる場合には、表面を省略することができる。</p>	<p>① 種目告示別添28「インストルメントパネルの両側吸収の技術基準」</p> <p>① 種目告示別添28「インストルメントパネルの両側吸収の技術基準」</p> <p>② CFCペーパー(④のものに限る。)が貼付された場合(少数量生産を除く。)</p> <p>③ WTA ラベル又はプレート(④のものに限る。)が貼付されている場合(少数量生産を除く。)</p> <p>④ EU加盟国において生産された自動車であって、EU加盟国の自動車検査証等が貼付された場合(少数量生産を除く。)</p> <p>⑤ FWSS ラベル又は CWSS ラベル (PASS 又は GWR が 4536kg (10000lbs) 以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。)が貼付されている場合</p> <p>⑥ 表面に燃焼材料でないものであって、かつ、金属等の露出がないことが確認できる場合</p>	<p>EU 規則 No. 21 FWSS No. 201 CWSS No. 201</p>
		<p>種目告示別添29 リクライニング機構吸収の技術基準</p> <p>① CFCペーパー ② WTA ラベル又はプレートに印刷した文字等(車内燃焼試験を受けた時点のカテゴリが確認できる資料) ③ EU加盟国の自動車検査証等 ④ EU加盟国において生産された自動車 ⑤ FWSS ラベル又は CWSS ラベルを印刷した文字等 ⑥ PASS 又は GWR が 4,536kg (10,000ポンド) 以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。</p> <p>※技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN ECE、FWSS 201、CWSS 201</p>	<p>① 種目告示別添29「リクライニング機構吸収の技術基準」</p> <p>① 種目告示別添29「リクライニング機構吸収の技術基準」</p> <p>② CFCペーパー(④のものに限る。)が貼付された場合(少数量生産を除く。)</p> <p>③ WTA ラベル又はプレート(④のものに限る。)が貼付されている場合(少数量生産を除く。)</p> <p>④ EU加盟国において生産された自動車であって、EU加盟国の自動車検査証等が貼付された場合(少数量生産を除く。)</p> <p>⑤ FWSS ラベル又は CWSS ラベル (PASS 又は GWR が 4536kg (10000lbs) 以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。)が貼付されている場合</p> <p>⑥ 表面に燃焼材料でないものであって、かつ、金属等の露出がないことが確認できる場合</p>	<p>EU 規則 No. 21 FWSS No. 201 CWSS No. 201</p>
		<p>種目告示別添30 シートバック後面の難燃性の技術基準</p> <p>① CFCペーパー ② WTA ラベル又はプレートに印刷した文字等(車内燃焼試験を受けた時点のカテゴリが確認できる資料) ③ EU加盟国の自動車検査証等 ④ EU加盟国において生産された自動車 ⑤ FWSS ラベル又は CWSS ラベルを印刷した文字等 ⑥ PASS 又は GWR が 4,536kg (10,000ポンド) 以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。</p> <p>※技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN ECE、FWSS 201、CWSS 201</p> <p>※燃焼試験において、シートバック後面の表面は燃焼材料でないものであって、かつ、金属等の露出がないことが確認できる場合には、表面を省略することができる。</p>	<p>(新設)</p>	
		<p>種目告示別添31 シートバック後面の難燃性の技術基準</p> <p>① CFCペーパー ② WTA ラベル又はプレートに印刷した文字等(車内燃焼試験を受けた時点のカテゴリが確認できる資料) ③ EU加盟国の自動車検査証等 ④ EU加盟国において生産された自動車 ⑤ FWSS ラベル又は CWSS ラベルを印刷した文字等 ⑥ PASS 又は GWR が 4,536kg (10,000ポンド) 以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。</p> <p>※技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN ECE、FWSS 201、CWSS 201</p> <p>※燃焼試験において、シートバック後面の表面は燃焼材料でないものであって、かつ、金属等の露出がないことが確認できる場合には、表面を省略することができる。</p>	<p>(新設)</p>	
第22条 表示	7-39 表示	<p>技術基準適合証明書の 種目及び種目取付位置の技術基準</p> <p>① CFCペーパー ② WTA ラベル又はプレートに印刷した文字等(車内燃焼試験を受けた時点のカテゴリが確認できる資料) ③ EU加盟国の自動車検査証等 ④ EU加盟国において生産された自動車 ⑤ FWSS ラベル又は CWSS ラベルを印刷した文字等 ⑥ PASS 又は GWR が 4,536kg (10,000ポンド) 以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。</p> <p>※技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN ECE、FWSS 201、CWSS 201</p>	<p>(新設)</p>	

20		21		
		<p>① EU ECE に基づくマークを印刷した文字 ② EU加盟国の自動車検査証等 ③ FWSS ラベル又は CWSS ラベルを印刷した文字</p> <p>※技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN ECE、FWSS 207、CWSS 207</p> <p>※燃焼試験において、燃焼及び燃焼取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、燃焼の調整機構が全ての燃焼調整位置に保持できることが確認できる場合には、表面を省略することができる。(貨物自動車に限る。)</p>	<p>(新設)</p>	
		<p>種目告示別添32 シートバック後面の難燃性の技術基準</p> <p>① CFCペーパー ② WTA ラベル又はプレートに印刷した文字等(車内燃焼試験を受けた時点のカテゴリが確認できる資料) ③ EU加盟国の自動車検査証等 ④ EU加盟国において生産された自動車 ⑤ FWSS ラベル又は CWSS ラベルを印刷した文字等 ⑥ PASS 又は GWR が 4,536kg (10,000ポンド) 以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。</p> <p>※技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN ECE、FWSS 201、CWSS 201、FWSS 207、CWSS 207</p> <p>※燃焼試験において、シートバック後面の表面は燃焼材料でないものであって、かつ、金属等の露出がないことが確認できる場合には、表面を省略することができる。</p>	<p>(新設)</p>	
		<p>種目告示別添33 燃焼及び燃焼取付装置の技術基準</p> <p>① CFCペーパー ② WTA ラベル又はプレートに印刷した文字等(車内燃焼試験を受けた時点のカテゴリが確認できる資料) ③ EU加盟国の自動車検査証等 ④ EU加盟国において生産された自動車 ⑤ FWSS ラベル又は CWSS ラベルを印刷した文字等 ⑥ PASS 又は GWR が 4,536kg (10,000ポンド) 以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。</p> <p>※技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN ECE、FWSS 207、CWSS 207</p> <p>※燃焼試験において、燃焼及び燃焼取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、燃焼の調整機構が全ての燃焼調整位置に保持できることが確認できる場合には、表面を省略することができる。(貨物自動車に限る。)</p>	<p>① 種目告示別添33「燃焼及び燃焼取付装置の技術基準」が適用される場合 ア CFCペーパー(④、⑤又は⑥のものに限る。)が貼付された場合(少数量生産を除く。)</p> <p>イ WTA ラベル又はプレート(④、⑤又は⑥のものに限る。)が貼付されている場合(少数量生産を除く。)</p> <p>ウ マークが表示されている場合 エ EU加盟国において生産された自動車であって、EU加盟国の自動車検査証等が貼付された場合(少数量生産を除く。)</p> <p>オ FWSS ラベル又は CWSS ラベルが貼付されている場合</p>	<p>EU 規則 No. 17 UN 規則 No. 21 (シートバック後面の難燃性試験に係る部分に限る。) EU 規則 No. 50 FWSS No. 207 (燃焼調整機構に係る部分に限る。) EU 規則 No. 29 (シートバック後面の難燃性試験に係る部分に限る。)</p>
		<p>種目告示別添34 燃焼及び燃焼取付装置の技術基準</p> <p>① CFCペーパー ② WTA ラベル又はプレートに印刷した文字等(車内燃焼試験を受けた時点のカテゴリが確認できる資料) ③ EU加盟国の自動車検査証等 ④ EU加盟国において生産された自動車 ⑤ FWSS ラベル又は CWSS ラベルを印刷した文字等 ⑥ PASS 又は GWR が 4,536kg (10,000ポンド) 以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。</p> <p>※技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN ECE、FWSS 207、CWSS 207</p>	<p>(新設)</p>	

B		A	
<p>7-13 頭蓋後傾止装置</p>	<p>技術基準法附則第27条 頭蓋後傾止装置の技術基準</p>	<p>① Mカテゴリー又はNカテゴリーのものに限る。 ② EV R16-07に基づく認定証 ③ EV R16-07に基づく型マークを印刷した写真等 ④ FWSS ラベル又は CWSS ラベルを印刷した写真等</p> <p>⑤ 技術基準等に準ずる性能を有する判別できる外国基準 FWSS 209、CWSS 209</p>	<p>(20) 種目告示別添 31「EV(高後傾止装置の技術基準)」</p>
	<p>種目告示別添 34 頭蓋後傾止装置の技術基準</p>	<p>① CPC ベーバー ② WTA ラベル又は フロントを印刷した写真等</p> <p>③ EV R17 又は EV R25 に基づく認定証 ④ EV R17 又は EV R25 に基づく型マークを印刷した写真等 ⑤ FI 加盟国の自動車検査証等</p> <p>⑥ FWSS ラベル又は CWSS ラベルを印刷した写真等</p> <p>⑦ 技術基準等に準ずる性能を有する判別できる外国基準 EV R17、EV R25、FWSS 202a、CWSS 202a</p> <p>⑧ 現車検査時において、頭蓋後傾止装置の前面の大きさが幅 170mm×高さ 100mm 以上のものであって、かつ、当該装置の構造部材が頭部に直接接しないよう緩衝材で覆われていることと確認できる場合には、高さを超過することができる。</p>	<p>① 製作年月日と平成27年5月31日以前である場合 ア CPC ベーバーが印刷された場合（少量生産を除く。） イ WTA ラベル又は フロントが印刷されている場合（少量生産を除く。） ウ 型マークが表示されている場合 エ 追加欄において生産された自動車であって、FI 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少量生産を除く。） オ FWSS ラベル又は CWSS ラベルが印刷されている場合</p>
<p>7-11 年少者用補助 乗止装置等</p>	<p>種目告示別添 35 年少者用補助乗止装置の技術基準</p>	<p>① CPC ベーバー ② WTA ラベル又は フロントを印刷した写真等</p> <p>③ EV R17 又は EV R25 に基づく認定証 ④ EV R17 又は EV R25 に基づく型マークを印刷した写真等 ⑤ FI 加盟国の自動車検査証等</p> <p>⑥ FWSS ラベル又は CWSS ラベルを印刷した写真等</p> <p>⑦ 技術基準等に準ずる性能を有する判別できる外国基準 EV R17、EV R25、FWSS 202a、CWSS 202a</p>	<p>(21) 種目告示別添 31「年少者用補助乗止装置の技術基準」（規定別欄を適用する場合に注）(EV R4)</p>
	<p>EV R44-01 年少者用補助乗止装置の技術基準</p>	<p>① CPC ベーバー ② WTA ラベル又は フロントを印刷した写真等 ③ EV R44-01 に基づく認定証 ④ EV R44-01 に基づく型マークを印刷した写真等 ⑤ FI 加盟国の自動車検査証等</p> <p>⑥ FWSS ラベル又は CWSS ラベルを印刷した写真等</p> <p>⑦ 技術基準等に準ずる性能を有する判別できる外国基準 FWSS 213、CWSS 213</p>	<p>① 製作年月日と平成27年5月31日以前である場合 ② CPC ベーバーが印刷された場合（少量生産を除く。） ③ WTA ラベル又は フロントが印刷されている場合（少量生産を除く。） ④ 型マークが表示されている場合 ⑤ 追加欄において生産された自動車であって、FI 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少量生産を除く。） ⑥ FWSS ラベル又は CWSS ラベルが印刷されている場合</p>
<p>EV R129-01 年少者用補助乗止装置の技術基準</p>	<p>① CPC ベーバー ② WTA ラベル又は フロントを印刷した写真等 ③ EV R129-01 に基づく認定証 ④ EV R129-01 に基づく型マークを印刷した写真等 ⑤ FI 加盟国の自動車検査証等</p> <p>⑥ FWSS ラベル又は CWSS ラベルを印刷した写真等</p> <p>⑦ 技術基準等に準ずる性能を有する判別できる外国基準 FWSS 213、CWSS 213</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>EV R129-02 年少者用補助乗止装置の技術基準</p>	<p>① CPC ベーバー ② WTA ラベル又は フロントを印刷した写真等 ③ EV R129-02 に基づく認定証 ④ EV R129-02 に基づく型マークを印刷した写真等 ⑤ FI 加盟国の自動車検査証等</p> <p>⑥ FWSS ラベル又は CWSS ラベルを印刷した写真等</p> <p>⑦ 技術基準等に準ずる性能を有する判別できる外国基準 FWSS 213、CWSS 213</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

新田対照表
161 / 196

B		A	
<p>7-13 改良型年少者用補助乗止装置に係る規定別欄</p>	<p>EV R129-01 改良型年少者用補助乗止装置に係る規定別欄</p>	<p>① EV R129-01 に基づく型マークを印刷した写真等 ② CPC ベーバー ③ WTA ラベル又は フロントを印刷した写真等 ④ EV R129-01 に基づく認定証 ⑤ EV R129-01 に基づく型マークを印刷した写真等</p>	<p>(新設)</p>
	<p>EV R129-02 改良型年少者用補助乗止装置に係る規定別欄</p>	<p>① CPC ベーバー ② WTA ラベル又は フロントを印刷した写真等 ③ EV R129-02 に基づく認定証 ④ EV R129-02 に基づく型マークを印刷した写真等</p>	<p>(新設)</p>
<p>7-17 乗止装置</p>	<p>技術基準法附則第29条の2 と併用の用目的の技術基準</p>	<p>① Mカテゴリー、Mカテゴリー又はNカテゴリーのものに限る。 ② WTA ラベル又は フロントを印刷した写真等と車内型式認可を受けた時のMカテゴリーが確認できる資料 ③ Mカテゴリー、Mカテゴリー又はNカテゴリーのものに限る。 ④ EV R11 又は EV R111 に基づく認定証 ⑤ EV R11 又は EV R111 に基づく型マークを印刷した写真等 ⑥ FI 加盟国の自動車検査証等</p> <p>⑦ FWSS ラベル又は CWSS ラベルを印刷した写真等 ⑧ PASS・MPV・TRUCK のものに限る。</p> <p>⑨ 技術基準等に準ずる性能を有する判別できる外国基準 EV R11、FWSS 206、CWSS 206</p> <p>⑩ 現車検査時において、座席面に着座することができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を有するものを確認できる場合は、高さを超過することができる。（座席面検査台の用途自動車に限る。）</p>	<p>(38) EV R14「年少者用補助乗止装置の技術基準」（規定別欄を適用する場合に注）(EV R11)</p>
	<p>種目告示別添 36 と併用の用目的の技術基準</p>	<p>① CPC ベーバー ② WTA ラベル又は フロントを印刷した写真等と車内型式認可を受けた時のMカテゴリーが確認できる資料 ③ Mカテゴリー、Mカテゴリー又はNカテゴリーのものに限る。 ④ EV R11 又は EV R111 に基づく認定証 ⑤ EV R11 又は EV R111 に基づく型マークを印刷した写真等 ⑥ FI 加盟国の自動車検査証等</p> <p>⑦ FWSS ラベル又は CWSS ラベルを印刷した写真等 ⑧ PASS・MPV・TRUCK のものに限る。</p> <p>⑨ 技術基準等に準ずる性能を有する判別できる外国基準 EV R11、FWSS 206、CWSS 206</p>	<p>① 製作年月日と平成27年5月31日以前である場合 ② CPC ベーバー（M又はNのものに限る。）が印刷された場合（少量生産を除く。） ③ WTA ラベル又は フロント（M、N又はNのものに限る。）が印刷されている場合（少量生産を除く。） ④ 型マークが表示されている場合 ⑤ 追加欄において生産された自動車であって、FI 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少量生産を除く。） ⑥ FWSS ラベル又は CWSS ラベル（PASS、MPV 又は TRUCK のものに限る。）が印刷されている場合</p> <p>⑦ 事実上閉鎖することができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を有する場合（M、Nのものに限る。）</p>

新田対照表
162 / 196

A		B		C	
		<p>△現象表等において、基本性能に用いることができるものであるが、かつ、用いている技術を開示するための開示を有する必要がある場合には、開示を省略することができる。(但し、特許法第17条の2の2の旨に照らして)</p> <p>① ECUペーパー ・E, カラゴリ, E, カラゴリ又はE, カラゴリのものに限定。 ② WTA ラベル又はプレートを印刷した写真等(車両型式認可を受けた時点のカラゴリが確認できる資料)。 ・E, カラゴリ, E, カラゴリ又はE, カラゴリのものに限定。 ③ ECUペーパーに基づく認定書 ④ ECUペーパーに基づくネットワークを印刷した写真等 ⑤ ECUペーパーに基づくネットワークを印刷した写真等 ⑥ ECUペーパー又はE, カラゴリを印刷した写真等 ・PASS・MVA・TRUCKのものに限定。</p> <p>△技術基準等に準ずる性能を有する3種である外国基準 FMSS 206, FMSS 209</p> <p>△現象表等において、基本性能に用いることができるものであるが、かつ、用いている技術を開示するための開示を有する必要がある場合には、開示を省略することができる。(但し、特許法第17条の2の2の旨に照らして)</p> <p>① ECUペーパー ・E, カラゴリ, E, カラゴリ又はE, カラゴリのものに限定。 ② WTA ラベル又はプレートを印刷した写真等(車両型式認可を受けた時点のカラゴリが確認できる資料)。 ・E, カラゴリ, E, カラゴリ又はE, カラゴリのものに限定。 ③ ECUペーパーに基づく認定書 ④ ECUペーパーに基づくネットワークを印刷した写真等 ⑤ ECUペーパーに基づくネットワークを印刷した写真等 ⑥ ECUペーパー又はE, カラゴリを印刷した写真等 ・PASS・MVA・TRUCKのものに限定。</p> <p>△技術基準等に準ずる性能を有する3種である外国基準 FMSS 206, FMSS 209</p>			
第20条 電圧降下	7-31 電圧降下	<p>補正表示機能の技術基準 ① ECUペーパー ② WTA ラベル又はプレートを印刷した写真等 ③ ECUペーパーに基づく認定書 ④ ECUペーパーに基づくネットワークを印刷した写真等 ⑤ ECUペーパーに基づくネットワークを印刷した写真等 ⑥ ECUペーパー又はE, カラゴリを印刷した写真等 ・PASS・MVA・TRUCKのものに限定。</p> <p>△技術基準等に準ずる性能を有する3種である外国基準 FMSS 206, FMSS 209</p>	(新設)		<p>① ECUペーパーが提供された場合(少気センサーを除く)。 ② WTA ラベル又はプレートが提供された場合(少気センサーを除く)。 ③ ECUペーパーが提供された場合。 ④ ECUペーパーに提供された写真等(少気センサーを除く)。 ⑤ WTA ラベル又はE, カラゴリを印刷した写真等が提供された場合(少気センサーを除く)。 ⑥ ECUペーパー又はE, カラゴリを印刷した写真等が提供された場合(少気センサーを除く)。</p> <p>CX規則 No. 13 FMSS No. 205 CWSS No. 205</p>
第20条 電圧降下	7-32 電圧降下	<p>ECUペーパー ① ECUペーパー ② WTA ラベル又はプレートを印刷した写真等 ③ ECUペーパーに基づく認定書 ④ ECUペーパーに基づくネットワークを印刷した写真等 ⑤ ECUペーパーに基づくネットワークを印刷した写真等 ⑥ ECUペーパー又はE, カラゴリを印刷した写真等 ・PASS・MVA・TRUCKのものに限定。</p> <p>△技術基準等に準ずる性能を有する3種である外国基準 FMSS 206, FMSS 209</p>	(新設)		
第20条 電圧降下	7-33 電圧降下	<p>ECUペーパー ① ECUペーパー ② WTA ラベル又はプレートを印刷した写真等 ③ ECUペーパーに基づく認定書 ④ ECUペーパーに基づくネットワークを印刷した写真等 ⑤ ECUペーパーに基づくネットワークを印刷した写真等 ⑥ ECUペーパー又はE, カラゴリを印刷した写真等 ・PASS・MVA・TRUCKのものに限定。</p> <p>△技術基準等に準ずる性能を有する3種である外国基準 FMSS 206, FMSS 209</p>	(新設)		
第20条 電圧降下	7-34 電圧降下	<p>ECUペーパー ① ECUペーパー ② WTA ラベル又はプレートを印刷した写真等 ③ ECUペーパーに基づく認定書 ④ ECUペーパーに基づくネットワークを印刷した写真等 ⑤ ECUペーパーに基づくネットワークを印刷した写真等 ⑥ ECUペーパー又はE, カラゴリを印刷した写真等 ・PASS・MVA・TRUCKのものに限定。</p> <p>△技術基準等に準ずる性能を有する3種である外国基準 FMSS 206, FMSS 209</p>	(新設)		
第20条 電圧降下	7-35 電圧降下	<p>ECUペーパー ① ECUペーパー ② WTA ラベル又はプレートを印刷した写真等 ③ ECUペーパーに基づく認定書 ④ ECUペーパーに基づくネットワークを印刷した写真等 ⑤ ECUペーパーに基づくネットワークを印刷した写真等 ⑥ ECUペーパー又はE, カラゴリを印刷した写真等 ・PASS・MVA・TRUCKのものに限定。</p> <p>△技術基準等に準ずる性能を有する3種である外国基準 FMSS 206, FMSS 209</p>	(新設)		

第14回規則表
181 / 196

A		B		C	
第21条 燃料系	7-31 燃料系	<p>自動車用の燃料系、装置のあるガス、右記のガス等の燃焼防止装置に係る技術基準 ① ECUペーパー ② WTA ラベル又はプレートを印刷した写真等 ③ ECUペーパーに基づく認定書 ④ ECUペーパーに基づくネットワークを印刷した写真等 ⑤ ECUペーパーに基づくネットワークを印刷した写真等 ⑥ ECUペーパー又はE, カラゴリを印刷した写真等 ・PASS・MVA・TRUCKのものに限定。</p> <p>△技術基準等に準ずる性能を有する3種である外国基準 FMSS 206, FMSS 209</p>	(新設)		
第21条 燃料系	7-32 燃料系	<p>ECUペーパー ① ECUペーパー ② WTA ラベル又はプレートを印刷した写真等 ③ ECUペーパーに基づく認定書 ④ ECUペーパーに基づくネットワークを印刷した写真等 ⑤ ECUペーパーに基づくネットワークを印刷した写真等 ⑥ ECUペーパー又はE, カラゴリを印刷した写真等 ・PASS・MVA・TRUCKのものに限定。</p> <p>△技術基準等に準ずる性能を有する3種である外国基準 FMSS 206, FMSS 209</p>	(新設)		
第21条 燃料系	7-33 燃料系	<p>ECUペーパー ① ECUペーパー ② WTA ラベル又はプレートを印刷した写真等 ③ ECUペーパーに基づく認定書 ④ ECUペーパーに基づくネットワークを印刷した写真等 ⑤ ECUペーパーに基づくネットワークを印刷した写真等 ⑥ ECUペーパー又はE, カラゴリを印刷した写真等 ・PASS・MVA・TRUCKのものに限定。</p> <p>△技術基準等に準ずる性能を有する3種である外国基準 FMSS 206, FMSS 209</p>	(新設)		
第21条 燃料系	7-34 燃料系	<p>ECUペーパー ① ECUペーパー ② WTA ラベル又はプレートを印刷した写真等 ③ ECUペーパーに基づく認定書 ④ ECUペーパーに基づくネットワークを印刷した写真等 ⑤ ECUペーパーに基づくネットワークを印刷した写真等 ⑥ ECUペーパー又はE, カラゴリを印刷した写真等 ・PASS・MVA・TRUCKのものに限定。</p> <p>△技術基準等に準ずる性能を有する3種である外国基準 FMSS 206, FMSS 209</p>	(新設)		
第21条 燃料系	7-35 燃料系	<p>ECUペーパー ① ECUペーパー ② WTA ラベル又はプレートを印刷した写真等 ③ ECUペーパーに基づく認定書 ④ ECUペーパーに基づくネットワークを印刷した写真等 ⑤ ECUペーパーに基づくネットワークを印刷した写真等 ⑥ ECUペーパー又はE, カラゴリを印刷した写真等 ・PASS・MVA・TRUCKのものに限定。</p> <p>△技術基準等に準ずる性能を有する3種である外国基準 FMSS 206, FMSS 209</p>	(新設)		

第14回規則表
181 / 196

新	旧																																																																																										
<p>第1号様式～第12号様式 (略)</p> <p>第13号様式 (別添3の7.1.関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>技術基準等への適合性</td> <td>適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・COCペーパー (M₁, M₂, N₁)・EU加盟国の自動車検査証等・現車審査事項による</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">技術基準等への適合性</td> </tr> <tr> <td>FMVSS (CMVSS) ラベル・WVTA ラベル又はプレート・◎マーク・◎マーク・非破壊基準 (かじ取装置、燃料漏れ防止、高圧圧保護、フルラップ前面衝突、オフセット前面衝突、自動車との側面衝突、ポールとの側面衝突、歩行者保護)・その他指示事項欄参照のこと</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>第14号様式 (別添3の7.1.関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>技術基準等への適合性</td> <td>適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・COCペーパー (M₂, M₃, N₁, N₂, N₃)・EU加盟国の自動車検査証等・現車審査事項による</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">技術基準等への適合性</td> </tr> <tr> <td>FMVSS (CMVSS) ラベル・WVTA ラベル又はプレート・◎マーク・◎マーク・非破壊基準 (かじ取装置、燃料漏れ防止、高圧圧保護、フルラップ前面衝突、オフセット前面衝突、自動車との側面衝突、ポールとの側面衝突、歩行者保護)・その他指示事項欄参照のこと</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>第15号様式 (別添3の7.1.関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>技術基準等への適合性</td> <td>適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・COCペーパー・EU加盟国の自動車検査証等・別表第2又は別表第3適用二輪自動車・現車審査事項による</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">技術基準等への適合性</td> </tr> <tr> <td>WVTA ラベル又はプレート・◎マーク・◎マーク・その他指示事項欄参照のこと</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	技術基準等への適合性	適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・COCペーパー (M ₁ , M ₂ , N ₁)・ EU加盟国の自動車検査証等 ・現車審査事項による		(略)			技術基準等への適合性			FMVSS (CMVSS) ラベル・WVTA ラベル又はプレート・◎マーク・◎マーク・非破壊基準 (かじ取装置、燃料漏れ防止、高圧圧保護、フルラップ前面衝突、オフセット前面衝突、自動車との側面衝突、ポールとの側面衝突、歩行者保護)・その他指示事項欄参照のこと		(略)	(略)			技術基準等への適合性	適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・COCペーパー (M ₂ , M ₃ , N ₁ , N ₂ , N ₃)・ EU加盟国の自動車検査証等 ・現車審査事項による		(略)			技術基準等への適合性			FMVSS (CMVSS) ラベル・WVTA ラベル又はプレート・◎マーク・◎マーク・非破壊基準 (かじ取装置、燃料漏れ防止、高圧圧保護、フルラップ前面衝突、オフセット前面衝突、自動車との側面衝突、ポールとの側面衝突、歩行者保護)・その他指示事項欄参照のこと		(略)	(略)			技術基準等への適合性	適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・COCペーパー・ EU加盟国の自動車検査証等 ・別表第2又は別表第3適用二輪自動車・現車審査事項による		(略)			技術基準等への適合性			WVTA ラベル又はプレート・◎マーク・◎マーク・その他指示事項欄参照のこと		(略)	(略)			<p>第1号様式～第12号様式 (略)</p> <p>第13号様式 (別添3の7.1.関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>技術基準等への適合性</td> <td>適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・EU検査証・COCペーパー (M₁, M₂, N₁)・現車審査事項による</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">技術基準等への適合性</td> </tr> <tr> <td>FMVSS (CMVSS) ラベル (PASS, MPV, TRUCK, BUS / GVWR kg以下)・WVTA プレート・別紙第18号様式・非破壊基準 (前突、側突、燃料漏れ、歩行者保護)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>第14号様式 (別添3の7.1.関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>技術基準等への適合性</td> <td>適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・EU検査証・COCペーパー (M₂, M₃, N₁, N₂, N₃)・現車審査事項による</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">技術基準等への適合性</td> </tr> <tr> <td>FMVSS (CMVSS) ラベル (PASS, MPV, TRUCK, BUS / GVWR kg以下 / F kg/R kg)・WVTA プレート・別紙第18号様式・非破壊基準 (前突、側突、燃料漏れ、歩行者保護)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>第15号様式 (別添3の7.1.関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>技術基準等への適合性</td> <td>適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・EU検査証・COCペーパー・現車審査事項による・別表第2 (車名/型式) と同一構造</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">技術基準等への適合性</td> </tr> <tr> <td>WVTA ラベル・制動装置の◎ (◎) マーク</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	技術基準等への適合性	適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・ EU検査証 ・COCペーパー (M ₁ , M ₂ , N ₁)・現車審査事項による		(略)			技術基準等への適合性			FMVSS (CMVSS) ラベル (PASS, MPV, TRUCK, BUS / GVWR kg以下)・WVTA プレート・別紙第18号様式・非破壊基準 (前突、側突、燃料漏れ、歩行者保護)		(略)	(略)			技術基準等への適合性	適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・ EU検査証 ・COCペーパー (M ₂ , M ₃ , N ₁ , N ₂ , N ₃)・現車審査事項による		(略)			技術基準等への適合性			FMVSS (CMVSS) ラベル (PASS, MPV, TRUCK, BUS / GVWR kg以下 / F kg/R kg)・WVTA プレート・別紙第18号様式・非破壊基準 (前突、側突、燃料漏れ、歩行者保護)		(略)	(略)			技術基準等への適合性	適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・ EU検査証 ・COCペーパー・ 現車審査事項による ・別表第2 (車名/型式) と同一構造		(略)			技術基準等への適合性			WVTA ラベル・制動装置の◎ (◎) マーク		(略)	(略)		
技術基準等への適合性	適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・COCペーパー (M ₁ , M ₂ , N ₁)・ EU加盟国の自動車検査証等 ・現車審査事項による																																																																																										
(略)																																																																																											
技術基準等への適合性																																																																																											
FMVSS (CMVSS) ラベル・WVTA ラベル又はプレート・◎マーク・◎マーク・非破壊基準 (かじ取装置、燃料漏れ防止、高圧圧保護、フルラップ前面衝突、オフセット前面衝突、自動車との側面衝突、ポールとの側面衝突、歩行者保護)・その他指示事項欄参照のこと		(略)																																																																																									
(略)																																																																																											
技術基準等への適合性	適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・COCペーパー (M ₂ , M ₃ , N ₁ , N ₂ , N ₃)・ EU加盟国の自動車検査証等 ・現車審査事項による																																																																																										
(略)																																																																																											
技術基準等への適合性																																																																																											
FMVSS (CMVSS) ラベル・WVTA ラベル又はプレート・◎マーク・◎マーク・非破壊基準 (かじ取装置、燃料漏れ防止、高圧圧保護、フルラップ前面衝突、オフセット前面衝突、自動車との側面衝突、ポールとの側面衝突、歩行者保護)・その他指示事項欄参照のこと		(略)																																																																																									
(略)																																																																																											
技術基準等への適合性	適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・COCペーパー・ EU加盟国の自動車検査証等 ・別表第2又は別表第3適用二輪自動車・現車審査事項による																																																																																										
(略)																																																																																											
技術基準等への適合性																																																																																											
WVTA ラベル又はプレート・◎マーク・◎マーク・その他指示事項欄参照のこと		(略)																																																																																									
(略)																																																																																											
技術基準等への適合性	適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・ EU検査証 ・COCペーパー (M ₁ , M ₂ , N ₁)・現車審査事項による																																																																																										
(略)																																																																																											
技術基準等への適合性																																																																																											
FMVSS (CMVSS) ラベル (PASS, MPV, TRUCK, BUS / GVWR kg以下)・WVTA プレート・別紙第18号様式・非破壊基準 (前突、側突、燃料漏れ、歩行者保護)		(略)																																																																																									
(略)																																																																																											
技術基準等への適合性	適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・ EU検査証 ・COCペーパー (M ₂ , M ₃ , N ₁ , N ₂ , N ₃)・現車審査事項による																																																																																										
(略)																																																																																											
技術基準等への適合性																																																																																											
FMVSS (CMVSS) ラベル (PASS, MPV, TRUCK, BUS / GVWR kg以下 / F kg/R kg)・WVTA プレート・別紙第18号様式・非破壊基準 (前突、側突、燃料漏れ、歩行者保護)		(略)																																																																																									
(略)																																																																																											
技術基準等への適合性	適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・ EU検査証 ・COCペーパー・ 現車審査事項による ・別表第2 (車名/型式) と同一構造																																																																																										
(略)																																																																																											
技術基準等への適合性																																																																																											
WVTA ラベル・制動装置の◎ (◎) マーク		(略)																																																																																									
(略)																																																																																											

新旧対照表
193 / 196

新	旧																																				
<p>第16号様式 (略)</p> <p>第17号様式 (別添3の7.1.関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>技術基準等への適合性</td> <td>適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・COCペーパー (O₁, O₂, O₃, O₄)・EU加盟国の自動車検査証等・現車審査事項による</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">技術基準等への適合性</td> </tr> <tr> <td>WVTA ラベル又はプレート・◎マーク・◎マーク・その他指示事項欄参照のこと</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(削除)</p> <p>別添4 (4-15 関係)</p> <p style="text-align: center;">改造自動車審査要領</p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. 改造自動車</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1) の「車枠 (車体) が2分の1以上残されたもの」とは、①に掲げる状態の車枠 (車体) 構成部分の上面及び側面からの投影面積に対し、改造後の自動車に残された①に掲げる状態の車枠 (車体) 構成部分の上面及び側面からの投影面積が、それぞれ2分の1以上重複するものをいう。</p> <p>① (略)</p> <p>② 「車枠 (車体) 構成部分」とは、次に掲げる部分とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 車枠を有する被牽引自動車にあっては、当該車枠構成部分 (車枠の主要部分 (メインフレーム) が明らかなるもの) にあっては当該部分とする。また、材質を変化させることなくフレーム部分の垂直方向における高さのみを短縮又は延長した部分については、これにかかわらず、①に掲げる状態の車枠 (車体) 構成部分とみなすこととする。</p>	技術基準等への適合性	適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・COCペーパー (O ₁ , O ₂ , O ₃ , O ₄)・ EU加盟国の自動車検査証等 ・現車審査事項による		(略)			技術基準等への適合性			WVTA ラベル又はプレート・◎マーク・◎マーク・その他指示事項欄参照のこと		(略)	(略)			<p>第16号様式 (略)</p> <p>第17号様式 (別添3の7.1.関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>技術基準等への適合性</td> <td>適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・EU検査証・COCペーパー (O₁, O₂, O₃, O₄)・現車審査事項による</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">技術基準等への適合性</td> </tr> <tr> <td>WVTA プレート</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>第18号様式 (別添3の7.1.参考)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">技術基準適合性審査表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">項目告示別添の技術基準又は協定規則</td> <td style="text-align: center;">技術基準への適合性の審査</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>別添4 (4-15 関係)</p> <p style="text-align: center;">改造自動車審査要領</p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. 改造自動車</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1) の「車枠 (車体) が2分の1以上残されたもの」とは、①に掲げる状態の車枠 (車体) 構成部分の上面及び側面からの投影面積に対し、改造後の自動車に残された①に掲げる状態の車枠 (車体) 構成部分の上面及び側面からの投影面積が、それぞれ2分の1以上重複するものをいう。</p> <p>① (略)</p> <p>② 「車枠 (車体) 構成部分」とは、次に掲げる部分とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 車枠を有する被牽引自動車にあっては、当該車枠構成部分 (車枠の主要部分 (メインフレーム) が明らかなるもの) にあっては当該部分とする。また、フレーム部分の断面形状及び材質を変化させることなく、単にフレーム部分の垂直方向における高さのみを短縮又は延長した部分については、これにかかわらず、①に掲げる状態の車枠 (車体) 構成部分とみなすこととする。</p>	技術基準等への適合性	適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・ EU検査証 ・COCペーパー (O ₁ , O ₂ , O ₃ , O ₄)・現車審査事項による		(略)			技術基準等への適合性			WVTA プレート		(略)	(略)			技術基準適合性審査表		項目告示別添の技術基準又は協定規則	技術基準への適合性の審査	(略)	
技術基準等への適合性	適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・COCペーパー (O ₁ , O ₂ , O ₃ , O ₄)・ EU加盟国の自動車検査証等 ・現車審査事項による																																				
(略)																																					
技術基準等への適合性																																					
WVTA ラベル又はプレート・◎マーク・◎マーク・その他指示事項欄参照のこと		(略)																																			
(略)																																					
技術基準等への適合性	適用対象外車・技術基準等適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・ EU検査証 ・COCペーパー (O ₁ , O ₂ , O ₃ , O ₄)・現車審査事項による																																				
(略)																																					
技術基準等への適合性																																					
WVTA プレート		(略)																																			
(略)																																					
技術基準適合性審査表																																					
項目告示別添の技術基準又は協定規則	技術基準への適合性の審査																																				
(略)																																					

新旧対照表
194 / 196

新	旧																																
ウ〜エ (略) ③ (略) 4. ~11. (略) 別表第1~別表第4 (略) 第1号様式~第6号様式 (略) 別添5~別添8 (略) 別添9 (7-53、8-53 関係) 近接排気騒音の測定方法 (絶対値規制適用時) 1. ~5. (略) 6. 測定値の取扱い (1) <u>自動車騒音の大きさ</u> の測定は2回行い、1dB未满是切り捨てるものとする。 (2) 2回の測定値の差が2dBを超える場合には、測定値を無効とする。 <u>ただし、いずれの測定値も基準値を超える場合には有効とする。</u> (3) (略) (4) <u>測定値</u> と暗騒音の差が3dB以上10dB未満の場合には、測定値から次表の補正值を控除するものとする。 <u>ただし、測定値が基準値以下の場合には控除しなくてもよい。</u> <div style="text-align: right;">(単位: dB)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">測定値と暗騒音の差</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補正值</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (5) <u>測定値と暗騒音の差が3dB未満の場合には、測定値を無効とする。</u> <u>ただし、測定値が基準値以下の場合には有効とすることができる。</u> 別添10 (7-53、8-53 関係) 近接排気騒音の測定方法 (相対値規制適用時) 1. ~5. (略) 6. 測定値の取扱い (1) <u>自動車騒音の大きさ</u> の測定は3回行い、測定した騒音の値の小数第1位 (小数第2位四捨五入) までの数値を測定値とする。 <u>ただし、測定した騒音の値の整数位 (小数第1位切り上げ) までの数値が基準値以下の場合には、測定した騒音の値の整数位 (小数第1位切り上げ) までの数値を測定値とすることができる。</u> (2) 3回の測定値の差が2dBを超える場合には、測定値を無効とする。 <u>ただし、いずれの測定値も基準値を超える場合には有効とする。</u> (3) 3回の測定値の平均の値の整数位 (小数第1位四捨五入) までを騒音値とする。	測定値と暗騒音の差	3	4	5	6	7	8	9	補正值	3	2			1			ウ〜エ (略) ③ (略) 4. ~11. (略) 別表第1~別表第4 (略) 第1号様式~第6号様式 (略) 別添5~別添8 (略) 別添9 (7-53、8-53 関係) 近接排気騒音の測定方法 (絶対値規制適用時) 1. ~5. (略) 6. 測定値の取扱い (1) 測定は2回行い、1dB未满是切り捨てるものとする。 (2) 2回の測定値の差が2dBを超える場合には、測定値を無効とする。 <u>ただし、いずれの測定値も基準値を超える場合には有効とする。</u> (3) (略) (4) <u>測定値の対象とする騒音</u> と暗騒音の <u>測定値</u> の差が3dB以上10dB未満の場合には、測定値から次表の補正值を控除するものとし、 <u>3dB未満の場合には測定値を無効とする。</u> <div style="text-align: right;">(単位: dB)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>測定の対象とする騒音</u>と暗騒音の<u>測定値</u>の差</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補正值</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (新設) 別添10 (7-53、8-53 関係) 近接排気騒音の測定方法 (相対値規制適用時) 1. ~5. (略) 6. 測定値の取扱い (1) 測定は3回行い、測定した騒音の値の小数第1位 (小数第2位四捨五入) までの数値を測定値とする。 <u>【例えば、92.45は92.5とし、92.44は92.4とする】</u> (2) 3回の測定値の差が2dBを超える場合には、測定値を無効とする。 (3) 3回の測定値の平均の値の整数位 (小数第1位四捨五入) までを騒音値とする。	<u>測定の対象とする騒音</u> と暗騒音の <u>測定値</u> の差	3	4	5	6	7	8	9	補正值	3	2			1		
測定値と暗騒音の差	3	4	5	6	7	8	9																										
補正值	3	2			1																												
<u>測定の対象とする騒音</u> と暗騒音の <u>測定値</u> の差	3	4	5	6	7	8	9																										
補正值	3	2			1																												

新旧対照表
195 / 196

新	旧
(4) <u>測定値</u> と暗騒音の差が10dB未満の場合には、測定値を無効とする。 <u>ただし、測定値が基準値以下の場合には有効とすることができる。</u> 別添11~別添16 (略)	<u>【例えば、92.5は93とし、92.4は92とする】</u> (4) <u>測定値の対象とする騒音</u> と暗騒音の <u>測定値</u> の差が10dB未満の場合には、測定値を無効とする。 別添11~別添16 (略)

附則 (平成30年2月9日規程第29号)
この規程は、平成30年2月10日から施行する。